平成２８年　第１回定例会

摂津市議会会議録

平成２８年２月２２日　開会
平成２８年３月２９日　閉会

摂　津　市　議　会

目　　次

平成２８年第１回定例会

○２月２２日（第１日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
　議会事務局職員 ----------1－　1
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------1－　2
開会の宣告 ----------1－　4
　市長挨拶
開議の宣告 ----------1－　4
会議録署名議員の指名 ----------1－　4
日程１　会期の決定 ----------1－　4
日程２　平成２８年度市政運営の基本方針 ----------1－　4
　説明（市長）
日程３　議選第１号 ----------1－ 11
　選挙
日程４　議案第１５号、議案第１６号 ----------1－ 11
　提案理由の説明（市長）
　採決
日程５　議案第１号～議案第１４号、議案第１９号～議案第４４号 -------1－ 12
　提案理由の説明（総務部長、水道部長、保健福祉部長、土木下水道
　　部長、生活環境部長、生涯学習部長、市長公室長、固定資産評価
　　審査委員会事務局長、次世代育成部長、教育総務部長、消防長）
日程６　報告第１号 ----------1－ 47
　報告（総務部長）
　採決
日程７　議案第１７号 ----------1－ 48
　提案理由の説明（土木下水道部長）
　質疑（三好義治議員）
　採決
日程８　議案第１８号 ----------1－ 50
　提案理由の説明（土木下水道部長）
　質疑（藤浦雅彦議員）
　採決
休会の決定 ----------1－ 51
散会の宣告 ----------1－ 51

○３月４日（第２日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
議会事務局職員 ----------2－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------2－ 2
開議の宣告 ----------2－ 4
会議録署名議員の指名 ----------2－ 4
日程１　議案第１号～議案第１４号、議案第１９号～議案第４４号 -------2－ 4
質疑（増永和起議員）
委員会付託
日程２　議案第４５号～議案４７号 ----------2－ 7
提案理由の説明（次世代育成部長、消防長）
質疑（安藤薫議員）
委員会付託
日程３　代表質問
民主市民連合　三好義治議員 ----------2－ 11
おおさか維新の会　渡辺慎吾議員 ----------2－ 30
公明党　村上英明議員 ----------2－ 39
延会の宣告 ----------2－ 66

○３月７日（第３日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
議会事務局職員 ----------3－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------3－ 2
開議の宣告 ----------3－ 3
会議録署名議員の指名 ----------3－ 3
日程１　代表質問
自民党・市民の会　市来賢太郎議員 ----------3－ 3
日本共産党　増永和起議員 ----------3－ 21
市民ネットワーク　上村高義議員 ----------3－ 47
休会の決定 ----------3－ 61
散会の宣告 ----------3－ 61

○３月２９日（第４日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
議会事務局職員 ----------4－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------4－ 2
開議の宣告 ----------4－ 5
会議録署名議員の指名 ----------4－ 5

日程１　一般質問
中川嘉彦議員 ----------4－ 5
森西正議員 ----------4－ 10
渡辺慎吾議員 ----------4－ 15
日程２　議案第１号～議案第１４号、議案第１９号～議案第４７号 -------4－ 26
委員長報告（総務・建設・文教・民生常任委員長、議会運営委員長、
駅前等再開発特別委員長）
日程３　議案第２８号特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の
議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例撤回の件 ---4－ 28
撤回理由の説明（市長）
採決
日程４　議案第３８号摂津市敬老金条例の一部を改正する条例撤回の件 ---4－ 29
撤回理由の説明（市長）
採決
日程５　議案第１号～議案第１４号、議案第１９号～議案第２７号、
議案第２９号～議案第３７号、議案第３９号～議案第４７号 ----------4－ 29
討論（山崎雅数議員、水谷毅議員、渡辺慎吾議員、嶋野浩一朗議員）
採決
日程６　議案第４８号 ----------4－ 43
提案理由の説明（総務部長）
採決
日程７　議会議案第１号 ----------4－ 45
提案理由の説明（村上英明議員）
議会議案第１号に対する修正案の説明（安藤薫議員）
採決
日程８　議会議案第２号 ----------4－ 46
提案理由の説明（藤浦雅彦議員）
採決
日程９　議会議案第３号～議会議案第６号 ----------4－ 47
討論（山崎雅数議員）
採決
日程１０　常任委員会の所管事項に関する事務調査の件 ----------4－ 48
閉会中の継続調査に決定
閉会の宣告 ----------4－ 48

☆添付資料
審議日程 ---------- 資料－ 1
議案付託表 ---------- 資料－ 2

代表質問要旨 ---------- 資料－　4
一般質問要旨 ---------- 資料－　9
常任委員会の所管事項に関する事務調査表 ---------- 資料－ 10
議決結果一覧 ---------- 資料－ 11

摂　津　市　議　会　会　議　録

平成２８年２月２２日

（第１日）

平成２８年第１回摂津市議会定例会会議録

平成２８年　２月２２日（月曜日）
午前１０時　　開　会
摂　津　市　議　会　議　場

１　出席議員　（２１名）

１番	上村高義	２番	木村勝彦
３番	森西　正	４番	中川嘉彦
５番	福住礼子	６番	藤浦雅彦
７番	村上英明	８番	三好義治
９番	東　久美子	１０番	渡辺慎吾
１１番	大澤千恵子	１２番	増永和起
１３番	弘　豊	１４番	山崎雅数
１５番	水谷　毅	１６番	南野直司
１７番	嶋野浩一朗	１８番	市来賢太郎
１９番	野原　修	２０番	安藤　薫
２１番	野口　博		

１　欠席議員　（０名）

１　地方自治法第１２１条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	箸尾谷知也	市長公室長	乾　富治
総務部長	杉本正彦	生活環境部長	登阪　弘
生活環境部理事	北野人士	保健福祉部長	堤　守
保健福祉部理事	島田　治	都市整備部長	吉田和生
土木下水道部長	山口　繁	教育委員会教育総務部長	山本和憲
教育委員会次世代育成部長	前馬晋策	教育委員会生涯学習部長	宮部善隆
監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長	井口久和	水道部長	渡辺勝彦
消防長	樋上繁昭		

１　出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局次長	橋本英樹

1 議　事　日　程

1,				会期決定の件
2,				平成２８年度市政運営の基本方針
3,	議	選 第	１号	淀川右岸水防事務組合議会議員選挙の件
4,	議	案 第	１５号	教育委員会委員の任命について同意を求める件
	議	案 第	１６号	教育委員会委員の任命について同意を求める件
5,	議	案 第	１号	平成２８年度摂津市一般会計予算
	議	案 第	２号	平成２８年度摂津市水道事業会計予算
	議	案 第	３号	平成２８年度摂津市国民健康保険特別会計予算
	議	案 第	４号	平成２８年度摂津市財産区財産特別会計予算
	議	案 第	５号	平成２８年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
	議	案 第	６号	平成２８年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
	議	案 第	７号	平成２８年度摂津市介護保険特別会計予算
	議	案 第	８号	平成２８年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
	議	案 第	９号	平成２７年度摂津市一般会計補正予算（第４号）
	議	案 第	１０号	平成２７年度摂津市水道事業会計補正予算（第２号）
	議	案 第	１１号	平成２７年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
	議	案 第	１２号	平成２７年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
	議	案 第	１３号	平成２７年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第４号）
	議	案 第	１４号	平成２７年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
	議	案 第	１９号	指定管理者指定の件（摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書センター）
	議	案 第	２０号	摂津市行政不服審査会条例制定の件
	議	案 第	２１号	摂津市職員の退職管理に関する条例制定の件
	議	案 第	２２号	摂津市立別府コミュニティセンター条例制定の件
	議	案 第	２３号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
	議	案 第	２４号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	２５号	摂津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	２６号	摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	２７号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	２８号	特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	２９号	一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	３０号	摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	３１号	摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	３２号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	３３号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	３４号	摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	３５号	摂津市民図書館条例及び摂津市立鳥飼図書センター条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	３６号	摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

	議	案 第	３７号	摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び摂津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	３８号	摂津市敬老金条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	３９号	摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	４０号	摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	４１号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	４２号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	４３号	摂津市企業立地等促進条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	４４号	摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
6,	報	告 第	１号	摂津市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例専決処分報告の件
7,	議	案 第	１７号	市道路線認定の件
8,	議	案 第	１８号	市道路線廃止の件

---

１ 本日の会議に付した事件

日程１から日程８まで

（午前１０時　開会）

○南野直司議長　ただいまから平成２８年第１回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。

市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　おはようございます。

本日、平成２８年の第１回摂津市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご参集賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、摂津市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例専決処分報告の件、予算案件といたしまして、平成２８年度摂津市一般会計予算ほか１３件、人事案件といたしまして、教育委員会委員の任命について同意を求める件が２件、その他案件といたしまして、市道路線認定の件ほか２件、条例案件といたしまして、摂津市行政不服審査会条例制定の件ほか２４件、合計４５件のご審議をお願いいたすものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

○南野直司議長　挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、野口議員及び上村議員を指名します。

日程１、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から３月２９日までの３７日間とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

日程２、平成２８年度市政運営の基本方針に関する説明を求めます。

市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　本日、ここに平成２８年度の一般会計予算をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに当たりまして、市政運営に関する私の所信と施策の大要を申し上げます。

平成２８年度は、私が市政を預かり、３期目の締めくくりを迎える年であります。振り返りますと、市長就任以来、１年１年が激動であり、いかに市政のかじ取りが市民生活に大きく影響するか、その責任の重大さを痛感する日々でありました。また、市内のどこに出向きましても、私の心に強く響いてまいりましたのは、市民の皆様方の熱い郷土愛でありました。これこそが本市の最大の強みであり、胸を張って誇れるものだと感じながら、これまで１２年間、市長の職務に邁進してまいりました。

さらに、本年度は市制施行５０周年を迎える節目の年であります。昭和４１年１１月に本市が誕生して以来、順調に発展を遂げることができましたのも、摂津をこよなく愛し、まちづくりに情熱を捧げられた多くの先人のご尽力のおかげでございます。この熱い想いがこもった本市を、今後さらに１０年先、２０年先、そして５０年先へと大切に引き継いでいくことが、我々、今を生きる者の責務であります。

私は、この大きな節目となる本年度を次なる５０年に向けた飛躍の年と位置付け、しっかりと将来を見据え、子の世代、孫の世代にも摂津を誇りに感じてもらえるよう、未来へと続くまちづくりに全身全霊で取り組む覚悟でございます。

さて、我が国の経済についてでありますが、有効求人倍率や企業活動など、幅広い分野で改善が見られるものの、最近の急激な円高や日経平均株価の下落、さらに、１年後に迫った消費税率引き上げによる消費低迷への懸念など、まだまだ先行きは予断を許さない状況にあります。

次に、本市の財政状況でありますが、平成２６年度決算では黒字を確保しつつ、基金残高を増加させることができました。しかし、経常収支比率は９９．７％と、財政の硬直化は極めて深刻な状態にあると肝に銘じておかなければなりません。これは、スケールメリットを発揮しにくい本市にとりまして、少しの油断がたちまち財政の悪化を招くことを意味しております。さらに、今後の財政運営を見通しますと、高齢化のさらなる進展による社会保障関係経費の急増、老朽化した公共施設の更新問題、税制改正が及ぼす影響など、避けようのない多くの懸念材料がございます。

時あたかも、我が国は人口減少社会を迎え、どの自治体も生産年齢層、特に子育て世代の定住促進に本腰を入れ取り組んでいるところであります。都市間競争という大きな時代のうねりの中、本市が今後も発展を続けるには、独自性や強みを最大限に生かすとともに、それらの魅力を発信し続けることが必要不可欠であります。また、未来に向けた夢づくりも魅力向上には欠かせないものであります。大阪中心部への好アクセス、活発な産業、北大阪健康医療都市のまちづくりなど、都市資源をフル活用するとともに、新たな夢づくりにも取り組み、未来へと続く市政のかじ取りに精いっぱい努めてまいります。

それでは、平成２８年度の具体的な施策についてご説明を申し上げます。

予算編成並びに諸議案の作成に当たりましては、３期目４年間の基本理念である「つながり・絆」を軸に、特に本年度は、まちづくりの基本となる安全・安心、そして市民の健康にしっかりと取り組むとともに、未来を担う子どもに重点を置き、次なる５０年へのスタートを切ってまいります。まだまだ厳しい財政状況ではありますが、将来のために今なすべきことを見きわめ、旬を逃さず、鋭意取り組んでまいります。

以下、本年度に実施いたします新規事業を中心とした主な施策につきまして、第４次摂津市総合計画に示しております７つのまちづくりの目標に沿ってご説明を申し上げます。

第１に、市民が元気に活動するまちづくりについてであります。

本市のまちづくりを支えていただいているものは、市民一人ひとりの心に宿る熱い郷土愛、そして、自分たちの手でまちをよくしたいとの情熱にほかなりません。これらが形となってあらわれたものが、通学路の安全見守りや地域の清掃活動、自主防災訓練など、自治会をはじめとした各団体の皆様の手による活発な自主活動であります。このような活動は、本市のまちづくりを力強く牽引する、まことにありがたいものであります。また、活動を通じて人と人とのかかわりが深まり、つながり・絆へと結びつけば、行政を預かる者として、これほどうれしいことはございません。

さらに、本年度は市制施行５０周年を迎える年であります。市域全体に祝賀の機運が広がるよう、記念式典の開催をはじめ、市民団体・事業者の方々が自主的に５０周年を祝う創意工夫にあふれた取り組みを支援するなど、市民の皆さんとともに、心に残る節目の年になるよう努めてまいります。

次に、地域活動の支援につきましては、別府地域に地域活動の拠点、また、多様な学習の場となるコミュニティ施設を創設してまいります。

続いて、情報発信力の強化につきましては、広報紙の発行を月１回とし、冊子判に変更することで、質・量ともに充実を図ってまいります。また、ホームページをリニューアルし、市の情報を一層わかりやすく伝えられるよう工夫してまいります。さらに、議会において、インターネットを通じて本会議の様子をライブ中継及び録画配信で視聴できるよう、映像配信システムを整備してまいります。

第２に、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについてであります。

近年、ゲリラ豪雨など記録的な降雨による被害が多発しております。昨年９月には、鬼怒川の氾濫により、甚大な浸水被害が発生いたしました。複数の一級河川が流れる本市にとりましても、この災害は決して他人事ではございません。まちづくりの基本は安全・安心。しっかりと防災・防犯対策、そして消防・緊急救助等に万全の体制を整えてまいります。

初めに、防災対策につきましては、千里丘新町地区に防災機能を備えた明和池公園を供用開始し、万一の際の安全な避難地として活用してまいります。また、豪雨時の雨水排水に備え、味舌ポンプ場と鳥飼八町ポンプ場のポンプ設備を更新してまいります。さらに、同報系防災行政無線のデジタル化に向け設計に着手するとともに、自主防災組織による防災マップ作成の支援や、小中学校での防災教育カリキュラムの構成にも取り組んでまいります。

防犯対策につきましては、通学路を含む市内主要箇所に防犯カメラやＬＥＤ防犯灯を増設するなど、犯罪を未然に防止するまちづくりに引き続き取り組んでまいります。

消防・救急救助施策につきましては、４月から吹田市との消防指令センターの共同運用を開始し、一層迅速な消防活動を推進するとともに、広域連携を図ってまいります。また、救命率の向上を目指し高規格救急車を更新するとともに、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）を消防出張所及び摂津警察署との連携のもと各交番に配備し、常時利用できる体制を構築してまいります。さらに、地域防災のかなめである消防団活動を支援するため、消防分団車両の更新に対する補助金を引き上げてまいります。

続いて、都市基盤の整備についてであります。

初めに、北大阪健康医療都市のまちづくりについては、国立循環器病研究センターを核とした健都イノベーションパークの周辺整備に取り組んでまいります。また、ＪＲ千里丘西地区の再開発にかかわる千里丘西地区市街地再開発準備組合の活動を引き続き支援してまいります。さらに、本市の長年の夢である阪急京都線連続立体交差事業では、都市計画決定に向けた関係機関との調整や側道の予備設計、路線測量等を実施してまいります。

次に、安全で便利な道路の整備につきましては、千里丘三島線東側の歩道拡幅に向け、不動産鑑定や建物等調査などを実施してまいります。また、阪急摂津市駅北側の境川右岸部分を新たに自転車歩行者専用道路として整備するとともに、大正川右岸２号線の補修工事を実施してまいります。

橋梁の安全対策につきましては、鶴野新橋の耐震化工事をはじめ、柳田歩道橋の長寿命化を図るなど、計画的な維持補修に努めてまいります。

水道事業につきましては、太中浄水場電気計装設備の更新工事に着手するとともに、鳥飼送水所４号配水池の耐震工事を引き続き実施し、安全な水の安定供給に努めてまいります。

公共下水道事業につきましては、平成２９年４月の地方公営企業移行に向け着実に作業を進め、経営基盤の強化と会計の透明性を図ってまいります。

民間住宅の耐震化促進につきましては、耐震診断及び改修補助制度を引き続き増額した補助額で実施してまいります。また、摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画を更新し、より効果的な耐震化促進策を検討してまいります。

第３に、みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについてでありますが、現代を生きる我々は、大変便利で快適な暮らしを享受しております。しかし、今、当然のように感じている日々の生活は、化石燃料の恩恵によるものも多く、この代償として、地球温暖化や環境破壊が進行しているという事実を強く意識しなければなりません。環境問題は地球規模の課題ですが、たとえ小さな一歩でも、できる限りの取り組みを実践することが大切であります。そこで本年度は、新たに環境部を創設するとともに、持続的発展が可能な社会の実現を目指し、摂津市環境の保全及び創造に関する条例の改正を行ってまいります。また、市民環境フェスティバルや環境教育を通じ、環境問題に対する意識の高揚を図ってまいります。

次に、ごみ焼却炉の延命につきましては、精密機能検査を実施し、補修箇所を特定することで、施設全体を計画的に保全するとともに、茨木市との広域連携に向け、引き続き協議を進めてまいります。

自然豊かで憩い安らぐ空間づくりにつきましては、緑の保全や緑化の推進、公園施設の維持管理に努めてまいります。また、多くの家族連れや鉄道ファンでにぎわう新幹線公園について、０系新幹線車両及び電気機関車の大規模修繕を実施してまいります。

第４に、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについてであります。

最近、世界各地での地域紛争やテロなど、罪もない人々が犠牲となる事件が頻繁にメディアに取り上げられております。このような報道に触れるたびに、大変心が痛むとともに、世界の恒久平和を願わずにはいられません。また、唯一の戦争被爆国である日本は、核兵器の恐ろしさを全世界に向け発信する責務がございます。そこで本年度も、市民の代表に原爆被爆地で開催される平和記念式典への参加をいただき、全世界に向け核の恐怖と恒久平和の大切さをアピールしてまいります。また、７、８月の平和月間には、平和コンサートなど、平和のとうとさを実感していただけるイベントを開催してまいります。

人権施策につきましては、世界人権宣言摂津連絡会議や摂津市人権協会と連携を図り、市民一人ひとりの人権が尊重されるよう啓発活動に努めるとともに、人権なんでも相談などの相談窓口を引き続き開設してまいります。また、住民票の写しなど諸証明を不正に請求することは、人権侵害につながる重大な犯罪行為であります。このような行為を防止するため、証明書を交付した事実を本人に通知する登録型本人通知制度の周知を図り、登録者の拡大に努めてまいります。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みにおきましては、男女共同参画センター・ウィズせっつを拠点に、ウィズカレッ

ジなどの人材養成講座を引き続き開催してまいります。また、誰もが性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍できる社会が実現されるよう、第３期摂津市男女共同参画計画の中間見直しを実施してまいります。

続いて、福祉施策についてであります。

まず、地域福祉施策についてでありますが、地域福祉活動の拠点機能と集会所機能を併せ持ち、さまざまな地域から集い交流の場となるデイハウスましたを、十三高槻線上部に開設してまいります。

次に、高齢者施策につきましては、ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加の一途をたどる中、本年度はライフサポーターを増員し、府内初となる７５歳以上の市民全員を対象にした戸別訪問による生活状況の調査と見守りを実施してまいります。また、宅配を行う事業者などと連携し、高齢者の見守りを多角的に進めてまいります。

障害者施策につきましては、障害者差別解消法の施行に併せ、法の理念が社会全体に浸透するよう周知に努めるとともに、差別事象への相談体制を構築してまいります。さらに、庁内の補助的な業務を集約し、専任常駐支援員の指導・支援のもと、障害のある非常勤職員が作業を行う「チャレンジド　オフィス　せっつ」を設置し、就業支援に取り組んでまいります。

続いて、子育て支援施策についてでありますが、子ども医療費助成につきましては、通院にかかる助成対象者を小学校６年生から中学校３年生まで拡大し、併せて所得制限を撤廃いたします。また、保育サービスの拡充につきましては、民間医療機関で行う病児・病後児保育の利用料金を補助してまいります。

ひとり親家庭の支援につきましては、高校卒業程度認定試験に向けての講座を修了した方に受講費用の助成を行ってまいります。また、婚姻歴のないひとり親家庭への経済的な支援として、保育所、幼稚園、認定こども園等の利用者負担について、寡婦（夫）と同様の算定方法を適用してまいります。

生活困窮者の自立に向けた支援につきましては、府内の市町村と共同して、協力企業の開拓などの就労準備支援事業を展開してまいります。

続いて、本年度の重点項目であります健康についてでありますが、本年、国立循環器病研究センターを核とする北大阪健康医療都市が動き出します。これを機に、健康づくりの理念をはじめ、健康の観点から禁煙エリアの指定を盛り込んだ、府内初となります（仮称）健康づくり推進条例を制定してまいります。併せて、健康・医療のまちづくりシンポジウムを開催するなど、世界へと発信できる最先端の健康医療都市となるよう、取り組みをスタートしてまいります。

一方、健康を維持するためには、定期的な健康診断が欠かせません。特に年々高まり続けるがん検診の受診ニーズに対応するため、胃がん、大腸がん、肺がんについて、新たに個別検診を導入することで検診機会を拡充してまいります。また、生活習慣病の対策につきましては、特に糖尿病に重点を置き、モデル地区を指定した運動や食事指導など、より具体的な予防策を実施してまいります。

続いて、国民健康保険制度についてでありますが、昨年５月の法改正により、平成３０年度から都道府県が財政運営の責任主体となります。中心的な役割を担うことが決定されました。国保制度の広域化を目の前に控える中、未来に続く制度として安定

的に運営していくためには、何より健全な財務体質が強く求められてまいります。このため、本来であれば引き続き保険料率の引き上げが必要でございますが、市民生活への影響を考慮し、本年度につきましては据え置く決断をいたしました。

第５に、誰もが学び、成長できるまちづくりについてであります。

将来を担う子どもたちは、社会の大切な宝であります。かけがえのない存在であります。本年度も子どもたちの健やかな成長を全力でサポートしていきたいと思います。

まず、未就学児につきましては、就学前教育実践の手引きを活用し、しっかりと幼保小の連携を保つことで、スムーズに義務教育へとつながるよう取り組んでまいります。

小中学校期は、人格形成に大きな影響を受ける、まさに人づくりの時期であることを念頭に置き、確かな学力、豊かな心、健康・体力の３つから成る生きる力を育んでまいります。

とりわけ確かな学力に向けた取り組みにつきましては、全国学力・学習状況調査の結果分析をもとに、教員の授業力向上を図る研修を充実させるとともに、外国人英語指導助手の派遣回数や学習教材データベースのモデル校を拡大するなど、学習効果が一層高まるよう取り組んでまいります。

また、読書は全ての学習の基礎をなすだけでなく、豊かな心の醸成にも資するものであります。引き続き、小中学校図書室の蔵書数を拡充するとともに、読書ノートを活用し、子どもたちに読書習慣をしっかりと身につけてもらえるよう取り組んでまいります。

一方、昨今、日常生活のさまざまな場面で、ＩＣＴ、情報通信技術でありますが、必要不可欠なものとなってまいりました。

そこで本年度は、全ての小学校にタブレット型のパソコンを導入し、わかりやすい授業に向けたツールとして活用するとともに、子どもたちが実際に触れることで、ＩＣＴ活用スキルを磨く機会を確保してまいります。また、中学校では普通教室にプロジェクターを配置し、視聴覚教材を活用することで、生徒の学習意欲が高まる授業を取り組んでまいります。

学校施設についてでありますが、子どもたちが安心して学校生活を過ごせるよう、本年度は、第三中学校の体育館及びプールの改修を進めるとともに、小中学校の各トイレブースに洋式トイレを設置するなど、引き続き教育環境の充実に取り組んでまいります。

続いて、文化・スポーツの振興についてであります。

耐震補強及び内装改修等のため一時閉館中の市民文化ホールが、本年１１月にリニューアルオープンを予定しております。これまで以上に、文化の発信拠点、そして日ごろの活動成果を発表する場となるよう、整備を進めてまいります。また、旧味舌スポーツセンターにつきましては、耐震化等の工事を実施し、気軽に文化やスポーツ、地域活動などに利用いただけるような多目的施設として整備してまいります。さらに、吹田市公舎跡地の多目的スポーツ広場の開設準備にも取り組んでまいります。

市史編さん事業につきましては、市制施行５０周年に併せ、ふるさと摂津を多くの方に再発見していただけるよう、本市の古代から近現代をつづった「（仮称）わかりやすい摂津市の歴史」を刊行してまいります。

第６に、活力ある産業のまちづくりにつ

いてでありますが、本市は、大規模工場をはじめ物流拠点や町工場など、４，０００以上の事業所が集積し、昼夜間人口比率が１１０％を超える、まさに活気あふれる産業のまちであります。このような本市を一層活性化させるには、事業者の皆様に元気でいていただかなければなりません。

そこで、市内事業所の９割以上が従業員５０人に満たないという現状を踏まえ、中小企業事業資金融資について、貸付限度額の引き上げや融資利率の引き下げなど制度内容を拡充し、府内でもトップクラスの融資制度とすることで、経営基盤の強化を支援してまいります。さらに、企業立地等促進制度の対象要件を緩和し、中小企業の誘致促進、流出防止にも努めてまいります。

また、木工、金属加工、精密機器製造などで卓越した熟慮の技術を持つ職人さん、技術者の方々を「匠」として認定し、市内外に発信する「摂津の匠」制度をスタートしてまいります。

さらに、摂津市商工会、そして市内参加店の協力により（仮称）エンジョイ摂津・セッピィスクラッチ事業を実施し、消費活動に弾みをつけることで商業活性化を図ってまいります。

一方、千里丘新町に誕生する健都イノベーションパークは、最先端の健康・医療関連機関の集積を目指す本市の新しい顔であります。今後、関連企業等の本格的な誘致活動を進めてまいります。

農業振興施策につきましては、引き続き、体験型市民農園を通じた三世代交流を促進するとともに、農地の保全と担い手の育成に取り組んでまいります。

就労支援につきましては、求職者の技術習得を支援する能力開発講座、専門相談員による的確な就労相談をそれぞれ実施するとともに、各種就職フェアによる就労機会の拡大に努めてまいります。

第７に、計画を実現する行政経営についてであります。

本市では、これまでも数次にわたる行政改革に取り組んでまいりました。経済状況が目まぐるしく変化し、行政ニーズも多様化する中、これまで財政再生団体に陥ることなく、市政運営を維持することができましたのは、ひとえに、市民の皆様にご協力をいただき、オール摂津で取り組んだ行政改革のたまものであります。現在進行中の第５次行政改革では、平成３０年度末までを実施期間として、中長期的な財政基盤の確立と人材育成を大きな柱に据えております。子の世代、孫の世代へと本市を大切に引き継ぐために、全職員が一丸となって精いっぱい取り組んでまいります。

次に、懸案事項の一つであります老朽化した公共施設の更新問題でありますが、公共施設等総合管理計画を策定し、市有財産の総合的かつ計画的な管理を推進してまいります。

電子自治体の推進につきましては、個人番号カードを活用した情報連携の環境整備に取り組むとともに、各種証明書のコンビニ交付に続く具体的な事業を検討してまいります。また、セキュリティ面についても万全を期してまいります。

市の特色づくりにつきましては、市民文化ホールや幹線道路の愛称を募集し、地域への愛着やふるさと意識の醸成に取り組んでまいります。

最後になりましたが、今後の夢づくりについて一言申し上げます。

本年は、４年に一度のオリンピックイヤーであります。今後、８月開催のリオ五輪に向けて、スポーツ振興の機運は一層高ま

り、続く２０２０年の東京五輪へと期待は大きく膨らんでまいります。このような流れの中にあって、本年度、本市では安威川以南での総合体育館の整備に向け、基本構想及び基本計画を策定してまいります。これは、スポーツを通じたまちづくりの中心施設として、また、５０周年を節目に未来へと飛躍する本市の象徴として、非常に大きな意味を持つ事業であります。

さらに、スポーツはフェアプレーの精神を重んじ、心の鍛錬にも通じる、まさに人間基礎教育そのものであります。この総合体育館が、次世代を担う子どもたちの心と体の健やかな成長を促す施設になることを願い、そして、総合体育館で切磋琢磨した若者たちが、将来、それぞれの生活の場で、思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約・環境の五つの心を実施してくれることを願い、しっかりと未来への夢が形になるよう、大きな第一歩を踏み出してまいります。

以上、市政運営に当たっての基本的な考え方、そして本議会にご提案いたしております施策の大要につきまして、ご説明を申し上げました。

市制施行５０周年を節目に、さらに本市が魅力的なまちへと大きく発展し、誰もが夢と誇りと生きがいを持って暮らせるよう、私は市政のかじ取り役という責務をしっかりと果たし、未来へとつなげてまいる所存であります。もちろん課題は山積しておりますが、全職員が「やる気」「元気」「本気」、そして「勇気」を持って取り組めば、必ずや乗り越えられると確信をしております。

何とぞ、市民の皆様には、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、私の市政方針といたします。ありがとうございました。

○南野直司議長　説明が終わりました。

日程３、議選第１号、淀川右岸水防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

寺田薫氏及び木村議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました寺田薫氏及び木村議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、寺田薫氏及び木村議員が淀川右岸水防事務組合議会議員に当選されました。

木村議員が議場におられますので、当選の告知をします。

日程４、議案第１５号及び議案第１６号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　ただいま一括上程となりました議案第１５号及び議案第１６号の提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第１５号、教育委員会委員の任命について同意を求める件につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成２８年３月７

日付で大矢優子委員が任期満了となることに伴いまして、引き続き大矢優子氏を摂津市教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第１６号、教育委員会委員の任命について同意を求める件につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成２８年３月３１日付で福元実委員が任期満了となることに伴いまして、引き続き福元実氏を摂津市教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

今回の教育委員の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律における経過措置に、附則第４条として、新たに任命される委員の任期の特例としまして、施行日から４年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、新法第５条第１項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、１年以上４年以内で地方公共団体の長が定めるものとするとの規定を踏まえまして、任期満了の期日を、大矢優子氏につきましては平成３０年３月３１日に、福元実氏については平成２９年３月３１日とするものです。

なお、それぞれの履歴書を議案参考資料の１ページから３ページに添付いたしておりますので、ご参照いただきますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、議案第１５号及び議案第１６号の提案理由の説明とさせていただきます。

○南野直司議長　説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本２件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第１５号及び議案第１６号を一括採決します。

本２件について、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、本２件は同意されました。

日程５、議案第１号など４０件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（杉本総務部長　登壇）

○杉本総務部長　議案第１号、平成２８年度摂津市一般会計予算につきまして、提案内容をご説明いたします。

まず、平成２８年度予算額の概要ですが、当初予算の総額は３４７億４，０００万円で、対前年度当初予算比では５億３，３００万円、１．５％の減額となっております。

減額の要因を歳出の性質別で見ますと、扶助費が２億８，２３３万７，０００円の増額、物件費が２億９，７７６万８，０００円の増額となったものの、建設事業費が１０億２，６０５万９，０００円の減額となっております。

まず、予算概要２０４ページをご参照ください。

歳出の性質別内訳ですが、人件費は５４億８，９１３万３，０００円で、前年度に比べ０．７％の減額です。

公債費は３５億４，２９１万１，０００円で、前年度に比べ１．０％の減額です。

扶助費は９４億２，８７０万５，０００円で、前年度に比べ３．１％の増額です。

物件費は６９億７，４６９万７，０００円で、前年度に比べ４．５％の増額です。

繰出金は４２億５，９３０万円で、前年度に比べ２．１％の増額です。

普通建設事業費は１８億３，１８９万５，０００円で、前年度に比べ３５．９％の減額です。

それでは、予算書の３ページをご覧ください。

第１条は、歳入歳出予算の総額を３４７億４，０００万円と定めており、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、４ページからの第１表歳入歳出予算に記載のとおりです。

まず、歳入ですが、款１市税は１７２億９，５２０万円で、前年度に比べ３億３，５２０万円、２．０％の増額です。

項１市民税は６３億８９０万円で、前年度に比べ９，６９０万円、１．６％の増額です。

項２固定資産税は８５億２，２６０万円で、前年度に比べ２億５６０万円、２．５％の増額です。

項３軽自動車税は８，９９０万円で、前年度に比べ２９０万円、３．３％の増額です。

項４市たばこ税は７億８，０００万円で、前年度と同額です。

項５都市計画税は１５億９，３８０万円で、前年度に比べ２，９８０万円、１．９％の増額です。

款２地方譲与税は１億５，２００万円で、前年度に比べ１００万円、０．７％の減額です。

項１地方揮発油譲与税は４，３００万円で、前年度に比べ２００万円、４．４％の減額です。

項２自動車重量譲与税は１億９００万円で、前年度に比べ１００万円、０．９％の増額です。

款３利子割交付金は２，６００万円で、前年度に比べ２，２００万円、４５．８％の減額です。これは、特定公社債等の利子等について、利子割から配当割へ移行されたことによる税制改正の影響を受けたものです。

款４配当割交付金は１億６００万円で、前年度に比べ１，５００万円、１６．５％の増額です。

款５株式等譲渡所得割交付金は２，４００万円で、前年度に比べ８００万円、５０％の増額です。これは株式市場が好調であることによるものです。

款６地方消費税交付金は１９億７，９００万円で、前年度に比べ４，８００万円、２．５％の増額です。

款７ゴルフ場利用税交付金は１６０万円で、前年度に比べ１０万円、５．９％の減額です。

款８自動車取得税交付金は５，２００万円で、前年度に比べ４００万円、８．３％の増額です。

款９地方特例交付金は７，９００万円で、前年度と同額です。

款１０地方交付税は２億１，０００万円で、前年度に比べ３，２００万円、１３．２％の減額です。これは地方交付税の別枠

加算が廃止されたことによるものです。

款１１交通安全対策特別交付金は１，６００万円で、前年度に比べ１００万円、５．９％の減額です。

款１２分担金及び負担金は７億５，６３４万２，０００円で、前年度に比べ１億３，５６７万円、１５．２％の減額です。これは市内保育園の認定こども園化に伴う負担金の減によるものです。

款１３使用料及び手数料は５億９，３５８万７，０００円で、前年度に比べ５５２万８，０００円、０．９％の増額です。

項１使用料は４億７，０６２万円で、前年度に比べ６４７万８，０００円、１．４％の増額です。

次に、５ページをご覧ください。

項２手数料は１億２，２９６万７，０００円、前年度に比べ９５万円、０．８％の減額です。

款１４国庫支出金は５８億６，７１２万４，０００円で、前年度に比べ３億２，５６６万１，０００円、５．３％の減額です。

項１国庫負担金は５０億１，６８６万５，０００円で、前年度に比べ１億２，３９５万５，０００円、２．５％の増額です。

項２国庫補助金は７億８，４５９万７，０００円で、前年度に比べ４億４，２６８万５，０００円、３６．１％の減額です。これは小中学校耐震補強等工事完了に伴う学校施設環境改善交付金などの減額によるものです。

項３委託金は６，５６６万２，０００円で、前年度に比べ６９３万１，０００円、９．５％の減額です。これは国勢調査の完了によるものです。

款１５府支出金は２０億７，３０３万５，０００円で、前年度に比べ５９８万５，０００円、０．３％の増額です。

項１府負担金は１４億６，９９１万１，０００円で、前年度に比べ６，５３０万８，０００円、４．６％の増額です。

項２府補助金は４億３，２４４万１，０００円で、前年度に比べ１，６５６万９，０００円、３．７％の減額です。

項３委託金は１億７，０６８万３，０００円で、前年度に比べ４，２７５万４，０００円、２０％の減額です。これは大阪府知事選挙事務の完了によるものです。

款１６財産収入は３億３，２９５万２，０００円で、前年度に比べ８，７５６万７，０００円、３５．７％の増額です。

項１財産運用収入は３，０９５万２，０００円で、前年度に比べ５５６万７，０００円、２１．９％の増額です。

項２財産売払収入は３億２００万円で、前年度に比べ８，２００万円、３７．３％の増額です。これは第１集会所跡地などの売り払いを見込むものです。

款１７寄附金は２，０００円で、前年度に比べ１，０００円の増額です。

款１８繰入金は２９億２，２０８万９，０００円で、前年度に比べ６億８，４１３万９，０００円、３０．６％の増額です。

項１特別会計繰入金は１，２８２万６，０００円で、前年度と同額です。

項２基金繰入金は２９億９２６万３，０００円で、前年度に比べ６億８，４１３万９，０００円、３０．７％の増額です。

款１９諸収入は８億１，５７６万９，０００円で、前年度に比べ１，４５１万１，０００円、１．８％の増額です。

項１延滞金、加算金及び過料は３，１２０万円で、前年度に比べ１，６８０万円、３５．０％の減額です。

項２市預金利子は１０万円で、前年度と同額です。

項３貸付金元利収入は２億７，９８１万２，０００円で、前年度に比べ１億４，８７７万５，０００円、１１３．５％の増額です。これは中小企業事業資金融資預託金収入の増によるものです。

項４雑入は５億４６５万７，０００円で、前年度に比べ１億１，７４６万４，０００円、１８．９％の減額です。

款２０市債は１４億３，８３０万円で、前年度に比べ１２億２，３５０万円、４６％の減額です。これは小中学校耐震補強等事業完了に伴う市債発行対象事業の減少によるものです。

次に、６ページからの歳出です。

款１議会費は３億４，２０５万円で、前年度に比べ１，１３２万５，０００円、３．２％の減額です。

款２総務費は４８億３，１２８万５，０００円で、前年度に比べ１３億８，４３３万５，０００円、４０．２％の増額です。

項１総務管理費は３８億２，０７４万５，０００円で、前年度に比べ１２億１，８６９万４，０００円、４６．８％の増額です。これは、機構改革に伴い、教育費予算等が総務費予算等に移管したことによるものです。

項２徴税費は４億５，９１１万６，０００円で、前年度に比べ４，１２４万５，０００円、９．９％の増額です。

項３戸籍住民基本台帳費は２億４９７万４，０００円で、前年度に比べ３，３９８万円、１４．２％の減額です。これはコンビニ交付システム構築などの完了によるものです。

項４選挙費は９，８６１万９，０００円で、前年度に比べ２，１５０万３，０００円、２７．９％の増額です。これは参議院議員通常選挙事業及び市長選挙事業の執行事務によるものです。

項５統計調査費は２，９２８万２，０００円で、前年度に比べ４，９６９万６，０００円、６２．９％の減額です。これは国勢調査事務の完了によるものです。

項６監査委員費は３，３９７万円で、前年度に比べ１９９万円、６．２％の増額です。

項７保健体育費は１億８，４５７万９，０００円です。これは教育費よりの移管によるものです。

款３民生費は１５１億１，２５９万６，０００円で、前年度に比べ３億９７９万円、２．１％の増額です。

項１社会福祉費は６２億７，３９３万４，０００円で、前年度に比べ５億１，７５７万６，０００円、９．０％の増額です。

項２児童福祉費は５７億９，５２８万円で、前年度に比べ１億７，６９０万７，０００円、３．１％の増額です。

項３生活保護費は３０億３，８３６万７，０００円で、前年度に比べ９，０００円の増額です。

項４災害救助費は５０１万５，０００円です。

款４衛生費は２４億３，８００万１，０００円で、前年度に比べ６，８１０万６，０００円、２．９％の増額です。

項１保健衛生費は８億９，５４０万８，０００円で、前年度に比べ２５０万４，０００円、０．３％の増額です。

項２清掃費は１５億４，２５９万３，０００円で、前年度に比べ６，５６０万２，０００円、４．４％の増額です。

款５農林水産業費は７，５０４万５，０００円で、前年度に比べ１，９０４万２，０００円、２０．２％の減額です。これは河原樋ポンプ改修工事が完了したためです。

款６商工費は５億７，８１４万６，０００円で、前年度に比べ２億６，６２６万９，０００円、８５．４％の増額です。これは中小企業事業資金融資預託金等の増額によるものです。

款７土木費は３８億４，４７５万５，０００円で、前年度に比べ１億４，４４５万５，０００円、３．６％の減額です。

項１土木管理費は２５億６，１３７万２，０００円で、前年度に比べ９，３９１万４，０００円、３．５％の減額です。

項２道路橋りょう費は５億３，０１２万９，０００円で、前年度に比べ１億３，０６４万３，０００円、３２．７％の増額です。

項３水路費は１億４，６６０万円で、前年度に比べ５６万７，０００円、０．４％の減額です。

項４都市計画費は５億６，８６９万６，０００円で、前年度に比べ１億８，０３５万４，０００円、２４．１％の減額です。これは前年度に吹田操車場跡地周辺整備工事を計上したためです。

項５住宅費は３，７９５万８，０００円で、前年度に比べ２６万３，０００円、０．７％の減額です。

款８消防費は１０億２，７４４万円で、前年度に比べ５億７，４２５万２，０００円、３５．９％の減額です。これは吹田市との指令センター共同運用等整備の完了によるものです。

款９教育費は２９億１，４２７万１，０００円で、前年度に比べ１７億７，５５０万４，０００円、３７．９％の減額です。

７ページに移りまして、項１教育総務費は６億６９８万６，０００円で、前年度に比べ１，６３１万７，０００円、２．８％の増額です。

項２小学校費は１１億１，２０４万３，０００円で、前年度に比べ４億８，３１４万８，０００円、３０．３％の減額です。これは小学校耐震補強等工事完了などによるものです。

項３中学校費は３億７，６９５万１，０００円で、前年度に比べ９億４，３５２万円、７１．５％の減額です。これは中学校耐震補強等工事完了などによるものです。

項４幼稚園費は２億８，０７３万６，０００円で、前年度に比べ１７５万円、０．６％の増額です。

項５社会教育費は４億９０８万２，０００円で、前年度に比べ１億５，６８３万８，０００円、２７．７％の減額です。これは千里丘公民館耐震補強等工事費の減額などによるものです。

款６図書館費は１億２，８４７万３，０００円で、前年度に比べ１２２万２，０００円、１．０％の増額です。

款１０公債費は３５億４，２９１万１，０００円で、前年度に比べ３，６９２万２，０００円、１％の減額です。

款１１諸支出金は３５０万円で、前年度と同額です。

款１２予備費は３，０００万円で、前年度と同額です。

次に、３ページ、第２条債務負担行為は、８ページ、第２表債務負担行為に記載のとおり、コミュニティセンター指定管理事業など６件です。

第３条地方債は、９ページ、第３表地方債に記載のとおり、文化ホールリニューアル事業など８件です。

第４条一時借入金は、本年度の借り入れの最高額を５０億円としております。

第５条は、同一款内での各項間の歳出予算の流用について記載しております。

以上、平成２８年度摂津市一般会計予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第４号、平成２８年度摂津市財産区財産特別会計予算につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

予算書の１ページをご覧ください。

第１条で、歳入歳出予算の総額を１５億５，３７４万８，０００円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、３ページ、第１表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款１財産収入、項１財産運用収入６，４１２万８，０００円で、前年度と同額となっております。これは味舌上財産区財産の一部を民間事業所へ貸し付けております駐車場の地代収入でございます。

款２繰越金、項１繰越金１４億８，８７７万５，０００円は、前年度に比べ１．４％、２，０４６万円の増額となっております。

次に、款３諸収入、項１預金利子等８４万５，０００円は、前年度に比べて４８．８％、８０万７，０００円の減額となっております。これは前年度繰越金を摂津市が一時借入金として運用していたことによるものです。

次に、歳出でございますが、款１繰出金、項１繰出金１，２８２万６，０００円となっており、前年度と同額となっております。これは財産収入の２０％相当額を一般会計に繰り出すものでございます。

款２諸支出金、項１地方振興事業費１５億４，０９２万２，０００円は、前年度に比べ１．３％、１，９６５万３，０００円の増額となっております。その内容につきましては、１２ページ以降に記載しておりますとおり、各財産区に対する事業交付金でございます。

以上、平成２８年度摂津市財産区財産特別会計予算の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第９号、平成２７年度摂津市一般会計補正予算（第４号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回、補正の内容といたしましては、歳入は、国庫支出金、府支出金の年度末見込みによる補正、市債の補正などとなっております。歳出は、新システム移行対応委託料の増額など、国の補正予算に伴う事業についての追加補正などとなっております。

まず、補正予算の第１条は、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５億７，９２０万２，０００円を減額し、その総額を４２１億８２７万２，０００円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、３ページからの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりです。

歳入についてですが、款１市税は１億３，７７０万３，０００円増額しております。

項２固定資産税１億２，５７０万３，０００円の増額は、土地価格の下落が軽微であったことなどによるものです。

項５都市計画税は１，２００万円の増額です。

款１２分担金及び負担金は１，１１８万８，０００円減額しております。

款１３使用料及び手数料は１０１万７，０００円減額しております。

項１使用料１０１万８，０００円の減額は、自転車駐車場使用料などです。

款１４国庫支出金は３億４，７０３万５，０００円減額しております。

項１国庫負担金１億１２２万９，０００

円の減額は、障害者自立支援給付費等負担金の増額のほか、生活保護費等負担金などの減額によるものです。

項２国庫補助金２億３，５７６万円の減額は、地方創生加速化交付金などの増額のほか、学校施設環境改善交付金などの減額によるものです。

項３委託金１，００４万６，０００円の減額は、基幹統計調査委託金です。

款１５府支出金は３，８８２万円減額しております。

項１府負担金８８９万６，０００円の減額は、障害者自立支援給付費等負担金の増額のほか、更生医療費負担金などの減額によるものです。

項２府補助金９０７万３，０００円の減額は、耐震診断補助金の増額のほか、医療費補助金などの減額によるものです。

項３委託金２，０８５万１，０００円の減額は、河川環境整備工事委託金などの増額のほか、府知事選挙費委託金などの減額によるものです。

款１６財産収入は２億１，９８７万４，０００円減額しております。

項１財産運用収入は、各種基金利子により１２万６，０００円増額しております。

項２財産売払収入は２億２，０００万円減額しております。

款１７寄附金は、一般寄附金により１，７８０万９，０００円増額しております。

款１８繰入金は、公共施設整備基金繰入金など５，２５３万４，０００円減額しております。

款１９諸収入は、消防指令センター整備負担金など９，６０４万６，０００円減額しております。

款２０市債３，１８０万円の増額は、事業費の確定などに伴う減額のほか、消防防災施設共同整備事業債の増額によるものです。

続いて、４ページからの歳出ですが、人事院勧告等に伴う人件費補正について、款１議会費から款９教育費までを調整した結果、３，０６４万１，０００円を増額しております。なお、人件費の比較については、７６ページからの給与費明細書に記載しております。

款１議会費７７４万１，０００円の減額は不用額です。

款２総務費は３億６７万２，０００円増額しております。

項１総務管理費３億３，１３３万８，０００円の増額は、不用額のほか、財政調整基金積立金や国の補正予算に伴う新システム移行対応委託料の増額によるものです。

項２徴税費１，０７４万９，０００円の減額は、いずれも不用額です。

項３戸籍住民基本台帳費１，１３０万円の増額は、不用額のほか、個人番号カード関連事務交付金によるものです。

項４選挙費１，９３２万３，０００円の減額は、選挙人名簿システム改修委託料の増額のほか、不用額によるものです。

項５統計調査費及び項６監査委員費の減額は、いずれも不用額です。

款３民生費は２億８，２４９万１，０００円減額しております。

項１社会福祉費８，４５８万円の減額は、障害福祉サービス費等給付費の増額のほか、不用額によるものです。

項２児童福祉費及び項３生活保護費の減額は、いずれも不用額です。

項４生活文化費１，６８７万円の減額は、文化ホール耐震工事監理委託料の増額のほか、不用額によるものです。

款４衛生費は９６１万１，０００円減額

しています。

項１保健衛生費２９８万６，０００円の増額は、不用額のほか、環境基金積立金の増額によるものです。

項２清掃費１，２５９万７，０００円の減額は、不用額によるものです。

款５農林水産業費７８万３，０００円の減額は、不用額によるものです。

款６商工費７１３万６，０００円の増額は、不用額のほか、国の補正予算に伴う健都イノベーションパーク企業立地推進事業の増額によるものです。

款７土木費は２億６，７１９万７，０００円減額しております。

項１土木管理費及び項２道路橋りょう費の減額は、いずれも不用額です。

項３水路費６１１万４，０００円の減額は、安威川左岸ポンプ場維持管理負担金の増額のほか、不用額によるものです。

項４都市計画費及び項５住宅費の減額は、いずれも不用額によるものです。

款８消防費７，９９９万円の減額は、水道事業会計繰出金の増額のほか、不用額によるものです。

款９教育費２億１，９２８万７，０００円の減額は、不用額によるものです。

款１０公債費１，９９１万円の減額は、不用額によるものです。

次に、第２条繰越明許費につきましては、６ページ、第２表繰越明許費に記載のとおり、国の補正予算に伴う情報化推進事業など７事業について、翌年度に事業を行うため繰越明許するものです。

次に、第３条地方債の補正につきましては、７ページからの第３表地方債の補正に記載しています。追加分は、情報セキュリティ強化対策事業に係る新たな起債同意が見込まれるものです。変更分は、文化ホールリニューアル事業など５事業について、事業費の確定などに伴い、起債の限度額を変更するものです。

以上、平成２７年度摂津市一般会計補正予算（第４号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２０号、摂津市行政不服審査会条例制定の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

議案参考資料（条例関係その１）の３ページの摂津市行政不服審査会規則（案）も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

本件は、行政不服審査法の全部改正に伴い、審理員制度が導入され、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックし、裁決の客観性・公正性を確保するため、また、裁決に当たっては、処分または裁決の段階で、地方公共団体の長である審査庁は附属機関として置く機関に諮問しなければならないこととされました。

よって、本条例において、これらの不服申し立ての制度改正の内容を踏まえ、当該附属機関の組織及び運営に関する事項を定めるものでございます。

まず、第２条は、審査会は委員５人以内で組織することを規定しております。

第３条は、審査会の委員は、公正な判断ができ、法令又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱するものとし、任期を３年とし、守秘義務を規定しております。

第６条は、第３条第３項の守秘義務の規定に違反した者に対して、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する罰則を規定しております。

附則第１項では、この条例の施行日を平

成２８年４月１日としております。

附則第２項では、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正として、新たな職として、行政不服審査会委員、日額８，７００円を規定しております。

以上、摂津市行政不服審査会条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２３号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

議案参考資料（条例関係その１）の１６ページからの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

本件は、行政不服審査法の全部改正に伴い、関係する７件の条例について所要の改正を行うものです。

第１条は、摂津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、条文中、「不服申立て」を「審査請求」に改めるものです。

第２条は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、新たな職としまして、審理員、日額２万円を規定しております。

第３条では、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正で引用している行政不服審査法の法律番号及び条番号を整備しております。

第４条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で引用している行政不服審査法の法律番号及び条番号を整備しております。

第５条は、摂津市職員の退職手当に関す条例の一部改正で引用している行政不服審査法の法律番号及び条番号を整備しております。

第６条は、摂津市手数料条例の一部改正で、新たに不服申し立てに関する事務に係る提出書類等の写しまたは書面の交付の手数料の額を規定しております。

第７条は、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正で、条文中、「異議申立」を「審査請求」に改め、その他文言の整備をするものです。

附則は、この条例の施行日は平成２８年４月１日としております。

以上、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第３３号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、地方税法の改正に伴い、制定するものでございます。

議案書の条文に従いまして改正内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係その２）の７６ページからの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

まず、第６条の２から同条の６までの追加は、平成２６年度税制改正における国税の猶予制度の見直しを受け、平成２７年度地方税法の改正において、納税者の申請に係る換価の猶予が創設されるなど、地方税に関し、地域の実情に応じて、猶予に係る提出書類や申請期限、また担保の徴取基準などの一定項目につき、規定を加えるものでございます。

第７条の改正は、公示送達に係る文言の修正でございます。

第８条の改正は、行政不服審査法の改正に伴う文言変更でございます。

第１４条の改正は、外国法人に係る規定の整備でございます。

第４５条の２及び第４５条の５の改正は、公的年金等の所得に係る個人市民税の特別徴収において、特別徴収を継続する規定の整備並びに年度内の各期別金額の不均衡を是正するための規定の整備でございます。

第４６条の改正は、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う規定の整備でございます。

第４９条の改正は、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されたことに伴う規定の整備でございます。

第６３条の改正は、組織変更に伴う名称の修正でございます。

第９１条の表の改正は、標準税率の改正に伴い、軽自動車税の税率を引き上げるものでございます。

附則第４条の改正は、法人税法の改正に伴う項ずれの修正でございます。

附則第３６条の２の改正は、軽自動車税に係る経年車に対する重課及びグリーン化特例対象車の軽課に対する規定でございます。

附則第３７条の改正は、紙巻たばこ３級品に係る市たばこ税の特例税率の廃止により削除するものでございます。

最後に、附則でございますが、項１施行日につきましては、この条例は平成２８年４月１日から施行するものでございます。

ただし、４５条の２第１項及び第４５条の５第１項の改正規定並びに附則第５項の規定につきましては、平成２８年１０月１日から施行するものでございます。

第２項から第４項につきましては、徴収の猶予及び換価の猶予に係る経過措置でございます。

第５項は個人の市民税、第６項は法人の市民税、第７項から第１０項は軽自動車税、第１１項から第２４項は市たばこ税にそれぞれ係る経過措置及び読み替えの規定でございます。

以上、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

○南野直司議長　水道部長。

（渡辺水道部長　登壇）

○渡辺水道部長　議案第２号、平成２８年度摂津市水道事業会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

予算書１ページをご覧いただきたいと存じます。

第１条は、本予算の総則を定めたものでございます。

第２条は、業務の予定量を定めたもので、給水戸数は３万９，４００戸、給水人口は８万５，５００人、年間総給水量は１，０１４万１，０００立方メートル、１日当たりの平均給水量は２万７，７８４立方メートルといたしております。

第３条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入につきましては、款１水道事業収益は２１億７，６８１万２，０００円で、前年度に比べ０．７％、１，４５３万９，０００円の増額でございます。

項１営業収益は２０億４，３８０万２，０００円で、前年度に比べ０．１％、１２９万７，０００円の減額でございます。これは水需要の減少に伴う給水収益の減少が主な要因でございます。

項２営業外収益は１億３，３０１万円で、前年度に比べ１３．５％、１，５８３万６，０００円の増額でございます。これは納付金の増加が主な要因でございます。

次に、支出につきましては、款１水道事業費用は２０億３４４万３，０００円で、前年度に比べ０．７％、１，５０４万３，０００円の減額でございます。

項１営業費用は１８億９，６９１万２，０００円で、前年度に比べ０．３％、５３８万５，０００円の減額でございます。これは自家発電設備点検整備委託料及び減価償却費の減少が主な要因でございます。

項２営業外費用は９，６５３万１，０００円で、前年度に比べ９．１％、９６５万８，０００円の減額でございます。これは企業債利息及び消費税の減少が主な要因でございます。

項３予備費は１，０００万円で、前年度と同額でございます。

１ページから２ページにかけての第４条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入につきましては、款１資本的収入は２億４，８２４万円で、前年度に比べ２１％、４，３１５万円の増額でございます。

項１企業債は２億２，１００万円で、前年度に比べ１８．４％、３，４３７万円の増額でございます。これは、今後、大規模な更新工事が続き、建設のための自己資金が減少していくことから、その減少額を抑制するために企業債を増額するものでございます。

項２工事負担金は９０万円で、前年度と同額でございます。

項３交付金は２，６３４万円で、前年度に比べ５０％、８７８万円の増額でございます。これは交付対象事業費の増加に伴うものでございます。

次に、支出につきましては、款１資本的支出は２７億４，６０４万８，０００円で、前年度に比べ２２５．５％、１９億２３１万９，０００円の増額でございます。

項１建設改良費は７億４２０万８，０００円で、前年度に比べ１７．２％、１億３２７万４，０００円の増額でございます。これは施設改修費の増加が主な要因でございます。

項２企業債償還金は２億３，５８７万６，０００円で、前年度に比べ０．８％、１９１万９，０００円の減額でございます。

項３交付金返還金は９６万４，０００円で、これは交付金により賄われた工事費等の課税仕入れに係る消費税等相当額を返還するものでございます。

項４投資は１８億円で、これは１年を超える期間の資金運用を予定いたしておるものでございます。

項５予備費は５００万円で、前年度と同額でございます。

第５条は、債務負担行為の事項、期間、限度額を定めたもので、太中浄水場の電気計装設備更新工事は、平成２８年度から平成２９年度までの期間で、限度額は１１億７，６７６万８，０００円、当該工事の監理業務は、平成２８年度から平成２９年度の期間で、限度額は１８８万７，０００円といたしております。また、当該設備の保守点検業務委託は、平成３０年度から平成３９年度の期間で、限度額は２億５，７７５万２，０００円といたしております。

第６条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたもので、施設改修事業は限度額を５，０００万円、配水管整備事業は限度額を１億７，１００万円といたしております。

３ページ、第７条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めたものでございます。

第８条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費４億１３８万３，０００円、交際費５万円といたしております。

第９条は、たな卸資産の購入限度額を３，

０４４万１，０００円と定めたものでございます。

なお、４ページから１３ページまでは、平成２８年度摂津市水道事業会計予算実施計画、平成２７年度摂津市水道事業予定貸借対照表、平成２７年度摂津市水道事業予定損益計算書、平成２７年度摂津市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、平成２８年度摂津市水道事業予定貸借対照表、平成２８年度摂津市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、平成２８年度財務諸表に関する注記を、１４ページから２１ページまでは給与費明細書、２２ページには債務負担行為に関する調書、２５ページには平成２８年度摂津市水道事業会計予算総括表、２６ページから４９ページまでは平成２８年度摂津市水道事業会計予算実施計画説明書、５３ページから５６ページまでは参考資料として平成２８年度企業債元利償還予定表を掲載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成２８年度摂津市水道事業会計予算の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第１０号、平成２７年度摂津市水道事業会計補正予算（第２号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容につきましては、人事院勧告に基づく人件費の補正のほか、年度末見込みによる収入及び支出の補正でございます。

補正予算書１ページをご覧いただきたいと存じます。

第１条は、総則を定めたものでございます。

第２条は、収益的収入及び支出の予定額の補正を定めたもので、収入の款１水道事業収益は、既決額２１億６，２２７万３，０００円から５６０万円を減額し、補正後の額を２１億５，６６７万３，０００円とするものでございます。

項１営業収益は、既決額２０億４，５０９万９，０００円から５４５万円を減額し、補正後の額を２０億３，９６４万９，０００円とするもので、これは受託工事収益の減少が主な要因でございます。

項２営業外収益は、既決額１億１，７１７万４，０００円から１５万円を減額し、補正後の額を１億１，７０２万４，０００円とするもので、これは他会計負担金の減少が主な要因でございます。

次に、支出でございますが、款１水道事業費用は既決額２０億３０１万７，０００円から３，６９０万７，０００円を減額し、補正後の額を１９億６，６１１万円とするものでございます。

項１営業費用は、既決額１８億８，６８２万８，０００円から４，０１３万６，０００円を減額し、補正後の額を１８億４，６６９万２，０００円とするもので、これは電気保安点検業務委託料及び太中浄水場等に係る動力費の減少が主な要因でございます。

項２営業外費用は、既決額１億６１８万９，０００円に３２２万９，０００円を増額し、補正後の額を１億９４１万８，０００円とするもので、これは消費税の増加によるものでございます。

第３条は、資本的収入及び支出の予定額の補正を定めたもので、収入の款１資本的収入は、既決額２億５０９万円から４５４万８，０００円を減額し、補正後の額を２億５４万２，０００円とするものでございます。

項３補助金は、既決額１，７５６万円全ての減額で、これは補助金制度が交付金制

度に変わったことによるものでございます。

項４交付金は、補正予定額が１，３０１万２，０００円で、補助金の既決額１，７５６万円から４５４万８，０００円の減額となっております。これは交付決定額の減額によるものでございます。

次に、支出でございますが、款１資本的支出は、既決額８億４，３７２万９，０００円から１，３７３万５，０００円を減額し、補正後の額を８億２，９９９万４，０００円とするものでございます。

項１建設改良費は、既決額６億９３万４，０００円から１，４０１万５，０００円を減額し、補正後の額を５億８，６９１万９，０００円とするもので、これは配水管布設工事の減少が主な要因でございます。

項３補助金返還金は２８万円で、これは前年度補助金に係る返還金で、補助金で賄った課税仕入れに係る消費税等相当額を返還するものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額６億３，８６３万９，０００円を６億２，９４５万２，０００円に改めるとともに、補填財源は過年度分損益勘定留保資金５億９，５９２万３，０００円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額４，２７１万６，０００円を過年度分損益勘定留保資金４，３０７万５，０００円、減債積立金２億円、建設改良積立金３億４，４６９万８，０００円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額４，１６７万９，０００円に改めるものでございます。

第４条は、起債の限度額を改めるもので、施設改修事業の限度額を５万円増額し、配水管整備事業の限度額を５万円減額いたしております。

第５条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を改めるもので、職員給与費、既決額３億８，５６６万２，０００円に１９２万３，０００円増額し、補正後の額を３億８，７５８万５，０００円といたしております。

第６条は、たな卸資産購入限度額３，２７８万８，０００円を２，９８４万１，０００円に改めるものでございます。

なお、３ページから４ページは補正予算実施計画、５ページは予定貸借対照表、６ページは補正予算予定キャッシュ・フロー計算書、８ページから１３ページは給与費明細書、１４ページからは補正予算実施計画説明書を記載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成２７年度摂津市水道事業会計補正予算（第２号）の提案説明とさせていただきます。

○南野直司議長　保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　それでは、議案第３号、平成２８年度摂津市国民健康保険特別会計予算につきまして提案内容をご説明申し上げます。

それでは、予算書の１ページをご覧いただきたいと存じます。

第１条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２３億８，７８２万１，０００円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、３ページからの第１表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款１国民健康保険料２１億５，００５万３，０００円は、前年度に比べ１０．０％、２億３，９５９万５，０００円の減額で、高齢化に伴う国保被保険者の減少などによるものでございます。

款２使用料及び手数料、項１手数料３６

万円は、前年度に比べ３３．３％、９万円の増額でございます。

款３国庫支出金２２億８，１９５万８，０００円は、前年度に比べ７．９％、１億９，６５８万２，０００円の減額でございます。

項１国庫負担金１７億４，７９２万２，０００円は、前年度に比べ９．０％、１億７，２２８万２，０００円の減額で、療養給付費等負担金の減によるものでございます。

項２国庫補助金５億３，４０３万６，０００円は、前年度に比べ４．４％、２，４３０万円の減額でございます。

款４療養給付費交付金２億１，０２４万８，０００円は、前年度に比べ５３．０％、２億３，６８４万９，０００円の減額で、退職被保険者に係る費用の減に伴うものでございます。

款５前期高齢者交付金３０億３，７６８万８，０００円は、前年度に比べ３．４％、１億６２万７，０００円の増額で、前期高齢者の加入割合の上昇に伴うものでございます。

款６府支出金７億３５８万３，０００円は、前年度に比べ７．４％、４，８２４万１，０００円の増額でございます。

項１府負担金９，０５４万７，０００円は、前年度に比べ７．０％、５９０万６，０００円の増額でございます。

項２府補助金６億１，３０３万６，０００円は、前年度に比べ７．４％、４，２３３万５，０００円の増額でございます。

款７共同事業交付金２８億２，２０４万６，０００円は、前年度に比べ６．０％、１億８，００９万９，０００円の減額でございます。

款８繰入金、項１一般会計繰入金１１億５，６６８万８，０００円は、前年度に比べ１．８％、２，０４３万５，０００円の増額でございます。

款９諸収入２，５１９万７，０００円は、前年度に比べ７．２％、１９５万円の減額でございます。

項１雑入は２，５１５万３，０００円を見込んでおります。

項２延滞金、加算金及び過料は４万４，０００円を見込んでおります。

次に、歳出でございますが、４ページ、款１総務費１億３，１９９万１，０００円は、前年度に比べ８．９％、１，０７５万７，０００円の増額でございます。

項１総務管理費１億１，５４３万７，０００円は、前年度に比べ６．９％、７４８万７，０００円の増額で、２年ごとに行っております保険証の更新費用などによるものでございます。

項２徴収費１，６０４万５，０００円は、前年度に比べ２５．６％、３２７万円の増額でございます。

項３運営協議会費５０万９，０００円は、前年度と同額でございます。

款２保険給付費７４億９８６万２，０００円は、前年度に比べ６．０％、４億７，１１３万７，０００円の減額で、一人当たりの給付費は増加しているものの、被保険者数の減少に伴うものでございます。

項１療養諸費６４億８，０９７万円は、前年度に比べ５．４％、３億７，１５０万８，０００円の減額でございます。

項２高額療養費８億３，７６４万１，０００円は、前年度に比べ１０．８％、１億１２２万６，０００円の減額でございます。

項３移送費７万円は、前年度と同額でございます。

項４出産育児諸費６，８９１万２，００

０円は、前年度に比べ２．５％、１６８万円の増額でございます。

項５葬祭諸費８３５万円は、前年度に比べ１．２％、１０万円の増額でございます。

項６精神・結核医療給付費１，３９１万９，０００円は、前年度に比べ１．３％、１８万３，０００円の減額でございます。

款３後期高齢者支援金等１２億５，６０８万８，０００円は、前年度に比べ５．８％、７，７８２万５，０００円の減額で、被保険者数の減及び過年度分の精算によるものでございます。

款４前期高齢者納付金等６５万１，０００円は、前年度に比べ１７．５％、１３万８，０００円の減額でございます。

款５老人保健拠出金３万５，０００円は、前年度に比べ２２．２％、１万円の減額でございます。

款６介護納付金４億５，４７３万円は、前年度に比べ７．２％、３，５１０万３，０００円の減額でございます。

款７共同事業拠出金３０億４，６６０万１，０００円は、前年度に比べ３．４％、１億８８３万３，０００円の減額で、保険財政共同安定化拠出金の減によるものでございます。

款８保健施設費７，９８５万４，０００円は、前年度に比べ５．０％、４１８万９，０００円の減額でございます。

款９諸支出金、項１償還金及び還付加算金７００万９，０００円は、前年度に比べ１２．８％、７９万６，０００円の増額でございます。

款１０予備費は前年度と同額でございます。

次に、１ページに戻りますが、第２条、歳出予算の流用について定めております。

また、給与費明細書を３６ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

以上、平成２８年度摂津市国民健康保険特別会計予算についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第７号、平成２８年度摂津市介護保険特別会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

それでは、予算書の１ページをご覧ください。

第１条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５６億９１８万２，０００円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、３ページからの第１表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款１保険料、項１介護保険料１３億３，４０６万１，０００円は、第１号被保険者の保険料で、前年度に比べ１．１％、１，４１６万２，０００円の増額で、これは被保険者数の増加によるものでございます。

款２使用料及び手数料、項１手数料１０万８，０００円は、保険料の督促手数料で、前年度に比べ５．９％、６，０００円の増額でございます。

款３国庫支出金１０億７，５９０万６，０００円は、前年度に比べ７．６％、７，６４４万３，０００円の増額でございます。

項１国庫負担金９億７，６７８万９，０００円は、前年度に比べ７．８％、７，０４７万８，０００円の増額でございます。これは、介護給付費の増加に伴い、国の法定負担分が増加したことによるものでございます。

項２国庫補助金９，９１１万７，０００円は、前年度に比べ６．４％、５９６万５，０００円の増額でございます。これは自治体の後期高齢者や所得階層の割合により国

から交付されます調整交付金の増加によるものが主なものでございます。

款４支払基金交付金、項１支払基金交付金１４億８，８８５万４，０００円は、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前年度に比べ７．９％、１億８５６万４，０００円の増額でございます。

款５府支出金８億５４９万１，０００円は、前年度に比べ１３．０％、９，２４４万２，０００円の増額でございます。

項１府負担金７億４，９６８万６，０００円は、介護給付費負担金で、前年度に比べ８．０％、５，５３３万５，０００円の増額でございます。

項２府補助金５，５８０万５，０００円は、前年度に比べ１９８．５％、３，７１０万７，０００円の増額でございます。これは主に地域密着型施設整備に係る大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金が皆増したことなどによるものでございます。

款６繰入金９億４４７万７，０００円は、一般会計及び基金からの繰入金で、前年度に比べ１６．３％、１億２，６８６万６，０００円の増額でございます。

項１一般会計繰入金８億３，９３１万１，０００円は、介護給付費及び地域支援事業費の法定負担分のほか、職員人件費及び事務経費などの財源の繰り入れで、前年度に比べ７．９％、６，１７０万円の増額でございます。これは主に介護給付費の増加により法定負担分が増額となったことによるものでございます。

項２基金繰入金６，５１６万６，０００円は、介護保険事業計画に基づき、介護保険料の上昇を抑えるために介護保険給付費準備基金から財源を繰り入れるものでございます。

款７諸収入８万４，０００円は、前年度に比べ４４．８％、２万６，０００円の増額でございます。

項１延滞金、加算金及び過料１万円は、介護保険料の延滞に伴う延滞金でございます。

項２雑入７万４，０００円は、要介護認定情報提供に係るコピー代、成年後見申し立てに係る本人の費用負担金でございます。

款８財産収入、項１財産運用収入２０万１，０００円は、介護保険給付費準備基金の預金利子で、前年度に比べ５４．６％、７万１，０００円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、４ページをご覧ください。

款１総務費１億８，１１６万３，０００円は、前年度に比べ２４．９％、３，６１４万９，０００円の増額でございます。

項１総務管理費１億２，３０５万３，０００円は、介護保険制度運営に係る人件費などの一般管理費及び連合会負担金で、前年度に比べ２４．８％、２，４４８万６，０００円の増額でございます。これは主に地域密着型サービス施設整備に係る大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金が皆増したことなどによるものでございます。

項２徴収費３５７万５，０００円は、介護保険料の賦課徴収に係る事務費で、前年度に比べ１５．３％、４７万５，０００円の増額でございます。

項３介護認定審査会費５，４５３万５，０００円は、要介護認定に係る調査及び審査の費用で、前年度に比べ２５．８％、１，１１８万８，０００円の増額でございます。これは主に要介護認定に係る業務を平成２８年１０月より委託することなどによるものでございます。

款２保険給付費５３億１，２２１万５，０００円は、前年度に比べ７．９％、３億

８，７０９万９，０００円の増額でございます。

項１介護サービス等諸費４５億９，８４５万５，０００円は、要介護者への保険給付に係る費用で、前年度に比べ６．９％、２億９，５４８万２，０００円の増額でございます。

項２介護予防サービス等諸費３億３，８２７万円は、要支援者への保険給付に係る費用で、前年度に比べ２．２％、７４４万６，０００円の減額でございます。

項３その他諸費４５５万円は、国保連合会への審査支払手数料で、前年度に比べ８．８％、３６万９，０００円の増額でございます。

項４高額介護サービス等費１億３，０７６万円は、自己負担の月額上限額を超えた方への給付費で、前年度に比べ４１．５％、３，８３６万円の増額でございます。これは、平成２７年８月より一定所得以上の被保険者の方の自己負担が１割から２割に変更になったことに伴い、自己負担の月額上限額を超える方への給付が増加することに伴うものでございます。

項５高額医療合算介護サービス等費１，７５０万円は、高額介護合算サービス費及び高額療養費支給後の自己負担の上限額を超えた方への給付費で、前年度に比べ１４．４％、２２０万円の増額でございます。

項６特定入所者介護サービス等費２億２，２６８万円は、食費及び居住費の利用者負担額軽減に係る介護保険施設への補足給付で、前年度に比べ３５．３％、５，８１３万４，０００円の増額でございます。これは、平成２７年８月より介護老人福祉施設の多床室において居住費負担が増額になったことに伴い、居住費の利用者負担軽減に係る介護老人福祉施設への補足給付が増加することに伴うものでございます。

款３地域支援事業費９，５２５万７，０００円は、前年度に比べ２．３％、２２４万１，０００円の減額でございます。

項１介護予防事業費５１２万１，０００円は、介護予防事業に係る費用で、前年度に比べ１４．１％、６３万１，０００円の増額でございます。これは、通所型介護予防教室の開催回数の増加や、近隣市が平成２８年度より新しい総合事業を実施することに伴い、当市の被保険者が近隣市のサービスを使ったときに支払う負担金が増加することなどに伴うものでございます。

項２包括的支援事業・任意事業費９，０１３万６，０００円は、地域包括支援センターの運営委託経費及び介護用品の給付などの任意事業に係る費用で、前年度に比べ３．１％、２８７万２，０００円の減額でございます。

款４基金積立金、項１基金積立金１，８５４万７，０００円は、保険給付に係る剰余金等を介護保険給付費準備基金に積み立てるもので、前年度に比べ１１．６％、２４２万７，０００円の減額でございます。

款５諸支出金、項１償還金及び還付加算金２００万円は、過年度分保険料払戻金で、前年度と同額でございます。

次に、１ページに戻りますが、第２条は歳出予算の流用につき定めております。

また、給与費明細書を３０ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

以上、平成２８年度摂津市介護保険特別会計予算につきましての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第８号、平成２８年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

それでは、予算書の１ページをご覧いただきたいと存じます。

第１条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億１，３４１万８，０００円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、３ページからの第１表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款１後期高齢者医療保険料７億４，４８６万２，０００円は、前年度に比べ２．５％、１，８２９万１，０００円の増額で、被保険者数の増加に伴うものでございます。

款２使用料及び手数料、項１手数料３万６，０００円は、督促手数料でございます。

款３繰入金、項１一般会計繰入金１億６，８５１万１，０００円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金で、前年度に比べ１１．６％、１，７５４万９，０００円の増額でございます。

款４諸収入、項１延滞金、加算金及び過料９，０００円は、保険料の延滞金でございます。

次に、歳出でございますが、４ページ、款１総務費４１９万２，０００円は、前年度に比べ５．４％、２１万５，０００円の増額でございます。

項１総務管理費３２１万３，０００円は、前年度に比べ４．５％、１３万７，０００円の増額で、後期高齢者医療事務に係る経費でございます。

項２徴収費９７万９，０００円は、前年度に比べ８．７％、７万８，０００円の増額で、保険料収納に係る経費でございます。

款２後期高齢者医療広域連合納付金９億７１３万２，０００円は、前年度に比べ４．１％、３，５６３万４，０００円の増額で、本市が徴収いたしました保険料及び基盤安定繰入金を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

款３諸支出金、項１償還金及び還付加算金１３４万４，０００円は、過年度分保険料還付金等でございます。

款４予備費は７５万円を計上いたしております。

以上、予算内容の説明とさせていただきます。

○南野直司議長　説明の途中ですが、ここで暫時休憩します。

（午前１１時５６分　休憩）

（午後　０時５９分　再開）

○南野直司議長　休憩前に引き続き再開します。

保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　続きまして、議案第１１号、平成２７年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしましては、過年度分の国庫負担金返還金が確定したことに伴う歳入歳出の補正及び事務費等の精査額を計上いたしております。

それでは、予算書の１ページをご覧いただきたいと存じます。

第１条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億３８１万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１３２億７，２８２万２，０００円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、２ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款８繰入金、

項１一般会計繰入金４５５万２，０００円の減額は、事務費等の精査額を職員給与費等繰入金から減額いたすものでございます。

款９諸収入、項１雑入１億８３６万６，０００円の増額は、過年度分国庫負担金返還金が確定したことに伴い、返還金の財源として計上するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款１総務費、項１総務管理費２３９万９，０００円の減額は、人件費の精査額のほか、委託料の確定等に伴う不用額の精査でございます。

項２徴収費１８０万７，０００円の減額は、年度末見込みによる不用額の精査でございます。

項３運営協議会費１５万４，０００円の減額は、年度末見込みによる不用額の精査でございます。

款８保健施設費、項１保健施設費９９万６，０００円の減額は、療養費適正化推進業務委託料の確定等に伴う精査額でございます。

款９諸支出金、項１償還金及び還付加算金１億９１７万円の増額は、過年度分国庫負担金返還金の確定に伴う返還金を計上するものでございます。

また、給与費明細書を１２ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照ください。

以上、平成２７年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）につきましての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第１３号、平成２７年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第４号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします主な予算の内容につきましては、国庫補助金の増額及び人件費の精査額等でございます。

それでは、予算書の１ページをご覧いただきたいと存じます。

第１条で、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ７９万３，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を５３億２，８１１万８，０００円とするものでございます。なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、２ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款３国庫支出金、項２国庫補助金９２万円の増額は、介護保険システム改修に伴う国庫負担分が増額になったことに伴うものでございます。

款６繰入金、項１一般会計繰入金１７１万３，０００円の減額は、主に介護保険システム改修に伴う介護保険事業費補助金が増額になったことに伴い、一般会計からの繰入金を減額することによるものでございます。

次に、歳出でございますが、款１総務費、項１総務管理費７９万３，０００円の減額は、主に人件費の精査に伴うものでございます。

また、給与費明細書を８ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

以上、補正予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第１４号、平成２７年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容は、保険料収入の増加に伴う歳入歳出の補正を計上いたしております。

それでは、補正予算書の１ページをご覧いただきたいと存じます。

第１条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，４４７万円を追加し、歳入歳出予算の総額を９億１，３８０万６，０００円といたすものでございます。なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款１後期高齢者医療保険料２，４４７万円の増額は、当初見込みに比べ被保険者数が増加したことによるものでございます。

次に、歳出でございますが、款２後期高齢者医療広域連合納付金、項１後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入の増加に伴う納付額を計上いたしております。

以上、補正予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第３８号、摂津市敬老金条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

敬老金制度は、高齢者に対しまして敬老金を支給し、長寿を祝福するとともに、高齢者の福祉を増進することを目的として実施しているものでございます。

本制度は昭和３９年に設けられました。その後、高齢化の進展に伴い、平成１０年度と平成１５年度に支給対象者及び支給額等を見直しをし、平成１６年度から現行の支給額となっております。近年の少子・高齢化の進展に伴い、当市における平成２７年度１２月末の高齢化率は２４．４％となっております。今後も高齢化はさらに進んでいくと考えられ、これからさらに進展する超高齢社会に対応していくために、敬老金制度のあり方を検討し、このたび条例の改正をさせていただくものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係その２）１０５ページの摂津市敬老金条例の新旧対照表を併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきましてご説明を申し上げます。

まず、第２条についてでございますが、敬老金支給の対象者につきましては、これまで１月１日から１２月３１日までに７７歳、８８歳、９９歳の誕生日を迎えられる方及び１００歳以上の方としておりましたものを、８８歳及び１００歳の方とさせていただくものでございます。

また、第４条におきましては、８８歳及び１００歳の方の敬老金の額をそれぞれ１万円、５万円とさせていただくものでございます。

改正の理由についてでございますが、増え続ける高齢者の増大するニーズに対し、限られた財源の中で的確に対応していくために、これまでの給付型のサービスを見直しをし、高齢者の見守り施策の充実を図っていく必要があり、支給対象者の見直しを提案させていただくものでございます。

また、附則につきましては、この条例は平成２８年４月１日から施行するものでございます。

以上、摂津市敬老金条例の一部を改正する条例制定の件につきましての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第３９号、摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、平成２６年６月２５日、法律第８３号、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備

等に関する法律が公布され、介護保険法の一部が平成２８年４月１日施行とされたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係その２）１０６ページの摂津市立保健センター条例の新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきましてご説明申し上げます。

摂津市立保健センター条例第２条第７号中、引用条文の項番号の変更に伴う条文整備を行うものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は平成２８年４月１日から施行するものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第４１号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、平成２８年政令第３３号、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成２８年１月２９日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料の新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきましてご説明申し上げます。

まず、国民健康保険条例第１５条の５は基礎賦課限度額について、また、第１５条の５の１０は後期高齢者支援金等賦課限度額について規定したもので、それぞれ２万円の引き上げにより、５２万円を５４万円に、１７万円を１９万円にそれぞれ改めるものでございます。これは、保険料の上限額を引き上げ、能力に応じた負担を求めることにより、中間所得者層への負担の緩和を図るものでございます。

次に、第２０条は保険料の減額について規定したもので、第１項第２号は５割軽減の所得基準について２６万円を２６万５，０００円に、第１項第３号は２割軽減の所得基準について４７万円を４８万円にそれぞれ改めるものでございます。これは、経済動向を踏まえ、所得の低い方が軽減対象から外れないようにするための軽減適用の所得基準額の見直しを行うものでございます。また、第１項、第３項及び第４項について、賦課限度額の改正に伴い、それぞれ改めるものでございます。

次に、今回の条例改正の附則といたしまして、この条例は平成２８年４月１日から施行するものでございます。

また、改正後の摂津市国民健康保険条例の規定は、平成２８年度以降の年度分の保険料について適用し、平成２７年度分までの保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第４２号、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、平成２６年法律第８３号、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、市町村は新たに追加された地域支援事業を平成２７年４月から行うこととされましたが、地域の実情により、これらの事業を直ちに実施することが困難な場合には、条例に定めるところにより、実施に係る猶予期間を定めることができる

こととされており、本市につきましては、介護保険法が認める期間の限度である平成３０年３月３１までを猶予期間として定めているところでございます。今回、これらの事業のうち、在宅医療・介護連携推進事業につきまして、実施体制が整いましたことから、その猶予期間を変更し、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係その２）、１１１ページの摂津市介護保険条例の新旧対照表を併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきましてご説明申し上げます。

附則第１２条の第２項につきましては、在宅医療・介護連携推進事業についての猶予期間を規定しており、現在、その猶予期間については、平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日までの期間としておりますが、この猶予期間を平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日に改め、平成２８年４月１日から実施するものでございます。

また、附則につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件につきましての提案説明とさせていただきます。

○南野直司議長　土木下水道部長。

（山口土木下水道部長　登壇）

○山口土木下水道部長　議案第５号、平成２８年度摂津市公共下水道事業特別会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

予算書の１ページをご覧ください。

第１条で、歳入歳出予算の総額を６２億６，６７０万９，０００円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、３ページから４ページの第１表歳入歳出予算に記載しております。

まず、３ページの歳入でございますが、款１分担金及び負担金、項１負担金３，７８４万円は、前年度に比べ１６．８％、７６５万８，０００円の減額となっております。これは公債費負担金の減少によるものでございます。

款２使用料及び手数料１９億５，０４０万５，０００円は、前年度と同額となっております。

項１使用料１９億５，００１万９，０００円は、前年度と同額となっております。

項２手数料３８万６，０００円は、前年度と同額になっております。

款３国庫支出金、項１国庫補助金２，８００万円は、前年度に比べ６３．６％、４，８９０万円の減額となっております。これは補助事業の減少に伴うものでございます。

款４繰入金、項１一般会計繰入金２０億９，３８６万４，０００円は、前年度に比べ０．５％、１，０５６万１，０００円の減額となっております。これは主に利子償還金の減少に伴うものでございます。

款５諸収入１，４７０万円は、前年度に比べ７１．６％、６１３万５，０００円の増額となっております。

項１資金貸付金返還収入１２０万２，０００円は、前年度に比べ１７．８％、２６万１，０００円の減額となっております。これは貸付額の減少に伴うものでございます。

項２雑入１，３４９万８，０００円は、前年度に比べ９０．１％、６３９万６，０００円の増額となっております。これは高槻市からの三箇牧鳥飼雨水幹線建設負担金の増加によるものでございます。

款６、項１市債２１億４，１９０万円は、

前年度に比べ６．０％、１億２，１７０万円の増額となっております。これは資本費平準化債借換債の増加によるものでございます。

次に、４ページの歳出でございますが、款１下水道費１３億７，３８７万９，０００円は、前年度に比べ１２．８％、２億９８万６，０００円の減額となっております。

項１下水道総務費２億２，９３６万円は、前年度に比べ０．８％、１８６万円の減額となっております。これは主に消費税及び地方消費税の減少によるものでございます。

項２下水道事業費１１億４，４５１万９，０００円は、前年度に比べ１４．８％、１億９，９１２万６，０００円の減額となっております。これは主に公共下水道工事及び安威川流域下水道建設負担金の減少によるものでございます。

款２公債費４８億８，６８３万円は、前年度に比べ５．７％、２億６，１７０万２，０００円の増額となっております。これは元金償還金の増加によるものでございます。

款３予備費６００万円は、前年度と同額となっております。

次に、１ページ、第２条債務負担行為は、５ページ、表２債務負担行為に記載のとおり、公共下水道整備事業でございます。

第３条地方債につきましては、起債の目的、限度額などを６ページの第３表地方債に記載しております。

第４条は、歳出予算の流用について定めたものでございます。

以上、平成２８年度摂津市公共下水道事業特別会計予算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第１２号、平成２７年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしましては、事業費などの確定及び年度末見込みによるものでございます。

それでは、補正予算書の１ページをご覧ください。

まず、第１条で、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２億４，３６５万５，０００円を減額し、その総額を５９億５，８１２万６，０００円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、２ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款３国庫支出金、項１国庫補助金は１，９９０万円を減額しております。これは下水道整備費の減額に伴うものでございます。

款４繰入金、項１一般会計繰入金は１億５，８１４万６，０００円を減額しております。これは主に前年度繰越金の歳入の増額及び下水道管理費などの歳出の減額に伴うものでございます。

款５諸収入、項２雑入は１６１万３，０００円を減額しております。これは高槻市からの三箇牧鳥飼雨水幹線建設負担金でございます。

款６、項１市債は７，３９０万円を減額しております。これは主に下水道整備費の減額に伴うものでございます。

款７、項１繰越金は９９０万４，０００円を増額しております。これは前年度決算剰余金を編入したものでございます。

次に、歳出でございますが、款１下水道費は２億８８５万９，０００円を減額しております。その内容としましては、項１下水道総務費で４，８１０万１，０００円を

減額しております。これは主に消費税及び地方消費税の減額によるものでございます。

項２下水道事業費で１億６，０７５万８，０００円を減額しております。これは主に公共下水道工事及び安威川流域下水道建設負担金の減額によるものでございます。

款２、項１公債費は３，４７９万６，０００円を減額しております。これは前年度借入額などの確定によるものでございます。

次に、第２条繰越明許費につきましては、３ページ、第２表繰越明許費に記載のとおり、下水道法適化事業につきまして、翌年度に事業を行うため、明許繰り越しするものでございます。

第３条債務負担行為の補正につきましては、３ページ、第３表債務負担行為の補正に記載のとおり、工水管移設実施設計負担金事業につきましては、平成２８年度、７４２万５，０００円の限度額設定を廃止するものでございます。

工水管移設施工検討設計負担金事業につきましても、平成２７年度から平成２８年度までの期間、１，９８０万円の限度額設定を廃止するものでございます。

第４条地方債の補正につきましては、事業費の年度末見込みから限度額を変更するもので、４ページ、第４表地方債の補正に記載のとおりでございます。

以上、平成２７年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の内容説明といたします。

○南野直司議長　生活環境部長。

（登阪生活環境部長　登壇）

○登阪生活環境部長　議案第６号、平成２８年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

それでは、予算書の１ページをご覧ください。

第１条で、歳入歳出予算の総額を１，６０１万８，０００円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、３ページ、４ページの第１表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款１共済掛金、項１共済掛金は４４４万円の計上で、前年度に比べ２．７％、１２万円の増額となっております。これは加入者見込み数の増加に伴うものでございます。

款２繰入金、項１共済繰入金は１，０８８万円で、前年度に比べ３．６％、７５万円の減額となっております。

項２一般会計繰入金は６８万８，０００円の計上で、前年度に比べ８４％、３１万４，０００円の増額となっております。これはパート共済事務経費と退職金に加算する利息を確保するために一般会計から繰り入れるものでございます。

款３諸収入、項１預金利子は１万円で、積立金の定期預金利子として計上しております。

次に、歳出でございますが、款１共済総務費、項１共済総務管理費は７万５，０００円で、前年度に比べ１７．６％、１万６，０００円の減額となっております。

款２共済金、項１共済金は１，５９３万８，０００円で、前年度に比べ１．８％、２９万４，０００円の減額となっております。

款３予備費、項１予備費は５，０００円で、前年度と同額を計上しております。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２２号、摂津市立別府コミュニティセンター条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係その１）１０ページから１５ページに施行規則等を掲載しておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

摂津市立別府コミュニティセンターは、安威川以南におけるコミュニティ施設として設置するものでございます。また、本施設は、地域活動の拠点として、集会所機能、公民館機能も継承し、一体的運用により地域の活性化促進に努めてまいりたいと考えております。

現在、地域の方々のご理解、ご協力のもと建築工事を進めており、工事完了の後、この秋からの供用開始を予定いたしております関係から、今回、摂津市立別府コミュニティセンターについて条例を提案させていただくものでございます。

それでは、各条文を追ってご説明を申し上げます。

第１条では、別府コミュニティセンターの設置目的及び位置を定めております。

第２条では、コミュニティセンターで実施する事業について定めております。

第３条では、指定管理者による管理について、第４条では、指定管理者が行う業務について定めております。

第５条では、開館時間について、第６条では、休館日について定めております。

第７条では、使用の許可について、第８条では、使用の制限について、第９条では、使用許可の取消し、または使用の中止を命ずる場合について定めております。

第１０条では、舞台等の特別な設備を使用する場合の許可について定めております。

第１１条では、使用料の納付について、第１２条では、使用料の減免について、第１３条では、使用料の還付について定めております。

第１４条では、本施設の使用権の譲渡等の禁止を定めております。

第１５条では、使用した施設及び設備の原状回復の義務を定めております。

第１６条では、施設や設備を損壊または滅失した場合の損害賠償義務を定めております。

第１７条は、この条例の施行に関し必要な事項を規則に委任する旨の委任規定でございます。

次に、附則でございますが、第１項は、この条例の施行期日について、規則で定める日から施行する旨を定めたものでございます。

第２項は、本条例制定に伴い、重要な公の施設に関する条例に別府コミュニティセンターを加える旨を定めたものでございます。

第３項は、本条例の制定に伴い、摂津市公の施設における暴力団の排除に関する条例別表中に別府コミュニティセンターを加える旨を定めたものでございます。

以上、摂津市立別府コミュニティセンター条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２４号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係その１）２５ページからの摂津市附属機関に関する条例新旧対照表、２７ページからの特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表も併せてご参照願います。

本市におきましては、スポーツを通じたまちづくりの中心施設として、総合体育館の整備を計画しております。同施設の整備

に当たりまして、その基本的な考え方等について調査・審議するため、学識経験者、公募市民等により構成する摂津市総合体育館建設基本構想・基本計画審議会を附属機関として設置するものでございます。

また、健都イノベーションパークにつきましては、平成３０年度の国立循環器病研究センターの移転に併せて、健康・医療関連産業の集積を図るため、平成２８年度中に立地企業等の募集を開始する予定にしております。同地域のまちづくり基本計画に沿った運営ができる事業者を選定するため、行政職員のほか、学識経験者等により構成する摂津市健都イノベーションパーク立地企業等選定委員会を附属機関として設置するものでございます。

附則といたしまして、第１項は施行期日で、本条例は平成２８年４月１日から施行するものでございます。

第２項は、本条例制定に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表に、健都イノベーションパーク立地企業等選定委員会委員、日額６，９００円、及び総合体育館建設基本構想・基本計画審議会委員、日額６，９００円の項をそれぞれ加えるものでございます。

以上、議案第２４号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第４０号、摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係その２）の１０７ページも併せてご参照いただきますようお願い申し上げます。

本条例は、現在、摂津市産汚物等取扱条例に基づき実施しております産汚物等の焼却に係る業務を摂津市斎場条例に基づく業務に組み込み、斎場の使用料とするため制定するものでございます。

別表の改正は、斎場の使用料に「産汚物等１キログラムまでごとに１３０円」を追加するとともに、備考に産汚物等の定義規定を追加するものでございます。

附則といたしまして、第１項は施行期日で、本条例は平成２８年４月１日から施行し、第２項は、本条例制定に伴い、摂津市産汚物等取扱条例を廃止する旨を定めたものでございます。

以上、議案第４０号、摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第４３号、摂津市企業立地等促進条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係その２）１１２ページからの摂津市企業立地等促進条例新旧対照表も併せてご参照願います。

本条例は、産業の振興と経済の活性化を図る目的で、一定の要件を満たす事業所の新設、増設、建て替え等が行われた場合、固定資産税の２分の１相当額を奨励金として交付しているものでございます。

このたびの一部改正は、本条例が平成２８年度限りで失効する時限条例となっておりますことから、有効期限を延長するとともに、奨励措置の対象となる固定資産の取得の範囲を拡大するものでございます。

それでは、各条文につきましてご説明を申し上げます。

まず、第２条第３号ア及びウでは、新設及び建て替えの要件を建築面積１５０平方メートル以上から延べ床面積１００平方メートル以上とし、同号イでは、増設の要件を延べ床面積１５０平方メートル以上拡張

から延べ床面積１００平方メートル以上拡張とするものでございます。

次に、同条第５号では、企業立地等の定義としまして、特定の目的のために固定資産を新たに取得する行為を加えるものでございます。

また、同号アでは、土地の面積要件を削除しますとともに、家屋を賃借して行う新設等の償却資産を対象とすることを明らかにするものでございます。

また、同号イ及びウを繰り下げ、イとして、正雀下水処理場跡地において、医療分野の研究開発等を行う事業者に賃貸する家屋の取得を加えるものでございます。

次に、第３条に１条を加え、指定事業者の責務として、市の施策への協力を求めるものでございます。

第４条第１項では、指定事業者の定義を前条で規定したことにより、この項において削除するものでございます。

附則第２項では、本条例の失効時期を平成２９年３月３１日から平成３３年３月３１日に改めるものでございます。

次に、今回の条例改正の附則といたしまして、第１項は施行期日で、本条例は平成２９年４月１日から施行し、第３条の２及び附則第２項の改定規定につきましては公布の日より施行することを定めるものでございます。

第２項につきましては、改正後の本条例第２条第３号及び第５号の規定は、本条例の施行の日以後に事業者が取得した固定資産について適用し、同日前に事業者が取得した固定資産については従前の例によるものとするものでございます。

以上、摂津市企業立地等促進条例の一部を改正する条例制定の提案説明とさせていただきます。

○南野直司議長　生涯学習部長。

（宮部生涯学習部長　登壇）

○宮部生涯学習部長　議案第１９号、指定管理者指定の件（摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書センター）につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

本件は、摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書センターの指定管理者として、株式会社図書館流通センターを指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、株式会社図書館流通センターの主たる事務所の所在地は、東京都文京区大塚三丁目１番１号で、代表者は、代表取締役、石井昭氏でございます。

指定の期間につきましては、平成２８年４月１日から平成３３年３月３１日までの５年間とするものでございます。

以上、議案第１９号、指定管理者指定の件（摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書センター）についての提案説明とさせていただきます。

次に、議案第３４号、摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

議案参考資料（条例関係その２）９９ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本条例は、摂津市立別府コミュニティセンターを新設し、供用開始することに伴い、摂津市立別府公民館を廃止するため制定するものでございます。

改正の内容でございますが、摂津市立公民館条例第１条の表から摂津市立別府公民館の項を削るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は

教育委員会規則で定める日から施行するものでございます。

以上、議案第３４号、摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定の件についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第３５号、摂津市民図書館条及び摂津市立鳥飼図書センター条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

議案参考資料（条例関係その２）１００ページ及び１０１ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本条例は、図書館利用者の利便性向上を目的に、摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書センターの開館時間を拡大するため制定するものでございます。

改正の内容でございますが、第１条は、摂津市民図書館条例第５条中、開館開始時間「午前１０時」を「午前９時３０分」に改めるものでございます。

第２条は、摂津市立鳥飼図書センター条例第５条中、閉館時間「午後６時」を「午後６時３０分」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成２８年４月１日から施行するものでございます。

以上、議案第３５号、摂津市民図書館条例及び摂津市立鳥飼図書センター条例の一部を改正する条例制定の件についての提案説明とさせていただきます。

○南野直司議長　市長公室長。

（乾市長公室長　登壇）

○乾市長公室長　それでは、議案第２１号、摂津市職員の退職管理に関する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料の（条例関係その１）５ページから９ページも併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

本条例は、平成２８年４月１日から施行される地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律において、新たに退職管理の適正を確保するための規定が設けられたことに伴い、その円滑な実施や必要な措置について条例で定める必要があることから、新規に制定するものでございます。

主な内容でございますが、離職後に営利企業等に再就職した元職員が、在職していた地方公共団体と再就職先との間の契約または処分であって、離職前５年間の職務に関し、離職後２年間、職務上の行為を現職職員に要求、依頼することなどを禁止するものでございます。

それでは、各条文につきましてご説明を申し上げます。

第１条は、この条例が地方公務員法第３８条の２第８項及び第３８条の６第２項の規定に基づき、必要な事項を定めることを規定しております。

第２条は、この条例における用語について、再就職者、市の執行機関の組織等や役職員などの意義を規定しております。

第３条は、再就職者による依頼等の規制について、離職日の５年前の日より前に部長又は課長の職に相当する職として規則で定める職についていた者は、市の執行機関の組織等の役職員など、規則で定めるものに対し、過去のみずからの職務に属する契約等事務に関して、離職後２年間は職務上の行為を要求、又は依頼をしてはならない旨を規定しております。

第４条は、管理又は監督の地位にある職として規則で定めるものに就いていた職員は、離職後２年間、営利企業等の地位につ

いた場合には、規則で定める場合を除き、速やかに離職した職等の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない旨を規定しております。

続いて、附則についてでございます。この条例は平成２８年４月１日から施行する旨を規定しております。

以上、摂津市職員の退職管理に関する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

次に、議案第２６号、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係その１）の３２ページから３５ページも併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

本条例は、平成２８年４月１日から施行される地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律に基づき、引用条文の項番号の変更や文言整備等、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

第１条は、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。第１条中「第２４条第６項」を「第２４条第５項」に改めるものでございます。

第２条は、公益的法人等への摂津市職員の派遣等に関する条例の一部改正についてでございます。第２条第２項第３号中の「条件附採用」の文言について、地方公務員法の規定と同様に改めるものでございます。

第３条は、摂津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてでございます。第２条第２項及び第４条において、報告の事項及び公表の方法について定めていますが、新たに項目を追加するなど、地方公務員法の規定に基づき改めるものでございます。

続いて、附則についてでございますが、この条例は平成２８年４月１日から施行する旨を規定しております。

以上、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

次に、議案第２８号、特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係その１）３７ページから４０ページも併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

このたびの一部改正は、特別職の職員の給与及び議会議員の議員報酬について、平成２７年人事院勧告に基づき、いずれも期末手当の支給月数を年間０．１月分引き上げるものでございます。

それでは、条文についてご説明申し上げます。

第１条では、特別職の職員の給与に関する条例第７条第２項において規定のある期末手当について、第３条では、摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第６条第２項において規定のある期末手当について、いずれも１２月に支給する月数について「１００分の２１０」から「１００分の２２０」に改めるものでございます。

続いて、第２条及び第４条では、第１条及び第３条で引き上げた支給月数を６月支給と１２月支給において平準化するための改正となります。

第２条では、特別職の職員の給与に関す

る条例第７条第２項において規定のある期末手当について、第４条では、摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第６条第２項において規定のある期末手当について、いずれも６月に支給する月数について「１００分の１９５」から「１００分の２００」に、１２月に支給する月数について「１００分の２２０」から「１００分の２１５」に改めるものでございます。

続いて、附則についてでございます。

附則第１項は、この条例は公布の日から施行し、第２条及び第４条の規定については平成２８年４月１日から施行する旨を規定しております。

附則第２項では、第１条及び第３条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成２７年１２月１日から適用する旨を規定しております。

また、附則第３項では、それぞれ旧条例の規定により支給された期末手当は、新条例の規定により支給されることとなる期末手当の内払となる旨を、附則第４項では、前項に定めるもののほか、この期末手当の支給に関し必要な事項は市長が定める旨を規定しております。

以上、特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

次に、議案第２９号、一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係その１）４１ページから６９ページも併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

このたびの一部改正は、平成２８年４月１日から施行される地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律において、職務給の原則を徹底するため、地方公共団体は給与条例で等級別基準職務表を定め、等級表に職名ごとの職員数を公表する旨が明記されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。また、平成２６年人事院勧告において給与制度の総合的見直しとして示された給料表の平均２％の引き下げと管理職員特別勤務手当の明確化、及び平成２７年人事院勧告において示された若年層を中心とした給料表の平均０．４％の引き上げと勤勉手当の支給月数の０．１月分の引き上げについても、併せて所要の改正を行うものでございます。

本改正条例は、大きく三つの条文で構成をしております。

まず、第１条が、一般職の職員の給与に関する条例に係る改正で、平成２７年人事院勧告において示された若年層を中心とした給料表の０．４％の引き上げと勤勉手当の支給月数の０．１月分の引き上げに対応するもので、議案参考資料４１ページから４７ページが該当しております。

次に、第２条が、同じく一般職の職員の給与に関する条例に係る改正で、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行への対応及び給与制度の総合的見直しに対応するもので、議案参考資料４８ページから６４ページが該当しております。

さらに、第３条が、水道企業職員の給与等に関する条例に係る改正で、一般職の職員の給与に関する条例に係る改正に基づいて所要の改正を行っているもので、議案参

考資料６５ページから６９ページが該当しております。

それでは、各条文についてご説明申し上げます。

初めに、第１条についてでございます。

第３条第３項の表は、任期付職員の給料月額を任期の定めのない職員の給料月額に準じて改正するものでございます。

第２４条第３項第１号は、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給月数について、１２月に支給する場合は「１００分の７５」から「１００分の８５」に改正し、同項第２号は、再任用職員の勤勉手当の支給月数について、１２月に支給する場合は「１００分の３５」から「１００分の４０」に改正するものでございます。

附則第２８項は、附則第２５項の減額規定の適用を受ける職員の勤勉手当の総額についての取り扱いを規定したもので、支給月数の引き上げに伴い、所要の改正を行うものでございます。

別表の改正は、任期の定めのない職員の給料月額について、人事院勧告に基づく給料表の改定率を市職員構成に置きかえた結果、平均で約０．１５％の引き上げとなったことによるものでございます。

続いて、第２条についてでございます。

第１条については、地方公務員法の改正に伴う条ずれの対応でございます。

第２条は、管理職員特別勤務手当を新たに創設するための条文整理でございます。

第３条第１項は、任期の定めのない職員の給料月額を定める給料表を「別表」から「別表第１」に改めるものでございます。

第３条第３項の表は、「職務の級」を「職務の等級」に改め、併せて、任期付職員の給料月額を任期の定めのない職員の給料月額に準じて改正するものでございます。

第４項は、文言の整理、及び、これまで職員の初任給、昇級、昇格等の基準に関する規則に定めております「級別標準職務表」を、本条例において「等級別基準職務表」として新たに定めるために改正するものでございます。

第３条第５項、第３条の２、第５条、第８条、第９条及び第１０条は、文言の整理のために改めるものでございます。

第１０条の２第１項は、文言の整理のため改めるとともに、第２項は、勤務の特殊性その他の事由により勤務時間に特別の定めがある再任用職員の給料について、市長が定める旨を規定するものでございます。

第１０条の３第１項は、文言の整理のため改めるものでございます。

第１６条及び第１８条は、休日勤務に関する規定についての文言整理のため改めるものでございます。

第２１条は、災害への対処、その他臨時、緊急の必要により勤務した場合に支給する管理職員特別勤務手当について規定しているもので、第１項は、週休日又は休日等に勤務した場合、第２項は、週休日等以外の午前０時から午前５時までの間に正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合について定めています。

第３項は、同条第１項並びに第２項のそれぞれの勤務に対し支給する管理職員特別勤務手当の額の上限を規定しており、第４項は、管理職員特別勤務手当の支給に関し、必要な事項を規則で定める旨を規定しているものでございます。

第２２条は、管理職員特別勤務手当の創設に伴い、管理職手当が支給されている職員に対しては、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当を例外なく支給しない旨を規定するものでございます。

第２４条は、本改正条例の第１条において引き上げた勤勉手当の支給月数について、６月支給と１２月支給について平準化するものでございます。

第２７条につきましては、臨時職員及び非常勤職員の給与限度額について、任期の定めのない職員の給料月額に準じて改正するものでございます。

附則第２５項は、給料の減額規定の適用を受ける職員の取り扱いを規定したもので、文言の整理のほか、国家公務員の給与制度の総合的見直しにおいて、この規定が平成３０年３月３１日をもって終了となることから、本条例においても同様の対応を行うものでございます。

附則第２８項は、附則第２５項の減額規定の適用を受ける職員の勤勉手当の総額にいての取り扱いを規定したもので、今回の改正における支給月数を平準化する旨の内容を規定しております。

別表の改正は、任期の定めのない職員の給料月額について、給与制度の総合見直しに基づく給料表の改定率を本市職員構成に置きかえた結果、平均で約１．３４％の引き下げとなったことによるものでございます。

別表第２は、地方公務員法の改正に基づく職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないとする職務給原則の徹底のため、現在、職員の初任給、昇格、昇級等の基準に関する規則に規定している「級別標準職務表」を整備し、本給与条例において定め、任期の定めのない職員並びに任期付職員の「等級別基準職務表」として定めるものでございます。

続いて、第３条についてでございます。

第２条は、手当の種類に管理職員特別勤務手当を追加するものでございます。

第３条は、文言の整理のために改めるものでございます。

第１２条は、休日勤務に関する規定についての文言の整理のため改めるものでございます。

第１４条の２は、管理職員特別勤務手当について、一般職の給与条例と同様の規定を定めるものでございます。

続いて、附則についてでございます。

附則第１項は、この条例は公布の日から施行し、第２条及び第３条並びに附則第４項から第７項までと第９条及び第１０項の規定は平成２８年４月１日から施行する旨を規定しております。

次に、附則第２項でございます。第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成２７年４月１日から適用する旨を規定しております。

附則第３項では、旧条例の規定により支給された給与は、新条例の規定により支給される給与の内払となる旨を規定しております。

附則第４項から第８項までは、給料の切り替えに伴う経過措置及び委任に関する項目を規定してございます。

なお、附則第９項から第１０項までは、今回の改正に伴い、関係する各条例を改正するとともに、文言の整理を行うものでございます。

以上、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

次に、議案第３０号、摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係その１）７０ページから７２ページも併せてご覧い

ただきますようお願い申し上げます。

本条例は、摂津市職員で管理または監督の地位にある職員に支給する管理職手当について規定しているものでございます。

このたびの一部改正は、議案第２９号においてご説明申し上げました地方公務員法の改正に伴い、新たに給与条例上に位置付ける等級別基準職務表に関連し、職員の給与はその職務と職責に応じるものでなければならないとする職務給の原則を徹底するために所要の改正を行うもので、一つの職に対して複数の管理職の格付を想定している現状を見直すものでございます。

それでは、各条文についてご説明申し上げます。

条例別表中の職及び管理職手当の月額につきまして、市長の事務部局における会計管理者を次長として６万５，０００円、会計室長を課長として５万５，０００円、議会事務局及び選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び公平委員会事務局における事務局長の次に参事を追加し、部に置かれる参事として６万円、局次長を課長として５万５，０００円、消防署における消防署長を部に置かれる参事として６万円とするものでございます。

附則につきましては、本条例を平成２８年４月１日から施行し、同日以降の対象者に対して適用する旨を規定しております。

以上、摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

次に、議案第３１号、摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係その１）７３ページから７４ページも併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

本条例は、職員が退職することにより支給される退職手当について、必要な事項を定めているものでございます。

このたびの一部改正は、平成２６年の人事院勧告における給与制度の総合的見直しの実施に伴い、給料月額のみを算定基礎としている退職手当の支給水準が低下することから、国において、現行の支給水準の範囲内で、職員の公務への貢献度をより的確に反映させるよう、退職前の職責に応じて加算される調整額が改定されたことから、本市においても国に準じて所要の改正を行うものでございます。

それでは、各条文についてご説明申し上げます。

摂津市職員の退職手当に関する条例第６条の４第１項第１号に規定のある退職手当の調整額第１号区分、部長級職員については５万円を６万５，０００円に、同項第２号に規定のある第２号区分、次長級職員については４万５，８５０円を５万９，５５０円に、同項第３号に規定のある第３号区分、課長級職員については４万１，７００円を５万４，１５０円に、同項第４号に規定のある第４号区分、課長代理級職員については２万５，０００円を３万２，５００円に、同項第５号に規定のある第５号区分、係長級職員については２万８５０円を２万７，１００円に、同項第６号に規定にある第６号区分、副主査級職員については１万６，７００円を２万１，７００円にそれぞれ改めるものでございます。

同条第４項第１号は、勤続２４年以下の退職者について、第６号区分の調整月額を勘案しないこととしておりますが、給与制度の総合的見直しが退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、勤続２４年以下の退

職者について、第６号区分の調整月額を支給するものとすることから、第１号を削除し、第２号以降について１号ずつ繰り上げ、削除した第１号に定義されておりました自己都合退職者の定義について、新たな第１号に定義することとしております。

続いて、附則についてでございます。

附則第１項は、本条例は平成２８年４月１日から施行する旨を規定しております。

附則第２項は、本条例施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による旨を規定しております。

以上、摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

次に、議案第３２号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料の（条例関係その１）７５ページも併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

本条例は、地方公務員災害補償法の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害または通勤による災害に対する補償について、必要な事項を定めているものでございます。

このたびの一部改正は、労働者災害補償保険法に基づく年金による保険給付と同一の事由により、厚生年金保険法に基づく年金による給付が支給される場合に、事業主の二重負担や損害の重複補填を避ける観点から、労働者災害補償保険法に基づく年金を減額するために乗ずる調整率が見直されたことに伴い、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が平成２８年４月１日付で施行されることから、本条例において所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文についてご説明申し上げます。

附則第５条第１項において、地方公務員災害補償法に基づく年金による補償のうち、傷病補償年金と同一の事由により厚生年金保険法に基づく障害厚生年金が併給される場合の調整率を０．８６から０．８８に改め、第２項において、地方公務員災害補償法に基づく休業補償と同一の事由により厚生年金保険法に基づく障害厚生年金が併給される場合の調整率を同じく０．８６から０．８８に改めるものでございます。

続いて、附則についてでございます。

附則第１項は、本条例は平成２８年４月１日から施行する旨を規定しております。

附則第２項は、条例施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金及び休業補償については、なお従前の例による旨を規定しております。

以上、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

○南野直司議長　固定資産評価審査委員会事務局長。

（井口固定資産評価審査委員会事務局長登壇）

○井口固定資産評価審査委員会事務局長　議案第２５号、摂津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、行政不服審査法及び地方税法の改正に伴い、審査の申出に関する規定の整備を行うものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係その１）の２９ページから３１ページに記載の新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきましてご説明申し上げます。

第４条につきましては、第２項を第５項とし、第２項に審査申出書に関する記載事項、第３項に審査申出人が法人の代表者または代理人等である場合の記載事項及び添付書面、第４項に審査申出人の審査申出書への押印に関する規定を加え、第６項に代表者または代理人等がその資格を失った場合の届け出について規定いたすものでございます。

第６条につきましては、第２項のただし書きを削り第３項とし、第３項を第４項に、第２項には電子情報処理組織を利用した弁明書の取り扱い、第５項には審査申出人からの反論書の送付について規定いたすものでございます。

第１０条につきましては、調書作成の範囲を拡大し、第１１条は、第１項の決定書に係る文言を修正し、記載事項を追加いたすものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成２８年４月１日から施行いたすもので、平成２８年度以降の固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出について適用いたします。平成２７年度までの同価格に関する審査申出につきましては、従前の例によるものといたすものでございます。

以上、提案内容のご説明とさせていただきます。

○南野直司議長　次世代育成部長。

（前馬次世代育成部長　登壇）

○前馬次世代育成部長　議案第２７号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係その１）の３６ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

本条例は、地方自治法第２３０条の２第４項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関して規定しているものでございます。

これまで、教育センター及び市内小学校に、臨床心理士、スクールカウンセラーを配置してまいりました。また、平成２７年度より、解決が困難な事例や緊急対応時などのアドバイザーとして、臨床心理士、スクールカウンセラーのスーパーバイザーを教育センターに配置いたしております。

このたびの一部改正は、このスーパーバイザーにつきまして、主に特定の学識経験を必要とする職であり、みずからの学識経験に基づき、非専務的に公務に参画する勤務態様であることから、平成２８年度から改めて特別職の非常勤職員として任用すべく、条例を一部改正し、臨床心理士指導員を加えていただくものでございます。

続いて、附則についてでございますが、附則第１項は、本条例は平成２８年４月１日から施行する旨を規定しております。

以上、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の内容説明とさせていただきます。

○南野直司議長　教育総務部長。

（山本教育総務部長　登壇）

○山本教育総務部長　議案第３６号、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係その２）１０２ページの新旧対照表も併せてご参照

願います。

改正の内容といたしましては、学校教育法の改正に伴い、同法第１条中に学校の種類として義務教育学校が新たに設けられることとされたため、放課後児童支援員の資格要件に義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、平成２８年４月１日から施行するものでございます。

以上、議案第３６号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第３７号、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び摂津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係その２）１０３ページから１０４ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

改正の内容といたしましては、第５次行政改革実施計画の趣旨に基づき、市単独扶助費の見直しを行うものであり、両医療費助成制度において、市単独事業となっております入院時食事療養費の助成対象を非課税世帯に改めるため、一部改正を行うものでございます。

次に、条文に沿ってご説明を申し上げます。

第１条は、ひとり親家庭医療費助成制度、第２条は、障害者医療費助成制度の入院時食事療養費対象者を規則に委任し、規則において非課税世帯に属する方を対象とする規定を設けるものでございます。

なお、附則といたしまして、医療証の更新時期に当たる平成２８年１１月１日から施行するものでございます。

また、第２項では、施行期日前に受けた医療につきましては、改正前の条例を適用するという経過措置を設けております。

以上、議案第３７号の説明とさせていただきます。

○南野直司議長　消防長。

（樋上消防長　登壇）

○樋上消防長　議案第４４号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布され、これに伴いまして、本条例の別表３の一部を改正するものでございます。

改正概要につきましては、省令の制定された当初、想定されていなかったガスグリルつきコンロ等の対象火気設備及び器具が流通してきたことから、それらへの対応を図るため、本条例の別表３に追加し、当該設備及び器具に係る可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離、いわゆる離隔距離に関する規定を整備するもので、併せて備考欄の語句の整備を行うものでございます。

なお、この条例は平成２８年４月１日から施行するものでございます。

以上、議案第４４号の提案内容の説明とさせていただきます。

○南野直司議長　説明が終わりました。質疑は後日受けます。

日程６、報告第１号を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

（杉本総務部長　登壇）

○杉本総務部長　報告第１号、摂津市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、平成２８年度税制改正大綱において、市税の手続における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示され、当該方針が平成２８年１月１日から適用されることとなり、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、平成２７年１２月２８日付で専決処分いたしましたので、同条第３項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

それでは、議案書の条文に従いまして、改正内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係その１）の１ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

まず、第４８条第２項の改正は、記載事項のうち、個人番号をその対象から削除するものでございます。

第６９条第１項第１号の改正は、第４８条第２項の修正に伴う引用条文の整備でございます。

第１１９条第２項の改正は、記載事項のうち、個人番号をその対象から削除するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、専決処分内容の報告とさせていただきます。

○南野直司議長　報告が終わり、質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　討論なしと認め、討論を終わります。

報告第１号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○南野直司議長　起立者全員です。

よって、本件は承認されました。

日程７、議案第１７号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木下水道部長。

（山口土木下水道部長　登壇）

○山口土木下水道部長　議案第１７号、市道路線認定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、幹線として１路線、独立専用自歩道として１路線、地区内道路として８路線、総延長２，５１６．７メートルを市道として道路法第８条第２項に基づき路線の認定を行うものでございます。

それでは、路線認定の概要につきましてご説明申し上げます。

区間、敷地の延長、敷地の幅員、敷地の面積につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

位置等につきましては、議案参考資料４ページから１０ページに記載いたしておりますので、併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

幹線としまして、番号１、路線名、千里丘中央線、以上１路線は吹田操車場跡地土地区画整理事業に伴う都市計画道路千里丘中央線の道路整備によるものでございます。

独立専用自歩道としまして、番号１、路線名、大正川右岸２号線第１支線、以上１路線は大阪府の橋梁の移管に伴うものでご

ざいます。

地区内道路といたしまして、番号１、路線名、千里丘新町１号線、番号２、路線名、千里丘新町２号線、以上２路線は吹田操車場跡地土地区画整理事業に伴う道路整備によるものでございます。

続きまして、番号３、路線名、庄屋２８号線、番号４、路線名、一津屋１１４号線、番号５、路線名、一津屋１１５号線、番号７、路線名、鳥飼西１１２号線、番号８、路線名、鳥飼西１１３号線、以上５路線は都市計画法第４０条第２項の規定により帰属を受けたものでございます。

続きまして、番号６、路線名、一津屋１１６号線、以上１路線は摂津市開発協議基準により寄附を受けたものでございます。

以上、議案第１７号についての提案内容の説明とさせていただきます。

○南野直司議長　説明が終わり、質疑に入ります。三好議員。

○三好義治議員　１点だけ質問したいと思いますけども、市道路線の認定で、独立専用自歩道、大正川右岸２号線第１支線が大阪府の橋梁の移管で道路認定されたと今説明を受けたんですが、この橋梁については耐震化はもう既に済んでいるのかどうか、確認のために質問しておきたいと思います。

○南野直司議長　土木下水道部長。

○山口土木下水道部長　耐震に関しましては、まだ工事等は済んでおりませんけれども、塗装等の関係の補修工事は２３年度に完成しております。

以上でございます。

○南野直司議長　三好議員。

○三好義治議員　耐震化がまだ済んでいなくて、歩道表面の補修は終わっているというご答弁だと思うんですけど、それでは、この橋はいつ完成されて、今、摂津市も、全国的にも橋梁の点検、補強工事に着手していってるんですが、こういったことには対象外になるような橋梁ですか。それとも摂津市が手がけなければならない橋梁になりますか。

○南野直司議長　土木下水道部長。

○山口土木下水道部長　この橋は昭和４４年に大阪府によりまして建造されております。それからずっと大阪府のほうで管理していただいておったんですけども、大阪府のほうは、河川にかかっている橋は河川を管理するためのもので必要ですと、今回提案させてもらったところは河川を管理するに当たっては必要じゃないということで、摂津市と大阪府とで協議を今まで進めてまいりました。その中で、耐震等はこれからしなければだめですけども、とりあえず、まずは塗装を全面にしてくださいと。耐震に関しては、進んでおりますけど、まだ耐えられる状態ですと。まずは塗装をして、私どものほうは帰属を受けますという形で終わっております。

○南野直司議長　三好議員。

○三好義治議員　大丈夫だということで受けとめておっていいんですね。耐震化をここ近々にしなければならないという橋ではないということの確認だけさせていただきたいと思います。

○南野直司議長　土木下水道部長。

○山口土木下水道部長　今は塗装ができていますので、耐震化については、今後進めていく予定ですけども、今の橋梁の点検ではまだ大丈夫です。老朽化が進んでいるだけであって、補修までいくところではございません。

以上です。

○南野直司議長　三好議員。

○三好義治議員　道路認定し、大阪府から橋

梁を移管される時点において、そういったことはもっと慎重に議論も重ねながら、摂津市の負担がかからないように今後また対応していただいたらいいんですが、ただ、今回、そういったものでは、橋梁を移管されて、そこが安全であるということを再点検しながら今後進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○南野直司議長　ほか、ないでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第１７号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○南野直司議長　起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程８、議案第１８号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木下水道部長。

（山口土木下水道部長　登壇）

○山口土木下水道部長　議案第１８号、市道路線廃止の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、地区内道路として２路線、総延長６６４．５メートルを市道として道路法第１０条第３項に基づき路線の廃止を行うものでございます。

それでは、路線廃止の概要につきましてご説明申し上げます。

区間、敷地の延長、敷地の幅員、敷地の面積につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

位置等につきましては、議案書参考資料１１ページに記載いたしておりますので、併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

地区内道路としまして、番号１、路線名、千里丘７８号線、番号２、路線名、千里丘８４号線、以上２路線は吹田操車場跡地土地区画整理事業に伴う都市計画道路千里丘中央線の道路整備により起終点及び延長の変更が生じましたので、路線廃止をいたすものでございます。

以上、議案第１８号についての提案内容の説明とさせていただきます。

○南野直司議長　説明が終わり、質疑に入ります。藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　１点だけ、先ほどご説明いただきました千里丘８４号線なんですけども、一旦この８４号線を廃止して、今回、千里丘中央線ということで認定されるということで、工事の関係で、少し前になりますけども、共同溝を埋めたりするということで、道路の形状がない中で認定されて、それでまた、完成したので今回認定をし直すといういきさつがあったと思いますが、当時おられなかった議員もおられますので、確認のために、いきさつをご説明お願いしたいと思います。

○南野直司議長　都市整備部長。

○吉田都市整備部長　それでは、あの当時、担当いたしておりましたので、私のほうからご説明申し上げたいと思います。

先ほどありました千里丘中央線、これを先行して認定を打ったと。当時、現道がな

かった部分もございまして、当時道路担当課のほうに新たに頼んで認定を打っていただいたという経過がございます。それは、先行しなければならないという制度の中でのお願いだったと。つまり、ＣＡＢと申しますが、共同溝をする場合に、基準でいきますと認定を打っている路線に関して共同溝が行えるという前提になりますと、必然的に無認定は無電柱化を行えないという前提になります。つまり、前提は認定を打っている上において共同溝化していくということで、先行して認定を打っていただいたということでございます。それを踏まえて、今回、全路線が千里丘中央線として完了いたしましたので、追加で改めて認定を打っていただくということになっております。

以上でございます。

○南野直司議長　ほか、ないでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第１８号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○南野直司議長　起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

２月２３日から３月３日まで休会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれにて散会します。

（午後２時３８分　散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　南　野　直　司

摂津市議会議員　　野　口　　博

摂津市議会議員　　上　村　高　義

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

平成２８年３月４日

（第２日）

平成２８年第１回摂津市議会定例会継続会会議録

平成２８年　３月　４日（金曜日）
午前　９時５９分　開　議
摂　津　市　議　会　議　場

１　出席議員　（２１名）

１番	上村高義	２番	木村勝彦
３番	森西　正	４番	中川嘉彦
５番	福住礼子	６番	藤浦雅彦
７番	村上英明	８番	三好義治
９番	東　久美子	１０番	渡辺慎吾
１１番	大澤千恵子	１２番	増永和起
１３番	弘　豊	１４番	山崎雅数
１５番	水谷　毅	１６番	南野直司
１７番	嶋野浩一朗	１８番	市来賢太郎
１９番	野原　修	２０番	安藤　薫
２１番	野口　博		

１　欠席議員　（０名）

１　地方自治法第１２１条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	箸尾谷知也	市長公室長	乾　富治
総務部長	杉本正彦	生活環境部長	登阪　弘
生活環境部理事	北野人士	保健福祉部長	堤　守
保健福祉部理事	島田　治	都市整備部長	吉田和生
土木下水道部長	山口　繁	教育委員会教育総務部長	山本和憲
教育委員会次世代育成部長	前馬晋策	教育委員会生涯学習部長	宮部善隆
監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長	井口久和	水道部長	渡辺勝彦
消防長	樋上繁昭		

１　出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局次長	橋本英樹

１ 議 事 日 程

１, 議　案 第　１号　平成２８年度摂津市一般会計予算
議　案 第　２号　平成２８年度摂津市水道事業会計予算
議　案 第　３号　平成２８年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議　案 第　４号　平成２８年度摂津市財産区財産特別会計予算
議　案 第　５号　平成２８年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
議　案 第　６号　平成２８年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
議　案 第　７号　平成２８年度摂津市介護保険特別会計予算
議　案 第　８号　平成２８年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
議　案 第　９号　平成２７年度摂津市一般会計補正予算（第４号）
議　案 第１０号　平成２７年度摂津市水道事業会計補正予算（第２号）
議　案 第１１号　平成２７年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
議　案 第１２号　平成２７年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
議　案 第１３号　平成２７年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第４号）
議　案 第１４号　平成２７年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
議　案 第１９号　指定管理者指定の件（摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書センター)
議　案 第２０号　摂津市行政不服審査会条例制定の件
議　案 第２１号　摂津市職員の退職管理に関する条例制定の件
議　案 第２２号　摂津市立別府コミュニティセンター条例制定の件
議　案 第２３号　行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
議　案 第２４号　摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議　案 第２５号　摂津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件
議　案 第２６号　摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
議　案 第２７号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議　案 第２８号　特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議　案 第２９号　一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議　案 第３０号　摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議　案 第３１号　摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議　案 第３２号　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議　案 第３３号　摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
議　案 第３４号　摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定の件
議　案 第３５号　摂津市民図書館条例及び摂津市立鳥飼図書センター条例の一部を改正する条例制定の件
議　案 第３６号　摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議　案 第３７号　摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び摂津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議　案 第３８号　摂津市敬老金条例の一部を改正する条例制定の件
議　案 第３９号　摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件
議　案 第４０号　摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件

	議　案第　４１号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案第　４２号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案第　４３号	摂津市企業立地等促進条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案第　４４号	摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
2,	議　案第　４５号	摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案第　４６号	摂津市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案第　４７号	摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
3,		代表質問
		民主市民連合　三好　義治　議員
		おおさか維新の会　渡辺　慎吾　議員
		公明党　村上　英明　議員

---

１ 本日の会議に付した事件
　日程１から日程３まで

（午前９時５９分　開議）

○南野直司議長　ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、木村議員及び森西議員を指名します。

日程１、議案第１号など４０件を議題とします。

本４０件について質疑に入ります。増永議員。

○増永和起議員　議案第３４号について質疑をいたします。

この議案第３４号は、公民館条例の一部を改正する条例で、別府の公民館を廃止するという内容の条例ですが、これに関して、別府コミュニティセンターができるに当たって、新しい施設に公民館が組み込まれるという形になるわけですけれども、それをどうすべきかということについて、私も今までいろいろとお尋ねをしてまいりました。地域の皆さんからは、公民館が今まで行ってきた地域における役割をしっかり果たしていけるような体制をとってほしいという強い要望もお聞きしております。

また、摂津市社会教育委員会議が答申書を出しておりまして、その中で、新条例への目的について、コミュニティセンターの新しい条例に生涯学習・社会教育推進を明記することや、所管は教育委員会とすること、公民館と同じく社会教育指導嘱託員の配置、公民館運営審議会での審議、行政、市民、施設利用者等の協議会を行うこと、使用料、名称についてという中身の答申が出されております。こういうことにどう応えていかれるのか、何度もお尋ねをしてきたわけなんですけれども、今までは、体制をとっていきたいけれども、まだはっきりとしたことが決まっておりませんというお答えをいただいてきたと思います。今度、公民館の廃止条例が出てきておりますけれども、こういうさまざまな問題について、しっかりとこうしていくんだということが決定されてから廃止ということならわかるのですけれども、そうでなく、まだはっきりしていない中で廃止条例が出るというのはおかしいと思っておりますので、どういう形態にして公民館の今まで果たしてきた役割をしっかりと引き継ぐのかということをお教えいただきたいと思います。

○南野直司議長　答弁を求めます。生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長　別府コミュニティセンターは、別府公民館が耐震性がないこと、老朽化、あるいは施設が手狭であること等から、かねてより地元のご要望を承りまして、公民館機能に加えて、市民活動の推進や広く市民交流の場を提供するために新たに整備するものでございます。この秋の同センターの供用開始に合わせまして、別府公民館を廃止し、同公民館の機能を同センターに移転するものでございます。別府公民館の機能の同センターへの移転に当たりましては、長年にわたり培われてまいりました別府公民館の役割やノウハウを同センターに承継すべきものと考えております。登録クラブや地域交流の場であるコミュニティセンターまつりにつきましても同様に考えております。

先月の１６日に別府公民館クラブ登録説明会を開催いたしました。その場では、新施設の施設内容やクラブ登録者の利用条件等の概要を説明いたしました。その場での質問につきましては、新施設の利用についての確認が概ねでございました。

公民館活動も社会教育活動の一環でございまして、当然ながら、別府コミュニティセンターにおきましても、名称こそ変わり

ますが、別府公民館と同等の内容の事業が社会教育活動として実施できるものと考えております。

以上でございます。

○南野直司議長　増永議員。

○増永和起議員　理念の問題は今までも何度もお伺いしていまして、しっかりと引き継ぎたいということはお聞きをしておりますけれども、具体的にそれをしっかりどう引き継ぐ手だてを講じるのかということについて、まだちゃんと決まっていない中で廃止条例が出るのはおかしいのではないかということでお伺いしているんです。

先ほど答申の説明をしましたけれども、その中に書かれている所管が教育委員会でなくなるということは前にもお伺いしました。しかし、教育委員会においてもしっかりとサポートをしていくとも聞いているんですけれども、具体的にはどうするのか、公民館の運営審議会について、そこに参加をしていくべきと答申ではなっているんですが、それはどうなるのか、それから、社会教育指導嘱託員の配置がどうなるのか、その社会教育指導嘱託員が、配置だけではなくて、今は公民館の中でいろいろと意見交換やサポートをするとかいうこともやられていると思うんですけど、もしほかの公民館の方々とその嘱託員さんを置かれるとしたら、今までどおりの活動をどう続けていくのかという具体的なことについてどう考えておられるのかということをお伺いしているわけであります。それから、行政、市民、施設利用者等の協議会ということも提案をされています。そういう体制について教えてください。

○南野直司議長　生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長　今、ご質疑の社会教育委員会議からの答申の骨子といたしましては、従来の公民館のよい部分を踏襲した上で、より地域に密着し、また、誰もが使いやすい、誰からも親しまれる魅力のある新しい公共施設が求められているということで、コミュニティセンターとして整備することになったわけでございます。ただし、これまで別府公民館の果たしてきた役割を踏まえて、その答申におきましては幾つかの具体的な提案をいただいております。

公民館運営審議会につきましては、これまでにもご答弁させていただいておりますけれども、これは社会教育法による公民館長の諮問機関ということになります。公民館長の諮問によりまして、公民館事業の調査、審議をするという機関でございます。現状のままでまいりますと、コミュニティセンターで行われます社会教育事業につきましては、この公民館運営審議会にはのってこないということになります。

ただし、公民館の事業につきましては、職員、また社会教育指導嘱託員が定例的に会議を開き、意見交換、情報交換をいたしております。特に、公民館講座につきましては、特別にそういった会議を数回重ねまして事業を企画いたしております。また、企画運営・実施につきましても、公民館の嘱託員が常時意見交換をいたしております。

別府公民館が廃館になり、コミュニティセンターに移行するに当たりましては、この社会教育指導嘱託員が担ってきた役割もコミュニティセンターに移行させたいと考えております。また、そのコミュニティセンターで行われます社会教育講座につきましても、公民館の職員と嘱託員、コミュニティセンターの嘱託員とがミーティングをし、協議・検討することによりまして、社会教育事業の内容については、担保できるものと考えております。

○南野直司議長　増永議員。
○増永和起議員　そういうふうにしたいと思いますというご答弁だったと思いますけれども、しっかりした体制ができ上がっていると、こういうふうに決まっておりますということではないわけだと思うんです。教育委員会が頑張ってやっていきたいというお話は今までも何度もお伺いしているんですけれども、体制としてきちんとそれができているということではないわけですよね。それは、新しいコミュニティセンターになってもそういう形でやられていくということでよいんでしょうか。
○南野直司議長　生活環境部長。
○登阪生活環境部長　ご質疑の件でございますけれども、私どもも、今ご質疑の中にありました摂津市の社会教育委員会議から出ました答申の内容については十分把握しております。その中でも、その答申の内容どおりできる内容と、その答申に書かれた趣旨、それを踏まえた形で取り組んでいく内容とに分かれるかと思っております。

先ほどご説明ありましたように、講座の継続とか、あるいは団体の支援、育成、それから、現在は社会教育指導嘱託員という名称になっておりますけども、そういった一定の専門職の配置につきましては引き続き実施していくということで、嘱託員の人件費等についても今年度予算で一定の予算措置をさせていただいております。

それから、指摘のございました公民館運営審議会の件でございますけれども、今、宮部部長のほうからも答弁されましたように、一定社会教育法に基づく審議会でございますので、その審議会において別府コミュニティセンターの事業計画や実施について審議いただくことはできないと考えておりますけれども、そういった趣旨を十分踏まえまして、公民館と企画・実施することが必要であると認識しておりますので、公民館運営審議会の審議事項とか内容については十分に把握してまいりたいと考えております。また、別府コミュニティセンターにおける事業実施・運営につきましては、地域に根差した施設ということでもございますので、地域の方々のご意見をいただく会議はやっぱり必要であると考えております。その会議におきましても、公民館運営審議会での審議事項、内容等を参考にさせていただきまして、会議運営を行うことにより、公民館との連携を図っていけるのではないかと考えており、その方向で検討を進めているところでございます。

また、先ほども宮部部長からも答弁がございましたように、職員につきましても、今、公民館の職員によるミーティングが月１回開催されまして、各館の情報交換、意見交換等が行われていると聞いております。コミセンができました以降も、コミセンの職員がこのミーティングに参加し、情報交換、意見交換を行って連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。
○南野直司議長　増永議員。
○増永和起議員　今、前向きにいろいろと検討していっていただいているということについてはわかりました。そういう形をしっかりと市民の皆さんに示せるようにきちんと構築をしていただいて、それから廃止条例となるのが当たり前だと私は思っております。ぜひそういうことについて、市民の方々に示せる形をまず考えていただきたいと思います。

以上です。
○南野直司議長　ほか、ないでしょうか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本４０件のうち、議案第１号、議案第９号、議案第２４号及び議案第４３号の駅前等再開発特別委員会の所管分については、同委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

日程２、議題第４５号など３件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。次世代育成部長。

（前馬次世代育成部長　登壇）

○前馬次世代育成部長　議案第４５号、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案第４５号から議案第４７号までの議案参考資料１ページから３ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

本条例は、建築基準法施行令の一部を改正する政令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、第２９条において引用条文の整備を行うほか、保育需要の増大による保育士不足に対応するため、附則において、小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置について、当分の間、朝夕など児童が少数である時間帯等の配置要件に特例を設けるほか、配置する保育士数の３分の１を超えない範囲で、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる改正を行うものでございます。

なお、本条例は、平成２８年４月１日から施行するものでございます。ただし、第２９条第７号イの表の改正規定は、平成２８年６月１日から施行するものでございます。

以上、議案第４５号の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第４６号、摂津市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案第４５号から議案第４７号までの議案参考資料４ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

本条例は、正雀保育所民営化に伴う運営事業者の辞退に伴い、附則中、民営化施行日「平成２８年４月１日」を「規則で定める日」に改めるものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第４６号の内容説明とさせていただきます。

○南野直司議長　消防長。

（樋上消防長　登壇）

○樋上消防長　議案第４７号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料５ページから６ページに新旧対照表を記載しておりますので、併せてご参照願います。

今回の改正は、労働者災害補償保険法に基づく年金による保険給付と同一の事由により厚生年金保険法に基づく年金による給付が支給される場合に、重複補填を避ける観点から、労働者災害補償保険法に基づく

年金を減額するために乗じる調整率が見直され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正されたことに伴い、本条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に関して、同一の事由により厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合における傷病補償年金及び休業補償の調整率を改正するものでございます。

それでは、条文について説明申し上げます。

附則第５条第２項の表第１号アで、年金が併給される調整率「０．８６」を「０．８８」に改め、同表第２号アでは、同じく「０．９１（第１級又は第２級」を「０．９２（第１級」に、「０．９０」を「０．９１」に改め、同条第５項の表中「０．８６」を「０．８８」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、第１項、この条例は平成２８年４月１日から施行し、第２項は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償については、なお従前の例によるものと規定いたすものでございます。

以上、議案第４７号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件につきましての提案内容のご説明とさせていただきます。

○南野直司議長　説明が終わりました。

質疑に入ります。安藤議員。

○安藤薫議員　議案第４６号、摂津市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件について質疑させていただきます。

この案件は、後ほど委員会の付託もされ、文教常任委員会、またはこれからの代表質問等でも取り上げられる問題だとは思いますが、摂津市の公立保育所の民営化方針や子育て支援にかかわる重大な事態だということで、少しだけ質疑をさせていただきたいと思います。

昨年の３月の予算議会で、第５次行革に基づいて、摂津市立正雀保育所の民営化のためにこの条例改正案が出されて、平成２８年４月１日をもって摂津市立正雀保育所が廃止されるという提案がされました。併せて、適切な保育所運営者を選考するために、保護者、学識経験者、子育て支援事業関係者、税理士などにより構成される摂津市立民営化事業者選定委員会を附属機関として設置もされました。待機児童の問題が摂津市でも大きな問題になっている中で、民間保育所さんを中心として、保育所の新築や増築などによって定員増を図ってきていただいている中で、摂津市の保育所を民間へ譲り渡すというものでありました。この間、選定委員会が開かれ、適切に選定されたものと思っておりました。そして、選定された事業所さんと摂津市と保護者の皆さんが、混乱なく民営化された新しい保育所に移行できるようにということで、３者による懇談会も継続されてきたと聞いております。ところが、いよいよ４月から新しい園としてスタートする、あと２か月にしかならない状況でこの事業者さんが辞退をされてきたということで、非常に大きな混乱と不安が保護者や子どもの中に渦巻いているのではないかと思っています。

そういった点を踏まえて、この経過と原因について、また、今の現状をどのように

把握されているのかをひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう一つは、条例の中で、施行期日として、「平成２８年４月１日」から「規則で定める日」に改正をされています。最長１年間は引き続いて摂津市立正雀保育所として延長するともお聞きしておりますが、あえて「規則に定める」として、公立保育所の廃止の期日を明確にされていない、かえって保護者や市民に不安を与えるのではないかと思いますが、その意味についても併せてお聞かせください。

○南野直司議長　答弁を求めます。次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長　それでは、保育所の民営化に伴う事業者の辞退につきまして、現状と経過について、まずご答弁申し上げます。

２月１２日に社会福祉法人桃林会のほうから辞退届が出まして、その後、現在、選定委員会で、募集要項にございます次点を繰り上げるということを軸に選定の検討を進めておるところでございます。

保護者のほうには、２月１８日から３日間、状況について説明をさせていただきました。その中で、さまざまな不安の声等も出てまいりました。事業者がいつ決まるのか、あるいは、決まったときに引き継ぎはどうなるのか、また、建物の老朽化対応のスケジュールはどうなるのか、さまざまな質問が出てきた次第でございます。その中で私どもが申し上げたのは、緊急事態ですので、摂津市立正雀保育所として運営を４月１日から当面続けていくこと、また、民営化の方針は市の決定事項であり、それが変わることはないと。ただし、この平成２８年４月１日から急いで準備不足のまま民営化を行うということはない、そのようなことを申し上げた次第でございます。

この後、考えておりますことは、事業者が決まりましたら、時間の許す限りと申しますか、また丁寧にじっくり引き継ぎを行っていきたいと考えておりますし、懸案事項等も３者会議等で十分な話ができたらと考えておるところでございます。

なお、附則におきまして「規則に定める日」としておりますことに関してでございますが、保護者の説明会でも、最長１年間の直営、市立保育所としての運営を考えていると申し上げております。十分な準備ができて、懇談会等で十分な合意に至れば、年度途中での民営化もあるかもしれません。十分な準備ができればということでお話をしておるところでございます。ただ、十分な準備ができたとしても、保育所や学校、幼稚園の年間サイクル、４月から秋へ向けて運動会等の行事の準備をするということで、年間のスケジュールを考えながら保育、教育に当たっている現状の中で、途中で民営化するということの効果がどんなものかということについても十分理解しているということは述べてきたところでございます。そういった意味から、「最長１年間」という表現を説明では行っておりますし、この附則につきましても「規則に定める日」と表記させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○南野直司議長　安藤議員。

○安藤薫議員　受け入れが決まり、今回辞退された社会福祉法人桃林会さんは、摂津市内で老人福祉、児童福祉の事業に長らく携わってこられた社会福祉法人であり、待機児童解消においては、南千里丘のマンション跡地の受け入れであったり、分園の開設であったり、既存の保育所の新設や増設などで定員増も図ってこられた、そうした中

でこのような事態、状況が生まれたことは、大変驚きを持って受けとめているわけです。

今、部長からもお話がありましたが、第一義的には、緊急事態に対して、子どもや保護者への影響を最小限にとどめて、そして、子ども、保護者の声や不安に寄り添って対応していくことだと思います。桃林会さん自身が、内部調査委員会や第三者委員会、また大阪府、市の監査などを受け入れて、原因の解明や調査、それから問題点、再発防止等を明らかにしていただくことは当然のことと思います。

併せて、市として、この保育所の責任というものを果たしていく上で、この間の選考に至る経過であるとか、民営化方針そのものについてもしっかりとした検証が必要ではないかと思うんですね。辞退されましたから、今度、次の事業者さんをまた選びますと。しかし、また同じようなことがあったらどうなるのか、公立の保育所としての責任、地域での子育て支援を担っている公立保育所をなくしてしまっていいのかということも改めて今問われているのではないかと思いますが、こういった今の非常事態において、市長、教育長はどのように受けとめておられるのか。今、部長からは、民営化方針は決定事項ですから、そのまま進めるというお話でありましたが、進めるにしても、この桃林会さんに決まったときも募集の範囲を広げたということを発表されましたけども、募集期間というのはわずか２週間しかなくて、実質上は広く社会福祉法人や保育事業者の方が応募していただけるような時間的な余裕というのはない中で、非常に拙速にいろいろ決まってきたのじゃないかとも私は思っておりますが、そういった点も踏まえてご認識をお伺いしておきたいと思います。

○南野直司議長　教育長。

○箸尾谷教育長　今回の辞退の申し出につきましては、教育委員会としても困惑しておりますし、また、子どもや保護者の方々にとっては本当に大変深刻なことだと受けとめております。

今後の対応につきましては、先ほど部長のほうからもありましたように、事業者につきましては、公募要項のほうに辞退があった場合には次点を繰り上げるという規定がありますことから、それを軸としながら、やはりこのようなことが起きないように、十分な議論を踏まえて民営化事業者選定委員会のほうで議論していただきたいと考えております。

また、本当に子どもや保護者にとって適切な移行となるようにということで、改めまして、この２８年の４月１日からは、最長１年間、公立でまたやっていくと考えておりますけれども、これは、今議員のほうからもありましたように、子どもや保護者の思いも受けとめながら、円滑な接続ができるように留意してまいりたいと考えます。

以上です。

○南野直司議長　安藤議員。

○安藤薫議員　これから１年間は公立正雀保育所として当面継続されていくということで、急遽変更ということになりますので、さまざまな具体的な問題、課題などが持ち上がってくるかと思います。そういった議論については、委員会審査や代表質問等でまた深めていただきたいと思いますけども、再発を防止していき、子どもや保護者の皆さんに安心してもらうと。そのためには、こうした事態をしっかりと見詰め直して、摂津市として何が問題があったのか、責任や問題をしっかりと把握して、その中身については、議会を含め、保護者の皆さん、

市民の皆さんと共有化をしながら進めていただきたいということを改めて申し上げておきたいと思いますし、民営化方針についても、行革だから進めていくんだという考え方に立つだけでは、やはりこれからの子育て支援、特に総合戦略の中でＫＰＩなど目標値が立てられています。人口ビジョンなどで、人口移動の問題でも課題が示されて議論がされ、今、パブリックコメントもかけられています。子育て世代をしっかりと応援していくというのが摂津市の大きな方向性だということも先日の委員会でもご説明をいただいておりますので、改めてそういった観点からも検討、議論をしていただきたいと思います。要請をしておきたいと思います。

○南野直司議長　ほか、ないでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　以上で質疑を終わります。

本３件については、議案付託表のとおり常任委員会に付託します。

日程３、代表質問を行います。

順次質問を許可します。

三好議員。（拍手）

（三好義治議員　登壇）

○三好義治議員　それでは、民主市民連合を代表して代表質問を行っていきたいと思います。

日本はいよいよ人口減少時代に入りました。私は、平成１８年、議長時代におきまして、これから日本は人口減少時代に突入するということを挨拶の中で常々申し上げてきました。いよいよ国も動き出し、本市におきましても、人口ビジョン及び摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が検討されております。目標以上の人口減少に歯どめをかけられるかが大きな課題であります。行政、議会が一体となって取り組むことを期待しておきます。

また、年明け早々、異常気象と合わせて経済が不透明で、日経平均株の急落をはじめ、いろいろな不安要素が出ています。この現象は、日経ビジネスでは、世界経済を得体の知れぬ不安が覆っている。「中国（チャイナ）」は経済減速への不安が広がり、株式相場は大きく下落。「原油（オイル）」をはじめとする資源価格の下落が資源国に打撃を与え、新興国成長の恩恵を受けてきた先進国にも異変が迫る。この異変を日経ビジネスは「チャイルショック」と名づけております。日本は、これに対応するためにマイナス金利の導入に踏み切りました。一方では、このマイナス金利の中では、住宅ローンの借り換え等が昨年と比較して２．５倍に増えるような生活面での好影響も出ていますが、成長への期待が投資を呼び、さらに成長につながる好循環は消えそうです。主要な国々の経済がじわじわとむしばまれる時代に突入したとも言われております。リーマンショックより恐ろしいチャイルショックへの備えが必要と訴えられております。

今年は摂津市制５０周年の節目の年であり、現代人が後世に引き継ぐ大きな使命もあります。このようなことを念頭に置きながら質問に入っていきます。

第１に、市民が元気に活動するまちづくりのうち、１点目の市制施行５０周年事業ですが、市政運営の基本方針では、市民、市民団体、事業者で５０周年を祝うとありますけども、４０周年では、セッピィというマスコットキャラクター、また、野鳥かるがもとか、市民から提案をしていただき、命名して盛り上げてまいりました。５０周年での目玉事業は何か、お聞かせをいただきたいと思います。

２点目の協働のまちづくりについてですが、第４次総合計画の基本計画では、目指す将来像「みんなが育む　つながりのまち摂津」の実現のため、あらゆる分野での協働の取り組みの推進が掲げられております。第４次総合計画の折り返し地点を迎え、後半期間をどのような姿勢で取り組んでいくのか、お聞かせをいただきたいと思います。

第２に、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりの１点目の豪雨時の雨水排水対策と水辺環境整備についてですが、安威川以南水路の内水排水能力は４７ミリと伺っております。排水能力を上げる必要があると思うが、お考えをお聞きしたいと思います。

また、水路の水辺環境整備では、各地域で自主的に水路清掃を行っているが、マンパワー及び財源の確保と水路改修計画はどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

２点目のＪＲ千里丘西地区再開発についてですが、準備組合に対する補助金で、今、どのような動きになっているのか。総合計画では、平成３２年には駅前広場などが整備され、魅力的な地区となっていると計画がされておりました。中間見直しでは、平成３２年には着手となっております。総合計画中間見直しの変更で、現状はどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

３点目の水道ビジョンでは、今後の人口減少が予想されております。水道事業においては給水収益の減少が予想されておりますが、今後の水道事業の運営方針についてお聞かせいただきたいと思います。また、水道職員の平均年齢が５０歳を超えている中で、水道事業の技術継承はどのように考えているのかもお聞かせいただきたいと思います。

４点目の犯罪を発生させない環境の整備についてですが、今年度の通学路を含む市内主要箇所に防犯カメラやＬＥＤ防犯灯を増設する取り組みがなされております。以前から要望しておりますモノレール南摂津駅周辺の防犯対策をどのように取り組もうとなされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

第３に、みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについての１点目の摂津市環境の保全及び創造に関する条例改正については、総合計画中間見直しの施策では、環境保全の取り組みで条例改正は規定されておりません。どのような改正になるのか、お聞かせいただきたいと思います。

２点目の資源ごみの効率的で安定した収集・処理システムの構築についてですが、家電リサイクル法に規定されている資源ごみは収集されておりますが、小型家電など未対応の資源ごみの収集はどのようにされているのか、また、小型家電の内部に含まれるレアメタルなど、希少金属を回収し、障害者雇用につなげていく考えをお持ちかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

３点目の協働による河川管理の推進のうち、摂津市及び神安が管理する水路についてですが、安威川以南地域の縦横につながる水路清掃は、農業従事者を中心に清掃を行っております。最近では、農業従事者の減少と高齢化の関係で水路清掃ができない団体も増えてきていると伺っております。一方では、こういった状況の中で、一津屋地域では、農業従事者、自治会、地元企業と連携を図り、水路を守る会を立ち上げ、継続して水路清掃ができる体制も整えている地域もあります。しかしながら、土砂等の堆積については市に頼るしかありません。

財源も含め、行政として協力すべきと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

第４に、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについての１点目の高齢者が地域で自立し生活できるまちについて、地域活動拠点の整備状況と今後の方針はどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

２点目の安心して介護を受けながら生活できるまちについて、介護施設の利用率を平成３２年では７０％を目指すとありますが、現在の施設入所希望者の待機者の状況と待機者解消の施策について、お考えをお聞かせください。

３点目の保育サービスの充実についてですが、就労と子育ての両立支援のために保育所の待機児童の解消は急務な課題であります。各小学校区での現状の待機児童と解消策についてのお考えをお聞かせください。

第５に、誰もが学び、成長できるまちづくりについての１点目の、子どもたちに生きる力を育むことを目指しているが、とりわけ確かな学力の定着に向けた取り組みを重視している。確かな学力の定着のために何が課題と考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

２点目の、文化・スポーツを通じて市民が元気なまちについてですが、新たなスポーツ施設として総合体育館の整備が提案されております。室内スポーツ施設の充実が図られようとしておりますが、屋外スポーツについても、新たに吹田市公舎跡地の多目的スポーツ広場の開設準備もされておりますが、この施設は規模が小さく、屋外スポーツとして、例えばグラウンドゴルフ大会の三島大会の開催なんかには適しておりません。こういった大きな大会につきましては、スポーツ広場と青少年広場の２か所で今運用されておりますが、青少年広場は駐車スペースが少ないのと、管理棟も古く、落雷時の避難場所もないような状況でございます。整備の考えがないか、お聞かせをいただきたいと思います。

第６に、活力ある産業のまちづくりについての１点目の中小企業の事業支援施策で、中小企業の能力開発や商品研究、販路開拓など、経営力向上に取り組むための支援策をどのように考えているのか、お聞かせいただきたいのと、また、情報の収集として、現在全国展開している中小企業都市連絡協議会に摂津市は加盟しておりませんが、こういった協議会に加盟する考えがないかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

２点目の農業振興施策についてですが、１９９１年の生産緑地法改正により、市街化区域の農地は、保全する生産緑地と宅地などに転用する農地に区分されました。法律では、生産緑地の指定から３０年経過したとき、あるいは所有者が死亡または農業従事できなくなった場合、市町村は、特別な事情がない限り、時価で買い取らなければならないと定められております。生産緑地法によると、市街化農地の地区指定解除と総合計画における農地の保全との関係は現在どうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

第７に、計画を実現する行政経営の策定の１点目の公共施設等総合管理計画の策定は、公共施設のまさにファシリティマネジメントでありますが、どの施設の範囲で計画を立て、所管はどこになるのか、また時期はどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

２点目の中長期的な財政基盤の確立と人材育成についてですが、中期的な財政運営

については、冒頭申し上げましたように、チャイルショックが世界各地でどのような影響を及ぼすか、先行き不透明です。その中で、摂津市は、ここ数年度、単年度黒字が続いておりますが、体質として、経常経費が悪化、扶助費の膨らみ、繰出金の膨らみ等々、改善をしなければならない課題が山積しております。とりわけマイナス金利になった現状を踏まえ、財政基盤の確立をどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

最後に、人材育成実施計画を改定中でありますが、これまで人材育成に取り組んだ成果、結果をどのように捉まえ、組織力のアップにつなげているのか、お聞かせいただきたいと思います。

１回目の質問を終わります。

○南野直司議長　答弁を求めます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　民主市民連合議員団の三好議員の代表質問にお答えをいたします。

なお、教育関係は箸尾谷教育長から答弁を申し上げます。

市制施行５０周年事業についてのご質問でございますが、本年は、市が誕生して半世紀、まさに次なる１００年に向けての節目の年でございます。時あたかも、国勢調査結果の速報では、調査開始以来、初めて日本の人口がマイナスに転じたという報道がなされております。今後の人口減少社会を見据えながら、これまで以上に基礎自治体として確固たる基盤を築き、魅力あるまちづくりに邁進していく覚悟でございます。

５０周年事業に当たりましては、これまで先人が築いてこられた歴史を継承するとともに、育まれてきた郷土愛をより深め、市民が夢と希望と誇りを共有し、これからも摂津市に住み続けたいと思えるまちを実現するべく、鋭意取り組んでまいる所存でございます。

続いて、協働のまちづくりについてのご質問でございますが、第４次の摂津市総合計画では、目指す将来像である「みんなが育む　つながりのまち　摂津」の実現に向け、協働での取り組みの推進を掲げております。市政運営の基本方針でも述べましたが、市民の皆さんから伝わってきます熱い郷土愛が、協働の取り組みとして形となり、さまざまな場面での実践につながっております。今後、第４次総合計画の残りの期間におきましても、協働によるまちづくりを強く推進してまいります。摂津をよくしたい、地域を元気にしたい、そういった気持ちで行動されることが、結果として協働の取り組みにつながってまいります。行政としましては、このような取り組みに対し、市民や事業者の方々と連携・協力して協働によるまちづくりを推進するとともに、協働の取り組み事例として内外に発信していくことも重要であると考えております。

豪雨時の雨水排水対策と水辺環境整備についてでございますが、安威川以南地域の農業用水路につきましては、神安土地改良区と摂津市が管理する水路があります。雨水管が未整備の地域の水路におきましては、両方の水路を利用しているところでございます。農業用水路としての整備や維持管理につきましては、水路管理者において適切に進めており、現状の機能維持には引き続き努めてまいりたいと考えております。しかし、公共下水道並みの雨水排除能力を求めることはできないため、地域のさらなる浸水安全度の向上のためには公共下水道の整備が必要であると考えております。

続いて、ＪＲ千里丘西地区再開発についてのご質問でございますが、ＪＲ千里丘西

地区の再開発につきましては、平成２５年度より、国費を活用し、再開発事業への地権者合意形成について、３か年にわたり、準備組合に対し補助を実施してまいりました。この間、準備組合が主体となり、街区整備計画を取りまとめるとともに、地権者への理解を深め、組合への加入促進に向けた活動も精力的に行われております。現在、準備組合では、地権者の総意による事業推進の決議を行えるよう、精力的に検討が重ねられておりますが、いましばらく時間がかかるものと聞いております。財政の厳しい折ではございますが、準備組合より事業計画が示され、さらなる支援要請がなされましたら、引き続き準備組合の活動及び事業の推進に向けた支援を図ってまいりたいと考えております。

今後の水道事業運営についてでありますが、市民の安全・安心な生活や産業活動を支え、社会全体の基盤となる最も基本的なライフラインである水道事業の安定経営に努めてまいります。一方、老朽化した施設の更新や、災害時においても被害を最小限にするため、減災対策等についても行っていかなければなりません。人口減少が予想される中、給水収益についても減少することが予測されます。今後も給水収益の動向を注視しながら、投資の効果が最大限発揮できるように、重要施設を中心とした施設更新を計画的に実施し、安定経営に努めてまいります。

技術継承につきましては、熟練職員が退職する中で、将来にわたり途切れることがない水道事業運営においては技術継承が必要不可欠であります。危機管理を含め、非常時や災害時における人員を検証し、安全でおいしい水道水を次の世代に継承してまいります。

次に、モノレール南摂津駅前安全対策についてのご質問でございますが、駅周辺の治安対策といたしましては、南摂津駅前に防犯カメラを設置するとともに、摂津警察署に対しましてパトロールなど地域警らの強化をお願いしてきたところでございます。しかしながら、駅周辺の治安について不安を感じている方もおられるとのことでございます。引き続き安心・安全のまちづくりに向け、地域や関係部署と連携を図りながら、さまざまな防犯活動に取り組んでいきたいと思います。

摂津市環境の保全及び創造に関する条例の改正についてでございますが、本条例では、環境への負荷が少ない循環型社会の形成や人と自然の共生を理念に掲げております。第４次の総合計画のまちづくりの目標や、施策である「みどりうるおう環境を大切にするまち、環境への負荷が少ないまちにする」と合致するものであり、理念や目標を変更するものではございません。しかし、本条例施行後１６年が経過し、地球温暖化の進行や東日本大震災後のエネルギー問題など、社会情勢が大きく変化しております。これらの外部環境の変化に対応し、総合計画に掲げた目標を達成するため、本条例の改正をするものでございます。

続いて、小型家電など未対応の資源分別収集と障害者支援についてのお問いでございますが、平成２５年４月に小型家電リサイクル法が施行され、レアメタルなど有用金属の再資源化は重要な課題であると認識をいたしております。現在、小型家電の収集・処理について、具体的な方法を検討しているところでございます。

次に、障害者支援についてでありますが、これまで、白色トレイの選別作業など、障害者雇用を推進してまいりました。ご提案

の小型家電リサイクル作業についても、障害者雇用につながるよう検討していきたいと思います。

続きまして、協働による水路管理の推進についてでありますが、農業用水路は、農業従事者、先人たちの長年の経験とたゆまぬ努力の積み重ねの中で築造され、維持管理されてまいりました歴史がございます。その結果、生産性の向上と利便性が増大し、地域の生活の豊かさや癒やしをもたらし、はかり知れない恩恵を受けてまいりました。水路の維持管理につきましては、地元水利団体をはじめ、一津屋地域では、一津屋地域の９自治会と地域企業とで結成されました水路を守る会の皆様によりまして、１年に２度の水路清掃を実施していただいております。これは水路管理の新たな協働のモデルであると思っております。これら水路を管理していただく皆さんに深く感謝を申し上げさせていただきます。

水路清掃作業では、ごみの撤去のようなものからしゅんせつまでございますが、しゅんせつにつきましては専用の機械を用いて行うものであり、土砂等の堆積が著しい水路につきましては管理者の責任で行うものだと思っております。一津屋の幹線水路については、管理者である神安土地改良区へしゅんせつの要望を行ってまいります。

次に、地域福祉活動拠点の整備状況及び今後の方針についてのご質問でございますが、高齢者の方々が地域で自立して生活していただくためには地域での支援が重要であり、その最先端を担っていただいておりますのが、自治会、民生児童委員、ボランティアの方々で組織している校区等福祉委員会の活動でございます。校区等福祉委員会の活動推進のために、各中学校区に１か所の地域福祉活動拠点の整備を目標に整備を進め、平成２５年の４月に第五中学校区にさわやか広場鳥飼を開設し、４か所の拠点整備が完了いたしております。今後は、第三中学校区において、校区等福祉委員会の方々の意向を伺いながら整備を進めるとともに、さらに高齢者の方々が地域で自立して生活できるまちづくりを目指し、地域福祉活動拠点以外の既存施設の活用も検討してまいりたいと思います。

続きまして、市内における施設入所希望者の待機状況についてのお問いでございますが、本市における特別養護老人ホームにつきましては、地域密着型の特別養護老人ホームも含めると５か所ございます。３０３名の方が入所されています。平成２７年の介護保険制度改正により、特別養護老人ホームへの入所は原則要介護３以上となっておりますが、２７年４月現在の待機者を調査した状況におきましては、市内の特別養護老人ホームに１年以内に入所の希望を出されている在宅の方は、前年と比べ２２名減の８４名となっております。１年以上先でもよいという希望を出されている方も含めますと、前年と比べ２５名減の１０８名となっております。

次に、中小企業の経営力向上のための支援についてのお問いでございますが、４，０００を超える事業所がさまざまな分野で活動されている本市にとっては、企業の経営力向上のための支援は大変重要でございます。特に、ものづくり系企業への支援といたしましては、平成２４年度に実施しました事業所実態調査におきまして、資金面の支援はもとより、技術開発、販路開拓、人材育成などの支援が求められておりますことから、これまで、経営基盤向上のための専門家の派遣、企業間連携のためのマッチングフェアの開催、各種展示会への出展

や技術力向上のための研修会参加への補助等の支援を行っているところでございます。今後、引き続き、必要とされる支援、経営力の向上に資する取り組みを関係機関と協議しながら行ってまいります。

中小企業都市連絡協議会への加盟についてでございますが、全国の名立たるものづくりのまちが加盟され、中小企業の振興に係るさまざまな課題についての協議や情報交換、技術交流などが行われている有意義な都市間ネットワークであると聞いております。ものづくり企業の活性化にとっては企業間のネットワークが大変重要であることから、同協議会の運営や事業内容、摂津市としてどのようにかかわっていけるのかについて調査したいと考えております。

続きまして、生産緑地法による市街化農地の地区指定解除と総合計画における農地の保全との関係についてのご質問でありますが、農業振興の基本となる農地の保全は最重要課題であります。市街化調整区域はもとより、市街化農地、とりわけ生産緑地地区の農地は、市街地における貴重な農空間として存在しております。この生産緑地も、現行法では平成３４年に解除期限を迎えることになります。市街化農地は宅地化するべき農地ではなく、住宅地にあるべき農地として、農林水産省と都市計画を管理する国土交通省が一体となって保全に向けて検討しているところであります。今後も国の動向を注視しながら農地の保全を図ってまいりたいと思います。

続いて、公共施設等総合管理計画の策定についてでありますが、本市では、２００余りの主要な公共施設と、水道や下水道、道路、橋などの多くのインフラを抱えており、他の自治体と同様に一斉に更新時期を迎え、財政を圧迫することが予測されます。総合管理計画では、インフラを含めた公共施設全体の更新が必要な時期、費用を明らかにし、その更新費用の軽減や平準化を図るための基本的な方針を明記したものでございます。計画策定に向けた取り組みとして、既に庁内検討委員会を組織し、事務局を総務部とし、財政や政策・建築部局に加え、公共施設やインフラの各施設管理者で構成しており、早期の計画策定を目指しております。

続いて、マイナス金利導入による摂津市財政への影響についてでありますけれども、マイナス金利導入以降、国債の利回りが急低下し、金融機関の預金貸付けの金利が急低下しておることから、お金が借りやすくなる一方で資金運用が難しくなるおそれがございます。

本市におけるメリットとしましては、市債の発行が考えられます。基準となる貸付金利が低下している上に、金融機関の預金残高が増え、運用先が限定されている状況であれば、よりよい借り入れ条件による市債の新規発行、借り換えを行うことができ、公債費の抑制、基金への積み上げが可能になるものと思われます。デメリットでは、金融機関が預金獲得に消極的になり、基金の運用について、運用益が大幅に減収すると思われます。しかし、一部の金融機関では、顧客離れ防止のため預金利率を上げるなど、金融機関で取り扱いがまちまちのことから、今後も市場も含めた各種指標の動向に注視し、財政基盤の確立に寄与してまいりたいと考えております。

続きまして、人材育成についてでありますが、組織は人なりと言われることから、個人の成長が組織力のアップにつながるものと思います。自治体職員は、２４時間、３６５日、公務員であります。市民サービ

スの維持・向上のため、市役所の業務に全力で取り組まなければなりません。そのためには、法律の知識、制度への理解、また、土木や建築など専門分野の技術習得など、日々の仕事をこなしながら、さらなるスキルアップを図る必要があります。そのために研修やＯＪＴというものがありますが、基本的には個人の意欲に依存する部分が大きいのが人材育成であります。そこには、しっかりと人事管理を行うことで、適材適所等、個々の特性を見きわめ、組織力のアップにつなげていくよう努めております。

以上、私からの答弁といたします。

○南野直司議長　教育長。

（箸尾谷教育長　登壇）

○箸尾谷教育長　教育委員会所管分についてのご質問にお答えいたします。

まず、保育サービスの充実についてのご質問でございます。

本市におきましては、女性の就業率の増加等による共働き家庭の増加などにより、保育所等への入所希望ニーズは増加傾向にございます。これまでも、民間保育園の開設や建替え、分園の設置などにより、平成２３年度から現在まで３１０名の定員増を図ってまいりましたが、平成２８年２月１日現在、ゼロ歳児１１７名、１歳児５０名の計１６７名の待機児童が生じております。また、待機されている方が入所を希望される施設の地域別の割合は、安威川以北地域が６９％、安威川以南地域では、別府・味生地域が１７％、鳥飼地域が１４％となっており、待機児童年齢、また地域に偏りが生じている現状でございます。

平成２８年度は、希望が集中しております安威川以北地域における待機児童対策として、ゼロ歳児から２歳児を対象とした定員１２名の小規模保育事業所Ａ型を開設するほか、認可外保育所から認可保育所への移行により３０名の定員増を図ってまいります。今後も、摂津市子ども・子育て支援事業計画に基づき、待機児童解消に取り組んでまいります。

続きまして、子どもたちの確かな学力定着に向けての課題についてでございますが、学力は、基礎的な知識、技能、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力など、そして主体的に学習に取り組む態度から構成されるものでございます。これまで実施しました学力調査や児童・生徒に対する質問紙調査からは、本市の子どもたちには、年度による違いはございますが、既習事項を活用して課題を解決する力や、自己有用感、自己肯定感の育みに課題があることが明らかとなっております。確かな学力の定着のためには、授業規律の確立とともに、児童・生徒の意欲を高め、主体的・協働的に学ぶことのできる授業の展開や学習習慣を含めた基本的生活習慣の確立、さらには、さまざまな体験活動においての小さな成功体験の積み重ねが重要となってまいります。それらを実現するためには、学校のみならず家庭や地域の協力が必要であり、とりわけ学校と保護者が目的を共有して取り組むことが重要であると考えております。

次に、屋外スポーツ施設の整備についてでございますが、本市の夢づくりとして掲げております総合体育館でありますが、基本構想・基本計画の策定を行う本年は、市制施行５０周年の記念すべき年であり、竣工は、東京でオリンピックが開催され、スポーツ振興の機運が最高潮となる平成３２年を目指してまいります。

スポーツは、健全な心と体を育むため、そして、地域のきずなづくりに欠かすこと

ができないものであり、まさに人格形成の場そのものであります。スポーツ基本法には、国及び地方公共団体はスポーツ施設の運用の改善を行うことが努力義務として定められているところであり、本市の第４次総合計画にも、スポーツ環境と施設の整備を行っていくことを定めております。財源の問題等もございますが、屋外スポーツ施設の改修につきましても、屋内スポーツ施設同様、前向きに検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○南野直司議長　三好議員。

○三好義治議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

まず、１の（１）の市制施行５０周年事業についてですが、１０周年事業では、第１回摂津まつり、また、２０周年では、ふれあいの里にくすのき園の開設、３０周年では、市場池オアシス広場の開設及びなみはや国体のリハーサル大会の開催、そして、４０周年事業につきましては、冒頭申し上げましたように、セッピィとかかるがもとか名前をつけながら、それぞれ節目によって事業が行われてまいりました。５０周年事業につきましては、それぞれ事業計画を組んでおりますけれども、冠をつける事業が多く、また、今、体育館につきましてでも、基本構想・基本設計でありまして、今回の５０周年について準備不足ではなかったのかと思っておりますし、改めて目玉事業についてお聞かせいただきたいと思っております。

次に、協働のまちづくりについてですが、社会経済情勢の変化や多様化する行政ニーズに対して、効果的、効率的な行政サービスを提供するためには、先駆的、公益的な特性を持った市民活動団体と連携をとるのが一番早いと言われております。こういった中で、先ほどご答弁もいただきましたけども、これまでどのような取り組みをしてきたのか、また、これまでの取り組みを踏まえて、これからの取り組みをどうしていくのか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

次に、豪雨時の雨水排水対策と水辺環境整備についてですが、摂津市地域防災計画では、大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される雨量は、１時間雨量が４８ミリ以上になると大雨洪水警報が発令されるとなっております。最近のゲリラ豪雨は想定外の雨量を記録し、全国各地で被害が起きておりますが、摂津市内の各地域の水路は、内水排除での対策では大変重要な機能を果たしていかなければならないと思っております。改めて整備状況をお聞かせいただきたいのと、また、一津屋地区の雨水排水能力は低いと聞いております。雨水排水能力向上と老朽化した擁壁の整備計画について、より具体的にお聞かせいただきたいと思います。

次に、ＪＲ千里丘西地区再開発については、魅力ある駅前として期待をしております。それは、これから国立循環器病研究センターが開所するのと併せ、連携を図りながら、ＪＲ千里丘西から国循までのシャトルバスの発着、さらには、昨年１１月にオープンいたしましたエキスポシティやガンバ大阪スタジアムへの玄関口としての役割を担う拠点とならなければならないという認識からこういったことを申し上げております。ＪＲ千里丘西地区再開発に向けた今後の市のかかわり方と準備組合の現在の状況についてお聞かせいただきたいと思います。

水道ビジョンについてですが、水道事業

は、答弁にもありましたように、市民生活においては欠かせない事業でございまして、安全に安定して供給していかなければなりません。一方で、人口ビジョンが示しますように、人口が減少する中で、水需要をどのように見込み、どのように施設更新や耐震化を図るのかが水道経営の欠かせない課題であると思っております。今後、どのように施設更新や耐震化を図っていくのか、そして、第４次摂津市総合計画基本計画と水道ビジョンの現在の整合性についてもお聞かせいただきたいと思います。

さらに、水道事業においては、冒頭申し上げましたように、平均年齢が高くなっておりまして、職員の高齢化が本当に進んでおりまして、待ったなしの対応をしなければならないと思っております。水道技術を習得するには時間がかかると思いますので、その点、今現在どのように技術継承していくか、計画を再度お聞かせいただきたいと思います。

犯罪を発生させない環境の整備についてですが、モノレール南摂津駅周辺は、夜間、モノレールの陸橋と橋脚周辺が死角になります。それと、駅前広場があるため、夏場になりますと若い人たちのたまり場にもなっておりまして、治安を維持するためには、防犯カメラの設置及び防犯灯の設置も要望しておりますけども、犯罪のないまちにするためにも交番を誘致していただきたいということは前回にも質問しました。場所といたしましては、平成２９年度から住民票等コンビニ交付が開始され、市民サービスコーナーが廃止されると伺っております。あそこは独立した建物でございまして、モノレール南摂津駅の市民サービスコーナー跡地に交番を誘致する考えはないのか、お聞かせいただきたいと思います。

摂津市環境の保全及び創造に関する条例の改正で、条例改正の意義につきましては理解をいたしました。現条例の第５５条で、地下水を採取してはならないという厳しい規制が設けられております。この条項は、新幹線鳥飼基地周辺で地盤沈下が発生し、市民に甚大な被害を与えた歴史を踏まえて制定されたと理解しております。ＪＲ東海は、係争中にもかかわらず、過去の経過を無視し、井戸を掘削し、揚水試験を行うなど既成事実を積み上げております。このようなみずからの利益だけを追求するＪＲ東海に対して、憤りと地盤沈下が再発するのではないかという不安の声が地元議員である私のもとにも多数寄せられております。ＪＲ東海との裁判の経過と裁判が条例改正に及ぼす影響についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、ごみの効率的で安定した収集・処理システムの構築についてですが、小型家電リサイクルについて前向きなご答弁もいただきました。家電リサイクル法では自治体やメーカーに小型家電の回収が義務づけられていないから、全国的にも回収が進んでおりません。摂津市として、ぜひ今後の取り組みについてお答えいただきたいのと、また、大阪府内の複数の障害者施設が、工賃向上と自立支援のために、パソコンなどを解体して希少金属であるレアメタルを含む部品を取り出し、リサイクル業者に売り渡す事業に共同で取り組んでいます。障害者の就労継続支援Ｂ型の施設の一人当たり工賃は全国平均で１万４，４３７円で、摂津市内の福祉施設の工賃は全国より下回っております。障害者雇用と工賃向上のためにもぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、冒頭もお答えいただきましたけども、再度強い気持ちの中でのご答弁をお願いし

たいと思います。

それから、協働による水路管理については、しゅんせつ等、管理者で行わなければならない範囲につきましてはご答弁もいただきました。前向きに取り組んでいただき、行政の責任を果たしていただくよう要望しておきたいと思います。

高齢者が地域で自立した生活ができるまちで、地域福祉活動拠点が必要不可欠とご答弁もいただきました。各中学校区では、残りは第三中学校区と言われましたが、将来的には小地域ネットワークを拡大するためにも小学校区で必要だと思っておりまして、集会所及び財産区財産である例えば鶴野会館、そして、新在家にあります新在家公民館の活用等も含めて拠点整備が必要と思われます。こういった施設の活用についての考えを聞かせていただきたいと思います。

安心して介護を受けながら生活できるまちで、特別養護老人ホームの１年以内の入所希望の待機者は８４名と言われました。施設入所待機者解消のための施策について、再度お聞かせいただきたいと思っております。前向きなご答弁を再度お答えいただきたいと思っております。

次に、保育サービスの充実で、現状での待機児童の解消と子育て支援策の充実を図っていただかなければならないと思っておりまして、待機児童対策は待ったなしでございます。そのためには、民間保育所の開設や建替え、分園がこれまでも行われてまいりました。しかしながら、将来的には、少子・高齢化が進む中で、十数年たってくると人口ビジョンの中では子どもが相当減ってまいります。その中で、保育所が飽和状況になりかねない状況も見据えなければならないと思います。中期的には、施設の有効利用を考えながら、また、市の高齢者向けをはじめ多様な福祉サービスに対応できるような施設整備内容になるよう、市として今のうちに協力依頼をすべきと考えておりますが、考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、子どもたちの生きる力を育むまちについてですが、確かな学力の定着のためには、授業規律の確立、児童・生徒の意欲を高め、主体的・協働的に学ぶことができる授業改善等が重要とお答えになりました。過日、教育フォーラムが行われ、家庭教育の取り組みや成果について例を挙げ、学力向上には大変重要であるということを講演されたと聞いております。また、ＰＴＡ大会においては、保護者と教職員との対談で、保護者が学校に協力したいという積極的な意見も出されておりました。

学力の３要素は、１点目、基礎的な知識、技能、２点目、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、３点目として、主体的に学習に取り組む態度と学校教育法で定められております。私は、もう一つ、協調性、協力性も学校教育では必要だと思っております。こういった要素に関して、基本的な知識、技能など学校で十分指導されなければならないものと、学校教育だけではなく家庭の協力が欠くことのできない主体的な学習に取り組む態度の形成があると考えております。保護者と教職員だけではなく、子どもたちの健やかな成長に係る専門職や地域の皆さん等、全ての人との連携、協働も必要ですが、特に家庭教育の働きかけとして、保護者と一体になった連携、協働をどのような形で進めていくのか、お聞かせください。

文化・スポーツを通じて市民が元気なまちについてですが、体育館の新設の候補地

は正式に公表されておりませんが、安威川以南ではスポーツ広場が有力候補と思われます。このスポーツ広場は、駐車場、管理棟も整備され、多くの大会も開催されてきました。このスポーツ広場が縮小された場合、屋外スポーツ施設としては青少年広場のみとなります。青少年広場の管理棟はプレハブで、雷が鳴っても避難することができず、トイレについても個数が少なく、和式主流でございます。大きな大会の折には、駐車場台数も少ない等いろいろな課題を抱えております。施設整備の考えについて、管理棟の改修及び周辺施設を利用した駐車場の確保も必要と思いますが、決意も含めて再度お答えいただきたいと思います。

次に、中小企業の事業支援については、これまでの技術を活用した製品・ものづくり中小企業の競争力を強化していかなければならないと思っております。経済が大変不透明な中、個々の中小企業の自助努力だけでは解決や打開することは困難でございます。地域特性を生かした新しい形で、事業者、行政、商工会が地域を中心として強化が必要不可欠と思いますが、中小企業の活性化の推進についてどのように考えているのか、再度お答えいただきたいと思います。

農業振興については、平成２７年４月に都市農業振興基本法が制定・施行されました。摂津市の農業施策について、どのように反映されるのか、また、農地の震災時の利用を行えるとなっているが、摂津市の考えはどのようになっているのか、お答えいただきたいと思います。

公共施設等総合管理計画の策定について、ファシリティマネジメントは人と財源が今後大きな課題となってまいります。十分検討を重ねて、早期に提案されるよう要望しておきたいと思います。

それから、中長期的な財政基盤の確立については、リーマンショックよりも怖いと見られるチャイルショックへの備えが必要と言われております。有効な手だてを考えながらマイナス金利対策に対応していくために、再度、今後の財政運営についてお聞かせいただきたいと思います。

人材育成については、団塊の世代が退職し、退職不補充とか人員削減が複雑多様化しております。職員のやる気だけでは解決できず、政策形成マネジメントも必要でございますが、一方では、専門知識を向上するため、個々のスキルアップのために資格取得の促進も必要だと思っておりますが、この点についての考えもお聞かせいただきたいと思います。

以上で２回目の質問を終わります。

○南野直司議長　答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長　市制施行５０周年事業についての２回目のご質問にお答え申し上げます。

議員のご指摘のとおり、言うまでもなく、５０周年の主役は市民でございます。今回の周年記念事業では、市民・事業者企画事業を計画の軸に据えております。この事業は、市民団体や事業者の皆様が取り組まれる公益活動に対して市が助成するものでございますが、イベントであれば、その団体の構成員だけではなく一般の市民の皆さんも参加できる取り組みであることが要件となっており、市民の皆さんがさまざまな機会でかかわれる仕組みとなっております。また、市で企画しております各種の記念事業につきましても、市民の参加や参画を重要な視点として、実施手法に工夫や知恵を凝らせるよう、各課と調整を行いながら取

り組みを進めてまいりたいと考えております。

それで、具体的な事業の例を挙げさせていただきますと、まだ確定したものではございませんけども、市民・事業者企画事業といたしましては、「せっつの歴史を示す」跡地指標設置事業でありますとか、あるいは５０周年記念「摂津まるごとマーケット＆摂津今昔物語」とか「ジャズでつながるコンサート」事業、そういったものが今、候補として挙がってきております。それからまた、市の企画事業といたしましては、摂津市市制施行５０周年記念式典事業、これはもちろんでございますけども、あと、摂津まつりも補助を増やして盛大に行いたいとも考えておりますし、また、セッピィ商品券にかわるような事業として、セッピィスクラッチ事業、そういったものも考えております。それからまた、市制施行５０周年記念の巨大絵画作品制作事業、こういったものも考えているところでございます。

それから、職員のスキルアップの手法としての資格取得のご質問でございますけども、個人のスキルアップとしての資格取得の取り組みにつきましては、行政事務のますますの高度化、専門化とともに、団塊の世代の退職後の技術継承や世代間継承といったところが、本市のみならず、全国の自治体においても課題となっていると考えております。そのような中、土木、建築、電気といった技術部門や専門職のみならず、一般事務職でも、資格を持つことで事務処理のスキルが上がって、組織にとってプラスになるケースも少なからず想定されると思っております。資格を取得しようとする意思は、本人の成長意欲のあらわれでもあることから、組織として、その成長意欲にできる限り応えていくことも必要であると考えます。これまでから、年に一度、自己申告書の提出を促しており、職場の実態、個人のスキルの状態などについて実態把握に努めており、組織管理や職員配置の参考としても活用しております。

また、昨年度からは、試行的に人事異動チャレンジ制度に取り組んでおり、職員の業務遂行・業務改革意欲にできる限り沿う形を模索しておるところでございます。資格を取得させることが目的となってはいけませんけれども、職員が資格を取得することで直接的に業務にプラスになるケースや業務上必要なケースについて、例えば衛生管理者、あるいは社会教育主事などの資格取得については、研修制度の中で位置付けもしております。今後、他市の事例も参考にしながら、資格の必要性と個人の意欲についても精査しながら、資格取得の促進策について検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長　生活環境部長。

○登阪生活環境部長　協働のまちづくりを進めるための取り組みについてのご質問にお答えいたします。

議員もご指摘のように、協働のまちづくりを進める上では、市民公益活動の活性化を促進し、協働の担い手を増やしていくことが重要でございます。そのため、市民公益活動補助金を創設し、市民公益活動団体への支援を行うとともに、団体設立に要する知識習得のための講座を開催し、人材育成支援を行い、協働の担い手を育んでまいりました。また、ＮＰＯや地元事業者も協働の重要な担い手であるとの認識のもと、市民公益活動推進委員会の委員としてＮＰＯの役員や地元金融機関職員の方にも参画いただいているところでございます。

また、協働のまちづくりは、多様な人や

団体が持ち味を生かしてつながることにより、より多くの成果を生み出すものでございます。そのため、調整役である中間支援組織が重要であり、今後、中間支援組織の育成にも取り組んでいく必要があると考えております。

さらに、これらの取り組みから生まれた協働事例について、広報紙やホームページを活用し発信していくとともに、職員間で情報共有していくことが重要であると考えております。

続きまして、南摂津駅前への交番の誘致についてのご質問についてお答えいたします。

平成２４年３月の第１回定例会で、三好議員より市民サービスコーナーを利用した交番誘致のご提案をいただいたことを承知いたしております。南摂津駅周辺の交番設置につきましては、前回も、摂津警察署からは、犯罪発生状況や配置状況などを総合的に勘案する必要があり、現状での設置は難しいとの回答をいただいておりますと答弁させていただいておりますが、その後も状況は変わっておりません。今後、市民サービスコーナーが廃止された場合、その後の施設利用を考えるに当たりましては、交番所機能の一部でも併せ持つことができないかとのご要望もあるということを踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

続きまして、市内企業の交流を図りながら中小企業の活性化を行うことについてでございますが、市内には大小さまざまなものづくり企業が日々活動されているところでございます。中小企業の活性化、特にものづくりの企業の活性化にとりましては、企業間の交流・連携が必要であると認識しております。中小企業が新しい情報を得、技術の向上、販路開拓等につながる施策として、ビジネスマッチングフェアの開催や、展示会及び技術力向上のための研修会への参加補助等を行っており、新たにすぐれた技術等を「摂津の匠」として認定する制度もスタートする予定でございます。また、今後におきましても、新しい技術や製品の開発につながる機会として、同業種、異業種、そして大手企業と中小企業との連携・交流が図れるよう、商工会をはじめ関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、都市農業振興法についてでございますが、本法律は昨年４月に施行され、都市農業の振興に対する国や地方公共団体の責務が明記され、法に基づく基本計画の策定が義務づけられております。本年２月には国の基本計画の素案が示され、現在、パブリックコメントなどの意見集約が行われており、４月に閣議決定される予定でございます。

その素案では、都市農業の振興を図るために大きく２点の項目が示されております。１点は農業の担い手の確保であり、もう１点は土地の確保でございます。担い手の確保につきましては、地域の農業者だけではなく、農協による担い手の育成や民間事業者の参入などが示されております。土地の確保につきましては、農用地利用集積計画の対象となる市街化調整区域と同様に、市街化農地でも権利設定での貸借を促進する制度的な措置や、農地として長期に維持できるような税制上の措置も検討されております。

今後、国の基本計画や府の計画を受けて、関係各課とも協議して、本市の実情に見合った基本計画を策定してまいります。

○南野直司議長　土木下水道部長。

○山口土木下水道部長　豪雨時の雨水排水対策と水辺環境整備についてのご質問にお答えいたします。

安威川以南につきましては、公共下水道の雨水整備率は約３４％でありまして、その他の地域では主に水路による雨水排除を行っております。神安土地改良区が主体となりまして、鳥飼南水路を、現在、鳥飼下地域で施工延長２５２メートルの護岸ライニング工事を施工中でございます。また、鳥飼野々地区では、平成２５年度までに４２４メートルの護岸ライニング工事を完了いたしております。一津屋地区の雨水排除につきましても、現在は水路に頼っている状況でございます。

本市といたしましては、東別府雨水幹線の完了後、一津屋においても雨水排水整備を始めることが必要であると考えており、この地区の雨水を集約して流域幹線に流す一津屋雨水幹線の基本設計を速やかに検討いたします。

なお、この幹線は、一津屋地区の二線水路を利用する計画になっておりまして、雨水幹線としての整備時に水路の護岸の整備を行うことになると考えております。

以上でございます。

○南野直司議長　都市整備部長。

○吉田都市整備部長　それでは、千里丘駅の西口の再開発による魅力ある駅前の拠点づくりと準備組合の現在の状況についてのご答弁を申し上げます。

平成２８年３月末には、千里丘新町のまちびらき、そして、千里丘中央線の完成を予定いたしております。また、さらに、周辺地域ではエキスポシティやガンバ大阪のスタジアムの整備がされ、平成３１年には国立循環器病研究センターの開業が予定されているなど、ＪＲ千里丘駅西口駅前は、人や交通などの結節点として担うべき役割も大きく変化するものと考えております。このような中で、千里丘駅西口の整備は何としても進めていく必要があり、駅前広場などのインフラ整備だけではなく、まちづくりも一体となった再開発事業による整備が最適であるとも考えております。

今回の街区整備計画の策定において、準備組合では、個別に事業計画の説明を行い、各地権者、また関係者にまちづくりへの理解を求めてこられております。その結果、区域の拡大や新たな組合員の加入など、地権者の事業実施に向ける意識も今までにない高まりを見せているのが今の現状でございます。準備組合といたしましても、まちづくりに向けた組合員の期待に応えるため、現在も個別に事業概要の説明を行い、事業推進の決議を図られるよう合意形成に取り組まれてもおります。これまで、準備組合は、事業推進の結論を本年度中に出すとの思いで取り組んでこられましたが、個別ヒアリングを進める中で、事業への合意に対する諸課題の整理が図られていない部分もございますので、もう少し時間をかけ、多くの組合員の期待に応えていきたいという思いから、３月末には組合員に対しまして現在の状況の説明会なども予定されております。本市といたしましても、いましばらく準備組合の動向を見守り、今後も引き続き事業の実施に向けたより一層の支援を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○南野直司議長　水道部長。

○渡辺水道部長　それでは、水道部にかかわります２回目のご質問にお答えをいたします。

平成２６年に水道ビジョンを策定いたしまして、将来予測に見合った更新計画をお

示しさせていただいております。今後想定されます巨大地震や老朽化した施設の停止により、市民生活への影響もはかり知れない状況になるものと推測されます。しかし、本市の水道事業会計の現状では、限られた財源から設備投資をするには、重要度、必要性を検討し、計画していかなければなりません。

本市の行政区域内人口の将来見通しについては、長期的に減少する見通しとなり、さらに、市民の節水意識や近年における節水型機器の普及により、平成３６年度には約１１０万立方メートルの減少を見込んでおります。今後、水需要の大幅な伸びが期待できない状況下で、施設更新費用の増加や災害に強い水道施設の構築を図るための多額の資本投資が必要となってまいります。これらの老朽化した施設の更新・改良や災害対策などに要する費用は、直接水道料金収入につながらないため、水道事業経営に及ぼす影響は多大でございます。今後も、持続可能な水道事業の運営に向けて、経営基盤の強化を進めてまいりたいと考えております。

また、第４次摂津市総合計画基本計画（改定版）においては、配水池の耐震化率、平成３２年度末には５４．４％、基幹管路の耐震化率は３１．６％であります。水道ビジョンにおいては、配水池及び基幹管路ともに、平成３５年度末には５０％以上の耐震化率を目標としております。今後、事業費用と財政収支により、目標値には幾分の変動はございますが、社会経済状況の動向に注視し、積極的に耐震化の推進を行ってまいります。

また、災害等の対策と省エネルギーについてでありますが、水道ビジョンによる水道施設の更新計画に沿って、耐震化も併せて現在行っております。また、管路につきましては、最新の耐震管を他の事業体よりもいち早く採用し、使用もいたしております。浄水送水施設におきましては、現在、最大稼働率といたしましては５５．９％でありますが、平成２２年度と比較しますと３．３％の減少、平成３６年度にはさらに１０％の低下となります。したがいまして、将来水需要をもとに投資を集中する施設を見きわめ、施設更新に対する設備投資費用や維持管理費用の抑制を計画し、同時に高効率ポンプへの更新と環境面を配慮した施設更新を行っております。今後も、全国の水道事業ネットワークや企業の技術力を活用し、大きな視野でさらなる技術革新に努めてまいります。

また、技術継承につきましては、職員の平均年齢が５０歳を超え、高齢化が進んでおります。未来永劫継続しなければならない水道事業において、次世代につなげる技術継承は喫緊の課題であると認識をいたしております。したがいまして、熟練職員によるＯＪＴをはじめ、職員の知識や技術の向上等の人材育成を強化しなければなりません。今後は、業務の動向を考慮し、人事交流、職場内異動等により計画的な継承を行うとともに、災害等における緊急時にも備えた組織体制の強化に取り組んでまいります。

○南野直司議長　生活環境部理事。

○北野生活環境部理事　ＪＲ東海との裁判経過及び裁判が条例改正に及ぼす影響についてのご質問にお答えいたします。

本年２月１７日に、大阪地方裁判所で第４回弁論準備が行われました。提訴以来、４回の口頭弁論と４回の弁論準備が行われたことになります。

ＪＲ東海は、環境保全協定は茨木市域に

は適用されない、環境保全協定は紳士協定であり、法的拘束力はないとの主張を繰り返しております。本市といたしましては、環境保全協定が茨木市域を含む新幹線鳥飼基地全体に適用されること、環境保全協定は任意の契約であり、法的拘束力を有することなどを一貫して主張してまいりました。第４回弁論準備では、立教大学大学院及び上智大学大学院の行政法、環境法を専門分野とする教授の意見を裁判所に提出し、本市の主張を補強することができました。４月５日には第５回弁論準備期日が設定されており、提訴後、９回の弁論が行われることから、近い将来、裁判所から何らかの判断が示されることと考えております。

なお、ＪＲ東海との裁判の争点は、摂津市環境の保全及び創造に関する条例第１８条の環境保全協定及び第５５条の地下水採取規制であることから、裁判の結果によっては、条例改正に影響を及ぼす可能性は否定できないと考えております。

次に、小型家電リサイクルの検討内容についてのご質問にお答えいたします。

平成２５年４月の小型家電リサイクル法施行後、近隣市においても検討・試行が進められております。拠点回収や破砕ピット前でのピックアップ回収などの方法が考えられております。本市の小型家電の分別収集については、リサイクル料やコストなどを考慮しますと、拠点回収が適切であると判断いたしております。平成２８年４月より、安威川以南・以北で各１か所、小型家電の回収箱を公共施設に設置し、試行する予定でございます。試行結果を踏まえ、本市に見合った小型家電リサイクルの制度設計をしてまいります。

以上でございます。

○南野直司議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　それでは、小型家電のリサイクルに関するご質問のうち、障害者雇用の拡大につきましてお答え申し上げます。

本市におきましては、平成２８年度から、障害者雇用の拡大として、障害のある非常勤職員が庁内の補助的な業務を集約した作業を行う「チャレンジド　オフィス　せっつ」を設置し、就労支援に取り組んでまいります。しかしながら、議員がご指摘のように、福祉施設における障害のある方の月平均の工賃は、平成２６年度実績で摂津市内の福祉施設では１万１，５５７円でございます。大阪府の月平均は１万６，４２２円となっております。また、最低賃金を制度の事業として支払う就労継続Ａ型の事業所が月平均３万３，０３８円でございますが、摂津市内に多くある就労継続Ｂ型の事業所の月平均は１万７６７円でございます。全国平均は、平成２５年度の数字ではございますが、月平均１万４，４３７円であるのが現状でございます。このように、障害のある方の福祉施設、特に就労継続Ｂ型の工賃は大変厳しい状況でございます。

このため、大阪府内で、レアメタルを含む小型家電の部品を取り出し、リサイクル業者に売却することで工賃を上げる取り組みを行っている福祉施設があると聞いております。これらの取り組みを参考にしまして、障害者の雇用の拡大を図るとともに、関係部署や福祉施設への積極的な働きかけにより工賃アップにつなげる仕組みを検討してまいります。

続きまして、高齢者が地域で活動できる拠点づくりについてのご質問にお答え申し上げます。

平成２８年１月末現在、６５歳以上の高齢者の人数は２万９４６人となり、高齢化率では２４．５％となっております。市民

の約４人に１人の方が高齢者という状況でございます。今後もこの状況は続くと推計され、高齢者が自宅に閉じこもらないよう、地域での拠点づくりが重要になってまいります。このようなことから、平成２７年度からモデル事業として、高齢者の方や介護をしている方の集える場、情報共有の場として「つどい場」を開始いたしております。「つどい場」を開始するに当たり、地域により近い公共施設である集会所を開催場所と考え、市内の全集会所のバリアフリーの状況等について調査を行っております。現在の開催場所は新在家の第４１集会所だけでございますが、今後におきましても、関係各課と調整を図りながら、まずは地域により近い公共施設である集会所におきまして高齢者が集える場を開催してまいりたいと考えております。

続きまして、施設入所待機者解消のための施策についてのご質問にお答え申し上げます。

特別養護老人ホームへの待機者解消のため、第５期せっつ高齢者かがやきプランにおきまして、市内において地域密着型の特別養護老人ホームを２施設建設する計画を立て、平成２６年４月から、安威川以南圏域におきまして１施設２９床の運営を開始いたしております。第６期計画におきましても、引き続き安威川以北圏域におきまして地域密着型の特別養護老人ホームを整備していく予定でございます。

また、住み慣れた地域でいつまでも住み続けることができるよう、自宅において、日中、夜間を通じ介護を受けることができる定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを平成２６年１２月より開始いたしております。さらに、平成２７年度の公募におきまして、通所や訪問、短期間の宿泊で介護や看護を受けることができる看護小規模多機能型居宅介護サービスに応募がございまして、平成２８年度中の運営開始を目指しているところでございます。

今後におきましても、このような施設整備や在宅介護サービスの充実に加え、介護予防の推進を図り、施設入所待機者の減少に努めてまいります。

以上でございます。

○南野直司議長　次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長　それでは、中長期的な視野に立った保育園等の整備についてのご質問にお答えいたします。

現在策定中の摂津市人口ビジョンにおいて、本市の将来展望人口は、平成３２年を頂点に減少し、年少人口の減少予測に対して、老年人口は増加を予測しております。そのようなことから、現在、保育の需要に対する供給体制の整備として民間保育園等の施設整備を進めておりますが、将来的には、ご指摘のとおり、保育所等入所児童数の減少が予測されるところでございます。そのような状況を迎えた場合、保育園等の一部を高齢者施策や障害者施策施設として有効活用することや施設の転用は、本市福祉ニーズの変化に対応するため、有効な手段の一つであると考えております。

今後の民間保育園施設整備の際には、保育に加え、将来的な高齢者、障害者施策も視野に入れた施設整備が保育所整備の補助金制度の目的に合致したものであるかを確認した上で、関係各課と連携しながら要望したいと考えておるところでございます。

続きまして、保護者と一体となった取り組みについてのご質問にお答えいたします。

児童・生徒の確かな学力の定着は、それぞれの学校だけで達成できるものではございません。達成のためには、学校を核とし

た協働の取り組みを通じて、つながりを強化しなければならないと考えております。そこで、これまで学校協議会や地域教育協議会、小中一貫教育や保幼小連携などの取り組みを進めてまいりました。しかし、家庭との連携という点につきましては、基本的な生活習慣が児童・生徒になかなか定着しない点からも、さらに進める必要があると捉えております。

これまで、学校だよりやホームページ、懇談会や家庭訪問等を通じて、また、ＰＴＡの取り組みや地域行事を通して、学校は家庭との連携に取り組んでまいりました。また、教育委員会でも、啓発リーフレットの作成・配布や、教育フォーラムの開催を通じて、学校と家庭の連携を考えてきたところでございます。

今後は、さまざまな悩みを抱える家庭に対しての相談機能の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーの増員を行うとともに、学校と家庭がともに児童・生徒の健やかな成長を考える場づくりや、より有効な情報発信に努めてまいります。今の子どもを中心に据え、家庭や地域とともにある学校づくりのために、教育委員会としてさらに尽力してまいる所存でございます。

以上でございます。

○南野直司議長　生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長　青少年運動広場の管理棟、駐車場等の整備についてのご質問にお答えいたします。

青少年運動広場は、昭和４４年に開設いたしまして、４７年を経過しようといたしております。管理棟等を必要に応じて順次整備してきたところでございますが、現状といたしましては、長年の使用により、管理棟等、施設は老朽化いたしております。また、隣接市等では、スポーツ大会開催中の落雷により死亡事故が発生しており、機能的にも雷雨時や熱中症等で利用者が一時退避する施設が必要であると考えております。駐車場につきましても、Ａ、Ｂ、２面のグラウンドを有する施設といたしましては、収容台数に限りがあり、スポーツ大会やイベント時には大会関係者の利用に限らせていただいているところでございます。

このようなことから、本市のスポーツ推進のためには、屋内スポーツ施設の整備に併せて屋外スポーツ施設の充実を図っていく必要性は十分認識いたしております。青少年運動広場につきましても、利用者が快適に安心してスポーツを楽しめるよう、駐車場の確保を含め、施設の整備・拡充を検討してまいります。

○南野直司議長　総務部長。

○杉本総務部長　今後の財政運営についてということにお答えいたしたいと思います。

本市の財政状況は、公債費がピーク時の６割まで減少し、主要基金は１００億円を超える残高となっており、健全化法等の財政指標においても改善しているものでございます。しかし、このことは、経常収支比率等の財政構造が大きく改善されたということではなく、土地売却等による一時的な要素が強いものと考えております。

このような中での財政運営でございますが、公債費では、これまで繰上償還が可能なものについては積極的に繰上償還を行ってまいりましたが、さきの質問にございましたように、過去に例を見ない低金利であれば、繰上償還ではなく借り換えという選択肢も可能となってまいります。市債の発行では、これまで民間資金では借り換えを前提とした３年据え置きの１０年償還の条件で借り入れていたものを、長期固定金利での借り入れの選択も可能となります。ま

た、普通交付税の交付団体になっている中では、交付税算定により有利な市債の発行をしていくという視点も重要となります。

持続可能な財政運営のための手法はさまざまでございますが、市民ニーズや社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、これまで臨時的な収入に頼ってきた財政構造の変革を図り、市債発行と基金とのバランス、市有財産の有効活用を図ることなど、中長期的な視点を持って持続可能な財政運営を行ってまいります。

○南野直司議長　三好議員。

○三好義治議員　それでは、３回目の質問をさせていただきますが、全て要望とさせていただきます。

モノレール南摂津駅の防犯につきましては、交番所機能を備えた分をぜひ誘致いただきたいということで、ご尽力をお願いしたいと思います。

そして、摂津市環境の保全、ＪＲ東海については、ご答弁ありましたように、これまで８回の弁論で市民の声を裁判所にしっかり届けていただいたことは理解いたしました。

裁判の条例への影響ですが、条例第５５条が過剰規制と判示される可能性もあるかもわかりませんが、これは市民の安全・安心を守るための重要な条項です。一審、二審で摂津市の主張が万が一認められないとしても、最高裁まで戦う意気込みを持っていただきたいと要望しておきます。

次に、小型家電の件ですが、いろいろ調べていただいております。ご理解もいただいておりますが、今、堺市美原区の知的障害者通所施設ワークセンターつつじ、これも、新潟県内の２０施設が協働で成果を上げているということを知って、今でも府内で呼びかけも行われております。ぜひ障害者雇用拡大につなげていただくよう、回収も含めて検討いただきたいと思います。やはり工賃が上がれば障害者の生活向上ややりがいにもつながるということで、先進事例も含めながら、ぜひ早急に取り組んでいただきたい。よろしくお願いいたします。

それから、保育サービスの充実についてですが、先般も保護者のブログで、この待機児童というのは待ったなしで、「保育園落ちた日本死ね！！！」というブログも出ております。本当に子どもを育てるご家庭については大変重要な課題でございますので、ぜひ両方の接点で考えていただきたいと思います。

最後に、青少年広場の整備については前向きなご答弁もいただきました。やはりこれから体育館建設に当たっては、体育協会との協議も必要になってきます。屋内競技の人は喜ぶと思いますが、屋外競技の人はやっぱり代替施設を熱望しております。そういった中では、他に恥じないように整備をお願いして質問を終わりたいと思います。

（発言終了のブザー音鳴る）

○南野直司議長　三好議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午後０時　４分　休憩）

（午後０時５９分　再開）

○南野直司議長　再開します。

続けて代表質問を行います。

渡辺議員。（拍手）

（渡辺慎吾議員　登壇）

○渡辺慎吾議員　それでは始めます。市長の希望どおり、答弁調整なしのがちんこ勝負で、答弁は市長のみお答え願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最初は原稿でいかせていただ

きます。

それでは、おおさか維新の会を代表して質問させていただきます。

まず初めに、基本方針に明記されている次なる５０年に向けての躍進の年について、市長は５０年先の摂津市をどのように見ておられるのか、総計が関係する５年先なら約束もできると思うのですが、５０年先まで想定したまちづくりに果たして約束ができるのか、お尋ねしたいと思います。あまりにも無責任と思うのでありますが、お考えをお聞きしたいと思います。

２番目、同じく基本方針に明記されている、子や孫の世代に誇りを感じてもらうまちづくりとありますが、具体的に、今、市長が感じておられる摂津の誇りはどのようなものか、マンパワーや郷土愛、市民のきずななどはどのまちにでもあることなので、摂津市独自の長所とは何であるか、それはどのようにして次の世代に引き継ぐのかもお聞きしたいと思います。

３番目は、財政の硬直化についてお尋ねいたします。

経常収支比率９９．７％で、財政の硬直化は極めて深刻な状況の中、今回、特別職、一般職の給与、報酬の値上げの議案を上程されました。我々おおさか維新の会は、先日、市長に対して上程を見合わせるよう要望いたしましたが、人事院勧告の尊重と地域手当の級地区分が近隣自治体と比較して低率で設定されているという理由から、我々の要望を受け入れていただけませんでした。深刻な財政状況だからと言いつつ、給与、報酬の値上げをするということはつじつまが合わないと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

以上、第１回目、終わります。

○南野直司議長　答弁を求めます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　おおさか維新の会議員団を代表しての渡辺議員の質問にお答えをいたします。

次なる５０年に向けた飛躍の年についてでございますけれども、お金があっても、いい建物といいますか、施設があっても、人が育たないといいまちにはならない。よく言われるのが、まちづくりは人づくりという言葉がよく言われておりますけれども、この理念は今も５０年先も私は変わらないと思っています。私は、市長に就任いたしまして１２年目を迎えておりますけれども、以来、この信条を大切にしてといいますか、健全なる財政運営、そして、人間基礎教育等人づくり、そして、さまざまな夢づくり、この３本柱でまちづくりに取り組んできたところでございます。

今後、市制施行５０周年を節目に、本市がさらに魅力的なまちへと飛躍するためには、新しい理念を掲げるのではなく、先ほど申しました、まちづくりは人づくり、すなわち、根付き始めた思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約・環境、この五つの心をより大切にして、一つ一つの施策が花開くようオール摂津で取り組んでいく、これが次なる５０年先に向け、つながっていくのではないかと思っています。

この５０年間、景気のいいときもあれば、悪いときもあれば、山あり谷あり、そんな中、いろんな方がいろんな形でご苦労いただき、さまざまな課題を克服し、今日があるわけであります。今年は、記念すべき大切な節目の年であるとともに、これから将来を見据えた次なる大きな節目を１００年とすれば、５０年先に向けてのスタートの年でもあろうかと思います。そういう意味では、先人の今日までの汗といいますか、

ご苦労に感謝をしながら、その名に恥じないような５０周年の年をみんなでつくり上げていく、このことが次なる飛躍につながっていくのではないかと思います。そういうことで、この５０周年をみんなで祝い、そして今年度の施策を着実に実行していくこと、これが将来に結びついていくものと思っています。

摂津の誇りについてでございますが、子の世代、孫の世代にも摂津を誇りに感じてもらえるよう、未来へと続くまちづくり、そんなことについてのお問いだと思いますけれども、未来へと続くまちづくりには具体的に大きく二つの意味があると思います。まず、誰もが安心して本市に定住できるように行政サービスを安定的、継続的に展開していくこと、そして、市民が本市に愛着を感じ、日々の暮らしに満足していること、これらをイメージしたものでございます。この未来へと続くまちづくりの実現に向け、全職員が一丸となり、知恵を絞って鋭意取り組むことが、摂津を誇りに感じてもらえることへ結びついていくと思っております。これからの時代に求められる施策、本市の強みを生かし、弱みを克服するような施策などを柔軟に展開することで、郷土愛の醸成、住民満足度の向上を図って、市民の皆さんに本市を誇りに感じてもらえるよう、今年度も全力で取り組んでいきたいと思っています。

それから、人事院勧告についてのお問いでございますけれども、国には人事院があり、人事院の勧告制度がございます。国も地方もそうですけれども、公務員の給与、これは国民の税で賄われております。そういうことで、常々市民・国民感覚、これをしっかり視野に入れながら、公務員と民間との格差があってはならない。調整役といいますか、微妙な調整、これをする人事院勧告制度がございます。この勧告は、上がるときもあれば下がるときもいろいろあるわけでございます。それによって、２６年度は手当の２％のダウンがございましたが、今回はアップということで勧告がございました。今回の勧告に当たりまして貴会派からご要望をいただきました。我々特別職、三役ぐらいは何とかという議論もいたしましたけれども、パフォーマンスになるようなことになってはいけないということで、今後、議会の皆さんとも相談しながら、そのときの社会情勢、経済情勢等々を鑑みて適宜判断していきたいと思っております。

さっきもご指摘ございましたけれども、摂津市の職員の場合は、地域手当が高いところと比べますと１０％ぐらいダウンをいたしております。その上、今回の人事院の勧告を受け入れるとするならば、またさらに低くなってしまうわけでございます。公務員は全体の奉仕者でありますとともに、一方では一人の労働者でもございます。そういう意味では、今回のこの勧告を受け入れることについて、市民の皆さんにはご理解をいただけるものではないかと思っております。

以上でございます。（「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○南野直司議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　１番目の質問は、５０年先を見据えという形で基本方針に書かれとるわけです。ということは、５０年先をしっかりと考えた上で、その目標に向かってどういうことをされるかということを僕は聞いとるんであって、これからこういうふうにしますということで聞いとるん違うんで、その辺の答弁をしっかりといただきたいと思います。

○南野直司議長　市長。
○森山市長　５０年先がどうなっているか、これはわからないです。（「見据えって言うとる」と渡辺慎吾議員呼ぶ）いや、そうじゃなくて、大きく次の区切りをするとするならば、１００年という区切りがあります。で、これからまた５０年のスタートを切っていくわけでございます。５０年先に、今回、先ほども言いましたけれども、今までの５０年間、先人が汗かき、苦労して、そして今日をつくり上げていただいた。我々は、この先人のご苦労に感謝をして、またこれから次に向かって頑張ろうという今年は一つの区切りの年だと思うんですけれども、５０年先のまた未来の次の世代、またその次の世代の人にも、ああ、この５０年間、先人がよく頑張ってくれて、こんなまちをつくっていただいた、感謝をしようと言っていただけるようなまちをつくっていくのが今あるものだと思います。そして、それは何かというと、そのときそのとき、一つ一つ施策を着実にやり遂げて、そしてまた次につないで、その積み重ねが結果としてそういう時代の人たちにご理解いただけるまちにつながっていくという理念でございます。（「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）
○南野直司議長　渡辺議員。
○渡辺慎吾議員　それやったら基本方針にそういう形で盛り込んだらええわけであって、５０年先を見据えということで基本方針に書いてあるわけですよね。ほんなら、５０年先を一つ想定して、こういうまちづくりのためにこういうことをやらなあかんということをしっかりと説明できるようなもんがないとあかんわけです。例えば連続立体交差事業がありますよ。あれはインフラ整備ということで、これは２０年先に実現できるようにしますし、それに向かってやりますということは当然言えると思うんですけど、５０年という一つの区切りと言われましたけど、５０年先を見据えてということを書いてある中で、それやったら何らかの想定があって当然だと私は思います。あなたの言うとることは非常に抽象的であって、具体性に非常に欠けるわけですよ。そういう点で、もっときちっと理解のできるように、今じゃなくて５０年先ということをあなたは言うとるわけですから、そのことをはっきりとご答弁いただきたい、そのように思います。（「議事進行」と木村勝彦議員呼ぶ）
○南野直司議長　木村議員。
○木村勝彦議員　一年の計は元旦にありということもよく言いますね。１００年先の計を立てるのもやっぱり今なんですよ。そういう点では、入口で平行したような議論は、私は議会の議論にはなじまないと思いますので、議長のほうでその辺を整理してもらいたいと思います。（「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）
○南野直司議長　渡辺議員。
○渡辺慎吾議員　基本方針に対して私は質問しとるわけですよね。一番大切なことであって、例えば、我々おおさか維新の会は、今言うたように大阪都構想を実現しようとしているわけです。大阪都構想は、大阪はこうあるべきであるということを言うてるわけです。大阪都になった場合に、五つの区に分かれて、一つの区が大体５０万人を一つの目安にして、これから、それを中心にして、関西州、それから日本ということを考えながらやらなあかんということをしっかりと明言してやっとるわけですね。今回の市長の基本方針を見ていますと、私がこの２６年間議会でやってきた中で一番中

身のない内容と私は捉えました。５０年先を見据えたということを市長が言うのやったら、５０年先にこのようなまちに私らはしたい、そのために今、一生懸命こういうことをやるべきやということをはっきりと明言して言うべきと私は思いますので、そのことは、言うた言わんという入口論じゃなくて、理念をしっかりと聞いているわけですから、議長、判断をお願いします。

○南野直司議長　暫時休憩します。

（午後１時１５分　休憩）

（午後２時３８分　再開）

○南野直司議長　再開します。

木村議員からの議事進行、そして、渡辺議員からの議事進行がございました。整理させていただきました結果の答弁を求めたいと思います。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　５０年先ということにつきましては、若い世代に定住していただけるよう、こつこつと施策を積み上げて、出生率が１．８を超え、若者が満ちあふれる活気あるまちを目指すということでございます。

以上でございます。

○南野直司議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

今、答弁をいただきましたけど、出生率が１．８を超えて、若者が満ちあふれる活気あるまちを目指すということなんですけど、さまざまな施策をこれから展開されると思うんですけど、具体的に、まずこの５年間、総計にもいろいろ書いてありますけど、市長としては、どのようなことをそれに向かってやられるかということをお聞きしたいと思います。

それから、２番目、郷土愛の件なんですけど、先日、深夜の番組で、摂津市が一つの特集を組まれたわけですけど、吉本の芸人さんが摂津のまちを説明されておりました。ええ面、悪い面を言っておられたけど、全般的に言えることは、摂津市が非常にマイナーなまち、大阪府で一番マイナーなまちやということを言われたわけです。で、このまちがそこでいじられたわけですよね。ああいうテレビ番組というのは若者がよく見ているんです。その中で、自分が生まれたまちが、このような吉本の芸人さんにいじられるという形で、ほんなら、郷土愛といいますか、定住するかということを考えますと、なかなか何かちょっと恥ずかしいような気がするわけですけど、具体的に、さっきも市長が言われたように、若者たちが定住できるんやったら、その郷土愛とかマンパワーというのは、これはどのまちでもあることなんです。私、先日、私の友人の市長の方々といろいろ話をする中で、やっぱりそれぞれのまちには、それぞれのまちのきずなとかつながりとかマンパワーとか、その市長の方々は、しっかりと市民に対してそういう信頼をしながら、ともにまちづくりをするというお話を聞いたわけですけど、そういう形で、行政が若い世代としっかりとスクラムを組んで、どのようなまちづくりをするか、それが郷土愛につながると思うんですけど、市長は、その点に関して、さまざまイベントの見直しも含めてどのようなお考えを持っておられるか、そのことをお聞きしたいと思います。

それから、３番目ですけど、基本方針の中でも、非常に財政が逼迫して、硬直化して、今はちょっと基金があるようですけど、来年度は相当基金を取り崩すということで、緊張した状況にある中で、人勧といえども、このような形で給料、報酬の値上げをする

ということは、これは市民が納得しないんじゃないかと思うんです。ましてや、そういうことを言うてはるんやったら、特別職がまず範を示すということをしていかなあかんと。我々維新は絶えずそのことを言い続けとったんです。私は維新に対しては新参者ですけど、絶えず、みずからが範を示す、さまざまな我慢を府民、市民に強いるわけやから、その行政のトップ、代表者たる者、また議員である者は、さまざまなことを受け入れて身を切るような思いでせなあかんという形で言ってあります。大阪府と大阪市は独自の人勧というシステムがあるらしいんですけど、大阪府は、期末手当は別にして、それに対して給料の据え置きをした、上程をしなかったということを聞いていますし、大阪市も、逆に言うたら、その大阪市の人勧によって値下げをしたということを聞いております。そういう点から、このまま上程されて、これは通ると思いますけど、我々は反対しますけど、市長、このような状況で市民にきちっと説明できるのかどうか、そのことをお尋ねしたいと思います。

以上で２回目を終わります。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　５０年に向けて当面どういうことをするんだということでございますが、先ほども言いましたけれども、今年度は５０周年という一つの意義ある大切な節目の年でございます。とともに、これからの将来に向けてのまたスタートの年になると思います。そういうことで、この５０周年の年のまちづくり、ここのところをしっかり押さえないと次につながっていかない。今年度は、特に、まずは市民の皆さんの安全・安心、それから健康づくり、そして深刻な少子化に向けて子育て支援、この辺にしっかりと目を向けて、そのことをいろんな施策につないでいきたい、これが今年度の方針でございます。

それから、誇りを感じてもらうまち、どういうことを考えているのかというお話だと思いますけれども、若者が魅力を感じて摂津市に住み続けたいと感じられるような子育て支援、教育施策、さらには若い世代が魅力に感じるようなイベントの充実などに努めなければならないと思っております。そうすることによって摂津市に誇りを感じてもらえるようになると考えております。

それから、人事院勧告のことでございますけれども、先ほどもお答えいたしましたけれども、公務員の報酬、これは税によって賄われておるわけでありますから、常に市民の目線、これはしっかりと目を向けておかなくてはならないと思います。そんな中、摂津市の市民所得も大阪府下平均で決して高くないわけであります。そういった中、人事院から勧告が出てまいりました。先日、要望書をお受けいたしました。さっきも言いましたけれども、せめて我々特別職、三役だけでもという議論もいたしましたが、特別職といいますと、さまざまな分野にわたるわけでありますので、パフォーマンス的になってしまってはいかんということで、今後、議会の皆さんともいろいろ協議をする中、やっぱりこういった問題にもしっかり目を向けていきたいと思います。

以上でございます。（「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○南野直司議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　１番目の質問ですけど、今、具体的な若者施策を言うてほしいということでお尋ねしたと思うので、そのことをご答弁お願いします。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　いろんな施策はありますけれども、私は、５０周年に向けて、夢にもつながりますけれども、総合体育館というものをこの５０年を機にオリンピックに向けてつくっていこうじゃないか、これはやっぱり若い人たちに向けての摂津市の取り組みの発信の最たるものではないかと思っています。そのほか、若者といえば、医療費助成はもちろんでございますけれども、さまざまな子育て支援等々の取り組みがございます。

○南野直司議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　その子育て支援の中身までお聞きしたかったんですけど、３回目の質問をしたいと思います。

　実際、そこに書いてあると思うんですけど、子育て支援で、若者たちが定住するまちが、将来、活気のあるまちにつながるということ、２番目の質問の郷土愛とつながると思うんですけど、まず一番の問題がやっぱり教育なんですよね。南千里丘に高層マンションができますけど、若い世代がまた引っ越すというパターンがあるとお聞きしました。せっかくあの高層マンションに引っ越してきたけど、摂津市の教育のレベルが非常に低いということで、目の当たりにその現実をぶつけられたときに、また移りはる、転居するという話を聞いたことがあるんです。もちろん子育て支援も大切ですけど、教育を充実するということは一番だと。親は必ず子どもたちの未来のために投資する、そのことを思うということは親の一番の思いだと思いますので、その辺の思いを市長のほうからお聞きしたいと思います。

　それから、郷土愛なんですけど、さっきの１番目の質問につながると思うんですけど、ただ親が子どもたちに、おまえら、摂津はええとこやぞ、ここはええとこやから摂津を好きにならなあかんぞ、よそへ行ったらあかんぞと言っても、今の若い者がわかりましたと言って聞くことはないです。このまちに何が必要なのかというたら、やっぱりセンスだと私は思います。若者たちはそういうことを敏感に受け取るわけですから、そういう点の若い人らの意見を聞きながら、このまちの将来をどうしたいんや、君たちはどういうまちやったら住みたいんやということをしっかりと議論するような場を持って、その中で練りに練ったことをイベントとして行うということも必要だと思いますので、市長、その点に関してはもうちょっと踏み込んだご答弁をいただきたいと思います。

　それから、例の人勧ですけど、市長はよく、今このような状況で、公務員のこととなったら、何回も聞いたことがあるんですけど、この世の中には会社を解雇されたりリストラされるような現状があると。その中で、公務員というのはそういうことがない。だから、そのことの幸せ、ありがたさをしっかりと感じるべきやということで、再三再四そういうことを言っておられたと思うんです。人勧やからしゃあないと言いますけど、今、世の中の景気がよくなったといっても、これは、自動車産業は非常にいいんですけど、電気産業は低迷ですよね。特に大阪のシャープは今とんでもない状況です。あれは１万４，０００件の下請企業があるわけです。１万４，０００件の下請企業といったら、その家族とかいろんなのを寄せたら、今、何十万人の人間の雇用とか生活が脅かされているような状況というのがこの大阪にあるわけですよ。それで、今、緊急事態の中で、解雇もなければリストラもないような公務員が、はっきり言う

て、ほかの市に比べたらちょっと給料が少ないん違うか、だから、人勧があるから上げようと。ほんまに皆さんと一緒に歩んでいこうと言うんやったら、そういう考えはやっぱり捨てるべきと思いますし、我々維新としたら、そういうことに関しては非常に反発するというか、やっぱり拒否反応を起こす、それが我々の考え方なんです。

そういう点に関して、市長は二言目には、公務員はいい身分ですよ、守られているんですよということを言うておられたわけですから、その点に関して、もうちょっと踏み込んだご答弁をいただきたい。特別職はパフォーマンスと。パフォーマンスでもいいじゃないですか。まずやることでしょう。やることで背中を見せることが大切ですよ。パフォーマンスすることがようないんやったら、あんたはほかでもいっぱいパフォーマンスしてるじゃないですか。その点、ご答弁いただきたいと思います。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　５０年ということで、子育て支援について、若者がやる気になるというか、定住するような施策についてということでございますけれども、どちらかといえば、子育て支援といえば、保育園とか、親子のプログラムをつくるとか、我々行政は特に低年齢のことの取り組みが多うございますけれども、教育委員会のほうについては、今度はプロジェクターとかＩＣＴを全校に配置するとか、我々はハード面の支援をしてマンパワーとかを支援しております。子育て、教育、これは、私はよく言うてるんですけれども、やっぱり勉強、学力、これは学校だけではないですけれども、やっぱり学校が主体性を持ってもらわな困ると。それから、しつけといいますか、やっぱり社会常識を身につけるのは家庭、これはやっぱりお父さん、お母さんが中心になってもらわな困ると。学校はもちろんですけれども。そして、地域社会の皆さんには見守りをお願いすると。この三つの連携がないと子どもの教育にはつながらない。今も取り組んでおりますけれども、やっぱりこのシステムをさらに組織化していくのも今のご指摘の点ではないかと思いますので、今後、そういったこともしっかりと考えていきたいと思います。

それから、誇りを持てるまちづくりについてのことですけれども、いつも言うことですけれども、摂津市は狭い市域です。いつも言っていますように、平坦なまち、お互いに顔が見えそうなというか、見えるようなまちであります。そういうことで、いろんなイベントをする場合、地域の皆さんが一緒になってといいますか、ごく自然にみんなで頑張ろうという、こんな気風が育っていると私は思います。地域の公民館とかいろんな文化施設で、独特の手づくり文化、こういうものが育っていると思うんです。これがまた摂津ならでのコミュニティをつくっているんですが、やっぱりどうしても若者の参加がまだまだ少ない。やっぱりこういったことにどんどん参加してもらうこと。私は、この摂津ならではのコミュニティ、これは摂津市の特徴でもあり、自慢と言ったらいけませんけど、誇りにつながるのではないかと思っております。

それから、人勧のことでございますけれども、まちづくりの五つの心の初めに感謝という言葉を私はよく言います。職員に、世の中が非常にしんどいときでも潰れないといいますか、きちっと給料も保障されている、こんなありがたいことはないんだぞと。だから、しっかりとありがとうという気持ちは忘れたらあかんでという話はよく

しております。そういう意味では、常に市民の意識、これはしっかり持っておかないかんわけでありまして、市長に就任したときも、退職不補充、ぱっと即そういうことをやったときにも、職員に非常に厳しい局面を迫ったこともありますが、そのときも、やっぱり職員だけではいかんと、我々三役もそれなりのしっかりとした取り組みをしようということで、いろんな施策をしたことを覚えておりますから、そういう精神は私も持っております。

今回のこの人勧について、三役だけでも、パフォーマンスだけでもよかったんではないかというご指摘はよくわかります。職員につきましては、さっきも言いましたけれども、市民のそのときの社会情勢、政治経済情勢を見据えて人事院が上げたり下げたり勧告をするわけでありますが、これは一番透明性のある一つのやり方だと思いますけれども、何回も言いますけれども、公務員は全体の奉仕者であるとともに一人の労働者でございます。地域手当が他市の一番高いところからいうと１０％も低いと。そんな中にあって、また、この人勧で２６年に２％カット、また今回も、今度は上げるのをとめるということはどうかと思いました。そして、今回の人勧の引き上げについては市民の皆さんにもある程度理解をいただけるのではないか、そんな思いで提案をさせていただきましたので、ご理解をいただきますようよろしくお願いします。（「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○南野直司議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　ちょっとつじつまが合わない答弁やったので、そのことだけ市長にもう一遍確認したいんですけど、先ほどの人勧の件ですけど、最初に就任されたときに、不補充ということで、三役だけでもやっぱりそれなりのカットをせなあかんということを言うてはった。そのうちに、三役がやるのはパフォーマンスやということを言うてはった。その辺の答弁のつじつまが合わないんですけど、その辺、きちっと整理してください。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　そのときは、摂津市が夕張に続いてのるか反るかの時期で、私が就任したばっかりなんですけれども、もう待ったなしの状況でありました。即退職者不補充という非常に厳しい全国的にも珍しい施策を打ち出しました。組合との交渉も何もなしに、そういうことで人件費、そして定数の削減を進めたわけでございます。一方で、学校の統廃合、これも待ったなしで、これは市民の皆さんにお願いをするような話になりました。いずれも、そんな中で、私は、みずからやらないかんと、おまえはどうするねんと迫られ、そういう中でやりましたが、そのときはパフォーマンスとか以前の話でありまして、そのことによってその後の行政改革につながったかどうかはわかりませんが、私としてはつながったのではないかと。今回も同じじゃないかと言われたらそれまでですけれども、少しそのときと事情は違っております。そういうことで、何かそういうふうに見られるようなことになってはまた逆にいかんのではないかと思ってそういう発言をしたので、ちょっとそのときの事情とは思いが違います。

以上です。

○南野直司議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　わかりました。

○南野直司議長　渡辺議員の質問が終わりました。

次に、村上議員。（拍手）

（村上英明議員　登壇）

○村上英明議員　それでは、順位に従いまして、公明党議員団を代表して質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

先日、国会におきまして、一億総活躍社会や地方創生の関連経費を積極的に計上するとともに、東日本大震災の復興加速などを含めた平成２８年度予算が衆議院で可決され、現在、参議院での審議をされております。本市におきましても、平成２８年度予算案は、まちづくりの基本となる安全・安心、そして市民の健康に取り組まれるとともに、未来を担う子どもに重点とされております。そしてまた、次なる５０年へのスタートを切っていくということでもございます。幅広い市民との対話をこれまで以上に増やし、地方創生と言われる中、地の利を生かした活性化を進め、住む人や来る人を増やすとともに、市民が住み続けたいまちと今以上に思っていただけるまちの構築実現の立場から質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、市民が元気に活動するまちづくりについて、（１）地域活動の核になる自治会の加入率アップについてでありますが、一定の区域に住んでおられる方などによって組織される親睦、共通の利益の促進、地域自治のための任意団体である自治会におきまして、地域の美化、防災などの行事運営や、行政からの書面回覧、また配布、あるいは地域の意見を聞くときなどに協力していただいております。行政から見れば、なくてはならない団体だと思いますけれども、自治会をどのように認識されているのかについてご答弁をお願いいたします。

次に、２番目のみんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて。

（１）洪水対策として安威川及び大正川のしゅんせつを大阪府に要請することについてでありますけども、本市では、６本の河川が網目のようにめぐり、昨年発生した鬼怒川での氾濫による水害も決して他人事ではなくなっております。特に安威川におきましては、近年、相次いで避難判断や氾濫注意水位を超えるという事態が発生しております。実際に河川内に草や土砂の堆積が進み、長時間の集中豪雨に対しての十分な排水能力を備えた河川環境とは言いがたい状況でもあります。そこで、安威川や大正川のしゅんせつについて、管理する大阪府に対し、どのような働きかけをしているのかについてご答弁をお願いいたします。

次に、２の（２）ゲリラ豪雨に対する内水排水対策についてでありますが、平成２４年８月１４日早朝に降った総雨量は７７.５ミリとなり、床下・床上浸水の家屋被害１５９件、道路冠水４９件、道路通行止め４か所の被害となりました。そして、近年は毎年のようにゲリラ豪雨が発生している状況でもあります。浸水被害後の取り組みと、これからの内水排水対策をどのように取り組まれるのか、ご答弁をお願いいたします。

２の（３）自主防災組織による防災マップの作成の支援についてでありますが、自主防災組織による防災マップの作成が今進められておりますけども、その取り組みの内容と成果及び今後の展開についてご答弁をお願いいたします。

２の（４）通学路を含む市内主要箇所に防犯カメラを増設するなど、犯罪を未然に防止するまちづくりについてでありますけども、昨年の第３回定例会におきまして、防犯カメラ設置拡大について質問を行いました。そしてまた、さらに緊急要望書を市長にも提出させていただきました。平成２

７年度までの事業として４０台を設置され、平成２８年度予算に防犯カメラを設置していただいたことは、本当にこれは大きな評価ということで感謝を申し上げたいと思います。そこで、防犯カメラの設置の効果と今後についてのお考えについてご答弁をお願いしたいと思います。

２の（５）ＪＲ千里丘西地区の再開発に係る千里丘西地区市街地再開発準備組合の活動の支援についての質問につきましては、午前中にも三好議員の質問にありましたので、要望にとどめておきたいと思います。

準備組合の関係者からも今年度末が山場になると聞いております。再開発の取り組みも３度目となり、地域の長年の思いを実現するためにも、事務局として、再開発に向けた合意が整いますように、最大限の努力をお願いし、これは要望とさせていただきます。

２の（６）阪急京都線連続立体交差事業の都市計画決定に向けた関係機関との調整等についてでありますが、この事業は、市域を鉄軌道が分断していることを改善する長年の課題を実現する長期間にわたる事業として、計画的な推進をお願いしたいと思います。

最初に、都市計画決定に向けた関係機関との調整等、現在行われている作業と今後の取り組みについてご答弁をお願いいたします。

２の（７）摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画を更新し、より効果的な耐震化促進策を検討することについてでありますが、平成２０年３月に策定され、平成２７年度末を目標にされた計画の総括についてご答弁をお願いしたいと思います。

３番目のみどりうるおう環境を大切にするまちづくりについての１番目、ごみ焼却炉の延命と茨木市との広域連携に向けた取り組みについてでありますが、ごみ処理は生活する上で欠かせない問題でもあることから、これまでも多くの議論をこの議会の中でも行ってまいりました。今後における焼却炉の延命の考え方と茨木市との広域連携の進捗状況についてご答弁をお願いいたします。

４番目の暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて。

（１）第３期摂津市男女共同参画計画の中間見直しについてでありますが、平成２４年に開始された第３期摂津市男女共同参画計画の中間に当たり、今後、見直しをされるということでありますが、その見解についてご答弁をお願いいたします。

４の（２）ライフサポーターを増員し、府内初となる７５歳以上の市民全員を対象にした戸別訪問による生活状況の調査と見守りを実施することについてでありますが、高齢化対策として７５歳以上の全員訪問に取り組まれるに至った思いについてご答弁をお願いいたします。

４の（３）子ども医療費助成の対象を高校３年生まで拡充することについてでありますが、子ども医療費助成の拡充につきましては、公明党といたしましても、以前より何度も何度も要望をしてまいりましたが、この新年度より通院助成の対象者を中学校３年生まで拡充されることは、これは本当に高く評価をするところでございます。

市長は、市政方針の中で、未来を担う子どもに重点を置かれ、次なる５０年へのスタートを切ってまいりますとも述べられておりますが、子育て世代の定住促進を図るには、やはりこの医療費助成の対象をさらに高校３年生まで拡充し、安心して子どもを産み育てられるまち摂津の構築を推進す

ることが大事であると認識をしておりますけども、市長の考え方についてご答弁をお願いいたします。

４の（４）保育所の待機児童解消と、民間医療機関で行う病児・病後児保育の利用料金の補助についてでありますが、初めに、非婚母子家庭の保育料の算定におきまして、寡婦控除と同様のみなし適用の導入をいただき、これは感謝をしたいと思います。

さて、新年度の保育所入所が始まりますけども、待機児童の現状と、その解消に向けた取り組みについてお尋ねをします。また、病児・病後児保育の実施につきましても、保育サービスの拡充されたことに高く評価するところでありますけども、料金補助の内容についてご答弁をお願いいたします。

４の（５）摂津市保健福祉総合ビジョン２０１６についてでありますが、計画策定につきましては、先日までにパブリックコメントを終えられ、いよいよ最終段階だと思います。その点、私たちも大変期待をしております。

最初に、北大阪健康医療都市のまちづくりと摂津市保健福祉総合ビジョン２０１６の策定にかける市長の思いについてご答弁をお願いいたします。

４の（６）第３期摂津市地域福祉計画の策定についてでありますが、この計画策定につきましては、第１期策定から地域福祉の切り札として期待し、推進してまいりました。

まず初めに、第２期計画の総括と、第３期計画の課題、目指す方向性についてご答弁をお願いいたします。

５番目、誰もが学び、成長できるまちづくりについてでありますが、その１番目の教育現場におけるＩＣＴの活用についてであります。

市内の小学校のパソコン教室では、その機器の更新が長らく進まず、インターネットへの接続もできない状態で、調べ物、学習等に支障を来していたと思います。このたび、タブレット型のパソコンが導入される運びとなり、評価をいたしたいと思います。

さて、ＩＣＴ機器の導入に対しまして、授業改善や児童のＩＣＴ活用スキル向上への考え方についてご答弁をお願いいたします。

６番目、活力ある産業のまちづくりについての１番目、企業立地等促進制度の対象要件を緩和し、中小企業の誘致促進、流出防止に努めることについてでありますが、本市は多様な事業所がある産業のまちであると思います。企業誘致は、雇用面や地域企業への受発注機会の拡大、交流人口の拡大、地域産品、資源の利活用と、そして、行政側から見れば財政面への影響などが挙げられると思います。市長の中小も含めた企業の誘致促進、流出防止の視点と支援についてご答弁をお願いいたします。

６の（２）（仮称）エンジョイ摂津・セッピィスクラッチ事業を実施することについてでありますが、市内の商業活性化を目的に、セッピィ商品券は第６弾まで継続され、昨年は地域住民生活緊急支援交付金による第７弾が実施をされました。消費者は商品券を楽しみにする一方で、小さな商店などにおきましては、換金に時間と労力がかかるということで負担に感じることもあったようでもあります。この５０周年を記念して、商品券事業の実施を期待し、商業活性化対策として商工会が引き続き支援することを要望しておりましたが、今年は（仮称）セッピィスクラッチ事業を実施さ

れます。なぜ商品券事業ではなくスクラッチカードを取り入れられたのか、また、この事業への思いについてご答弁をお願いいたします。

７番目の計画を実現する行政経営についてであります。

その１番目の予算編成にあたっての現状分析及び将来分析と財政方針、中期見通しについてでありますが、１回目に、平成２８年度予算編成に当たっての国の動向、予算方針と現状分析、そして財政方針等についてご答弁をお願いいたします。

次に、７の（２）公共施設等総合管理計画を策定し、市有財産の総合的かつ計画的な管理を推進することについてでありますが、まずは、公共施設等総合管理計画はどのようなものなのか、また、平成２７年度から取り組まれている建物の計画的かつ効果的な整備や維持管理を検討する庁内プロジェクトのもとで検討されてきたものと同様のものなのか、ご答弁をお願いいたします。

７の（３）摂津市人口ビジョンと摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでありますが、本市は、昨年の国勢調査で、５年前と比較して人口増となりました。今後も、地域の特色を生かして、ブランド力を高め、若者を中心に人をいかに呼び込めるかだと思います。摂津市人口ビジョンにおきましては、出生率を現状の１．５から２０３０年には１．８に設定された中で、２０６０年人口を約７万２，０００人とされております。この数字とするためにも、定住も含めた積極的な戦略をどのように考えておられるのか、また、摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標を魅力あふれるまち摂津とされていますが、市長の思い描かれている摂津市の魅力についてご答弁をお願いいたします。

７の（４）安威川以南での総合体育館の整備に向けた基本構想及び基本計画の策定についてでありますが、総合体育館について、どのような構想を考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

以上で１回目の質問といたします。

○南野直司議長　答弁を求めます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　最初に、自治会組織についてのご質問にお答えをいたします。

自治会につきましては、これまでも申し上げてきておりますが、地域環境の美化、改善、防災、防犯など、さまざまな取り組みを通じて、地域のつながり、きずなをつくっていただき、安全・安心なまちづくりに大きな役割を果たしていただいていると認識しております。また、本市においては、協働によるまちづくりの重要なパートナーとして位置付けしております。自治会がよりよく機能して、引き続き安全・安心なまちづくりの推進役として活動していただきたいと考えております。

洪水対策として安威川及び大正川のしゅんせつを大阪府に要請することについてでございますが、日本各地で毎年のように河川の氾濫が発生しております。昨年も鬼怒川で堤防が決壊し、人命と財産が犠牲となりました。本市においても、大雨により、安威川の水位が、平成２６年８月には避難判断水位を、平成２７年７月は氾濫注意水位を超えております。安威川や大正川は本市の中央部を流れており、周囲には多くの市民が住んでおられます。安全・安心なまちづくりを行うためにも、河川が氾濫するようなことはあってはならないと思っております。特に、安威川のしゅんせつについては、議会や市民の皆さんからも要望を受

けており、必要性の高いものと考えており、管理者であります大阪府には事業の実施を強く求めてまいります。

次に、ゲリラ豪雨に対する内水排水対策についてでありますけれども、安威川以北では公共下水道管の整備がほぼ完成しておりますが、以南においては雨水管は整備途上であるため、農業用水路を併用して雨水を排除しております。そのため、水路には排水ポンプや公共下水道への取水口を設置し、排水機能を上げて下水道の代替機能を持たせております。また、排水ポンプについては、老朽化したポンプの取替を行い、水路の排水機能の維持に努めております。

近年の雨の降り方は、狭い範囲に激しい雨が降ることや、長時間に非常に強い雨が降ることなど、過去にあまり経験のない降雨が多発しております。このため、既存水路ではなく、公共下水道で排除することが大切だと考えていることから、安威川以南の雨水管整備に力を注いでまいります。

次に、地域の防災マップ作成の取り組みと成果、今後の展開についてお答えをいたします。

地域防災マップ作成は、地域防災力の強化を図るため、自治会による災害時の避難計画を作成するもので、本年度は香和と鳥飼中の２自治会でマップづくりを行っております。昨年７月に防災アドバイザーである片田教授による防災講演会からスタートし、１０月から各３回のワークショップを開催し、地域での緊急避難所や高齢者などの災害時要援護者について話し合い、その成果を現在冊子にまとめているところであります。地域防災マップの取り組みは、平成２８年度も２地区での実施を予定しており、引き続き実施してまいります。

続いて、防犯カメラの設置の効果と展望でございますが、防犯カメラにつきましては、２８年度、新たな通学路を含む市内主要箇所に３０台の設置を考えております。設置に当たりましては、庁内関係各課及び摂津警察署とも協議を行い、市内全域を網羅できるように設置箇所を決めてまいります。また、２９年度にも新たに防犯カメラを設置することを予定しており、合わせて１００台の設置を考えております。これにより、現時点で設置が必要と思われる箇所にはほぼ設置することができ、市内の犯罪を未然に防ぐ抑止力がアップするものと考えております。

阪急京都線連続立体交差事業の都市計画決定に向けた関係機関との調整等についてのご質問にお答えをいたします。

阪急京都線連続立体交差事業につきましては、平成２５年度より、国の補助金を活用し、大阪府が事業主体となり、都市計画決定に向け現在調査を進めているところであります。本市といたしましては、大阪府が実施いたします鉄道本体の計画に併せ、連立、側道及び関連街路の計画について検討を進めており、大阪府や府警本部など関係機関との協議を重ね、都市計画案の作成を行っているところであります。

次に、摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画の総括についてでありますが、平成２０年３月策定の耐震改修促進計画では、平成２７年度末を目標に、公共施設及び民間住宅等の耐震化に向けて、補助制度や市民啓発などの施策を展開してまいりました。しかし、民間住宅につきましては、耐震診断を受けていただきましても、耐震改修までには必ずしも結びついていない実情があります。耐震化は、市民の生命、財産の保護や、地域の安全・安心を高めますことから、重要性を改めて認識しながら、今後、

耐震改修促進計画を見直す中で、市民意識の実態把握に努め、有識者の意見も参考に検証してまいりたいと考えております。

次に、茨木市との広域連携に向けた進捗状況及び施設更新までのごみ焼却炉の延命化についてのご質問にお答えをいたします。

茨木市との広域連携に向けた進捗状況につきましては、これまで広域ごみ処理連絡調整会議を１０回開催し、基本合意を目標に協議を進めているところであります。

施設更新までのごみ焼却炉の延命化につきましては、焼却炉の耐用年数を平成４０年度と見込んでおります。２８年度において精密機能検査を実施し、計画的な保全を行ってまいりたいと考えております。また、安全で安定した焼却運転を図るために、現在、ごみ質の改善についての検討を進めているところであります。

第３期摂津市男女共同参画計画の中間年の見直しについてでありますが、本市においては、昭和６２年にせっつ女性プランを策定して以来、男女共同参画施策を進めてまいりました。現在、３期目になる男女共同参画計画を推進しているところであり、平成２８年度は中間年の見直しを実施いたします。少子・高齢化の進行や、それに伴う人口減少社会の到来、個人の生き方や価値観の多様化など、社会情勢は大きく変化しております。この間、各分野における女性の参画は徐々に進んでいるものの、依然として固定的な性別役割分担意識が残っており、個人の自立を阻む要因ともなっております。性別にかかわりなく、男女がともにその個性や能力を十分に発揮できる社会を目指し、男女双方の課題解決に向けて取り組んでまいります。

ライフサポーターを増員して、７５歳以上の市民全員を訪問する取り組みについてでありますが、本市では、６５歳以上の高齢者が２万人を超え、高齢化率は２４．５％となっており、今後、医療や介護保険の利用が増えると予想される７５歳以上の後期高齢者が増えます。今後の高齢者への支援を進めていくには、まず７５歳以上の高齢者の現状把握等を行い、その上でニーズに合ったさまざまな制度を効果的に進めていくことが重要であると考えております。第４次総合計画の施策である、高齢者が地域で自立し生活できるまちの実現に向け、７５歳以上の市民の戸別訪問を行い、現状把握と支援制度等の周知に努めてまいります。

続いて、子ども医療費助成についてでありますが、ご質問にありましたように、今年度は未来を担う子どもに重点を置いた予算編成を行っており、子育て世代の転出超過傾向を食いとめるためには、安心して子どもを産み育てられる仕組みづくりを進める必要があると認識いたしております。

ご質問の子ども医療費助成のさらなる対象年齢引き上げもその仕組みの一つであると考えられますが、中学校３年生までの拡充等に４，７００万円の財源が必要であると見込んでおります。高校３年生までの実施にはさらに多額の一般財源が必要となりますことから、行政改革の進捗も見きわめながら慎重に判断してまいります。

北大阪健康医療都市のまちづくりと摂津市保健福祉総合ビジョンにかかわる質問でございますが、今月の末、いよいよ千里丘新町がまちびらきを迎えます。昨年、新たに北大阪健康医療都市（健都）という名称、愛称が決まりましたが、かつては吹田操車場跡地と呼ばれたこの地域の利活用については、長年議論が重ねられてきた経緯があることから、その節目節目に立ち会ってき

た者として非常に感慨深いものがございます。健都につきましては、単なる駅前再開発とは異なり、国立循環器病研究センターを核に、「健康・医療」をキーワードにした、人、物、知識の集積を図るプロジェクトです。国内外の注目度も高く、摂津市の魅力を全世界に発信し、地域を活性化してくれる起爆剤となると大きな期待を寄せております。今後は、健都イノベーションパークの整備等を推進することにより、摂津市の発展を先導する地域となるよう、大切に育て上げてまいりたいと考えております。

また、こうした健都のプロジェクトを契機に、市民の健康意識を高め、生活習慣病の予防と健康づくりを一層進めることが重要であります。国立循環器病研究センターや、摂津市、吹田市の医療関係者等との議論においては、循環器病をはじめとする生活習慣病の予防、健康づくりに関する先進的なモデル地域を目指すべきとの方向性が示されており、本市としましても、地域のつながり、フラットで自然豊かな地形などの強みを生かしながら、その実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。そのためには、健康せっつ２１の取り組みを一層加速することはもちろん、健康と福祉、介護との連携を図り、２０２５年問題という言葉に象徴される急激な高齢化に対応していくことが重要であります。そのような問題意識から、このたび摂津市保健福祉総合ビジョン２０１６を策定することといたしました。摂津市としては、この健都のプロジェクトを契機に、本ビジョンに基づき、保健福祉分野の施策を総合的に展開するとともに、市民の健康づくりを一層加速させます。そして、本市が活力を持って持続的に発展し、市民が長寿の喜びを享受できるまちを実現してまいりたいと考えております。

第３期摂津市地域福祉計画の策定についてでありますが、平成１７年に第１期計画を策定し、第２期計画を経て、さまざまな主体による地域福祉活動が誕生しました。また、地域コミュニティの変化が求められる社会状況の中、地域福祉の主体となる住民、行政、社会福祉協議会等の関係機関、団体等において、改めてその連携の必要性について共有する必要があると考えております。地域福祉計画は、誰もが地域で安全・安心に暮らしていく上で大変重要な計画であります。第３期計画では、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、市民一人ひとりが個人として尊重され、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を送れるようにすることを目標とした第２期計画の理念を継承しつつ、基本理念に「みんなで支え合い」という文言を追加し、「みんなで支え合い、誰もが健康で安心して暮らせる人権と福祉のまちづくり」とし、全ての市民が地域福祉の主役であること、そして、行政がその支援を行わせていただくことにより、一層の地域福祉の推進を図ってまいります。

企業誘致、流出防止についての質問でありますが、本市は大小さまざまな事業所が活動する産業のまちであり、事業所の活力が市の活力に直結すると言っても過言ではありません。中でも、市内事業所の９割以上を占める中小企業の経営基盤の強化を図ることは、本市の活性化にとって重要であることは言うまでもありません。今回、企業立地等促進制度の対象要件を緩和するのも、確かな企業を呼び込むこともありますが、市内の中小企業に、さらにしっかり摂津市に根をおろし、事業の拡大、雇用につなげていただきたいという思いがございま

す。ほかにも、市内事業者が経営力を向上していただくことが事業拡大や事業継続につながるものと考え、経営力向上に資するさまざまな支援を今後も引き続き行ってまいります。

次に、スクラッチカード発行事業についてでありますが、平成２１年度から実施してまいりました商品券事業は、当初、経済不況に対する緊急経済対策として開始したものであり、一定当初の目的を果たせたものと認識しております。商品券発行事業は終えさせていただくことといたしました。しかし、２８年度は市制施行５０周年の節目の年であり、市民とともにさまざまなイベントを実施していく中で、商業振興にもつながる事業として、仮称ではありますが、エンジョイ摂津セッピィスクラッチ事業を実施することといたしました。市内参加協力店において一定額以上の商品を購入、もしくはサービスを受けられた方にスクラッチカードを発行し、当たりが出れば協力店で何らかの特典が受けられるものをと考えております。詳細は、今後、商業者団体をはじめ関係機関と協議し、実施に向けて進めてまいりますが、市内での買い物が消費者も商業者も楽しめるものとなるよう取り組んでまいります。

平成２８年度予算編成にあたってについての質問でございますが、平成２８年度の地方財政計画の中で、地方財政の一般財源総額については、平成２７年度の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保しつつ、臨時財政対策債の発行を大幅に抑制し、支出の改善を図っております。また、地方税がリーマンショック以前の水準にまで回復していることに伴い、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切りかえを進めるため、地方交付税の改革や別枠加算、歳出特別枠の廃止が行われました。本市におきましては、リーマンショック前の税収には回復しておりませんが、景気回復に伴う法人所得の増加や市民の平均所得が増加となるなど、市税は対前年度予算は増額となっております。しかし、今後は国の税制改正の動向により大きく減少することも考えられることから、脆弱な財政構造であることには変わりございません。

その中で、平成２８年度の予算編成に際しましては、過去最大の基金の取り崩しを行い、子ども医療費助成の拡大、道路、橋梁などの維持補修費の総額を６年ぶりに対前年度比を上回る予算額とし、また、学力向上に向けた環境整備など、健康、安全・安心、子どもに重点を置いた予算編成ができたと考えております。その結果、予算総額の対前年度比でも、小中学校耐震事業を除くと近年で最高の伸びとなっております。

今後、安定した行政サービスを提供するためには健全財政の継続が重要だと考えており、そのためにも、短期的な収支均衡だけでなく、中長期的な視点で将来を見据え、強固な財政基盤を確立し、健全で弾力的な財政運営を行ってまいります。

次に、公共施設等総合管理計画についてお答えをいたします。

全国の自治体では、高度成長期に建設された多くの公共施設やインフラの更新時期を迎えつつあり、厳しい財政状況が続く中で大きな課題となっております。国は、公共施設の長期的な視点での更新・統廃合・長寿命化を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化する計画、公共施設等総合管理計画の策定を推進し、計画に基づいた償却費の財源措置を行っております。本市においても、今後の公共施設の更新費用を明確にし、将来負担を軽減・平準化す

るため、総合管理計画を策定してまいります。既に計画策定に向けた庁内検討委員会を立ち上げ、早期の計画策定に向けた取り組みを行ってまいります。

摂津市人口ビジョンと摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問にお答えをいたします。

市政運営の基本方針でも申し上げましたとおり、我が国は人口減少社会を迎え、どの自治体も、生産年齢層、特に子育て世代の定住促進に本腰を入れ取り組んでいるところであります。都市間競争という大きな時代のうねりの中、今後も発展を続けるため、独自性や強みを最大限に生かすとともに、それらの魅力を発信し続けることが必要不可欠であります。

本市の強みといたしまして、合計特殊出生率が全国平均や大阪府平均を上回るという特徴と、近年の若い世代の転入超過傾向だけでなく、活発な産業や健都のまちづくりなどの都市資源もございます。これらの強みに磨きをかけるとともに、子育て世代の転出超過の抑制に向けて、現在策定中の摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる四つの基本目標の取り組みを推進する中で、魅力あふれるまち摂津の実現を図ってまいります。

最後に、総合体育館についてのご質問でございますが、スポーツ基本法にありますように、スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得など、健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであります。また、スポーツは、人と人、地域と地域の交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化などの問題を抱える地域社会の活性に寄与するものであります。本市がスポーツを通じたまちづくりの核として総合体育館を整備することによって、大規模な大会が開催可能となるなど、市内外から多くの方に足をお運びいただくことになります。スポーツを愛する方々が気軽に集うことができ、さらには、地域のきずなをより深いものとし、精神的な豊かさを互いに感じ合うことができるような地域づくりができればと思っています。また、次世代を担う子どもたちには、よりスポーツが身近なものとなることで、心身ともにより健全な育成に寄与するものとなることを願っております。

そして、総合体育館といえば、防災機能も兼ね備えたものとする必要があります。万が一の浸水被害などに備え、避難所の機能を持たせることで、市民の皆さんの安全・安心を確保する役割も大きいものであると考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○南野直司議長　教育長。

（箸尾谷教育長　登壇）

○箸尾谷教育長　教育委員会所管分についてのご質問にお答えいたします。

保育所の待機児童の解消と、民間医療機関で行う病児・病後児保育の利用料金の補助についてのご質問にお答えいたします。

本市では、世帯規模の縮小や共働き家庭の増加などにより、保育所入所希望者も増加傾向にあり、平成２７年２月１日現在、１６７名の待機児童が生じております。これまでも、民間保育園の開設や建替え、保育所分園の開設等により、保育所等の入所定員数の増を図ってまいりましたが、今後も、摂津市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て会議でのご意見をお聞きする中で、保育ニーズに対応した待機児童の解消に努めてまいります。

次に、病児・病後児保育事業は、平成２８年度から、主に安威川以北地域を対象として、吹田市の民間医療機関において実施するもので、病気または病気回復期にあり、保育所などでの集団保育が困難な場合にご利用いただくものです。本市児童の利用に際し、１日当たりの利用料金４，０００円に対し、生活保護世帯は全額、その他世帯は半額を補助するものでございます。

次に、新たなＩＣＴ機器導入による教育的効果についてのご質問にお答えいたします。

情報活用能力は、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力など、これからの時代に必要とされる資質、能力を児童・生徒に育むため、学校においてはＩＣＴを活用した教育がますます重要となってまいります。そのため、小学校には、コンピューター教室にタブレット型パソコンを１校当たり４５台導入するとともに、併せて当該パソコンを普通教室でも活用できるよう環境整備も行います。また、中学校には、さまざまな教科においてパソコンや視聴覚教材を活用した授業が可能となりますよう、全ての普通教室に据えつけ型プロジェクターを導入いたします。これらの機器を活用することで、動画やアニメーション機能等を活用した、児童・生徒にとって興味、関心の高まるわかりやすい授業の実現や、ＩＣＴ活用スキルの向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○南野直司議長　村上議員。

○村上英明議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

初めに、自治会の加入率アップについてでありますけども、今、自治会では、この加入率低下という面や、また、役員の件という大きな課題があります。自治会としても、訪問対話による加入への働きかけや行事での親睦向上などにも本当に日々尽力していると思われます。行政としてもパンフレット配布なども行っていただいていることは認識をしておりますけども、先ほどの重要なパートナーとしての位置付けとの答弁を踏まえまして、さらなる加入率アップへの具体的な取り組みと、昨年の代表質問で、宅建業界等との協定においても今後検討してまいりますとありましたけども、そのことについて、本年の取り組みについてご答弁をお願いしたいと思います。

２の（１）安威川及び大正川のしゅんせつについてでありますけども、やはり人命と財産を守ることが本当に重要なことであります。そういう意味でも、大阪府にも再三再四要望されていると思いますけども、大阪府の今の対応状況についてご答弁をお願いいたします。

２の（２）内水排水対策についてでありますけども、雨水幹線が未整備の地域、特に鳥飼方面ではありましたけども、安威川以南の整備計画の取り組みについて、そしてまた、東別府幹線の整備が遅れているとも認識をしておりますけども、現在の計画がどのようになっているのか、また、安全に暮らせるまちづくりであるならば、将来の計画、例えば内水対策１０か年計画、そういったものが必要ではないかと考えますけども、今後の計画についてご答弁をお願いいたします。

２の（３）防災マップ作成についてでありますけども、今後のモデルケースの推進につきましては、来年度は２地区での実施予定ということでご答弁がありました。市内には全部で１１２自治会がありまして、本年度の２自治会を除きますと１１０の自

治会ということでありますけども、残りの自治会に対しまして、そしてまた、自治会未加入地域では今後どのように取り組みを進めていかれるのか、さらに、避難所運営ゲーム、いわゆるＨＵＧの実施も昨年の目標に掲げておられましたけれども、その推進状況についても併せてご答弁をお願いいたします。

２の（４）防犯カメラの増設についてでありますが、平成２７年の１年間、摂津警察署管内におきましては、刑法犯認知件数１，１２７件、街頭犯罪認知件数５８０件というのが起きました。前年よりは減少してはいるものの、事件・事故を防ぐ対策は困難な状況でありますけども、昨年１２月、市内で起きたひき逃げ事件は目撃者がいない状況ではあったかと思いますが、２日後に逮捕という早い解決になったと思いますし、それに対して防犯カメラが役立ったのは周知のとおりであると思います。特に、通学路を含めた市内１００台へということで先ほどご答弁がありましたけれども、やはり子どもや高齢者の見守りにもつながり、安全・安心施策となるとも思っております。しかし、行政における防犯カメラの増設とメンテナンスの負担を少しでも軽減できないかという面も一方では考えたほうがいいと思います。商店街などの設置の際に補助金制度がありますけども、コンビニをはじめとする店舗や企業、マンションなど、防犯カメラを設置している建物が増えていることなどから、防犯対策に補助金を出すなどして防犯カメラの活用をさらに進めてはどうかと思いますけども、ご答弁をお願いいたします。

次に、２の（６）阪急京都線連続立体交差事業についてでありますが、今後のスケジュールはどのようになっているのでしょうか。そしてまた、都市計画線が引かれることで沿線の市民の不安が大きくなると思いますけども、この近隣説明などについてどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

２の（７）耐震改修促進計画についてでありますが、地震などの災害に対する市民意識や住宅の安全性への関心が今高まっていると思います。そういう状況下にある中で改修までに至らない実情としては、経済的事情や高齢化の進行などのさまざまな問題が挙げられますが、安全・安心をテーマに掲げる本市として、今後どのように計画更新を考えておられるのか、また、その目標値の設定についてご答弁をお願いいたします。

３の（１）茨木市との広域連携についてでありますけども、先ほど、調整会議が１０回行われたということでございましたが、広域連携につきましては本当にさまざまな問題があるとも思いますけども、双方のメリットが重要と思います。これまでの会議も踏まえて、今後の協議の考え方について、そしてまた、広域連携までは本市焼却施設の保全の対策が必要と思っておりますけども、その考え方についてご答弁をお願いいたします。

４の（１）男女共同参画計画の中間見直しについてでありますけども、性別にかかわりなく、男女がともにその個性や能力を十分に発揮できる社会を目指すとして取り組むということでありますけども、この平成２８年度の男女共同参画計画の見直しに当たり、課題となること、そして今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立し、地方公共団体は状況や行動計画などの公表を行うというこ

とになりました。国の成長戦略におきましては、２０２０年までに女性の管理職比率を３０％に増やす目標を掲げていますけども、市役所として、やはり模範を示していくということが必要かと思いますが、今後の対応についてご答弁をお願いいたします。

４の（２）７５歳以上の市民全員を対象にした戸別訪問についてでありますが、先ほど、高齢化率も２４．５％ということで数字も示されました。やはりこれから健康という面が本当に大きなキーポイントになってくると思いますけども、それに当たりまして、ひとり暮らしの高齢者への訪問は既にこれまでも実施をされていると思いますけども、第３期地域福祉計画におきましては、全ての人が必要なときに支援が行き届く仕組みづくりに関する内容がありますけども、今回の訪問の具体的な内容と、これまでの高齢者の見守り活動とどう違うのか、また、民生委員さんとのかかわり方についてご答弁をお願いいたします。

次に、４の（３）子ども医療費助成の対象についてでありますけども、子育て世帯の転出超過傾向を食いとめ、安心して子どもを産み育てられるまち摂津の構築を図るためにも、どうかどうか、この子ども医療費助成の対象を今後高校３年生まで拡充されることをお願いし、これは要望とさせていただきます。

次に、４の（４）待機児童対策についてでありますけども、平成２８年度は、安威川以北に小規模保育所の開設予定と、安威川以南は年齢によって定員にあきのある園があると聞いております。午前中の質疑にもありましたけれども、地域によっては待機児童は約５倍の差があるとも思っておりますが、やはり保育所施設を増やすということだけではなく、交通の利便性が高い場所に保育送迎ステーションを設置して、既存の保育所へ送迎し、有効的に現施設を活用する自治体があります。保育送迎ステーションには最小限の設備が必要となりますけども、本市でも有効な取り組みではないかとも思っております。平成３１年までの子ども・子育て支援計画と同時期に開かれる吹田操車場跡地のまちづくりの保育需要を踏まえた待機児童対策の今後の展望についてご答弁をお願いいたします。

次に、４の（５）摂津市保健福祉総合ビジョン２０１６についてでありますけども、これまで策定されている福祉関係の計画との位置付けにつきまして、また、まちごと元気！推進プランの四つの重点プロジェクトの内容につきまして、そしてまた、これまで実施されている健康ポイント事業及びフィットネス！ヘルシータウンせっつ事業の今後の展開について、それぞれご答弁をお願いいたします。

次に、４の（６）第３期摂津市地域福祉計画の策定についてでありますが、地域福祉計画の位置付け、役割について、私たち公明党は市長と認識は同じと感じました。そこで重要になってくるのが社会福祉協議会の役割だと思いますが、どのように考えておられるのかについてご答弁をお願いいたします。

５の（１）教育現場におけるＩＣＴの件でありますけども、新しいパソコンを手にした小学生の笑顔が浮かんでまいります。また、中学生の学習意欲が向上されることを期待もいたします。

導入に伴う使用によって意欲的な学習へとつなげていくためには、使う側の教職員のスキルも問われてくるんじゃないかと思います。一人でも多くの教職員がＩＣＴ機器をフル活用し、ソフト面でのラインナッ

プも充実していただきたいと思いますけども、今後のＩＣＴ活用推進の具体策についてご答弁をお願いいたします。

６の（１）中小企業の誘致促進、流出防止に努めるということについてでありますが、今回の企業立地等促進制度改正はどのような内容であるのか、また、販路拡大や技術力向上への企業間の連携を推進するコーディネート機能の整備、事業所ネットの活用・充実策、さらには、就労支援への取り組みとして、ハローワークを介さずに就労に結びつける取り組みが必要と思いますけども、それぞれの考え方についてご答弁をお願いいたします。

６の（２）（仮称）セッピィスクラッチ事業についてでありますが、答弁にありましたけれども、消費者と商業者がともに楽しめるものとなるように知恵を出していただきたいと思います。そしてまた、販売促進には集客が必要であります。まずは注目を集めて市民の期待を高め、商業者がしっかり企画を練って活気あふれる事業にしていただき、今後も継続されるような取り組みをお願いし、これは要望とさせていただきます。

７の（１）予算編成についてでありますけども、平成２８年度予算を取り巻く環境は、方針で一定の理解ができました。先ほども答弁がありましたけども、法人、また、特に市民個人の所得が上がっているというのは、本当にこれはいいことだと思いますけども、やはり重要なことは持続可能な財政計画だと思いますが、本市の中期財政見通しと基金の活用及び今後の課題について再度ご答弁をお願いいたします。

次に、７の（２）公共施設等総合管理計画の策定についてでありますが、公共施設等総合管理計画は、公共施設白書とともに市民に公表することになっておりますけども、どのように活用していくことになるのでしょうか。そしてまた、導入の取り組みがなされております公会計制度についてはどのようになっていくのか、併せてご答弁をお願いいたします。

７の（３）摂津市人口ビジョンについてでありますけども、摂津市人口ビジョンにおきましては、２０２０年以降も生産年齢などの人口を維持していくことが本当に大切だと思います。先ほども答弁がありましたけれども、やはり若い人の転入、そして転出を少しでも抑制していくという施策が必要と思いますけれども、そのためにも、２０３０年とされている希望出生率１．８設定を前倒ししていくことについての考え方、そして、摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるＰＤＣＡサイクルでの効果と検証の考え方についてご答弁をお願いいたします。

７の（４）総合体育館の整備についてでありますけども、基本構想及び基本計画が大切でありますので、基本計画策定における審議会により幅広い市民や学識経験者などの知恵や知識を取り入れることが必要だと思いますが、どのように考えておられるのか、また、市民の意向を踏まえるにはパブリックコメントを実施することも必要だと思いますけども、その考え方についてご答弁をお願いいたします。

以上で２回目の質問とします。

○南野直司議長　先ほどの１回目の答弁の中で、一部訂正したい旨の申し出がございましたので、発言を許可します。教育長。

○箸尾谷教育長　先ほどの私の答弁の中で、４の（４）保育所の待機児童の解消のご答弁の中で、１６７名の待機児童が「平成２７年２月１日現在」と申し上げましたが、

「平成２８年２月１日現在」でございますので、おわびしますとともに訂正をお願いいたします。

○南野直司議長　ただいまの訂正を許可します。

答弁を求めます。生活環境部長。

○登阪生活環境部長　自治会加入率アップへの取り組みについてのご質問にお答えいたします。

自治会加入促進につきましては、本市転入の手続きに来庁されたときに自治会加入案内のパンフレットをお渡ししたり、開発協議時に業者へ自治会加入依頼を行う等、加入率アップに取り組んでおります。また、今年度につきましては、自治会の役員が単年度で交代される自治会もあることから、自治会組織や活動について説明した自治会活動のハンドブックを現在作成中でございます。このハンドブックでは、自治会の必要性や活動内容、加入を勧める理由などを自治会役員の方々に再確認していただき、よくある質問などをまとめたＱ＆Ａ、加入呼びかけのポイントなどを掲載し、加入促進活動に役立てていただくよう考えております。また、宅地建物取引業協会との連携についても取り組みを進めてまいります。今後も引き続き、自治連合会とも協議し、加入率アップになるような取り組みについて検討してまいります。

続きまして、防犯カメラ設置の補助金制度等についてでございますが、防犯カメラの設置に当たりましては、議員ご指摘のように、設置後のランニングコストや取替の負担についても考慮して実施し、市の負担をできるだけ少なくすることが必要だと考えます。具体的には、２８年度には大阪府の補助金制度と大阪府市町村振興協会の助成制度の利用を考えております。

なお、大阪府の補助制度につきましては、通学路での防犯カメラの促進を目的とするもので、自治会等が防犯カメラを設置する場合に補助する制度を新たに設けた市町村に補助が行われるものでございます。今後も、市の負担軽減ができますように、補助制度の活用などについて努めてまいりたいと思います。

続きまして、企業立地等促進制度の改正についてでございますが、企業立地制度の改正につきましては、健都イノベーションパークへの対応と、中小企業が利用しやすいよう、事業所の新設等の面積要件を緩和しましたのが主な内容でございます。特に土地の新規取得については、現行の３００平方メートル以上という面積要件を廃しております。

企業間連携についてでございますが、企業同士の連携により販路拡大や新たな事業を展開されることは、産業活性化のためには重要なことでありますことから、ビジネスマッチングフェアやものづくりビジネスセンター大阪との連携等により、企業間連携のきっかけとなる取り組みを進めてまいります。

事業所ネットにつきましては、情報更新の課題や公表できないものがあるなど、十分に活用がなされていないのが現状でありますことから、今後一層の有効活用が図られるよう、リニューアルも含め検討してまいります。

就労支援のための取り組みでございますが、現在、就労相談や就職フェアなどにおいて就労のための各種支援を行っておりますが、今後、事業所ネットを通じた求人情報の発信や、ハローワークを介さず直接就労につながる支援等についても検討してまいります。

○南野直司議長　土木下水道部長。
○山口土木下水道部長　洪水対策としての安威川及び大正川のしゅんせつを大阪府に要請することについてのご質問にお答えいたします。

安威川のしゅんせつにつきましては、これまでも議会から要望が上げられております。本市におきましても、継続して安威川のしゅんせつの要望を大阪府にしており、本年度につきましても昨年１１月に要望を行っております。

大阪府におきましては、地域の危険度や土地の利用状況なども考慮し、危険度の高いところから計画的に実施されているところでございます。ただし、堆積状況は高水などによりまして変動するものがございますので、現地の状況の把握を行い、優先順位を毎年確認した上で実施箇所の選定を行い、着実に進めるとともに、指定箇所については、大きく堆積している箇所ではないが、流水を阻害しかねない雑木が繁茂している箇所があり、引き続き雑木の伐採を実施していることを回答いただいております。本市といたしましては、河床の土砂を取り除くことが重要と考えており、速やかに実施されるよう、引き続き要望を続けてまいります。

続きまして、ゲリラ豪雨に対する内水排水対策についてのご質問にお答えいたします。

本市の安威川以南は、雨水管の面積整備率は約３４％でございます。未整備地域は農業用水路を利用した雨水排除を行っております。水路の排水ポンプにつきましては、平成２５年度より老朽化した６基の更新を行っております。しかし、公共下水道管のほうが排除能力にすぐれており、公共下水道管による整備が必要と考えております。現在、平成３０年度に着手予定の東別府雨水幹線の建設に向け、関係機関と協議を進めているところでございます。

今後の整備計画でございますが、東別府地域につきましては、幹線の完成後、速やかに面整備ができるように、幹線の完成時に合わせて整備計画を立てることを考えております。その他の地域につきましては、水路を雨水管渠として使うところもあり、農業用水との兼ね合いから整備が速やかにできない状況にあります。しかし、今後の状況を見ながら、整備が可能となった箇所から順次進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。
○南野直司議長　総務部長。
○杉本総務部長　質問番号２の（３）防災マップ等のご質問でございます。

防災マップに取り組む自治会の選定でございますが、今年度は、モデル地区として、香和及び鳥飼中自治会に直接参加をお願いいたしました。今年度実施しました自治会からは、隣接の自治会とともに行ったほうがよいという意見をいただいておりまして、来年度につきましては、同じ地域性を持つ複数の自治会で実施するやり方を進めてまいりたいと考えております。また、今年度取り組みをいただいた自治会に、自治連の会議等で防災マップ作成の事業内容を発表していただき、参加自治会の選定等に役立ててまいりたいと考えております。

次に、自治会未加入者への防災啓発についてでございますが、今回、自治会を中心に地域防災マップづくりを行い、改めて自治会の地域力を実感いたしております。緊急一時避難場所の選定では、自治会みずからが交渉に当たっていただき、予想以上に承諾をいただける結果となりました。また、

要援護者の課題においても、支援が必要な方と支援する方の名簿ができ、名簿には自治会員以外の方も含まれるものとなっております。こうした取り組みが、自治会の必要性を会員以外の方にも理解していただくきっかけになると感じております。今後も、このような自治会の取り組みを通じて防災啓発を行ってまいります。

次に、ＨＵＧ、避難所運営ゲームの実施についてでございます。

ＨＵＧ訓練とは、避難所の状況を図上で再現し、避難者の誘導や災害物資の保管など、災害時に確認すべき内容が疑似体験できる訓練です。この訓練は、既に緊急防災推進員を対象として実施しており、自主防災組織での訓練も検討しております。また、来年度は、公民館の講座でもＨＵＧ訓練の実施を進めてまいるよう検討しております。

次に、質問番号７の（１）中期財政見通しと基金の活用、また今後の課題についてでございますが、平成２７年１０月に作成しました中期財政見通しでは、現在の財政運営をこのまま続けていくと、平成３５年度には財政再生団体になる見通しとなっております。急速な少子・高齢化の進行により、年金、医療、介護等の社会保障関連経費は増加し、これまでのように人件費の削減で賄うことが困難となってきており、その財源をどう確保していくのか、また、人口減少に伴う老朽化した公共施設の再配置など、課題は山積しております。

その中で、主要基金の平成２７年度末残高の見込みが約１３７億円となっております。それぞれの基金の活用方法としましては、減債基金３９億円で吹田操車場跡地まちづくり事業債等の繰上償還の財源として活用する予定でございます。次に、公共施設整備基金は約４３億円で、今後の大規模な公共施設の整備等の財源として活用する予定でございます。財政調整基金は約５６億円でございます。基金残高につきましては、外部環境の変化や行政改革の取り組みなどによって増減いたします。また、財源確保と基金の残高を積み上げる方策といたしましては、市債発行とのバランスも非常に重要な要素となってくると考えております。いずれにしましても、少なくとも、中期財政見通しでお示ししております累積赤字の解消と、年度間の財源調整ができる一定規模の基金残高を確保し、持続可能な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、質問番号７の（２）公共施設等総合管理計画の件でございます。

来年度の策定を予定しております公共施設等総合管理計画は、公共施設の現状と財政負担の見通しを明記した公共施設白書を包含した内容を予定しております。計画では、国の「総合管理計画策定にあたっての指針」に基づき、公共施設の管理に関する基本的な考えを明記するもので、施設の再配置の方針だけではなく、維持管理や修繕・更新等の実施方針を記載し、今後の施設管理に活用されるものです。計画の検討に当たり、既に公共施設等総合管理庁内検討委員会を設置しております。平成２８年度においては、計画策定業務委託を発注し、策定案をまとめた後、パブリックコメントを行う予定でございます。また、検討委員会では、公会計制度への取り組みとして、公有財産台帳システムを活用した固定資産台帳の整備も進める予定です。

次に、新地方公会計制度導入についてでございますが、国は、原則、平成２９年度までに統一的な基準による財務書類等の作成を市町村に義務づけており、財務書類作

成機能及び活用機能についての標準ソフトを市町村に提供することとなっております。本市におきましては、この標準ソフトと先の固定資産台帳を補助簿として活用し、平成２８年度決算の財務書類の作成に向け、財務会計システムの更新を行い、現行の現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして導入してまいりたいと考えております。

○南野直司議長　都市整備部長。

○吉田都市整備部長　それでは、阪急京都線連続立体交差事業にかかわります今後のスケジュール並びに地元への周知についてご答弁を申し上げます。

今後のスケジュールにつきましては、平成２８年度の都市計画決定、及び都市計画決定後、引き続き事業認可取得に向け取り組んでまいります。

連続立体交差事業は、調査段階から用地買収、そして鉄道高架工事、さらに周辺の側道整備に至るまで長期にわたる大事業でございます。本事業の推進につきましては、沿線住民の皆様方のご理解とご協力がなければ事業は進まないとも認識いたしております。このため、平成２５年度から、連続立体交差事業の概要を知っていただくため、地元説明会を開催するとともに、沿線住民の方々を対象に計９回にわたる意見交換会も行い、意見をお聞きし、その意見を計画に反映させながら都市計画案の作成に取り組んでいる状況でもあります。平成２８年度では、都市計画決定に向け、都市計画手続きに必要な地元説明会や都市計画案の縦覧などを行い、住民の皆様にご理解をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画の更新にかかわる今日までの取り組みと更新に当たっての基本的な方針、そして、新たな目標値の設定についてご答弁を申し上げます。

民間住宅における耐震化の向上につきましては、建物所有者が、原則、自己財産を耐震診断の上、耐震改修をしていただくよう、市民フォーラムを開催するなど市民への啓発に努めてきているところでございます。

地震発生時に、建物倒壊により市民の生命、財産や道路を塞ぐなどの危険性を防止し、地域の安全・安心を高める観点から、昭和５６年５月以前の旧耐震基準の建物に対しまして、耐震診断や改修に係る費用の一部を補助する制度を推進してまいりました。また、平成２６年度から、改修補助額への３０万円の上乗せを継続するとともに、平成２７年度からは、建物の解体に伴います除去費用に対しましても、４０万円を上限とした制度拡充に努めているところでもございます。しかしながら、所有者の経済的事情や高齢化などさまざまな理由から、なかなか耐震改修に結びつかず、目標値に到達することは困難な状況でもあります。

今後、現行施策の見直しを図る中で、市民アンケート調査結果を検証するとともに、新しい補助メニューなど、近隣市の先行事例や有識者懇談会のご意見も踏まえながら、費用対効果を含めて、より一層効果的な耐震化促進策の検討を行い、今後、１０年先、平成３７年度を目標とした計画の更新を図ってまいりたいと考えております。なお、新たな目標値の設定につきましては、本市の実態を十分認識しつつも、国・大阪府などの上位計画とともに整合した設定が必要であると考えております。

以上でございます。

○南野直司議長　生活環境部理事。

○北野生活環境部理事　質問番号３の（１）茨木市との広域連携及び焼却施設の保全に関する考え方について、ご質問にお答えいたします。

茨木市との広域連携につきましては、これまでもご答弁しておりますとおり、両市がともにメリットを享受できる内容が大切であり、今後も基本合意に向け慎重に協議を重ねてまいります。

次に、焼却施設の保全に関しましては、耐用年数を迎える平成４０年度までに約３０億円の修繕費用を見込んでおります。現在の修繕計画は、平成２２年度に実施した精密機能検査をもとに作成しておりますが、既に５年経過しております。また、平成２２年度から１炉運転を実施し、炉の稼働時間が大きく変化しており、焼却炉及び建屋全体の現状を把握することが必要でございます。改めて精密検査を行うことにより、必要な修繕箇所を特定し、効率的な補修を行ってまいります。

次に、ごみ質に関しましては、古紙や古着など燃焼効率のよいごみを資源化していることから、環境センターに搬入されるごみ質を分析しますと、草や枝、生ごみなど、水分を多く含むごみの割合が多く、燃やしにくいごみ質に変わってきています。不完全燃焼が起きますとダイオキシン類が発生しやすい状況となるため、燃焼温度を上げるために助燃バーナーを使用しておりますが、長期に安定運転を図るためにはごみ質の改善が必要と考えております。

また、多くの市民から、燃やせないごみの収集が月２回のため保管場所に苦慮している、対策を検討してほしいという要望もございます。これらの課題解決に向け、環境センターと環境業務課職員が連携して検討を進めてまいりました。具体的には、廃プラスチックの一部を燃やせるごみにシフトし、同量の剪定枝をチップ化することで資源化・減量化を図るという提案を行い、廃棄物減量等推進員の懇談会でご意見を伺っているところでございます。

今後は、モデル地区での検証を行い、早ければ平成２８年の秋ごろより、ごみの分別区分の見直しを実施したいと考えております。これらにより、市民サービスの向上や焼却施設の保全を図ることができると考えております。

以上でございます。

○南野直司議長　市長公室長。

○乾市長公室長　質問番号４の（１）男女共同参画計画を見直すに当たっての課題と今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

男女共同参画社会を実現するためにはさまざまな課題がございますが、女性に対する暴力の根絶や、あらゆる分野への女性の参画拡大などが大きな課題になっております。

女性に対する暴力の根絶につきましては、特に配偶者間暴力の相談が複雑化・複合化する中で、他部署、他機関との連携をさらに深め、支援体制の充実を図るとともに、ＤＶ防止に向けた啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、あらゆる分野への女性の参画拡大につきましては、男女共同参画センターにおける女性人材育成事業ウィズせっつカレッジを開催するほか、女性が職業生活において活躍を進めていけるような講座を検討しております。また、男性の働き方等についての講座も検討してまいりたいと考えております。

女性活躍推進計画の策定につきましては、女性活躍推進法に市町村の努力義務と規定

されておりますが、男女共同参画推進審議会のご意見等を踏まえ、男女共同参画計画と一体として策定してまいりたいと考えております。

次に、女性活躍推進法の成立を受け、事業主としての行動計画の策定等、今後の対応についてでございますが、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行を受け、地方公共団体等は、特定事業主として、女性の活躍推進の取り組みを総合的かつ効果的に実施できるよう、特定事業主行動計画を策定しなければなりません。この計画につきましては、現在、策定作業を進めておりますが、既に策定済みである次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の項目との関連性もあり、その内容について整合性を図る必要があることからも、現行の計画に女性の活躍推進の観点から必要な項目を新たに位置付けることで一体的な計画とする予定をしております。

その内容につきましては、数値目標といたしまして、女性職員の構成比率や女性管理職の比率等を想定しております。平成２６年４月１日現在、職員比率が２６．９３％、課長級以上の管理職比率が８．７５％となっており、いずれの比率もさらに引き上げることを想定しております。そのための具体的な取り組み内容につきましては、公務法制の特性であります平等取扱いの原則、成績主義の原則等も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

それから、質問番号７の（３）摂津市人口ビジョンで設定する２０３０年での合計特殊出生率１．８の前倒し及び摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるＰＤＣＡサイクルでの効果検証についてのご質問にお答えいたします。

摂津市人口ビジョン（案）では、計画期間である２０６０年（平成７２年）を見据えた人口の将来展望を７万２，０００人と設定しており、合計特殊出生率を２０３０年（平成４２年）までに国民希望出生率である１．８へと年々増加させるものとしております。議員ご指摘のとおり、将来にわたり活力ある摂津市を維持していくため、生産年齢人口の維持は必要不可欠でございます。これからの少子・高齢化社会に対応できるまちづくりを進めていけるよう、第４次摂津市総合計画との十分な整合を図りながら、現在策定中の摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、着実に取り組みを進めていくことにより、早期に合計特殊出生率１．８の達成に努めてまいります。

また、総合戦略におけるＰＤＣＡサイクルの効果検証についてでございますが、総合戦略についても、総合計画と同じく、ＰＤＣＡサイクルによる評価体制を確立し、５か年で取り組むべき施策と、達成すべき数値目標である重要業績評価指標ＫＰＩの達成状況や進捗状況等を把握し、効果の検証を実施してまいります。効果検証の結果につきましては、総合計画実施計画と同様、次年度予算編成前である秋ごろにはお示ししたいと考えているところでございます。

○南野直司議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　それでは、質問番号４の（２）７５歳以上の市民の戸別訪問の具体的な内容と見守りの手法等につきましてのご質問にお答え申し上げます。

現在、３名のライフサポーターが高齢者ひとり暮らし登録者の訪問を行っております。今回新たに拡充いたします７５歳以上の戸別訪問の実施におきましては、ライフサポーターを２名増員し、５名体制で訪問・面談を行い、見守りに取り組んでまい

ります。訪問・面談によって状況を把握し、緊急連絡先等の情報はシステムに登録し、万が一の際には、その情報を活用しまして、より迅速な対応に努めてまいります。

高齢者への支援制度等の周知におきましては、広報せっつ、ホームページ、チラシ等を活用し周知に努めておりますが、高齢者には十分お伝えすることが難しいこともあることから、支援制度の情報を盛り込んだ冊子を作成し、訪問・面談時にお渡しすることで周知を図ってまいります。

見守りの手法につきましては、現在、地域の特性に応じた地域ケア会議を各中学校区で開催しており、今後、事例等を共有する中で連携を図り、地域包括ケアシステムの構築を進めることにより、見守りを充実できるものと考えております。また、民生児童委員や校区等福祉委員による見守りに加え、新たに民間事業者との連携による見守り制度の確立を進めることなどにより、多角的な見守りができるように努めてまいります。

続きまして、質問番号４の（６）第３期摂津市地域福祉計画の中での社会福祉協議会の役割についてのご質問にお答え申し上げます。

第２期計画期間中の平成２４年度に、地域福祉活動の中核的施設として、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ボランティアセンターの拠点となる地域福祉活動支援センターを開設し、情報収集・発信、相談、コーディネートを一体的に推進する体制を整備することができました。

第３期計画におきましては、特に重点的に取り組む施策を３点掲げております。１点目は、社会福祉協議会との連携強化、２点目は、身近なところからつながる相談体制の充実、３点目は、災害時要援護者の避難支援を通じた地域のつながりづくりでございます。いずれの取り組みにおいても、その推進には社会福祉協議会の役割は不可欠なものであり、計画の中において一層重要な役割を担っていただき、行政と社会福祉協議会が両輪となり、地域福祉の推進に努めてまいります。

○南野直司議長　次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長　それでは、質問番号４の（４）摂津市全域での待機児童の解消と千里丘新町での保育需要への対応についてのご質問にお答えいたします。

平成２６年度に策定いたしました摂津市子ども・子育て支援事業計画は、平成２７年度から平成３１年度までの５年間を計画期間としております。本市を取り巻く状況を、人口動態など相関的視点に加え、ニーズ調査結果などによる個別具体的な視点のもと、安心して子どもを産み育てることができるよう、子どもたちの心豊かな育ちと家庭・家族の協力による子育てをオール摂津で支援するものとして策定したものでございます。

さて、一部の自治体で実施されております保育送迎ステーション事業は、近くの保育所等に入所できない方や、勤務の関係で送迎ステーションを起点にするのが便利な方のためのサービスでございます。本市の保育所待機児童解消に向け、先進自治体の取り組み内容を今後研究してまいります。

千里丘新町のマンション開発計画に伴う子育て世帯の増加に伴う保育所等の受け入れ体制の必要性は認識いたしており、現在取り組んでおります認可保育所の定員増や分園の設置、認可外保育所から認可保育所への移行、小規模保育事業所の開設などに加え、民間保育園の誘致など、関係部局と対応策を検討してまいります。

次に、質問番号５の（１）導入したＩＣＴ機器活用推進の具体策についてのご質問にお答えいたします。

ＩＣＴ機器を授業において活用するためには、教員がその有用性を知り、活用への意欲を高めることが大変重要でございます。そのため、各学校では、ＩＣＴ活用の推進役となる教員を位置付け、ＩＣＴ教育研究委員会など、組織的、計画的な研究体制を構築いたしております。授業における効果的な活用事例などを共有し、校内での研究授業を行うなどの積極的な動きが既にスタートしている学校もございます。

現在、教育委員会では、ＩＣＴ活用推進委員会を設置し、各校でのＩＣＴ教育にかかわる情報交換や授業研究等を行っておりますが、その場を通して、新しい機器の活用事例についての全市的な発信をさらに行ってまいります。特に、アクティブ・ラーニングの実践に生かせるよう、タブレット型パソコンの基本ソフトの効果的活用についての研究を進めてまいります。

今後のスケジュールでございますが、設置工事は現在のところ夏季休業期間を予定しております。導入に先駆け、１学期の間に研修を行い、２学期のスタートより各校での活用がスタートできるよう準備に努めてまいります。児童・生徒が、みずから学ぶ姿勢で、学級の仲間とともに学び合う授業の実現と、そのことを通しての学力向上のため、教育委員会として各学校の支援を行ってまいる所存でございます。

以上です。

○南野直司議長　保健福祉部理事。

○島田保健福祉部理事　それでは、質問番号４の（５）摂津市保健福祉総合ビジョン２０１６に関連いたしまして、３点ご質問いただきましたので、お答えをいたします。

まず、１点目でございますが、保健福祉総合ビジョン２０１６の位置付けでございます。

現在、保健福祉分野の施策につきましては、関係法令に基づきまして、高齢者あるいは障害者といった各個別の計画を策定いたしまして推進しております。一方で、先ほど市長のご答弁にもございましたとおり、地方自治体、これの直面する最大の課題といたしましては、超高齢化への対応ということでございまして、これに総力を挙げて対応していく、これが重要であります。そのためには、将来的に保健福祉分野の一体性を高めて、相互連携・補完できる保健福祉分野の総合計画のようなものが必要であると考えております。このビジョンは、その第一歩となるものと位置付けておりまして、保健福祉分野に共通する理念や課題を抽出しまして、基本目標等を設定するものでございます。

また、本ビジョン内にひもづけておりますまちごと元気！推進プランでございますが、これは、平成２５年度に策定いたしました摂津市健康増進計画（健康せっつ２１）について、健都への国立循環器病研究センターの移転や、国保レセプトのデータベースの実施など、社会情勢の変化を踏まえ補強・強化するもので、健康のまちづくりを一層推進することを目的としております。

次に、２点目でありますまちごと元気！推進プランの重点プロジェクトの内容についてでございます。

この重点プロジェクトにつきましては、まちごと元気！推進プランの計画期間内に特に重点的に取り組む施策を、健都のアルファベット表記「ＫＥＮＴ」になぞらえて四つにまとめたものでございます。

重点プロジェクトの一つ目は、「ＫＥＮＴ」のＫ、Ｋｎｏｗｌｅｄｇｅなんですが、これの意味するところであります正しい知識の普及を目指すものでございまして、知って得する健康情報で、「市民まるごと『健康マイスター』化計画」と題しまして、健康づくりのための正しい情報、また、健診や健康に関する講座などの情報をあらゆる媒体で発信しまして、市民が健康づくりに取り組めるよう支援していきます。

二つ目のプロジェクトといたしまして、「ＫＥＮＴ」のＥ、Ｅｘｅｒｃｉｓｅが意味するところの適度な運動の促進を目的に、「みんなで歩いて、月まで行こう！せっつムーンウォークプロジェクト」を推進したいと考えております。これは、市民の皆様が個々に取り組まれておりますウオーキング等の記録を合わせまして、月までの距離に相当する３８万４，４００キロを摂津市民全員で歩くことを目指してみてはどうかと考えております。健康づくりにつきましては個人で行うものでありまして、個人が目標を設定して成果を上げるというのがあるんですが、これをつなぎ合わせるということで、大きな目標に向かっていくというのを推進してはどうかと考えております。

三つ目は、「ＫＥＮＴ」のＮ、Ｎｕｔｒｉｔｉｏｎが意味するところの適切な栄養、食事を目的に、食を中心とした取り組みで「めざせ健幸！ライフスタイル“ＣＨＡＮＧＥ”キャンペーン」に取り組みたいと考えております。これは、食に関する健康教育の推進を図るとともに、これに例えば健康ポイント事業をかけ合わせることによりまして、さらなる効果を生み出したいと考えておりまして、減塩に取り組む、あるいはもっと野菜を食べるなど、栄養バランスのとれた食事を実践する市民を増やしてまいりたいと考えております。

四つ目でございますが、これは「ＫＥＮＴ」のＴを意味するんですが、本来はＴｏｗｎ、まちづくりというところなんですが、これを摂津市はＴａｂａｃｃｏと読みかえまして、「生活習慣病の予防につながるたばこ対策推進プロジェクト」として、路上喫煙禁止区域の設定を柱にたばこ対策に取り組んでまいりたいと考えております。

３点目のご質問であります既存施策の今後の展開でございます。

まず、いわゆる健康ポイント事業でございますが、これは、現在、今年度の実施状況の検証を行っております。現在のところ、結果というのはまだまとまっておりませんが、来年度は、この検証結果を踏まえまして、例えばがん検診、介護予防事業、あるいは食の取り組みをポイント付与の対象とするということで、さらなる市民の参加しやすい状況をつくっていきたいと思っておりまして、さらなるバージョンアップを図ってまいりたいと考えております。

また、まちごとフィットネス！ヘルシータウンせっつ事業につきましては、健康器具の設置につきましては終了いたしましたが、新たなウオーキングコースの設定や既存コースの利活用を進めまして、市民の健康づくりの推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○南野直司議長　生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長　質問番号７の（４）総合体育館の建設に関する基本計画策定のスケジュール等についてのご質問にお答えいたします。

平成２８年度は、速やかに基本構想・基本計画審議会を立ち上げ、総合体育館の建設に伴う諸問題を整理し、課題を検討いた

しますとともに、建設に向けた基本的な考え方をまとめ、摂津市総合体育館建設基本計画を策定することといたしております。審議会の構成メンバーは、学識経験者、スポーツ関係団体等の代表、市民、公募委員並びに行政の関係部長を予定いたしておりまして、幅広くご意見をいただき、基本計画に反映させてまいりたいと考えております。計画案がまとまりますと、パブリックコメントに供し、市民のご意見をお聞きした上で基本計画を策定することといたしております。

○南野直司議長　村上議員。

○村上英明議員　それでは、３回目の質問をさせていただきます。

初めに、自治会の加入率アップについてでありますけども、先ほどハンドブックの配布ということもございました。しかしながら、行政から見て、地域に関する意見聴取や依頼というのは第一に自治会であると思いますし、また、地域のつながりという面でも必要不可欠な組織であると思います。午前中もありましたけれども、やはり地域づくりは人づくりということでもありますので、それぞれが持てる力を出し合えるように、そして、地域力向上として、加入率アップへの取り組みを現場の視点でしっかりと行っていただくように、これは要望としておきます。

２の（１）洪水対策のしゅんせつについてでありますけども、本市は鬼怒川での水害発生地域の地形などと類似した点もあります。やはり市民の命を守っていくとの気概で、少しでも早い実施をしていただくように粘り強い要望をしておきます。そしてまた、その要望の中におきましては、やはりどしゃ降りのとき等々もございますので、土砂の搬出をしっかりとしていただいて、断面の確保といった面でもお願いをしたいと思います。

次に、２の（２）内水排水対策についてでありますけども、昨年の鬼怒川氾濫での救助活動をする光景は今も焼きついております。行政は日常から非常時に備えた緊張と取り組みを進めていかなければなりませんけども、行政に頼るだけでは特に初動に限界があると思います。ひとたび災害に遭うと、ふだんの連携と助け合い、自助と共助が必要であり、公助と合わさって災害を最小限にしていくということが重要な取り組みであります。内水排水対策につきましては、将来の展望を市民に示し、市民の理解と行動に結びつけていくということが安心・安全のまちづくりだと思います。今後も雨水幹線の整備計画を推し進めていただくよう強くお願いし、これは要望としておきます。

２の（３）防災マップ作成についてでありますけども、今年度取り組まれた香和自治会は、その内容が一般紙にも掲載され、市内全域にマップづくりの必要性を大きくアピールしたのではないかと思います。自治会ごとに世帯数や高所避難場所数の差異といったこともあり、同様には進められないという面もあるかと思いますが、そういう意味では、先ほどご答弁でもありましたように、複数の自治会の組み合わせといったことや、また、ＨＵＧをセットにしたスタータープログラムを具体的に作成し、行政が仲介や後押しができる具体的な体制をしっかりと築き上げていっていただきたいと思います。

さらに、昨年、育成を目標に掲げた防災リーダーの推進も期待をしております。防災意識が高まっている昨今で、防災活動を通じて、人と人とのつながりの拡大を希望

し、これは要望としておきます。

２の（４）防犯カメラの増設についてでありますけども、防犯カメラの設置拡大、地域を見守る防犯ボランティアなど、官民による街頭活動が犯罪減少にもつながっていると思います。本市の防犯カメラ増設の効果を期待するとともに、地域の見守り活動と警察との連携で、さらに犯罪防止対策に努めていただきたいと思います。地域の防犯ボランティア団体の活動に加え、通学路でのあいさつ運動の推進をお願いしたいと思います。また、インターホンを押すと警察に通報できるスーパー防犯灯の設置や、千葉県では、警察ＯＢが特定の時間に常駐してパトロールを行うコンビニ防犯ボックスなどを実施されているところもありますので、本市におきましても、地域的なことも踏まえて研究していただくように、これは要望としておきます。

２の（６）阪急京都線連続立体交差事業についてでありますけども、先ほどスケジュールの説明もございました。そういう中で、沿線住民の一番の関心は、やはりどこまでひっかかり、そして買収はどうなっていくのかということだと思います。都市計画決定がなされる段階では、そうしたことに詳しく答えることは難しいかもしれませんけども、やはり長期の大事業でもありますので、どこまでも親切丁寧な対応をお願いし、これは要望としておきます。

２の（７）耐震改修促進計画についてでありますけども、市民フォーラムの開催などの啓発活動については一定理解ができますが、本当に関心を持ってほしい方々への周知が十分であったのかどうか、更新時期を迎えた今、再度確認していただきたいと思います。昭和５６年５月の耐震基準変更から約３５年が経過をしておりますけども、開発時期から見て、ある程度地域の特定もできるのではないかとも考えます。耐震モデル地域の設定など、実効性の高い計画を盛り込んでいただきたいと考えます。また、この制度を具体的に知らない方もおられると思いますので、多くの機会を通して周知徹底を要望しておきます。さらに、連棟の建築物の場合の耐震の進め方や、借家及び空家を含む建築物についても、さらなる安全・安心な本市の住宅環境の整備のために向けた取り組みをお願いし、これは要望としておきます。

３の（１）ごみ焼却炉の延命と茨木市との広域連携についてでありますけども、焼却炉の耐用年数を平成４０年度とし、それに対して基本計画から本格稼働までの約１０年を逆算すると、平成３０年ごろには一定の方針を出すということが必要かと思います。耐用年数の延長という状況は避けたいと私は思っておりますので、広域連携をしっかりと進めていただくことや、新年度の精密機能検査を踏まえての効果的な補修をお願いしたいと思います。

また、先ほど答弁でもありましたけれども、分別のこともございました。今年はモデル検証をやっていって、そして秋から実施ということもありますけれども、やはり混乱のないようにしっかりと説明をしていっていただきたいと思います。

４の（１）男女共同参画計画の中間見直しについてでありますけれども、女性に対する暴力の根絶に向けた啓発活動、しっかりと連携がとれた支援体制の充実、また、男性も女性も、働き方や生き方についての講座、相談窓口の充実について取り組んでいっていただきたいと思います。また、女性の職員比率におきましても３０％を満たしていない状況でありますが、男女平等に

人材育成に努めるとともに、女性の活躍の理解を広げていただくよう、これは要望としておきます。

４の（２）７５歳以上の市民全員を対象にした戸別訪問についてでありますが、２０２５年に本市の７５歳以上の人口は１万３，９４７人、要介護認定者５，５５４人と推計をされておりますし、その中で、特に７５歳以上で要介護を受ける割合が高くなっていることもありますので、必要なサービスと介護予防への取り組みが今後さらに必要なのではないかと思います。大阪府市医療戦略として、今いる住民が住み慣れた地域で安心して快適に住み続けられ、多様な世代の新たな住民を引きつける、超高齢社会における課題解決型の活気あるまち実現を目指すスマートエイジング・シティに取り組み、孤独・孤立を地域コミュニティで支えることが今検討されております。まずはしっかりと地域包括ケアシステムを構築し、誰もが安心して暮らせる魅力あるまちづくりに取り組んでいただくことをお願いし、要望としておきます。

４の（４）保育所の待機児童解消についてでありますけども、さまざまな理由から仕事を持つ保護者にとって、出産と子育て支援は待ったなしに進めるべきであると思います。先ほどご答弁にもありましたけども、例えば保育送迎ステーションに取り組んだ流山市は、「母になるなら流山市」とＰＲして、若い３０代のファミリー世帯や共稼ぎ夫婦の人口増加にもつながったという実績もございます。また、施設ではなく相談窓口として保育コンシェルジュを配置する自治体では、保育を希望する保護者の仕事や生活スタイル、個別のニーズを把握し、地域の保育資源の情報に照らして、その人に合った保育サービスを紹介する、また、入所保留になっても、保育状況と保護者の希望をマッチングするための情報提供を行う取り組みであります。本市に有効な対策を早急に検討していただいて、待機児童ゼロに向けた取り組みをお願いし、これは要望としておきます。

４の（５）まちごと元気！推進プランの推進についてでありますけども、市民の健康寿命が延び、医療費や介護費用が抑制されるよう、計画策定及び市民周知と展開をお願いし、これは要望としておきます。

その上で、重要な鍵は市民にいかに周知をするかだと思います。特に路上喫煙禁止区域の設定などは、やはり周知が命であります。市民に対する周知方法について、現時点での考え方についてご答弁をお願いいたします。

また、禁煙区域の指定につきましては、現在、健都以外にも、ＪＲ千里丘駅周辺や阪急摂津市駅周辺、千里丘三島線沿いなどが検討されていると伺っておりますけども、やはり子どもたちが多く滞在する可能性が大きい公園やちびっこ広場は重点区域として禁煙区域に指定すべきだと思いますが、この禁煙区域指定の考え方についてご答弁をお願いいたします。

４の（６）第３期摂津市地域福祉計画の策定についてでありますが、第３期計画は、時代の要請に合致した、特に地域福祉の切り札となる計画とし、十二分に展開いただきますようお願いし、要望とします。

その上で、地域福祉の実務をつかさどるのは社会福祉協議会が中心となりますけども、実施計画の位置付けとなる地域ささえあいプランは、第１期地域福祉計画の実施計画として、２年後の平成１９年に、それまであった「“コウカン”ふれあいプラン」を改定する形で１０年計画として策定

されました。上部計画の地域福祉計画が５年計画であり、福祉事情が大きく変化する中で、本来、地域ささえあいプランも改定されるべきで、社協内部からは改定の声が上がっているかもしれませんけども、まだ現在改定されていないと思います。社会福祉協議会会長も現場経験の豊富な会長であると思いますので、今後も内部改革が進められていくことを期待しております。社協全体のスキルアップと積極性の向上が摂津市の地域福祉向上の鍵を握ると思われますので、社会福祉協議会の自主的な改革が速やかに進むように、全力を挙げての対策に取り組んでいただきますようお願いし、これは要望としておきます。

５の（１）教育現場におけるＩＣＴについてでありますけども、教職員の方の中にも得手不得手があり、一律にはいかない場合もあるかもしれません。そういう意味では、各学校でＩＣＴの活用についてリードしていける教職員の育成にも力を注いでいただきたいと思います。準備段階で、どうすれば導入がスムーズに進み、教職員や児童・生徒のニーズに合った活用が可能かについて取り組んでいただきたいと思います。

ＩＣＴ教育の魅力の一つに、例えば、ある児童が学習課程の中で、どの時点でつまずいて学習意欲が下がってしまったのかなどを自己診断できる機能もあるそうでございます。そういう意味では、より多くの機器の導入が促進できれば、個人差の緩和や学び直しの機会も多く持てることになるのではないかと思います。

今後、単にパソコン教室のパソコンの更新という発想ではなくて、学年単位、さらには全児童・生徒が１台ずつ持てる環境づくりや、児童・生徒がそのＩＣＴの技術力を生かし、人間を磨き、学ぶ喜びを感じ取れるような取り組みをお願いし、これは要望としておきます。

６の（１）中小企業の誘致促進、流出防止に努めることについてでありますが、産業のまちらしい交流人口、地域産品、資源の利活用等の向上への企業誘致を含めた企業支援、就労支援への取り組みをお願いし、要望としておきます。

７の（１）予算編成についてでありますが、ご答弁いただき、さまざまなことが整理できたのではないかと思います。歳入確保につきましては、市債発行以外には、人口を減らさない魅力ある行政を目指すことや企業を活性化すること、歳出削減については、行政改革の推進ですが、特効薬のようなものはなく、小さなことを地道に積み重ねていく取り組みが重要であると考えます。また、公共施設等総合管理計画に沿った公共施設運用も今後は重要になってまいります。今後の持続可能な財政運営を強くお願いし、要望としておきます。

７の（２）公共施設等総合管理計画の策定につきましては、公会計制度の導入と併せて、より適切な計画としていただくことを要望としておきます。午前中も集会所の活用ということもありましたけれども、以前から何度も言っておりますが、公共施設の再配置を考える場合には、小学校等の一定のエリアごとに検討することで、ニーズに合った施設の適切・公平な配置となりますようお願いし、これも要望としておきます。

７の（３）摂津市人口ビジョンと摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでありますが、将来にわたっての活力ある地域社会となる取り組みの継続、大きな目標で大きなエネルギーを要すると思いますけれども、さまざまな戦略で挑戦していた

だきたいとお願いし、これは要望としておきます。

７の（４）総合体育館の整備についてでありますけども、市内外から摂津市で大会を開こうよと、そう言っていただけるような、誰もがいつまでも親しみ楽しめる、そういう体育館、また駐車スペース確保なども踏まえた計画と、広く意見がいただけるような意見公募の手続きをお願いし、これは要望としておきます。

最後になりましたけども、本市における今後の財政見通しの厳しいことも想定されますけども、ライフスタイルの多様化に対応した未来志向への取り組みで、本年、晴れやかな５０周年を迎えていただいて、そして、次の５０年に向けての摂津市の魅力をさらに創出するために、私たちも良識を持って、そして全力で取り組んでいくことを申し上げまして、代表質問を終わらせていただきます。

○南野直司議長　答弁を求めます。保健福祉部理事。

○島田保健福祉部理事　質問番号４の（５）摂津市保健福祉総合ビジョン２０１６に関連いたしまして、路上喫煙禁止区域の設定の考え方及び周知方法についてのご質問についてお答えをいたします。

まず、路上喫煙禁止区域の設定についてでございますが、現在、他の自治体の事例を参考に検討を進めております。他の自治体の例を見ますと、市民の健康保持及び増進の観点から、公共の場所のうち、受動喫煙を防止するため、特に必要があると認められる区域に設定しているというのが現状でございます。これをベースに検討を進めるということかと考えております。

区域の設定に当たりましては、健都につきましては、循環器病をはじめとする生活習慣病の予防、健康づくりに関する先進的なモデル地域づくりを進めるに当たっては不可欠ではないかと、このような意見が医療関係者からなされている旨につきましては、平成２７年度第３回定例会における藤浦議員からの一般質問においても答弁をしているところでございます。そのようなことを踏まえますと、具体的には、市民の利用状況や周囲の環境など、これらを総合的に勘案して、健康づくり推進協議会などにおいて有識者の意見を聞いた上で設定していくと考えております。

今回いただきましたご提言につきましては、今後、庁内におきまして議論を深めるとともに、先に申し上げました健康づくり推進協議会にも報告をしてまいりたいと考えております。

また、路上喫煙禁止区域の周知でございますけれども、当然、その設定につきましては、議会での条例案のご承認というのをいただかねばならないというのは前提でございますけれども、そのようなご承認がいただけたとしたら、月並みではございますけれども、広報せっつあるいは地域福祉通信などといった紙媒体の活用、あるいは市ホームページといったＩＣＴの活用ももちろんでございますけれども、健康教室その他のイベント等において、職員が市民に直接説明をするなど、あらゆる機会、媒体を積極的に活用してまいりたいと考えております。また、当然、健都にかかわる部分でありましたら、吹田市とも連携をとりまして周知を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○南野直司議長　村上議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

（午後５時　延会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　南　野　直　司

摂津市議会議員　　木　村　勝　彦

摂津市議会議員　　森　西　　正

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

平成２８年３月７日

（第３日）

平成２８年第１回摂津市議会定例会継続会会議録

平成２８年　３月　７日（月曜日）
午前１０時　開議
摂津市議会議場

１　出席議員　（２１名）

１番	上村高義	２番	木村勝彦
３番	森西　正	４番	中川嘉彦
５番	福住礼子	６番	藤浦雅彦
７番	村上英明	８番	三好義治
９番	東　久美子	１０番	渡辺慎吾
１１番	大澤千恵子	１２番	増永和起
１３番	弘　豊	１４番	山崎雅数
１５番	水谷　毅	１６番	南野直司
１７番	嶋野浩一朗	１８番	市来賢太郎
１９番	野原　修	２０番	安藤　薫
２１番	野口　博		

１　欠席議員　（０名）

１　地方自治法第１２１条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	箸尾谷知也	市長公室長	乾　富治
総務部長	杉本正彦	生活環境部長	登阪　弘
生活環境部理事	北野人士	保健福祉部長	堤　守
保健福祉部理事	島田　治	都市整備部長	吉田和生
土木下水道部長	山口　繁	教育委員会教育総務部長	山本和憲
教育委員会次世代育成部長	前馬晋策	教育委員会生涯学習部長	宮部善隆
監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長	井口久和	水道部長	渡辺勝彦
消防長	樋上繁昭		

１　出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局次長	橋本英樹

1 議　事　日　程

1,　　代表質問

自民党・市民の会　市来　賢太郎　議員

日本共産党　増永　和起　議員

市民ネットワーク　上村　高義　議員

---

1 本日の会議に付した事件

日程１

（午前１０時　開議）

○南野直司議長　ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、中川議員及び福住議員を指名します。

日程１、代表質問を行います。

順次質問を許可します。

市来議員。（拍手）

（市来賢太郎議員　登壇）

○市来賢太郎議員　おはようございます。

それでは、自民党・市民の会議員団を代表いたしまして質問をさせていただきます。

日本は、少子・高齢化、人口減少化社会に本格的に突入いたしました。これから未来を背負っていく若者たちは、好むと好まざるにかかわらず、これまで以上に重く、そして多くのものを背負って生きていくことになります。本市のような人口１０万人以下の自治体にとっては、特に深刻な状態であることは言うまでもなく、これからの負担を少しでも軽減するには、子育て世代の転住・定住を図ることが期待されます。

それでは、具体的な内容について、１回目の質問をさせていただきます。

まず初めに、市民が元気に活動するまちづくりについてでございます。

市制施行５０周年について。

本年度は、本市にとって市制施行５０周年を迎える年であります。市長は、市政運営の基本方針のとおり、この節目の年を次なる５０年に向けた飛躍の年と位置付け、まちづくりに取り組まれるということですが、５０周年事業全体をどう捉え、どのように進めていかれるおつもりなのか、その点についてお伺いいたします。

続きまして、地域活動支援について。

市長は「熱い郷土愛」と表現なさいましたが、市民が元気に活動するには、このまちに暮らす一人ひとりが主体性を持って地域とのかかわりを持つことが不可欠です。とりわけ自治会等の活動については、地域の発展、人と人の横のつながりを育み、きずなを深める大切な役割を担っているものと思います。そこで、自治会等の支援活動について、市長はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

続きまして、情報発信力の強化についてでございます。

摂津市にはたくさんの魅力があると思います。その魅力を最大限に発揮するには、市内外へ発信することが、摂津市への転住を考えてもらったり、または定住の促進につながると私は考えます。また、より便利に快適に暮らしていただくには、市が行う市民サービスについて市民が情報を容易に得られるというのも利点だと思います。そこで、市が行うサービスについてどのように情報発信していくのか、また、広報についてどう捉えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

続きまして、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて。

防災・防犯について。

市民が安全に安心して暮らしていくには、いざというときの備えが大切だと思います。万一のことが起こってしまったときのためには、日ごろからの備えが大切だと思います。そこで、平成２８年度は防災についてどう進めていかれるのか、お考えをお伺いいたします。また、同様に、防犯対策についても、常日ごろからの対策が必要と考え、平成２８年度に取り組まれる内容についてお伺いいたします。

次に、消防・救急体制の充実について。

この４月から吹田市との消防指令業務共

同運用を開始される予定となっています。その後、どのように円滑な運用を進められるのか、お伺いいたします。

また、高規格救急車を更新されるとともに、ＡＥＤを市内の交番に配備されるとのことですが、救命率のさらなる向上のために今後どのような取り組みをなされるのか、お伺いいたします。

また、地域消防力の向上に対し、消防団へのさらなる支援をお考えということですが、消防団にはどのようなことを期待なさっているのか、お伺いいたします。

続きまして、都市基盤の整備について。

千里丘西地区再開発事業への取り組みについて、その姿勢、阪急京都線立体交差事業について、先日の他会派の代表質問にもありまして、ご答弁の中で一部お伺いいたしました。改めて、今後どのように進めていかれるおつもりなのか、お伺いいたします。

また、千里丘三島線の歩道拡幅についてですが、我が議員団の野原議員から何度か提案があるとおり、車両の通行に対し、歩行者の安全が確保されていないのが現状です。急務な対策が必要であると考えますが、今後の対応についてお聞かせください。

続きまして、みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについてです。

ごみ焼却に関わる課題・広域化について。

ごみの収集・焼却などのごみ処理は市民にとって、衛生的に快適に暮らしていくには、なくてはならないサービスだと思います。そこで、ごみ焼却に関わる課題について、どのように認識されているのか、お考えをお伺いいたします。

続きまして、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについてです。

平和・人権に対する意識の醸成について。

ここ最近、ニュースなどを見ておりますと、耳を疑いたくなるような事件が少なからずあります。最近では、近隣市で子どもが被害に遭う痛ましい事件がありました。人が人として当たり前に生きていく権利の尊重について、平和・人権意識の醸成について、平成２８年度の方針をお伺いいたします。

続きまして、市民の健康づくりについて。

高齢化が問題視されてから久しくなりました。通勤時に周りに目をやると、１０年前には考えもつかなかったほど介護サービスの送迎車両を目にするようになりました。それだけ高齢化率が高まっているものだと思いますが、その陰には多く苦しんでいる方々や頑張っていらっしゃる方々がいるものだと思います。高齢者がいつまでも健康にいられることは、本人だけではなく、その家族や周りの人たちにも幸せなことです。逆に、健康でいられなくなるということは、その人にとってとても不幸なことですし、支えていく家族や周りの人たちにとっても大変なことだと思います。場合によっては、介護のために仕事に大きな制限ができてしまったり、自由な時間を大幅に介助・介護のために割くことになります。そうなってしまう前に、いつまでも健康でいられるよう、健康寿命の延伸、健康づくりの取り組みが必要かと思いますが、その点についてどうお考えなのか、お聞かせください。

続きまして、安心して子育てができる環境づくりについて。

市長は、市政運営の基本方針に「未来を

担う子どもに重点を置く」と書いていらっしゃいますが、子育てしやすいまちづくり、子育て支援についてどう考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

続きまして、多世代同居・近居への支援について。

我が会派の嶋野議員がかねてから提案をされていますが、多世代の同居・近居に関して、子世代、子育て世代、高齢世代と、どの世代にとっても家族が近くにいるということは安心できることで、それだけでメリットがあると思います。多世代同居・近居を市としてどのように応援するのか、摂津市への転住・定住にもつながっていくものだと思います。市長はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

続きまして、誰もが学び、成長できるまちづくりについて。

生きる力、学習環境・学力向上についてでございます。

まず、学習指導要領の理念にある生きる力を育むことについて、教育長のお考え、児童・生徒に身につけてもらいたいという力とは具体的にはどのようなものなのか、お伺いいたします。

続きまして、活力ある産業のまちづくりについて。

中小企業に対する支援・商業の活性化について。

摂津市は、４，０００を超える事業所が集積する産業のまちと言われています。これからの摂津市をもっと元気にしていくには、中小企業で働く皆さんがまずもって元気になっていただきたいものと思います。市内産業の活性化について、お考えをお伺いいたします。

続きまして、計画を実現する行政経営について。

第５次行政改革についてでございます。

現在進行中の第５次行政改革は、本年度、中間年に当たりますが、摂津市の現状を踏まえた上で、これからどのように取り組んでいかれるのか、また、今回の機構改革について、市長はどのようなことを期待されているのか、お考えについてお伺いいたします。

続きまして、人間基礎教育について。

思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約・環境の五つの心を育てる人間基礎教育は、森山市長が就任されて提唱されてから１０年以上のときがたちました。市長は、折を見ては、人間基礎教育、百年の計とおっしゃり、道徳教育には時間がかかることをお示しくださいますが、今後の人間基礎教育の実践運動に対し、どのように取り組まれるのか、そのお考えについてお伺いいたします。

これで１回目の質問を終わります。

○南野直司議長　答弁を求めます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　自民党・市民の会を代表しての市来議員の質問にお答えをいたします。

最初に、市制施行５０周年についてのご質問でございますが、５０周年事業全体をどう捉え、どのように進めていくかでございますが、まさに周年事業は、市の過去、現在、未来をつなぐ重要な取り組みであると捉えております。全市を挙げて祝うことはもちろんでございますが、夢と希望の創造、郷土愛の醸成、「つながり・絆」を深めるの視点でもって、市域全体で、そして市民、事業者、市が一致団結し、次なる１００年に向け、市にかかわる誰もが記憶に残り、かつ、次代へしっかり受け継がれるものとなるよう、オール摂津で取り組んでまいりたいと思います。

自治会等、地域活動の支援についてのご質問でございますが、地域住民の福祉の増進と地域の活性化を図ることを目的として、各地域の各連合自治会が実施する事業に対しまして補助金を交付し、その活動を支援いたしております。これにより、地域の実情と特性を生かした魅力ある取り組みを校区ごと、地域ごとに展開されております。今後も地域活動に対しての支援を行ってまいります。

市が行うサービスの情報発信についてのご質問でございますが、市の制度や事業などのさまざまなサービスは、その存在や内容を知られてこそ利用いただけるものであります。よいサービスや新しいサービスを実施しても、その情報が届いていなければ市への満足度や愛着は高まってまいりません。発信した情報が必要とする人に届き、生かされ、市民の活動などにつながる広報が求められております。ひいては、それが市の魅力を高めていくものと考えております。本市は、第５次行政改革実施計画に情報戦略を掲げ、昨年４月には広報課を新設いたしました。平成２８年度は、情報発信力を強化するために、まず、広報活動の根幹となる広報紙とホームページのリニューアルに取り組み、本市の情報を市内外に発信してまいります。

防災・防犯についてのご質問でございますが、防災対策の取り組みのうち、まず、情報伝達手段の強化につきましては、災害情報を伝える防災無線は、運用から２５年以上経過し、老朽化が進んでいます。更新工事に向けた設計委託を実施してまいります。

次に、地域防災力の向上を目的として、地域防災マップ作成の取り組みを安威川以北・以南の２地区で実施いたします。また、小・中学校における防災教育カリキュラムの作成についても、本市の地域特性を反映したものにするため、引き続き推進いたします。また、千里丘地域に防災機能を有する明和池公園が完成いたします。地域の防災拠点として、施設を活用した防災訓練などに活用できるよう推進してまいります。

一方、防犯対策についてでございますが、子どもたちを犯罪から守る取り組みには大きな関心が寄せられています。本市では、防犯灯や防犯カメラの設置、防犯意識啓発などの取り組みを行っているところでございますが、まだまだ身近な犯罪などへの不安を感じている方は少なくありません。安全・安心なまちづくりには、一人ひとりの防犯への意識と地道な活動を継続的に取り組むことが必要であります。引き続き、地域や関係部署と連携をとりながら、防犯力向上に努めてまいります。

吹田市との消防指令業務の共同運用についてでございますが、吹田市との消防指令業務共同運用につきましては、万端準備が整いまして、４月１日を前に３月１０日から仮運用を開始いたします。運用開始後は、１１９番通報の受信から指令まで、より一層迅速・確実な業務ができ、併せて、情報が共同指令センターで集約できることなどから、今以上に相互応援体制が強化され、摂津市と吹田市の両市民の安全・安心の向上が望めるものであります。

次に、救命率の向上についてでありますが、今回、摂津警察署と基本合意が整いまして、新年度事業として市内の６交番にＡＥＤを設置いたしてまいります。従前から課題となっておりました夜間・休日のＡＥＤ使用についての問題解決に向け、大きな第一歩となるもので、基礎自治体と警察の

連携が形になった西日本で初めての事例でありまして、今後、この効果をしっかりと検証してまいりたいと考えております。

消防団につきましては、本市にとりまして欠くことのできない貴重な財産資源でもあります。今後、より一層行政のバックアップが必要と考え、今回、車両更新の際の補助金を引き上げる予定でございます。今後も、災害発生、特に大規模・広域的な災害が発生した際には、消防団は重要な地域の消防力でございますので、日ごろの訓練成果を生かしたますますの活動を期待いたすものでございます。

都市基盤整備についてのご質問でございますが、ＪＲ千里丘西地区再開発事業につきましては、平成２４年に準備組合からの支援要請を受け、街区整備計画の作成に対して支援を行い、現在、準備組合では、地権者個別に意見を聞くなど精力的に活動されております。また、今月末には千里丘新町のまちびらきも予定しており、この機会を捉え、千里丘西口駅前の再開発事業が実現できますよう、今後も引き続き一層の支援が必要と考えております。

次に、阪急京都線連続立体交差事業につきましては、本市にとって長年の夢であり、道路の渋滞対策のみならず、踏切事故解消による歩行者の安全性向上、立体交差化によるまちの一体化等、まちづくりを進める上では大変重要な事業であると考えております。現在、都市計画案の作成に向け、大阪府など関係機関との協議を進めており、平成２８年度には都市計画決定に向けた手続きを進めてまいります。

次に、千里丘三島線の歩道拡幅についてでありますが、千里丘三島線は、ＪＲ千里丘駅と阪急摂津市駅を結ぶ本市にとって重要な路線であります。そのため、歩行者の安全確保が急務であることから、西側歩道部分の拡幅に着手し、短期間で整備を実施いたしました。今後は、まずは千里丘駅南交差点付近における安全対策のために、用地確保に向け、地権者等と交渉してまいります。

ごみ焼却に関する課題の認識についてでありますが、ごみの処理に関しましては、日常的な問題であり、焼却炉の不具合により、ごみの焼却が停滞すると、たちまち市民生活に多大な影響を及ぼすことになります。平成２８年度に精密機能検査を実施し、焼却炉の計画的な保全に努めてまいります。焼却炉の更新に当たっては、効率的な運営を実施するためにも、スケールメリットが発揮できる茨木市との広域化協議を進めてまいります。

続いて、平和・人権に対する意識の醸成についてでありますが、本市では、昭和５８年に憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言を行い、平成９年には人間尊重のまちづくり条例を制定し、市の行事などを通じて積極的に平和や人権尊重について訴えてまいりました。戦争は最大の人権侵害であり、平和と人権は切っても切り離せないものであります。摂津市に暮らす人々が平和を愛し、一人ひとりが尊重されるまちづくりを推進してまいります。

健康寿命の延伸のための市民の健康づくりについてでありますが、平均寿命が延びる中、健康上の問題で日常生活が制限されることのない自立して生活できる期間を示す健康寿命をいかに延ばすかということに関心が高まってきております。健康寿命の延伸のためには、市民の皆様一人ひとりが健康に関心を持ち、早いうちからの健康増進、疾病予防、疾病の早期発見、適切な治療や生活管理が必要であります。

今年度、市政方針でも、重点項目として健康を掲げております。まず、健康増進、疾病予防といたしまして、まちごとフィットネス！ヘルシータウン事業で設定いたしました市内のウオーキングコースの利活用を図った事業や、健康マイレージのポイント対象事業を拡大する等、市民が健康づくりに取り組み、継続しやすいよう、健康環境の整備に努めてまいります。

次に、疾病の早期発見といたしまして、本年度から、がん検診の受診ニーズに対応するため、胃がん、大腸がん、肺がんについて、新たに個別検診を導入することで受診機会を拡充してまいります。

また、適切な治療や生活管理といたしましては、日々の生活習慣がもたらす生活習慣病対策として、糖尿病に重点を置いた講座を実施してまいります。

今後も、市民の健康寿命の延伸のために、健康づくり情報の提供や事業の充実を図ってまいります。

次に、多世代同居・近居への支援についての質問でございます。

日々の暮らしの中で、一番頼りがいのある、そして心安らぐ存在は家族であると常々考えております。また、子育て世代やシルバー世代にとりまして、身近に親族が暮らしていれば、これほど心強いことはありません。さらに、国は一億総活躍社会を推進しておりますが、あらゆる世代が活躍するためには、まずは足元の環境整備が不可欠であります。多世代同居や近居により、家族同士で支え合い、補完し合える関係があれば、保育所の待機児童問題や老人施設等の入所待ちも改善が期待されるとともに、これまで家庭に縛られていた方々も、おのずと社会に出る機会を確保できるようになると考えております。このような理由から、今後、多世代同居・近居の促進に向け、実効性のある施策を検討してまいりたいと考えております。

中小企業の活性化についてのご質問でありますが、摂津市は、４，０００を超える事業所がさまざまな事業分野で活動し、昼夜間人口比率も１１０％を超える産業のまちであり、まさに企業とともに歩んできた５０年であります。高度経済成長期においては、大企業はもとより、中小企業も活気があり、まちも活気にあふれ、元気であったと思います。しかし、経済のグローバル化などにおいて国内生産が縮小するなど、社会経済の状況により企業活動は停滞し、特に中小企業においては依然厳しい状況が続いております。事業所の多くが中小企業である本市にとっては、中小企業の活性なくしてまちの活性化はありません。今後におきましても、引き続き、市内事業所が元気に活動できるよう、さまざまな支援を考えていきたいと思います。

第５次行政改革実施計画についての質問でありますが、これまで数次にわたり行政改革の取り組みが一定の成果を上げる中、平成２６年度決算では黒字を確保いたしました。しかしながら、老年人口の増加に伴う社会保障関係費などの扶助費の増加、老朽化した公共施設の更新などの課題が山積しております。また、阪急連続立体交差事業や夢づくりとして掲げる総合体育館の整備は、本市の未来への飛躍に欠かせないものであると考えております。このような状況の中で持続可能な行政運営を行っていくためには、時代のニーズに応じた新たなサービスも展開していく必要があります。第５次行政改革実施計画では、真に必要とされるサービスを適切に選択し、そこにあらゆる資源をシフトしていき、このまちを将

来世代へ引き継いでまいります。

次に、機構改革の背景と期待でございますが、ご承知のとおり、行政機構のあり方は、その時々の社会情勢の変化や市民ニーズを捉えながら、随時再構築を図っていくことが必要であります。その上で、今回の機構改革では、各行政分野の垣根を越え、柔軟に連携していけるよう体制の強化を図っております。

最後に、人間基礎教育の取り組みについてでございますが、市長に就任以来、人づくりこそがまちづくりであるとの強い信念を持って人間基礎教育の普及に取り組んでまいりました。これまでの間、市民活動や事業活動において、その理念が取り入れられ、奉仕やあいさつ、環境などにかかわるさまざまな活動が主体的に実施され、これまでの取り組みに手応えを感じておるところであります。人間基礎教育は、今、最も求められている「つながり・絆」を再び強くさせるものであり、これからも思いやりのある温かく強い絆の地域社会を目指して、より一層、市民、事業者、行政との協働により、その輪の広がりを目指してまいります。

毎朝、新聞やテレビの報道を見ますと、私たちの周りでは心を痛めることばかりが起こっています。大きな災害や事故、子どものいじめ、児童・女性や高齢者への虐待など、例を挙げれば切りがありません。このような時代であるからこそ、摂津市において、思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約・環境の五つの心を実践していくことが、さらによりよいまちづくりになると考え、今後も人間基礎教育のまちづくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○南野直司議長　教育長。

（箸尾谷教育長　登壇）

○箸尾谷教育長　教育委員会所管分についてのご質問にお答えいたします。

安心して子育てができる環境づくりについてのご質問にお答えいたします。

本市の総合計画では、「子育てに喜びを感じ子どもとともに育つまちにします」の項目において、地域の中でつながって楽しく安心して子育てができる環境づくりを進めると記載しており、その重要性については十分認識しているところでございます。平成２８年度予算におきましても、子ども医療費助成の拡大、保育所待機児童対策、病児・病後児保育の利用料金補助、ひとり親家庭の学び直しの支援などを盛り込んでおり、今後、これらの施策を着実に進めるよう努めてまいります。

次に、学習指導要領の理念である生きる力を育むことにおいて、児童・生徒につけたい具体的な力についてのご質問でございます。

学習指導要領の理念である生きる力は、確かな学力に加えて、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、そして、たくましく生きるための健康・体力を基盤とした力であり、変化の激しいこれからの社会を生き抜く力と捉えております。変化の激しい社会の中では知識の陳腐化も早く、これまでのように知識を身につけるだけでは十分ではないと言われています。

そのような中、これからを生きる児童・生徒に求められる力は、みずから課題を発見し、解決する力、他者と意見を交換し、お互いが納得できる解答を見つけ出すコミュニケーション能力などに加えて、何よりも一生涯を通じて、みずから学び続ける力であると考えております。学校では、各教科、道徳、特別活動や部活動など、全ての

教育活動を通じて総合的に取り組み、生きる力を児童・生徒に育めますよう、家庭、地域とともに取り組んでおり、教育委員会といたしましても、今後もその支援に努めてまいる所存でございます。

○南野直司議長　市来議員。

○市来賢太郎議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

市制施行５０周年について。

ご答弁をいただきまして、５０周年についての大きな流れはわかりました。それでは、具体的にはどのような行事、イベント等に取り組んでいかれるおつもりなのか、市主導のものや、市民、自治会、事業者などに行っていただく取り組みなどあろうかと思いますが、予定されている取り組みについて教えてください。

続きまして、地域活動支援について。

ご答弁をいただきまして、補助金によって支援をしていかれることがわかりました。それでは、具体的にどのような活動について補助がなされるのか、お答えください。

続きまして、情報発信力の強化について。

情報発信についてご答弁をいただき、大まかな内容については理解できました。平成２８年度については、広報紙とホームページのリニューアルに力を入れていくということですが、その具体的な内容についてお聞かせください。

続きまして、防災・防犯について。

ご答弁をいただきまして、防災の大枠についてわかりました。私は、防災について、日ごろからの意識啓発こそが最も重要な取り組みだと考えます。その点についての取り組み内容をお伺いいたします。また、摂津市が防災協定を結んでいる岩手県釜石市とは今後どのような関係を築いていかれるのか、お考えについてお伺いいたします。

次に、防災カリキュラムの作成について、今後どのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

続いて、防犯について、防犯灯・防犯カメラの設置に加え、防犯意識の啓発に取り組まれるということですが、その具体的な取り組み内容について教えてください。

続きまして、消防・救急体制の充実について。

ご答弁をいただきまして、吹田市との共同運用に関しては万端準備が整ったということで、今後の運用に期待をいたします。また、その先の展望についてですが、今後、茨木市や高槻市など、近隣市とは連携を進めていかれるのかどうか、お伺いいたします。

次に、ＡＥＤ交番設置の取り組みについて、今後のスケジュールをお伺いいたします。

加えて、摂津市の救急業務についてですが、内容について、軽症が多いとお伺いいたしました。どこの自治体でも同じように、救急搬送車両の台数は限られています。本当に必要な人に、必要なとき、すぐに駆けつけてあげられる体制の効果的な運用が求められると思います。現状と対策についてお伺いいたします。

次に、消防団について、本年度、女性の消防団員が入団を予定されているとお伺いいたしましたが、今後の運用予定と現存の婦人防火クラブとの役割分担などについてご答弁をお願いいたします。

続きまして、都市基盤の整備について。

摂津市がこれから大きく飛躍し、発展するには、千里丘西の再開発が大きなきっか

けとなるのは間違いありません。慎重かつ旬を見誤らないように、スピーディーに進捗していっていただきたいと思います。

阪急京都線立体交差事業については、現在の踏切が周辺の交通渋滞の原因となっているのは明らかで、場合によってはなかなか踏切があかないことがあります。緊急車両が長くとまっているのを見かけるとき、いつも心を痛めます。時間の要する事業であることは十分に理解できますが、一刻も遅れることなく計画を進めていってください。

千里丘三島線については、市長がおっしゃるとおり、摂津市にとって重要な路線であり、メイン道路であると思います。市民にとって快適、また、市内外へ自慢できるような車道歩道分離道の整備を期待し、要望といたします。

続きまして、ごみ焼却に関わる課題・広域化についてです。

ご答弁をいただきまして、茨木市との広域連携にスケールメリットを生かしていきたいとのお考えがわかりました。私も、焼却炉の更新や焼却量の推移などを考えますと、茨木市との広域化を進めていくのがベストな選択だと思います。そのように一歩一歩進めていただきたいと思いますが、ただ、広域連携に関しては、乗り越えなければならない課題も非常に多いと認識しています。今後、話を進めていく上で、万に一つ、協議が整わなかった場合、どうなるのか。今後摂津市での焼却が不可能となり、広域が整わなかった場合、ごみ行政がとまってしまわないのか心配です。万一のための代替案はないのか、お伺いいたします。

続きまして、平和・人権に対する意識の醸成についてです。

ご答弁をいただきまして、平和への取り組みについてわかりました。

少し話が変わりますが、関西圏に甚大な被害をもたらした阪神・淡路大震災が発生したとき、私は中学３年生でした。受験勉強のために朝方まで勉強して、やっと寝ようかというところに大きな揺れがあったことを記憶しています。私の人生においては大変大きな出来事の一つであり、忘れられない一日でありましたが、平成生まれ以降の人たちと話をしますと、子どものときにそんなことがあったらしいと母親から聞いた程度で、話をしていても少し距離を感じます。考えますと、きっと戦争を体験された方々も、我々と話をするときに、もっと大きな距離を感じていらっしゃるのだろうと思いました。戦争体験者の話を伺う機会も本当に限られていく中、今後、どのようにして次世代へ戦争の怖さ、恐しさ、そういうものを伝えていくのか、その方針についてお伺いいたします。

また、政府は、一億総活躍社会と銘打って、誰もが活躍できる社会を目指していますが、とりわけ女性の活躍推進について、摂津市ではどのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

続きまして、市民の健康づくりについて。

ご答弁をいただきまして、健康づくりに関し、日ごろから体を動かし、健診を受け、健康に気を使う環境をつくっていただけるということがわかりました。それでは、もう少し具体的に、健康でいるための取り組みと、いざ介護が必要になってしまったときにも安心できるような取り組みについて教えてください。

続きまして、安心して子育てができる環境づくりについてです。

ご答弁をいただきまして、子育て環境に

ついての方針はわかりました。保育園の件ですが、先日、本定例会でのご答弁の中で、待機児童が１７０名弱いらっしゃるということがわかりました。まず、早急に待機児童ゼロを目指し、取り組みを強化してもらうことを望みます。

また、保育所等の入所希望者は、市内在住者に加え、市外から摂津市に勤務され、職場の近くでの保育所入所を希望される方も少なからずいらっしゃると思います。現状では、保育所入所は市内在住者が優先となっています。市内在勤者についても、在職証明書などがあれば市内在住者と同様に扱うことはできないものか、お伺いいたします。

続きまして、多世代同居・近居への支援について。

ご答弁をいただきまして、市長も多世代同居・近居について相当なメリットを感じていらっしゃるということがわかりました。多世代で近くに住んでいれば、家族間でのお互いの足りない能力や足りない時間を補い合い、みんなが輝ける一億総活躍社会にも近付けると思います。人口ビジョンや総合戦略を踏まえた上で、改めて市としてどのような支援ができるものか、見解をお聞かせください。

続きまして、生きる力、学習環境・学力向上についてでございます。

ご答弁をいただきまして、生きる力についてわかりました。しかし、市政運営の基本方針にもあるとおり、確かな学力、豊かな心、健康・体力の中で、今の摂津市の子どもたちに最も求められるのは確かな学力であると私も感じるところであります。全国学力・学習状況調査の結果を見ておりますと、摂津市の児童・生徒の学力は、大阪府の他市町村に比べ、下位に位置をしております。隣接している北摂地域の自治体の平均と比べても下回る結果となっては、この摂津市で子育てをしてくださいと転住を求め、子育て世代の定住を望むことも難しいと思います。

学力・学習状況調査の結果ではっきりとしている改善項目が何点もあります。摂津市の子どもたちは、他市の子どもたちと比べ、テレビを見ている時間が非常に長いです。摂津市の子どもたちは、他市の子どもたちに比べ、スマートフォンやテレビゲームに多くの時間を割きます。摂津市の子どもたちは、他市の子どもたちに比べ、自宅で机に向かい、みずから学習する時間が少ないです。本を読む時間も少ないです。これらの課題を一つ一つ解決する学力向上のための学習環境づくりが必要だと私は考えます。今後の教育委員会の取り組みについてお伺いいたします。

続きまして、中小企業に対する支援・商業の活性化についてでございます。

ご答弁をいただきまして、方向性についてわかりました。市政運営の基本方針の中で、職人、技術者の方々を対象に「摂津の匠」制度を実施するとありますが、その具体的な内容について教えてください。

また、摂津市には六つの商店街がありますが、どの商店街を通ってみましても、元気があるとは言いがたいのが現状であると思います。具体的な対策が求められると思いますが、平成２８年度は何をされるのか、取り組みについてお伺いいたします。

また、毎年行われていますビジネスマッチングフェアについてですが、現在は企業間の交流の場となっているものと思います。提案ですが、そこに学生を加えて行ってみると、就労支援、市内在職のきっかけともなると思います。その点についてのお

考えをお聞かせください。

続きまして、第５次行政改革について。

ご答弁をいただきまして、今回の機構改革に至った背景などについて理解ができました。それでは、その改革に至るまで、どのような議論がなされ、どのような過程を経て具体的に形となったのかについて教えてください。

続きまして、人間基礎教育について。

ご答弁をいただきまして、市長の思いについてわかりました。これまで１０年以上、人間基礎教育が摂津市で提唱なされてきました。公民館、コミュニティ施設、各学校などに看板が設置され、市民に対して浸透してきたものだと私は思っております。また、あいさつ運動をはじめとし、いろいろな取り組みがなされてきたと思います。これまで行ってきた取り組みについて、その効果がどうであったか、実感できるものをお答えください。

以上で２回目の質問を終わります。

○南野直司議長　答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長　質問番号１の（１）市制施行５０周年事業についてのご質問にご答弁申し上げます。

具体的な取り組みについてのお問いでございますが、５０周年記念事業計画にお示ししておりますように、三つの柱で取り組みを構成しております。

一つ目の柱が市民・事業者企画事業で、市民団体や事業者が主体的に取り組まれる事業に対して市が補助を行うもので、現在、審査を進めているところでございます。自治会や大学、ＮＰＯ法人など、多様な団体から八つの取り組み提案をいただいております。３月中には決定していきたいと考えております。

それからまた、二つ目の柱が協賛事業で、市民団体や事業者の主体的な取り組みを申請していただくことで、５０周年記念ロゴマークを使用できるようにし、全市で周年意識やお祝いムードの醸成を図っていくものでございます。現在、市の風景写真の展示や、公共施設を訪れた市民が一緒にアートをつくるイベントなど、四つの取り組みで申請をいただいております。

最後の柱が市企画事業であり、市政功労者への表彰などを行う記念式典をはじめ、５０周年の節目を捉えて実施する総合体育館の基本構想・基本計画の策定など、２７件の事業に取り組む予定としております。

それから、次に、質問番号１の（３）広報紙とホームページのリニューアルについてのご質問にお答えいたします。

現在の広報紙はタブロイド判で、月２回発行いたしており、１日号が８ページ、１５日号が４ページとなっております。これを平成２８年９月からＡ４判の冊子形態で月１回発行とし、全世帯、全事業所に配布してまいります。これまで掲載してきた記事は１日号に集約いたしますが、ページ数を３２ページに増やし、フルカラーとすることで、より多くの情報を見やすく、わかりやすく掲載してまいりたいと考えております。また、月１回発行にすれば、編集作業の時間的な制約が緩和され、より細やかな取材活動ができるようになります。本市の広報紙は、昨年、近畿市町村広報紙コンクールで優秀賞を受賞いたしましたが、リニューアルによって内容面の充実にも一層力を入れ、少しでも長く手元に置いて親しんでいただける広報紙をお届けしたいと考えております。

ホームページにつきましては、平成２０年度から運用しております現行システムに

ついて、掲載情報の分類や視線誘導を見直し、トップページ等のデザイン変更を行うとともに、災害時用ページの構築などを行ってまいりたいと考えております。

次に、質問番号４の（１）戦争体験をどのように次代に伝えていくのか、女性の活躍推進をどのように進めていくのかというお問いでございます。

平成２７年は戦後７０年でございましたが、戦争体験者の高齢化が進み、その体験を直接伺う機会が大変少なくなってまいりました。そこで、次世代に戦争体験を伝えていくために、戦後４０年、昭和６０年に発行しております市民の皆さんの戦争体験をつづりました冊子『平和』を復刻し、ホームページ上で公開いたしました。この冊子は、戦争の悲惨さを生々しく現代に伝える貴重な財産でございます。お読みいただいた方からは大変好評をいただいております。平成２８年度には、インターネット環境のない方もお読みいただけるよう、印刷製本いたしましたものを公共施設に配架し、少しではありますが、平和月間の折には希望者への配布をしたいとも考えております。

次に、女性の活躍推進についてでございます。

平成２８年度は、現在、第３期目に当たります摂津市男女共同参画計画の中間年の見直しの年に当たります。女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画につきましては、男女共同参画計画と一体化して策定してまいります。

また、国が進める「すべての女性が輝く社会の実現」に向けた取り組みといたしましては、本年度より男女共同参画センターの講座にて実施いたしております。働きたいのに働けない女性が多くおられる中、人口減少社会と言われる現在、社会の活力を維持していくためには女性の力が不可欠であり、その力を発揮することにより、女性のみならず、全ての人にとって暮らしやすい社会づくりにつながります。平成２８年度も引き続き、女性の人材育成にとどまらず、情報発信など、創意工夫して鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

次に、質問番号４の（４）人口ビジョンや総合戦略を踏まえた上での多世代同居・近居への支援についてのご質問でございます。

昨年の夏に実施いたしました摂津市の人口移動に関するアンケート調査におきまして、「転居先決定の際に親への近さを重視する」とのご回答が約４割強おられましたことから、市といたしましても、多世代同居・近居へのニーズが一定数あることを把握しております。現在、本市では、２０６０年度における目標人口を掲げた人口ビジョン、そして、人口減少を食いとめる具体的な取り組みをまとめた総合戦略を策定中でありますが、このアンケート結果を受け、三世代同居・近居を、転入促進、さらには出生率アップに向けた検討事項として掲げております。今後は、どのようにして三世代同居・近居を促進していけばいいのか、国においても検討されているところでございますが、その動きを注視するとともに、先進自治体の実例なども参考に、本市の特性にマッチした施策を検討したいと考えております。

次に、質問番号７の（１）第５次行政改革実施計画に対する２回目のご質問にお答えいたします。

第５次行政改革では、人、組織、財政、モノ、情報戦略という改革の柱を設けており、それによって生み出される資源を持続

可能な行政経営と市民サービスの向上につなげていくこととしております。環境部の創設につきましては、環境に配慮した率先行動を推進するための体制強化を図ることを目的とし、建設部の創設につきましては、計画と管理を行う部門が一つになることで、基盤整備の一連の施策過程に、さらなる一体性と柔軟性、機動性の強化を目的としております。また、上下水道部の統合につきましては、平成２９年度の下水道の法適化による財政健全化に向け、法適化を見据えた体制を整備いたします。

一方、文化・スポーツの一元化につきましては、根底として地域活動の側面が多分にございますので、現在の生活環境部で担っております地域づくりや地域活性化の取り組みと連動させることでプラスを生み、１足す１を３にも５にも変え、結果として市民サービスの向上につながることを期待しております。

機構改革に至る具体的な経過でございますが、昨年６月に課長ヒアリングや部長ヒアリングを実施するとともに、新たな行政機構のあり方について、実際に業務に携わっている原部原課の意見を吸い上げながら、随時、行革チーム会議や行革推進本部会議で調整を進めてまいりました。文化・スポーツの一元化につきましては、現在所管されている教育委員会からの意見聴取をはじめ、市長と教育委員による総合教育会議での議論を経て、丁寧な手続きを踏みながら進めてまいったところでございます。

なお、教育委員会からは、学校現場との継続的・安定的な連携強化や、文化・スポーツの取り組みと地域におけるさまざまなコミュニティづくりとの相乗効果を期待する旨のご意見を頂戴しておりますので、これらを踏まえながら、市制施行５０周年を迎えることを契機に、新たな行政機構のもと、しっかりとまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、質問番号８番、人間基礎教育を通じての地域や庁内での効果についてのご質問でございますが、人間基礎教育の具体的な取り組みといたしましては、地域への啓発看板の設置や庁舎への懸垂幕の設置など、庁内においては、あいさつ運動の実施やエコオフィスの取り組みなどを通じて、その理念の普及・浸透に取り組んでまいりました。この取り組みによりまして、これまで、挨拶の励行、地域での清掃や子どもの見守りなど、市民や事業者によるさまざまな活動が展開されてまいりました。職員におきましても、来庁者への挨拶、窓口での奉仕的で思いやりのある対応、日々の業務における省資源・省エネなど環境に配慮した取り組みなど、人間基礎教育の理念が根づいてきたと感じております。これからも長く地道な取り組みを続け、この人間基礎教育の理念が根づいてまいりますよう、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○南野直司議長　生活環境部長。

○登阪生活環境部長　質問番号１の（２）自治会等の地域活動に対する支援の具体的な取り組みについてのご質問にお答えいたします。

各連合自治会の地域活動を支援する制度として地域活性化事業補助金制度がございます。平成２７年度では、市内で３２事業が実施されております。具体的には、地域の安全・安心に関する活動、緑化に関する活動など、１年間を通して取り組まれている活動をはじめ、防災や環境美化に関する活動や、地域のお祭りやイベントなど、地域のきずなや魅力づくりにつながる事業が

行われております。最近では健康増進につながる取り組みも増えてきており、どの事業につきましても、実施に当たりましては、地域の世代交流を深め、参加意識を高めるよう工夫されております。また、特色ある取り組みにつきましては、自治連合会の定例会の研修において発表されたり、コミュニティプラザのロビーを活用した活動紹介のパネル展の開催や広報紙への掲載などを行い、情報交換や情報発信に努めております。

続きまして、質問番号２の（１）具体的な防犯活動についてのご質問にお答えいたします。

ハード面での防犯への取り組みといたしましては、平成２５年度に市内約６，５００灯の防犯灯のＬＥＤ化を行うとともに、また、街頭防犯カメラの設置を開始し、現在４０台が稼働しております。本年度につきましては、防犯灯、街頭防犯カメラともに各３０台の増設を計画しております。ＬＥＤ防犯灯につきましては、蛍光と比べまして遠くまで光が届くため、人物などの確認がしやすく、また、明るく感じるため、地域の犯罪抑止効果や安全確保に効果を上げていると考えております。また、防犯カメラにつきましては、犯罪者の検挙への効果と犯罪抑止力効果の両面がございますが、犯罪の手口や傾向を熟知した摂津警察署との協議により、犯罪抑止効果の高い場所への設置に努めてまいります。ソフト面の取り組みといたしまして、防犯協会や地域などと連携しながら、駅前や商業施設前におきまして、ひったくり防止や特殊詐欺被害防止の防犯意識啓発や、地域安全街頭キャンペーンを年約２０回行っております。引き続き、地域や関係部署と連携をとりながら、安心・安全なまちづくりの取り組みを進めてまいります。

続きまして、質問番号６の（１）中小企業に対する支援・商業活性化についてのご質問にお答えいたします。

まず、「摂津の匠」についてでございますが、本市には中小さまざまなものづくり企業が存在し、その個々の持つ技術力の高さには定評がございます。そこで、加工や製造等におけるすぐれた技術力を「摂津の匠」として認定し、ホームページや冊子で市内外に発信しようとするものでございます。詳細につきましては、今後、関係機関と協議してまいります。

次に、商店街の活性化に向けた取り組みでございますが、商業団体がみずから集客をはじめ商業活性化のために実施するイベントや、地域で協働で行う事業等への補助、商店街が安心して買い物ができるための環境整備に対する補助等を行っており、具体的な内容といたしましては、１００円商店街や、商店主が講師となって専門知識やプロならではのコツを無料で提供するまちゼミ、そのほかには、地域との交流事業、街路灯整備に対する補助などでございます。平成２８年度におきましても、スクラッチカード発行事業など、引き続き商店街活性化のため必要な支援を行ってまいります。

次に、ビジネスマッチングフェアへの学生参加についてでございます。

現在は、販路開拓や技術協力など企業間連携のきっかけづくりとして実施しており、企業関係者が対象でございますが、議員ご指摘のように、学生にも来場を呼びかけることによって、ものづくりへの興味や企業への関心が高まり、ひいては就労支援につながることも考えられます。就労支援としましては就職フェアや合同面接会等を

行っておりますが、学生が直接企業の技術や製品に触れ、興味、関心を引き寄せ、就労につながることができないか、今後検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長　総務部長。

○杉本総務部長　質問番号２の（１）のうち、防災の部分についてお答えをいたします。

１点目でございます防災意識の啓発についてでございます。

現在取り組んでいます地域防災マップづくりは、防災意識啓発を図る有効な手段と考えております。自治会の方々が、ハザードマップを見ながら、どこに逃げるかを検討し、近隣のマンションや事業所に緊急時避難場所の提供をみずから依頼されることで、より具体的に防災を考える機会となると考えております。このほかにも、出前講座等さまざまな機会を通じまして防災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、２点目、岩手県釜石市との関係ということでございますが、本市は、被災地支援を通じて、これまで釜石市とさまざまなきずなを育んでまいりました。防災協定は平成２５年３月に締結いたしましたが、単に、災害時の人的・物的な支援にとどまるものではなく、震災を経験した釜石市から学ぶものは多くございます。去る１月２１日には、釜石市防災管理課長による防災講演会を開催し、避難所での貴重な体験について話をしていただきました。備えるべきものが、明確になったものと考えております。現在も本市の職員が釜石市で１名勤務しております。このような釜石市での経験については、本市の災害対策に必ず生かされるものと考えており、今後とも引き続き多方面での交流を継続してまいりたいと考えております。

次に、３点目、防災教育カリキュラムの作成の取り組みについてでございます。

防災アドバイザーである片田教授の指導のもと、今年度より教育のカリキュラムづくりを進めています。教職員によるグループワークでは、今の摂津市の子どもたちに求めるべき、みずから災害を生き抜く未来像について議論を行い、その未来像にいかに近付けるかを議題としました。また、防災を通じて、子どもたちや学校が地域といかに連携するのかをカリキュラムに反映することを検討しております。平成２８年度も、引き続き、摂津市の地域性を生かしたカリキュラムづくりの完成と研究授業の実施に取り組んでまいります。

○南野直司議長　消防長。

○樋上消防長　質問番号２の（２）消防３点につきましてのご質問にお答えいたします。

茨木市、高槻市の応援連携につきまして、広くは大阪府下広域消防相互応援協定により連携をいたしております。お問いの茨木市とは、従前から個別に相互応援協定を締結いたしておりますが、平成２３年、吹田市、茨木市、摂津市の３市で、より強固な応援体制の見直しを行いました。高槻市とは平成２５年から勉強会を定期的に開催いたしており、本年４月１日付で覚書を締結し、具体的なマニュアルも作成し、より強固な相互応援体制を構築いたします。また、デジタル消防無線においても、相互に災害等の情報を傍受できるよう手続き、整備を行い、より初動体制の迅速化に努めてまいります。

次に、今後のＡＥＤ設置等のスケジュールと、救急業務の現状と対策についてのご質問にお答えいたします。

今後のＡＥＤ設置等のスケジュールにつきましては、市議会にご承認をいただいた後、新年度早々に摂津警察署と実務的な協定書を交わし、できるだけ早い時期に６か所の交番及び消防出張所に設置いたしてまいります。

また、本市の救急搬送で軽症者が多いということにつきましてのご質問にお答えいたします。

平成２７年の救急搬送実績では、全搬送人員数４，１０７名のうち、軽症者が２，４３２名、約５９．２％と高い割合になっております。今後も軽症者は増加の傾向が予想されるため、消防訓練指導時等、またホームページなどを活用いたしまして、＃７１１９、救急安心センターおおさかの利用促進をはじめ、引き続き救急車適正利用の啓発活動を積極的に行ってまいります。

最後に、女性消防団員の今後の運用方法と婦人防火クラブとの役割分担についてのご質問にお答えいたします。

女性消防団につきましては、本年４月に４名が希望入団されることとなり、本市初の女性消防団員が誕生することとなります。近隣市におきましては、高槻市、茨木市が既に活動されておりますが、運用は各自治体によってさまざまでございます。本市消防団の活動は、平成２０年策定の消防団活性化総合計画において、消防・防災の中核として、火災予防、救急、初期消火等、広く防火・防災リーダーとしての活動方針を定めております。女性の消防団員は、一般的に、火災・災害の現場活動をはじめ、男性の消防団員と活動内容を異にするものではございませんが、今回初めての取り組みとなることから、副団長以上幹部会議等でしっかりと活動方針を定め、丁寧に育成してまいりたいと考えております。

一方、婦人防火クラブは、家庭防火等をテーマに、関係団体と連携し、自主的な火災予防啓発活動を主とされており、消防団とは活動方針が異なるものでございます。

○南野直司議長　生活環境部理事。

○北野生活環境部理事　質問番号３の（１）広域化の協議が整わなかった場合の考えについてのご質問にお答えいたします。

茨木市との広域化協議に関しましては、広域ごみ処理連絡調整会議を現在まで１０回開催し、基本合意項目の整理を進めているところです。広域化によって両市ともにメリットが享受できると考えており、さらに協議を進めてまいります。

しかし、ご指摘のように、広域化協議が整わない可能性も考えられます。現在、３号炉が稼働後３２年、４号炉が２２年経過していることから、こういった協議が整わなかった場合は非常に困難な状況になり、摂津市単独での焼却炉の更新問題が発生いたします。焼却炉の耐用年数を平成４０年と見込んでおりますが、他市の状況を見ますと、さらなる延命化、超延命化の手段を検討している団体もございます。平成２８年度に実施いたします精密機能検査により、焼却炉及び建屋の状況を把握し、建替えが必要なのか、超延命化が可能なのかの判断材料の一助にしたいと考えております。

以上でございます。

○南野直司議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　質問番号４の（２）市民の健康づくりについての２回目、介護が必要となったときのための取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず、高齢者の健康づくりを考えますと、高齢者自身の健康づくりと介護を行う家族などの健康づくりが重要であると考え

ます。特に高齢者のみの世帯が増加しており、ひとたび介護が必要となりますと、介護者も高齢者であり、老老介護となってしまうことから、介護を行う高齢者の健康の維持は喫緊の課題であると考えております。市といたしましては、高齢者が年齢を積み重ねても住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、身近な集会所やサロンなどを活用し、高齢者が家に閉じこもることなく、多くの人に接して自立する意欲を高める支援対策を講じてまいります。その上で、いざ介護が必要となったときには、介護保険制度を利用し、家族の負担を最小限にとどめ、高齢者とその家族が共存できる体制を目指してまいります。

高齢者の健康づくりにつきましては、保健センターやふれあいの里による「はつらつ元気でまっせ講座」を開催し、身近な地域、仲間で習慣的に運動を行う健康づくりグループの立ち上げを支援しており、現在、市内において５５グループが活動しておられます。今後もこのような取り組みを継続し、高齢者の健康づくりを推進してまいります。

○南野直司議長　次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長　それでは、市内在勤者の市内保育所入所希望への対応についてのご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度では、保育を必要とし、保育所等の利用を希望される場合、居住する市町村において、入所申請と併せて保育の必要性の認定を受けていただく必要がございます。市町村は、保育の必要性があると認定されたお子さんの保護者の就労状況、入所希望施設、年齢、施設の受け入れ体制等を勘案し、市内在住者の入所調整を行っております。市内在勤者の方で本市の保育所等の利用を希望される場合は、居住する市町村を通して入所依頼がございますが、近年は市内在住者にも待機児童が生じている状況の中で、希望施設の定員にあきがある場合など一部の場合を除き、市内保護者の就労支援、子育て支援の観点から、市内在住者を優先して入所調整を行いますことから、利用は現在のところ困難な状況でございます。

続きまして、質問番号５の（１）、（２）学力向上のための学習環境づくりの取り組みについてのご質問にお答えいたします。

議員からご指摘いただいたとおり、全国学力・学習状況調査の質問紙調査で明らかになった本市の小学校６年生あるいは中学校３年生の生徒の課題でございますが、家庭学習の時間の短さ、携帯電話やスマートフォンでの通話やメール、あるいはインターネットをする時間の長さ、テレビやゲームに費やす時間の長さなど、時間の使い方でございます。これらの解決策といたしまして、児童会生徒会サミットを開催し、携帯電話やスマートフォンの使い方について、児童・生徒が自発的に課題解決について考え、取り組んでいるところでございます。また、１月３０日には教育フォーラムを開催し、文部科学省から講師をお招きし、落ちついた学習環境が学力向上につながること、また、必要な学力を必要な時期に育むことの大切さなどの内容についての講演、また、時間の使い方などをテーマに、教員、保護者とパネルディスカッションを行い、地域や家庭への問題提起や啓発に取り組んだところでございます。

教育委員会といたしまして、児童・生徒の確かな学力をはじめ、生きる力を育むため、学校、家庭、地域が相互に連携して学習環境づくりを行う取り組みを今後さらに

進めてまいります。
以上でございます。
○南野直司議長　市来議員。
○市来賢太郎議員　それでは、３回目の質問をさせていただきます。３回目は全て要望とさせていただきます。
まず最初に、市制施行５０周年についてですが、５０年といいますと、私が生きてきたよりも長く、先人たちの汗、そして努力で積み重ねてきた５０年であったかと思います。その５０年の歩みに敬意を払い、感謝をし、そして、５０周年の記念イベントに関しては、市民・事業者企画事業、協賛事業、市企画事業の三つの柱でイベントを行っていくということなので、そのイベントの一つ一つが感謝と市全体が祝賀ムードに包まれるよう、また次なる５０年の飛躍につながるよう、しっかりと、そして華やかに行っていただきたいと思い、要望とさせていただきます。
続きまして、消防・救急体制の充実についてであります。
ＡＥＤの交番設置については、西日本初の取り組みということをお伺いしました。他市への模範的な前例となるよう運用に力を入れてください。それと、安全への取り組みとして、広報活動で内外へ発信していただきたいと思います。
＃７１１９については、ある一定以上の救急業務の軽減効果があると思われますので、今後、救急車の適正利用としまして、市民への周知啓発活動を期待いたします。
続きまして、女性消防団員については、これまで男性のみの活動だったところを、今後は女性の視点も加えて、きめ細やかな活動が期待されます。また、婦人防火クラブとのすみ分けについてご説明いただきましたが、十分注意を払い、役割分担を行ってください。
以上、消防・救急体制の充実について、要望といたします。
続きまして、ごみ焼却に関わる課題と広域化についてでございますが、ご答弁をいただきまして、今後の精密検査により、超延命化の可能性もあるということがわかりました。しかし、まず第一番に求めるところは、茨木市との広域連携の道を目指して、お互いに大きなメリットがあるよう協議を進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。この点についても要望といたします。
続きまして、安心して子育てができる環境づくりについてでございます。
ご答弁をいただきまして、保育所入所は市内在住者が優先であることがわかりました。まずは、先ほども申しましたが、早急に待機児童ゼロを目指してください。そして、余裕ができたら、市内在職者が職場の近くで保育利用できる環境も整えていただきますようお願い申し上げます。そうすることで子育てがしやすい摂津市になれば、転住・定住も望めるものだと私は感じております。以上、要望といたします。
続きまして、生きる力、学習環境・学力向上についてでございます。
ご答弁をいただきまして、今後行っていかれる取り組みについてわかりました。私は、この本会議場で初めて発言の機会をいただきましてから何度も同じことを言っておりますが、摂津市の子どもたちの学力が大阪の北摂地域の中で最下位であること、そこから１ポイントでもよいので早急に脱却していただきたいと思っております。子どもたちの保護者の皆さんたちは数字を見ています。子育て世代の定住促進を市全体で市を挙げて本気で行うなら、教育委員

会、学校現場の本気も試されるものだと思います。その本気を期待し、要望といたします。

続きまして、中小企業に対する支援・商業の活性化についてでございます。

ビジネスマッチングの学生参加についてご検討いただけるということで、今後の運営をお願いいたします。職人、技術者の「摂津の匠」とうまく組み合わせて、これまで引き継がれてきた技術・技能が新しい世代、次世代へとつながることを期待し、要望といたします。

続きまして、第５次行政改革について。

ご答弁をいただきまして、機構改革について理解しました。新設された部に関しては、新しく入れかわったことでのメリットとデメリットがあると思われます。しっかりと検証し、また次に生かしていただきたいと要望いたします。

最後に、人間基礎教育について。

ご答弁をいただきまして、効果についてわかりました。森山市長がおっしゃるように、人間基礎教育、百年の計ということであれば、これでやっと１０分の１が終わったということであります。種まきの１０年を終え、これから苗を大きな幹に育み、９０年後には、森山市長が目指されるまち、人が実現できるよう、きょうからオール摂津で頑張っていただきたいと思います。

以上、要望といたしまして、これで自民党・市民の会を代表しました私の質問を終了させていただきたいと思います。

○南野直司議長　市来議員の質問が終わりました。

次に、増永議員。（拍手）

（増永和起議員　登壇）

○増永和起議員　それでは、日本共産党を代表して質問させていただきます。

最初に、地方自治体の基本方向について、４点お尋ねいたします。

一つは、アベノミクス３年のもとで、市民生活への影響についてです。

アベノミクスは、大企業のもうけを増やせば、それが国民にしたたり落ちて経済がよくなるという典型的なトリクルダウン政策ですが、この３年間で大企業は内部留保を３８兆円増やし、３００兆円を突破しました。一方、国民の暮らしはよくならず、経済の好循環もつくられませんでした。戦後、ＧＤＰの統計が開始された１９５５年以降、大企業が史上最高益を更新しているのに、経済全体はマイナス成長という事態は初めてのことです。労働者の実質賃金は３年前に比べマイナス５％となり、年収４００万円の場合、２０万円の減収となります。貯蓄なし世帯が３割を超え、貧困と格差は一層拡大、６人に１人が貧困ライン、ひとり親家庭の貧困率は５４．６％で、ＯＥＣＤ加盟３４か国中最悪となり、今や日本は世界有数の貧困大国になっています。

日本共産党は、アベノミクスは完全に破綻しており、貧困大国からの脱却なしに日本経済の再生はないとして、消費税の１０％増税の中止、社会保障を削減から充実に転換する、人間らしく働ける雇用のルールをつくる、ＴＰＰから撤退し、日本の経済主権を回復するとの四つの提案を行っています。

摂津市の働く人の年間平均所得が、この１６年間で７４万円減少し、２８８万３，０００円と、府内の市別順位では下から５番目という実態です。そこにアベノミクスによる消費税増税、円安誘導による消費者物価の高騰、税と社会保障の一体改革の名による負担増といった三重苦がのしかかってきています。改めて、こうした国の経済

政策の失敗による影響をしっかり認識して、自治体として住民の暮らしを守り支えるという立場でとことん力を尽くすべきだと思いますが、市長の見解を求めます。

二つ目に、本市の人口ビジョン・総合戦略に関わって、次なる５０年に向け、市民の幸福度をどう上げるのかについてお尋ねします。

この間の経済政策によって地方が一層厳しい状況になったことに危機感を持った安倍政権が打ち出してきたのが、地方創生、ローカル・アベノミクスです。その中で、地方創生本部が自治体の人口ビジョンと地方版総合戦略の策定を義務化したわけです。その目的は、平成の大合併により地域の疲弊があまりにも進行したため、すぐには合併の強制ができない中で、基礎自治体の機能強化を名目に、今度は連携中枢都市圏を指定し、２０万人以上の人口の圏域での拠点を全国に形成することです。その上で、３０万人規模の３００自治体に再編、道州制へ結びつけていくというものであります。

こうした国の思惑に対して、小さくても輝く自治体フォーラムに参加されている自治体では、自分たちの地域において、何が人々の住民生活を向上させ、人口を維持し、さらに増やすことにつながるのかという視点の地域づくりが広がっています。九州中央山地の宮崎県の西米良村では、国の人口予測とは逆に大幅に人口を増やし、２０１４年の合計特殊出生率は国の１．４２を大きく上回る２．４５となり、若い人や子どもが増え、お年寄りも元気になっているとのことです。黒木村長は、「人口目標を掲げてやってきたわけではなく、村民の幸福度を上げることを一番の目標にした結果です。」と言われています。これが地方自治のあるべき姿ではないかと思いますが、市長の見解を求めます。

三つ目に、第５次行政改革実施計画と財政運営についてお聞きします。

今回、新年度については、３年ぶりに、国保料をはじめ公共料金を全て据え置き、子ども医療費助成制度を所得制限なしで中学校卒業まで拡大し、市独自の中小企業資金融資の大幅拡充等、市民の願いに応える内容になっています。しかし、その一方で、８年後に財政再生団体になるとして、第５次行革で暮らしを守る制度を廃止・縮小しようとの計画です。１０年ほど前は、第２の夕張になると言って市民サービスを削減しましたが、この１１年間で三つの主要基金は、５０億円から１３７億円にと２．７倍に増大しています。これだけの基金、市の貯蓄があるのに、こうした制度の切り捨て計画は市民の納得が得られるでしょうか。先ほど、３年間のアベノミクスにより貧困と格差が一層拡大していること、実質賃金が５％マイナス、貯蓄なし層、貯蓄なし世帯が３割と指摘しましたが、市民の暮らしの実態をきちんと受けとめるという立場に立てば、今回、第５次行革で廃止・縮小の対象事業については、そのほとんどは現行制度を存続すべきです。市民の皆さんに喜んでいただいており、年間予算が５００万円のはり・きゅう・マッサージ施術費助成をはじめ、費用も少額です。廃止・縮小計画の見直しを求めるものですが、いかがでしょうか。

四つ目に、憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言都市としての今日的姿勢についてお尋ねします。

昨年９月１９日、強行採決された平和安全保障関連法に対し、今、全国で、戦争させない・９条壊すな！総がかり行動実行委

員会に参加する多くの団体が、５月３日までに２，０００万人を目標に、戦争法の廃止を求める統一署名に取り組んでいます。同時に、５野党が、安保法制の廃止と集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回など４項目の確認のもと、選挙協力することになりました。今日、いわゆる戦争法の発動を許さず、廃止に追い込んでいくのか、また、国の成り立ちの基本である立憲主義や憲法９条を守り生かすのか、夏の参院選に向けて国民的な課題として問われていくことになるでしょう。

そこで２点お聞きします。憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言を行っている自治体として、こうした動きについてどのように受けとめていますか。また、憲法第９９条、公務員の憲法擁護義務と併せ、平和安全保障関連法に対する市長の認識についてお聞きします。

次に、市民主体のまちづくりについて３点、まず、市民との協働について伺います。

市政運営の基本方針でも、総合計画の見直しでも、市民との協働が強調されています。行政と市民が一体のまちづくりには、市が市民活動へも財源を示し、どの地域もその地域の実情に合わせて生き生きと活動できる保障を行政が行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。協働とは、双方向での意見の交換をし、その政策に理解を得て進めるものです。ですから、政策の企画立案、計画の段階からの市民との協働が必要ではないでしょうか。

昨年、旧小学校跡地について、売却の方針を表明されました。コンサルタントの活用提案をもとにしただけで、跡地活用を求める市民や自治会の意見は聞き入れられないのでしょうか。１万を超える署名も届けられています。この売却方針についても市民参加で見直すべきではないでしょうか。こういう市民運動との協働こそ求められているものではないでしょうか。これから集会所や公有施設の処分などについても計画作成がされるということですが、その地域地域にきちんと話を聞くことが必要ではないでしょうか。使用頻度や市役所内の情報だけでは、その地域における重要度、思い入れなどははかれないと思います。集会所などの活用について、市民参加で検討されるおつもりはないのでしょうか。

二つ目に、まちづくり懇談会について伺います。

市民協働で進めるまちづくりは、生活圏としての小学校区程度の地域づくりを基本として進めるのが適当だと私たちは考えています。今年度に引き続いて新年度も、地域防災計画について、二つ程度の地域で計画策定を進めるとされていますが、防災計画だけではなく、地域には、生活基盤を共有しての地域産業や、便利な地域にしていくこと、地域医療や商業、買い物の不便さ、地域コミュニティなど、地域の重要課題について話し合いをすることが大切ではないでしょうか。そういう地域懇談会の開催を提案するものですが、どうお考えでしょうか。

三つ目に、男女共同参画についてです。

市長は、第３期摂津市男女共同参画計画の中間見直しを行うと基本方針でおっしゃっています。今、女性をめぐる課題については広範な問題が指摘されています。女性の生活実態における問題に行政がどうかかわり、どう支えるのかが重要だと考えます。２月２４日付朝日新聞デジタルの記事では、非正規シングル女性の実態調査で、「年収が低く、正社員として働ける会社が

なかった」との答えが６割を超え、将来不安や就業不安が多く訴えられている実態が報じられています。「未婚化や非正規化が進む中、これまで女性の活躍推進の政策でも女性の貧困などが問題にされてこなかった。女性を支援の対象として社会が認め、家族を基準とした社会保障制度の枠を見直していかなければいけない。」と、福岡女子大教授の弁を紹介しています。女性の生活実態と男女共同参画についての市長の見解を求めます。

次に、安全・安心・快適を実感できるまちづくりについて、４点伺います。

一つは、災害・防災対策の現状と今後についてです。

ここ数年、毎年のように日本各地では大きな自然災害が起こっています。東日本大震災から５年がたとうとしていますが、この摂津市でも大災害は起こり得るものとして、その被害をどう最小限にとどめられるのかが問われます。豪雨被害、震災等に備えた避難所の確保や、耐震化の進捗状況についてお聞かせください。

また、今度の機構改革で土木下水道部がなくなり、水路、下水道管理等の担当部署が別々に分かれ、体制も大きく変わるようです。災害時における人員体制、指揮命令系統など、防災体制に支障、影響は出てこないのか、お聞かせください。

二つ目に、環境を大切にするまちづくりについてです。

市長は、市政方針の中で、環境問題は地球規模の課題で、たとえ小さな一歩でもできる限りの取り組みを実践することが大切と述べられました。新しく環境部の創設と環境条例の改定に取り組んでいかれる中で、今、日本社会が抱える最悪の環境破壊とも言える原子力発電所のことについても盛り込んでいくお考えはないでしょうか。福島の事故を教訓に、原発ゼロ、再稼働反対の願いは高まっています。また、事故が起こらなくても、放射性廃棄物、危険な核のごみは増え続けることになります。原発問題についても、市としてでき得る政策、行動をとるべきではないでしょうか。見解をお聞かせください。

三つ目に、生活道路の安全対策・公共交通の充実についてです。

総合計画中間見直しに当たっての市民意識調査の中で、施策の満足度が低い項目として目立つのが、「道路が安全で移動しやすいまち」という項目です。また、地域別の集計で見ると、「公共交通が便利なまち」という項目が、安威川以南地域では特に満足度が低いという結果が出ています。こうした地域間のギャップにどう対応していくかが総合計画の後期５年間で求められることだと思います。そこで、生活道路の安全対策については、この間の交通安全対策の取り組みがどう進められているのか、危険箇所の把握やその対策がどのように行われているか、お聞きいたします。

公共交通の充実については、主要事業一覧で市内循環バスが拡充の項目で挙げられていますが、その中身は、バスの大きさを小型から中型に変えることによって、市役所前のバス停をポリテクセンター前の道路沿いに移すというものです。市役所玄関前まで入ってこられなくなるのでは、来庁する市民にとって不便になります。これが拡充と言えるのでしょうか。お答えください。

四つ目に、ＪＲ千里丘西地区再開発と阪急連続立体交差事業についてです。

この二つの事業は、今後の事業化の方向性を決定していく上で、今年が大変重要な

年と言えます。どちらも市主体の事業ではありませんが、これから動き出すとなると、市財政への影響は大きく、他の事業とのバランスなども当然考慮する必要があるのではと思います。市としてはどういったスタンスで取り組んでいくのか、お考えをお聞かせください。

次に、くらしと営業を守るまちづくりについて、３点質問します。

一つは、中小企業支援策についての質問です。

市政運営方針では、市内事業所の９割以上が従業員５０人に満たない中小企業だとおっしゃっています。中小企業は、アベノミクスによって、恩恵を受けるどころか、原料高騰や消費税増税などでさらに厳しい状況に置かれています。中小企業の現状認識と中小企業・小規模企業振興条例の制定についてのお考えをお聞かせください。

摂津市の事業所実態調査では、支払いを無理に減額された、資金繰りに影響するような支払いの遅れがあったなど、下請事業所の厳しい実態も明らかにされています。下請中小企業、労働者保護についてどのようにお考えか、お聞かせください。

また、中小企業支援策は、メニューを並べるだけではなく、実効的な事業が必要です。今回、中小企業向け融資の抜本的な改善がなされたことは大いに評価するところです。住宅リフォーム助成制度など、仕事おこしについても実効的な事業が必要ではないでしょうか。

二つ目に、くらしを守る制度について、４点質問します。

１点目は、国民健康保険料についてです。

国民健康保険料は、２年連続の値上げによって家計を圧迫する額となっています。今回、保険料率を据え置いたことについては評価をいたしますが、市政運営方針では、何より健全な財務体質が強く求められるため、本来であれば引き続き料率引き上げが必要と述べられています。値上げが当たり前という姿勢です。この間、国民健康保険特別会計は黒字基調であり、４億円あった累積赤字を１年で１億円に減らし、新年度予算は、例年行ってきた保険料軽減分等の法定外繰入を５，０００万円近く減額しています。市民の暮らしが厳しくなっているときに、繰入減少や累積赤字の解消を第一に考え、黒字でも値上げが当たり前という姿勢は違うと言わねばなりません。市長の見解をお聞かせください。

２点目は、２０１７年度実施の介護保険要支援者に対する新しい総合事業についてです。

要支援者は、介護認定で専門的サービスが必要とされた方々です。現行どおりのサービスを提供すべきではないでしょうか。また、介護報酬がマイナス２．２７％と大幅に引き下げられ、全国的に事業所の倒産件数が過去最大となっています。事業所の存続を図るためにも、報酬単価は現状を維持すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

３点目は、障害者施策についてです。

２０１６年度から障害者差別解消法、改正障害者雇用促進法が施行されますが、摂津市ではどのような取り組みがなされるのか、お尋ねします。

また、本来、障害者施策充実を図るべき年に、障害者の入院時食事療養費の補助を非課税世帯以外外すとされています。第５次行革の名で障害のある人々を苦しめるのはやめるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

４点目は、生活保護費削減の問題です。

生活保護基準の連続引き下げ、冬季加算、住宅扶助限度額の引き下げで、生活保護世帯の暮らしはますます厳しいものになっています。国に対して基準をもとに戻すよう求めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。また、一人ひとりに寄り添った対応をするためにも、ケースワーカーの増員が必要ではないでしょうか。

三つ目に、地方税における納税猶予制度の見直しについて質問します。

暮らしは厳しいのに、控除の廃止や増税で税の負担が重くのしかかり、滞納となる人が増えています。国税において、２０１５年度から納税猶予制度の改定が行われました。地方税については２０１６年度からとなります。換価の猶予を申請することができるようになることや、無担保の要件が拡大されるなど、納税者保護の観点で行われる改定だと思いますが、改定が行われる目的についてお尋ねします。また、今後の摂津市の徴収業務のあり方にどう生かすのかについてもお聞かせください。

次に、子育て支援と教育の充実についてです。

市長は、昨年に続き、子どもを市政運営の重点テーマに挙げました。現在策定過程にある摂津版総合戦略で、子育て世代の定住促進を目的に、子育て支援、教育の充実を摂津市の基本目標の一つに位置付けています。実施の施策がそうした位置付けに見合うものにすべきです。

そこで、以下５点について質問します。

まず、子育て支援と教育における公的責任と民営化・民間委託について、２点お聞きします。

１点目は、公立保育所の民営化についてです。

子ども・子育て支援新制度の実施から１年がたちますが、待機児童問題は依然深刻です。この間、認可保育所や小規模保育所の新増設で定員増が図られてきましたが、全て民間事業者に頼ってきました。一方、公立保育所は、今年４月より正雀保育所を、また、２年後にはもう１園を民営化する第５次行革が進められています。待機児童解消をはじめ、保育事業を民間事業者に頼り切っていく姿勢ですが、それで保育の公的責任が果たせるのでしょうか。今回、正雀保育所の受け入れ事業者であった社会福祉法人桃林会が、２月になって突然受け入れを辞退されました。また、昨年、医誠会病院の事業所内保育所が、認可されて１年もたたないうちに閉鎖されました。どちらも事業者の都合によるもので、保護者や子どもに大きな不安を与えています。今後、保育需要増大により民間事業者の新規参入が増えていくと思われますが、保育の質と量を維持し、子育てを底支えする公立保育所の役割はより重要になると考えます。公立保育所の民営化方針は見直すべきだと思いますが、いかがですか。

２点目は、学童保育と学校校務員の民間委託計画です。

第５次行革ロードマップによると、学童保育は、２０１６年度に組合交渉と保護者説明、業者選定を行い、来年２０１７年度より一部で民間委託を実施するとのこと、また、学校校務員業務も同様、２０１６年度、組合交渉と業者選定を行い、来年２０１７年度には５校で民間委託を実施することとなっています。どちらも、学校施設内で子どもと直接かかわり、教職員とのより密接な連携が求められるものです。民間委託すれば、指揮命令をはじめ、その業務を学校から切り離すことになってしまいま

す。学童の保護者からは民間委託反対の署名も届けられていると聞きます。子どもを第一に考え、直営を維持すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

二つ目に、子育てへの経済的支援の強化についてです。

この４月より、子ども医療費助成が所得制限を廃止し、中学校卒業まで対象を拡大したことは大きな前進で、評価をするものですが、府内自治体ではもはや平均的な施策です。２０１３年実施の子ども・子育て支援ニーズ調査など、子育てへの経済的支援を求める回答が上位になっています。大阪の子どもの貧困率は沖縄に次いで全国ワースト２、摂津市の市民一人当たり個人住民税額は府内平均を下回っていることからも、摂津市の子育て世代の実態がうかがえます。就学援助金制度の充実や学校給食費の無料化など、経済的支援強化は摂津市独自の子育て支援策の柱にすべきだと考えますが、見解をお問いします。

三つ目に、子どもと学校を支え、真の学力向上をはかる環境をつくることについてです。

一人ひとりの児童・生徒が学ぶ楽しさを実感し、基礎的な学力を身につけることができる環境づくりこそ行政の役割ではないでしょうか。現状はどうでしょうか。定数を正規職員で賄うことができず、病欠や産休の補充ができないケースが散見されます。人手不足と多様化する業務の増大が教員の多忙化を招き、その結果、子どもの学校生活や学習環境に問題を生じさせているのではないでしょうか。市民意向調査などからも、子どもの学力向上に向けた教育環境の充実が求められています。教職員数の増員で３５人学級を拡大することこそ学校が抱える諸問題の抜本的解決策だと思いますが、教職員の実態と３５人学級の必要性をどのようにお考えなのか、お聞きします。

四つ目に、学校給食についてです。

学校給食は教育活動の一環として位置付けられています。安全・安心、おいしい給食が学校における食育を推進しています。昨年６月に始まった中学校給食には、たくさんの課題が残されています。摂津市に先んじてデリバリー方式選択制を導入してきた自治体では、課題の克服へ全員給食に移行するなど、改善検討・実施が始まっています。摂津市でも、教育活動の一環として、真剣に中学校給食の改善・充実を図る必要があると思いますが、見解をお問いします。

五つ目に、総合体育館建設構想と市のスポーツ行政についてです。

市長は、オリンピックイヤーの夢づくり、人間基礎教育の観点から、総合体育館の建設方針を示されました。これまでの摂津市のスポーツ施設は、市民プール、市民体育館、味舌体育館の廃止、学校統廃合などで減り続けてきました。そもそも地方のスポーツ行政は、憲法２５条、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するために、住民の生活の中に、社会福祉、社会教育の一環としてスポーツを奨励し、推進することを目的としているものです。スポーツ基本法には、国民のスポーツ振興を奨励し、推進する意義と、国・自治体の責務が条文化されました。新年度から文化・スポーツ部門が教育委員会から市長部局に移ります。改めて、総合体育館建設構想を社会教育、住民の福祉増進という観点からどのように位置付けているのか、また、不足している屋外スポーツ施設の確保や、老若男女、市民が身近にスポーツを楽しめる

環境づくりなど、スポーツ行政の今後の展望についてお聞きいたします。

以上で１回目の質問を終わります。

○南野直司議長　暫時休憩します。

（午前１１時５４分　休憩）

（午後　０時５９分　再開）

○南野直司議長　再開します。

答弁を求めます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　日本共産党議員団を代表されましての増永議員の質問にお答えをいたします。

先ごろ、国では介護保険制度の見直しというのがございました。いろんな内容がありますけれども、その一つに、利用者の３分の１に当たる要支援１、２、これは来年度から各自治体でやるようにとの内容のものがございます。それに先立って、国や府から大きな幅で権限の移譲というのがあったと思います。権限の移譲は結構なことですけれども、お金と、そして、物じゃなくてマンパワーが同時についてくると、これは移譲になるんですが、これが伴いませんと押しつけになりかねませんが、まさにそういう傾向なきにしもあらずでございます。そんなことで、先ほどご質問の中にも出ていましたけれども、どうやら人口２０万人から３０万人の都市を理想としますか、想定してやっているのではないか、ある程度急に言われても融通がつくといいますか、スケールメリットが働く市の規模等々のように思ってやっているのかと。そういうことにもしなるとするならば、我々の１０万人未満のこういう弱小自治体はそんな悠長なことを言っておられないわけであります。そういう意味では、限られた財源、限られたマンパワーといいますか、限られた条件の中でいかにこれを全うしていくか、よっぽどしっかりと引き締めていかないかんという思いを持っていることも事実でございます。こういったことについては、我々は市長会を通じて、国に対して強くその問題意識について抗議といいますか、要望しておるところでございます。

それから、もう議員もご承知と思いますけれども、こうして毎回各議員等々からいろいろとご指摘をいただき、ご質問、ご提案、ご要望をいただきます。また、１年を通じて、各種団体、いろんな方からたくさんたくさんのご要望をいただくわけですね。それを踏まえて予算を組みます。その内容がこれなんですけれども、各課がいろんな要望を受け入れて予算要求をしてまいります。今年度の場合は、それを全て吸い上げますと、今年度の可能な収入に対して約６０億円前後不足することがわかりました。答えは簡単でありまして、この全ての要求を満たそうと思えば、この６４億円を基金を取り崩して入れたら、それで済むわけなんですね。ちょうどそのとき、基金は７０億円前後だったと思いますので、できんことはないといえばそれまでなんですけれども、しかしながら、６４億円取り崩してしまったら、あと残るのは１０億円前後でございます。大盤振る舞いして、これに経常費が毎年つきまとってまいります。来年もまた同じようなことがあるとするならば、そしてまた突発的なことが起こるとするならば、恐らく再来年ぐらいでもう財政はもたなくなってしまうおそれもございます。そういう意味で、泣き言を言っているのでないんですけれども、いろんな皆さんのご要望、ご意見等々、ご提言の中からしっかり耳を傾ける中、その最大公約数をつくっていかざるを得ない、これが今、私、

行政の立場でございます。

そんなことで、これからいろんなご指摘をいただいたことについてご答弁申し上げますけれども、ご納得いただけないかもわかりませんけれども、今後ずっと続いていくこの摂津市、持続可能なまちづくり、福祉、教育、これをしっかり構築していくためにも、足らざるは補うといいますか、過ぎたるは見直す、そんなこともしっかりしていかなくてはならない、これが第５次行革の精神でもございますが、そんな思いを持ちながら答弁をさせていただきますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

初めに、アベノミクスの市民生活への影響の認識についてのご質問であったと思いますけれども、アベノミクスの３本の矢が放たれ、株価や有効求人倍率などの経済指標が示されております。一方で、大企業を中心に業績が改善したものの、その効果が家計に及んでいない、年明けからの株価の乱高下による日本経済の先行きへの懸念の広がりから、将来への不安から支出を手控えているという世論の声もあるようでございます。

我々基礎自治体には、人口減少、少子・高齢化などへの対応をはじめとする社会保障政策や、市民が安全・安心を実感して暮らせるための地域医療・福祉及び消防などのセーフティネットの充実など、市民生活を停滞させることなく安定して運営することが求められています。本市におきましても、景気の影響を受け、市税収入をはじめとする歳入において、増収につながっているものもございますが、平成２８年度予算は、その増収分を子ども医療費助成の拡大、学力向上に向けた学校環境整備、防犯カメラやＡＥＤの増設など、健康、子ども、安全・安心に重点的に配分をし、未来に向けた積極的な予算になったと思っております。今後も、国の新たな支援策の動向にも注視し、しっかりと将来を見据え、モットーであります「やる気」・「元気」・「本気」、そして「勇気」を持ってまちづくりに当たっていきたいと思います。

市民生活への影響の認識の２番目の質問でございますけれども、本市の人口ビジョンの総合戦略についての質問でございますけれども、現在策定中の摂津市人口ビジョンでは、２０６０年の目標人口を７万２，０００人と定めるとともに、摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、この目標に向け、将来の方向性として「安心と活力があしたへとつながるまちせっつ」を掲げております。これは、本市に今ある資源や、これまでの基盤整備、産業集積の流れを生かし、摂津市の仕事と人の好循環を広く生み出すこと、さらには、少子・高齢化を食いとめるために、若い世代や子育て世代をターゲットにした施策の発展的継承を目指すものでございます。

今後、国や大阪府ともしっかりと連携しながら、中長期的視点から、地域が抱える課題解決に向けて、将来を担う子どもが安心して健やかに育つことができる「小さくてもキラリと光るまち摂津」をつくり上げてまいります。将来にわたり持続可能な地域形成を目指した取り組みを推進し、次の世代に引き継いでいくことが我々の責務であり、住民福祉の増進につながるものと考えています。

続いて、第５次の行政改革実施計画と財政運営についての質問でございますが、本市の財政構造の特徴の一つとして、市税収入が歳入の大半を占めているという点がございます。その市税収入は、景気や国の税

制改正などの外部環境の変化に大きな影響を受けやすくなっております。また、基金を温存することができていますのは、これまでの数次にわたる行財政改革を実行してきたことや、臨時的な収入によるところが大きな要因でございます。このような本市の財政構造では、財政危機を数年先延ばしにできる程度でありまして、本市の財政状況はいまだ楽観視できない状況であることを強く認識する必要がございます。市民生活を守るためには持続可能な財政運営が必要であり、我々基礎自治体は、時代や環境に対応して変わり続けなければなりません。今後も、市民目線、弱者の視点を大切にして、市政のかじを取り、第５次行政改革を着実に進め、市民により質の高いサービスを提供してまいります。

続いて、憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言都市としての今日における姿勢についてのご質問でありますが、安全保障関連法につきましては、法案成立後もいろいろな立場からご意見が交わされ、運動もされていることについても認識はいたしております。憲法第９９条、公務員の憲法擁護義務については、本市では、昭和５８年３月に憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言を行っております。その趣旨にありますように、今日の混迷する世界情勢の中、世界の平和は人類共通の願いであり、人類生存に不可欠な要件であることを認識しております。

我が国においては、世代交代が進み、戦争の実体験の話に触れる機会が少なくなってきておりますが、平和への思いを次の世代にしっかりと引き継ぐことは我々の責務であると考えており、戦後７０年、被爆７０年の昨年には、被爆ピアノコンサートや広報で戦争体験等を掲載するなどの平和施策を展開してまいりました。本年も引き続き、平和月間を中心に、憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言の取り組みを進めてまいります。

市民主体のまちづくりについてのご質問でありますが、現在、市民が主体的に取り組む活動の支援として、各地域の連合自治会に対する地域活性化補助金や公益活動に対する市民公益活動補助金の制度を設けております。今後も、補助金だけでなく、さまざまな面において活動支援の充実を図ってまいります。

また、協働の一つとして、市民の皆さんが市政に関心を持ち、企画立案段階から審議会や懇談会に参画することは、協働のまちづくりを推進するためには非常に重要であると考えております。旧味舌小学校跡地の利活用につきましては、これまで市民の皆さんとの懇談会でご意見、ご要望をお伺いし、また、多くの署名をいただいております。平成２８年度には公共施設の総合管理計画を策定してまいりますが、持続可能な行政運営を第一に考え、皆さんの意見に耳を傾けつつ、最終的には市民の代表であります議会の皆さんにお諮りし、結論を出してまいりたいと思います。

続いて、校区ごとのまちづくり懇談会についてのお問いでございます。

本市におきましては、各地域に連合自治会が組織され、日常的な地域福祉や防災・防犯などの活動を通じて、地域住民からのさまざまなご意見やご要望をいただいております。また、議員からご紹介のありました地域防災計画の取り組みなど、課題に応じて地域において説明会、懇談会やワークショップなどが開催され、地域住民と行政が一緒になった話し合いなどが実施されています。そのほか、各種団体・機関やメー

ル等による個人からなど、さまざまなチャンネルを通してご意見、ご要望をお聞きし、まちづくりを進めるに当たっての参考とさせていただいております。したがいまして、改めまして校区ごとのまちづくり懇談会を設けることはございません。

続いて、男女共同参画について、特に、若年女性の失業率の高さや家庭内での生活実態、ＤＶ被害など、女性問題に対する市の見解についてのお問いでございますが、非正規雇用労働者やひとり親家庭などは、その多くが女性であり、若年女性が生活上の困難に陥りやすいということは認識をいたしております。このことは、若年層だけではなく、高齢単身女性もまた同様に困難な状況に陥りやすいことも認識をいたしております。また、家庭における生活実態については、女性が育児や介護を一手に担っておられたり、ＤＶ被害に遭われたり、今なお一人で悩んでおられる方もおられると考えております。

本市においては、男女共同参画センターを中心に、複雑で困難な状況を抱えた方や、どこにも相談する場所がない方についての相談体制を整備し、関係する部署や関係機関と連携して支援に努めてまいりました。今後も、男女共同参画の視点で、女性の地位向上等々、しっかりと目を向けていきたいと思います。

次に、災害・防災対策についてお答えをいたします。

最初に、避難場所の確保の状況ですが、市が協定を締結しております民間の施設は、現在、民間マンションや事業所、１７の施設がございます。今年度より、地域防災マップづくりを通じて、自治会みずから緊急一時避難場所を確保していただく取り組みを進め、多くのマンションや事業所に承諾していただいております。しかし、地域によって不足している状況もございますので、継続して推進してまいります。

次に、耐震化の状況についてですが、小中学校やスポーツセンター、公民館などから優先的に耐震化を進めております。公共施設の耐震化率は９３．３％となっております。また、民間住宅については、耐震化率は平成２７年１２月末までの推計で７６．９％となっており、耐震診断及び改修の普及啓発に取り組み、引き続き耐震化を促進してまいります。

次に、機構改革に伴う防災体制についてですが、今回の機構改革に伴い、これまで浸水対策においては土木下水道部が主軸となっていましたが、建設部と上下水道部へと移行いたします。これらを含め、関係する各部と協議を行い、地域防災計画での災害対応の班編成の見直しを現在取り組んでおります。災害時に支障がない体制を整えてまいります。

環境を大切にするまちづくりについてでありますが、東日本大震災による福島原発の事故が地域住民に甚大な被害を与えたことは十分認識をいたしております。私は、安全・安心をまちづくりの基本にしてまいりました。殊、エネルギー問題に関しましても、市民の安全・安心が第一であることには変わりございません。国の第４次エネルギー基本計画においても、安全性を前提とした上で、再生可能エネルギーの積極的推進がうたわれております。本市におきましても、リサイクルプラザやコミュニティプラザなどに太陽光発電システムを率先導入してまいりました。今後につきましても、公共施設へ太陽光発電システムを導入し、再生可能エネルギーの活用を図っていきたいと思います。

安全・安心・快適を実感できるまちづくりにおける生活道路等々の安全対策についてでありますけれども、まず、生活道路の安全対策につきましては、日々道路パトロールを実施し、路面の損傷状況や道路附属物である横断防止柵や道路反射鏡等を目視により安全確認を行い、危険箇所の早期発見・早期補修により事故防止に努めているところであります。また、摂津警察署とも連携をとりながら、横断歩道やセンターライン等の路面標示の復旧や、危険性の高い交差点における注意喚起標識を新たに設置するなど取り組んでいるところであります。昨年は、一部地域において、公安委員会によりゾーン３０を指定するなど、通過交通車両への速度抑制にも取り組んでまいりました。今後も引き続き、生活道路における安全対策に努めてまいります。

次に、公共交通の充実に向けた取り組みにつきましては、これまでに市内循環バスは、府道十三高槻線の側道開放に合わせ、阪急正雀駅周辺まで運行ルートを延伸しているとともに、運行時間も、朝夕の通勤・通学時間帯においても延長して改善を図り、利便性の向上に努めているところであります。今回の改正内容は、運行している車両の耐用年数経過に伴う車両切り替えによるものであり、バス事業者からの申し入れにより、現行の小型車両から中型車両へ移行するものであります。中型車両へ移行することで庁舎敷地内の運行が困難となることから、利便性の低下を最小限度にとどめるため、大阪中央環状線側道のポリテクセンター関西前にあるバス停を利用するものでございます。今後も、費用対効果も考慮に入れながら、市民ニーズに応えるよう、利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

ＪＲ千里丘西地区再開発と阪急京都線の連続立体交差事業についてでありますが、ＪＲの千里丘西地区再開発につきましては、現在、準備組合におきまして、地権者に対し個別に意見を聞くなど、事業推進に向け精力的に取り組まれているところであります。また、阪急京都線の連続立体交差事業につきましては、平成２４年に大阪府の社会資本総合計画にも位置付けられ、事業に向け第一歩を踏み出したところであります。いずれの事業につきましても、まだまだこれからの事業であります。期間を要する事業でありますが、本市の長年の夢であり、安全・安心のまちづくりを進める上では必要不可欠な事業でありますことから、財政の厳しい折ではありますが、今後の社会情勢を見きわめながら着実に事業が進められるよう取り組んでまいります。

中小企業支援策についてでありますが、バブル崩壊後の長引く経済低迷から脱却し、日本経済を回復すべく、アベノミクスによりさまざまな経済政策が行われており、企業収益が改善し、賃金も上昇するなど一定の効果もあらわれてきていると言われておりますが、我々地方のまちまではまだまだ届いていないのが現状でございます。本市には多くの企業が集積し、さまざまな分野で活動されています。中でも全体の９割を超える中小・小規模事業所が、おのおのの強みを生かしながら継続した事業展開ができることが喫緊の課題であると認識をいたしております。中小企業・小規模企業基本条例につきましては、現在、大阪府のほか、府内１３市が、名称は異なりますが、制定されていることは承知いたしております。これからの中小・小規模事業所の振興、活性化を図る上で、その有用性、実効性等について研究してまいりたいと考

えますが、まずは、第４次総合計画及び産業振興アクションプランに基づき、引き続き種々多様な支援を講じてまいりたいと考えております。とりわけ、平成２８年度におきましては、融資制度の充実、企業立地促進制度の改正により、経営基盤の強化や事業拡大、雇用促進のための支援を行ってまいります。

国民健康保険料についてでありますが、国民健康保険特別会計につきましては、平成３０年度から国保制度の広域化、そして、特別会計としての原理原則を鑑みると、財政の健全化がより一層求められてきております。一方、保険料率の改定につきましては、社会経済状況や市民生活に与える影響も配慮していかなければなりません。そのような中、財政の健全化と市民生活への影響とのバランスを図り、平成２８年度の国民健康保険料を据え置くことといたしました。

要支援者に対する専門的サービスや事業所に対する報酬の維持等々についてでございますけれども、本市におきましては、平成２９年度より、市町村事業として、要支援者に対する訪問型サービスや通所型サービスについて実施する予定であります。現在、サービスの構築を関係機関と協議を行いながら進めているところでございます。国が示している専門的なサービスである現行相当のサービスにつきましてはそのまま残しながら、サービス体系の構築を図っております。また、報酬につきましては、当事業の上限枠が国の法令により定められていることから、緩和した基準によるサービス等については、近隣市の動向を勘案しながら報酬単価を決定してまいりたいと考えております。

障害者の施策についてでありますけれども、本年４月から、障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法の施行に向けて、法的義務となる合理的配慮の基本的な考え方や、不当な差別的な取り扱いの禁止など、大切な課題であると認識をいたしております。そのため、職員対応要領を作成する一方で、本年１月に管理職対象に障害者差別解消法の研修を実施いたしました。また、障害者の雇用に向けて、庁内の補助的な業務を集積し、障害のある非常勤職員が作業を行う「チャレンジド　オフィス　せっつ」を設置し、市が率先して障害者の就業支援に取り組んでまいります。第５次行政改革の中であっても、福祉的な視点を忘れず、最も弱い立場の方の支援についてはしっかりと守ってまいりたいと考えております。

生活保護基準の引き下げへの対応と実施体制の整備についてでありますけれども、保護基準につきましては、過去３年間で段階的に見直されました。そして、昨年７月から住宅扶助、１１月から冬季加算が見直され、被保護世帯の方々は少なからず影響を受けているものと認識をいたしております。今回の住宅扶助基準改定などで日々の生活に影響を受けられている方々に対しましては、ケースワーカーが家庭訪問等を通じて生活状況を個別にきめ細かく把握し、丁寧な支援を続け、健康で文化的な最低限度の生活が守られるよう努めてまいります。また、現場で被保護世帯の方々と直接接する我々基礎自治体といたしまして、生活保護制度がより充実した内容になるよう、改善案など、国に要望をしていきたいと思います。

ケースワーカーの実施体制につきましては、過去より行政改革で本市の職員定数を削減しているところでございますが、必要

なところには重点的に増員するよう、めり張りをつけた職員配置計画を進めております。

次に、地方税における納税猶予制度の見直しについてでありますが、この見直しにつきましては、平成２６年度の国の税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保するといった観点から、新たに納税者の申請に基づき、換価の猶予、借り換えの猶予をできることとするなど、国税における猶予制度が見直しされたことを受けて地方税法が改正され、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとなったことから、本市も市税条例の一部改正を今定例議会に上程させていただきました。今回の改正で、納税者からの申請により換価の猶予を求めることが可能となりますが、申請の対象者は、納税について誠実な意思を有する者で、一定の要件に該当する場合に、１年以内の期間内に限り、滞納処分による財産の換価の猶予が認められる場合や、担保提供の条件が緩和されています。したがいまして、納税者より徴収の猶予や換価の猶予の申請がありましたら、さらに丁寧な納税相談を行い、負担の軽減が図られるよう、市民の生活実態を的確に把握し、その内容を審査して適切に判断してまいりたいと考えております。

最後に、総合体育館についてのご質問でございますけれども、本市の夢づくりとして安威川以南に整備を予定しております総合体育館でありますが、市制施行５０周年に当たる平成２８年度には、基本構想・基本計画を策定してまいります。

総合体育館の位置付けでありますが、スポーツ施設でありますので、スポーツを通じた地域のきずなづくりや、大規模な大会が開催できる環境整備、そして、次世代を担う子どもたちのスポーツを通じた健全育成の場として、その中心的な役割を担うことや、防災機能面では、万が一の浸水被害などに備え、避難所の機能を持たせることで、市民の皆さんの安全・安心を確保する役割も大きいものであると考えています。

また、屋外スポーツに対しては、さまざまな影響が考えられますが、総合体育館の整備と併せて総合的に検討していかなければならないと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○南野直司議長　教育長。

（箸尾谷教育長　登壇）

○箸尾谷教育長　教育委員会所管分についてお答えさせていただきます。

公立保育所の民営化についてのご質問でございます。

公立保育所は、行政が就学前の子どもや家庭の状況並びに保護者の考えなどを直接把握することができる施設であるとともに、就学前教育・保育の充実や、小学校教育との連携を図るための企画立案と、その有効性を検証するという役割を担っています。

正雀保育所民営化につきましては、現在の安威川以北地域の待機児童数、老朽化している施設の現状、公立保育所への補助制度の廃止等を踏まえ、施設建替えによる保育環境の充実・改善を図り、年々増加している多様な子ども・子育て支援ニーズに対応するため決定したものであり、その方針が変わるものではございません。近年の多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、民間活力の導入により、より効果的、効率的に保育所運営を行うことは、本市の子育て支援施策の充実につながるも

のと考えております。今後も、市として保育環境の充実に努めてまいります。

次に、学童保育校務員業務の民間委託についてのご質問でございます。

学童保育は、児童福祉法において、適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図る事業とされています。また、学校校務員業務は、児童・生徒が安全で安心して快適に学校生活が送れるよう、学校施設を維持管理し、教育環境を整備するものでございます。第５次行政改革実施計画の民間委託の推進におきまして、民間に委ねるほうが経費面、サービス面ともに効果的な行政サービスは民間委託を導入する旨を掲げており、両事業ともその方針とアクションプランであるロードマップに沿って進めてまいります。なお、学童保育の運営に当たり、学校や保護者などとは常に連携を行ってきており、今後もその視点は重要であると認識しております。

続きまして、子育てへの経済的支援の強化についてのご質問にお答えいたします。

子育て支援の充実に当たって、現在策定中のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、教育・保育環境の充実、地域での子育て支援の充実、親と子の健康支援の項目を設け、さまざまな施策を通じ、市全体で支援することとしております。また、国における子どもの貧困対策におきましても、発達・成長段階での切れ目ないつなぎ、教育と福祉のつなぎ、関係機関や地域とのつなぎが重要であるとされており、子どもを取り巻くネットワークを充実させ、総合支援対策を進めていく流れとなっております。本市でも、その観点から、総合支援対策に重きを置いて子育て支援の充実を進め、定住の促進を図ってまいります。

次に、少人数学級に対する考え方についてでございます。

学校現場を取り巻く課題は、複雑化、また深刻化し、解決に至るには困難なケースも多くあることから、教職員の業務内容は拡大し、多様化している現状は認識しております。ＯＥＣＤ国際教員指導環境調査（ＴＡＬＩＳ）によりますと、日本の教員の１週間当たりの勤務時間は５３．９時間で、調査に参加した３４か国・地域の中では最長と報告されております。このような状況を克服するための手だての一つとして、教員の増員は重要であると考えており、３５人学級の早期実現のため、標準学級定数の引き下げや新たな教職員定数改善計画案の早期実現などによる必要な教員の配置について、これまでから、大阪府都市教育長協議会から文部科学省や大阪府に対して要望してきているところです。

学級定数を何人まで引き下げればよいかについては、子どもたちの集団としての活動を考える際にさまざまな意見がございますが、一人ひとりへのきめ細かな指導体制の構築のために、まずは小中学校全学年での３５人学級の実現に向けて今後も要望を続けてまいりたいと考えております。

学校給食についてのご質問にお答えいたします。

学級給食は、児童及び生徒に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくことを目標に実施しております。

本市におきましては、昨年６月から、中学校において、事情等により家庭から弁当を持参できない生徒に安心・安全で栄養バランスのとれた食事を提供することを目的としたデリバリー方式選択制給食を実施し

ております。成長の著しい児童・生徒にとって食は大切なものであることから、今後も、学校給食を通じて食育の推進を図りながら、学校給食の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○南野直司議長　増永議員。

○増永和起議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

まず、情勢をどう見るかについてですが、アベノミクスへの見解等は一致しませんが、現在、市民や中小企業が厳しい状況にあるという認識はしていただいていると思います。弱者の視点を大切にとのご答弁でした。その上に立ってお伺いいたします。

まず、市民主体のまちづくりについてです。

市は、３年前に策定した協働と市民公益活動の指針の中で、互いの特性を認識・尊重しながら、共通の目標を達成するために対等な立場で連携・協力することと定義づけ、市民との協働を強調してきました。しかし、昨年のまちづくりに関する市民意識調査では、「協働という言葉を知らない」が驚いたことに６３．２％でした。この結果を真摯に受けとめ、改めて協働の定義の立場に立つべきではないでしょうか。パブリックコメント、ワークショップなど取り組まれていますが、ガス抜き、意見を聞くポーズだけと言われないよう、事業の根幹にも市民の意見を吸い上げ、一度決めた方針でも見直すべきことは見直すことが必要ではないでしょうか。その指摘の上に、再度、旧味舌小学校跡地活用の問題で、市民の皆さんとの話し合いをされることを要望します。ご答弁をお願いいたします。

男女共同参画についてです。

女性の置かれている厳しい実態について、意識調査だけではなく、貧困問題を含めた実態調査が必要ではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

男女共同参画社会は、人権を尊重しながら、性別にかかわりなく個性と能力を十分発揮できる社会であるとされています。これは、性的マイノリティーの方々の人権尊重にも通じる考え方だと思います。性的マイノリティーの問題にも取り組んでいただくよう要望といたします。

次に、安全・安心を実感できるまちづくりについての質問です。

機構改革を行っても災害時に支障のない体制を整えるというご答弁でしたが、この間の行政改革で人員削減を行ってきたわけです。今後も削減計画を進めながら、本当に災害時に支障がない体制がつくれるのでしょうか。マンパワーの確保が必要です。見解をお伺いします。

環境を大切にするまちづくりについてです。

原発と人類は共存できない。環境を大切にするならば、原発はゼロにすべきです。市長としても声を上げていただくことを要望しておきます。

また、ＪＲ東海の地下水汲み上げは、摂津市の環境を壊す重大な問題です。三好議員も質問をされましたが、市民の安全・安心を守る立場で最後まで取り組んでいただくことを要望いたします。

バス交通の問題は、高齢化などで需要が高くなっています。さらに充実を図るよう求めます。

次に、くらしと営業を守るまちづくりについてです。

下請中小企業や労働者保護のための公契約条例についてのお考えをお聞かせくださ

い。

今回、摂津市の企業立地等促進条例改正案には事業者の責務が盛り込まれています。下請企業や労働者の保護を企業に求めることが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

融資制度拡充は高く評価します。内容をお聞かせください。

住宅リフォーム助成制度は、波及効果が高い実効的な施策です。全国に広がり、大阪では泉佐野市が府下５番目の自治体として今年４月から実施します。住宅リフォーム助成制度についてのお考えをお聞かせください。

国民健康保険料に関してです。

広域化のために財政の健全化をと言われますが、国は、広域化に向けて、低所得者数に応じて１，７００億円の財政支援を行っています。これは全国知事会が広域化の条件として要求し続けたものです。高過ぎる国民健康保険料引き下げのためのもので、被保険者一人当たり５，０００円の値下げ効果があると国も言っています。これを受け取りながら、値上げが本来という姿勢は広域化を名目にしても言えないことではないでしょうか。ご答弁をお願いします。

介護保険要支援者に対する新総合事業についてです。

現行のサービスと緩和した基準によるサービスを考えているとのことですが、緩和した基準というのはヘルパー資格のない雇用労働者等によるサービスです。要支援の方々から専門的支援を取り上げるものです。導入すべきではないと考えますが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

障害者施策についてです。

第５次行革によって障害者の入院時食事療養費は非課税世帯のみとされますが、どれくらいの影響が出るのか教えてください。

生活保護についてです。

住宅扶助限度額引き下げによって、今まで住み慣れた家を引っ越さねばならないのではないかと不安を持たれている方が多くいます。一人ひとりに寄り添った対応、そのためにも、ケースワーカーの増員、専門性、資質の向上を再度求めます。現在の体制についてお答えください。

地方税における納税猶予制度についてです。

今回の改定の趣旨が納税者の負担軽減にあること、摂津市として、さらに丁寧な納税相談を行い、負担の軽減が図れるよう取り組んでいくというご答弁でした。市民に寄り添った対応を強く要望しておきます。

次に、子育て支援と教育の充実について質問いたします。

正雀保育所についてです。

事業者の直前での辞退で保護者も子どもたちも大きな影響を受けますが、それに対するケアが必要です。情報を知らせ、保護者の声に耳を傾けるためにどのようにされるのか。保育士の配置と体制、つなぎ期間のみとなる保育士のモチベーション、次の受け入れ事業者の選定や時期、引き継ぎ期間、老朽園舎の建替え、今後の定員増についてもお聞かせください。

学童保育の民間委託についてです。

学童保育は、子どもたちの生活の場であり、成長の場です。経費や効率で判断するのではなく、保育内容や指導員の専門性向上に市が責任を持つべきです。民間委託について、保護者との懇談内容をお聞かせください。

また、条例に位置付けられた学童保育の充実、保育時間の拡大や高学年への拡大、障害児の受け入れ、指導員の専門性向上、学校、保育所との連携はどうするのか、また、それらを密にしようとすれば、偽装請負の問題も出てきますが、どうお考えなのか、お聞かせください。

学童保育・校務員業務の民間委託はすべきではないことを再度申し上げておきます。

子育てへの経済的支援の強化についてです。

子育て支援策の充実を進めると言いながら、子どもの入院時食事療養費の補助を廃止したことは問題です。さらに、今回、ひとり親家庭の入院時食事療養費も非課税世帯のみにするとのことですが、影響額をお聞かせください。

就学援助金の入学前の給付、クラブ活動など給付費目の拡大のお考えはないか、お聞かせください。

子どもの貧困問題で、大阪市が６万人の実態調査を行うと報じられていますが、摂津市でも実態調査ができないか、お聞かせください。

民族学校で学ぶ権利を経済的に奪うことになる補助の廃止はやめるべきです。

少人数学級についてです。

摂津市独自でも教職員を採用し、全学年での３５人学級に取り組むべきだと考えますが、いかがでしょうか。

学校給食についてです。

選択制の中学校給食では、経済的に苦しい家庭は注文できません。就学援助の対象にすべきです。食育推進のかなめである栄養教諭は、衛生指導も含め、小学校、中学校全てに配置すべきです。とりわけ民間委託校には必要です。現状と今後のお考えをお聞きします。

以上で２回目の質問を終わります。

○南野直司議長　答弁を求めます。総務部長。

○杉本総務部長　公契約条例の考え方についてのご質問があったと思いますので、私のほうからお答えをいたします。

労働者の適正な労働条件の確保については、中小企業、特に小規模・零細企業の振興等の法律や労働基準法等、さまざまな現行法の制度の適正な運用により、まず対処していくものであろうかとは思っております。私ども自治体が条例で定めて解決するということでなしに、まず国が公契約に関する法律の整備の重要性等を認識いただいて、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠であろうとも考えております。これについては、市長会等を通じまして国にも要望してきているところでございます。

しかしながら、公共事業や公共工事の品質の確保と将来の担い手が確保されるような適正な労働環境の整備の必要性は当然我々も認識しております。ご提案の公契約条例や、例えば市の公共工事に対する契約の発注方法であったりといったさまざまな手法があると考えますので、よりよい労働環境をつくっているかについてのそういった国、他市町村の動向とかやり方にも十分注意をして研究をしてまいりたいと考えております。

○南野直司議長　市長公室長。

○乾市長公室長　それでは、質問番号２の（１）市民主体のまちづくりの協働についてのご質問にお答えしたいと思います。

本市は、「みんなが育む　つながりのまち　摂津」の実現に向けまして、協働を理念に掲げて取り組んでいるところでございます。この協働の意味するところは、本市

にかかわるみんなが自主性・自発性を持って、互いの特性を認識、尊重しながら、まちづくりという共通の目標に向かって、協力や連携、連絡をしながら取り組むことでございます。とりわけ、市域がコンパクトな本市にとりましては、顔が見える関係性は大きなメリットとなります。多様な市民、団体、それぞれの得意分野を持ち寄り、まちづくりを進めることで、本市は一層活性化し、さらに立場を超えて人間関係が深まることで、「つながり・絆」へと結びつくものと確信をしております。政策形成段階における市民参加などはもちろん非常に大切でございますが、これは協働の一場面でございます。市民の皆さん、団体の皆さん、それぞれに得意なものをお持ちでございます。それぞれの立場を尊重しながら得意分野をまちづくりに生かしていただくことこそが協働のあるべき姿であると考えております。

それから、質問番号２の（３）男女共同参画にかかわる質問でございますけども、本市においては、女性からの相談場所として、平成２２年から男女共同参画センターに相談室を設置しております。弁護士による法律相談やカウンセラーによる面接相談のほか、女性問題専門の相談員が常駐してさまざまな相談をお受けしております。相談内容につきましては、これまでほとんどがＤＶに関する相談でありましたが、平成２６年度、初めてＤＶ以外の相談がＤＶ相談を上回っている状況でございます。さらに、２７年度につきましては、これまでの専門相談員の相談を女性総合相談として周知・広報に努めましたところ、１２月末現在でＤＶ相談以外の女性問題に関する相談が１．５倍寄せられるなど、相談件数が急増しております。これは、これまで困難な状況に陥った方々がどこに相談していいのかわからなかったことに起因するのではないかと考えております。

実態調査につきましては、今後の課題の一つとして検討してまいりたいと考えておりますが、まずは相談内容の調査・分析をいたしまして、結果を施策に生かしてまいりたいと考えております。また、困難な状況にある方が相談したいと思ったときに相談できるよう、さらに相談室の周知を図るとともに、相談者一人ひとりに対応できるよう、他の相談機関との連携強化を図ってまいりたいと考えております。

それから、質問番号３の（１）の人員体制の関係のご質問があったと思うんですけども、災害時における職員体制につきましては、現行では、連絡所班、初期避難班を含めた緊急防災推進員として２１２名の職員体制を構築しております。もちろん、実際の災害の際には、これら緊急防災推進員以外の職員もオール摂津で対応することとなり、現状は問題ないものと考えております。しかしながら、災害の規模や程度によっては、災害発生後の時間経過の中での引き続きの対応の検討、さらには市役所の通常業務への継続的な対応の観点からも、さらなる検討が必要となってまいります。昨年、地域防災計画を見直しておりますが、今後、この計画に基づき、各種の対応マニュアルの策定を検討しており、さらには業務継続計画の策定も視野に入れております。これらへの対応の検討を通じて、国や他の自治体からの応援なども勘案しながら職員体制について見きわめてまいりたいと考えているところでございます。（「議事進行」と増永和起議員呼ぶ）

○南野直司議長　増永議員。

○増永和起議員　最初の協働の部分での私の

質問は、旧味舌小学校跡地活用の問題で市民の皆さんとの話し合いをされることというのに対してもご検討をご答弁いただきたいということでご質問しておりますので、そこの部分も答えていただきたいと思います。

○南野直司議長　市長公室長。

○乾市長公室長　味舌小学校の問題につきましては、以前からも申し上げておりますとおり、一から白紙に戻してその活用を市民の皆さんに問うということは、過去の答弁でも申し上げておりますけども、これからも考えておりません。我々が考えておりますのは、一応去年、コンサルからの調査の結果を受けまして、十分いろいろ議論もしたんですけれども、最終的には最大７，０００平米程度を売却の対象用地として検討し、最後は議会にお諮りして決めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○南野直司議長　生活環境部長。

○登阪生活環境部長　質問番号４の（１）中小企業支援策についての２回目のご質問にお答えいたします。

企業立地等促進制度における事業者の責務についてでございますが、従来から奨励金の対象となる指定事業者には、市内産業の発展に寄与することとして、企業間連携や雇用の促進、地域との協働について求めてきたところでございますが、このたびの条例改正において指定事業者の責務として明文化することによりまして、努力義務ではありますが、より実効性のあるものとし、雇用の拡大や地域貢献の促進につなげてまいりたいと考えております。

下請中小企業や労働者を守ることにつきましては、企業の持つ技術力の向上や継承、販路開拓なども重要なことから、技術習得のための研修会参加に係る補助、展示会等への出展補助を行っており、また、労働相談や法律セミナーの実施、関係法令の周知に係る広報など、引き続き必要な支援を行ってまいります。

事業資金融資についてでございますが、経営の安定化、設備投資による事業拡大、新たな雇用の促進につなげるため、このたび拡充を行うものであります。拡充内容といたしましては、融資限度枠を現行６００万円を１，０００万円に引き上げ、環境改善事業資金融資と合わせて最大１，２５０万円とすること、融資額によって異なりますが、融資期間を現行４年から最大７年、融資利率を現行固定１．２％を０．８と１％の２段階とする内容となっております。

住宅リフォーム助成についてでございますが、耐震化やバリアフリー化など目的にかなったリフォームに対する補助については、それぞれの制度の中で現在行われているところでございます。したがいまして、これまでも住宅リフォーム助成については実施する考えはないと申し上げてまいりました。今般、国が、一定の条件のもと、住宅リフォームに対し補助をする事業をスタートされたことから、今後、国の動向なども注意してまいりたいと考えますが、国の制度創設の趣旨につきましては、これまでも議員からご指摘のありました関連事業者の保護・育成の観点からの助成とは異なるものではないかと考えております。

○南野直司議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　それでは、くらしを守る制度の充実についての４点のご質問にお答え申し上げます。

まず、質問番号４の（２）のア、平成２８年度の国民健康保険料についてでござい

ますが、国保制度の安定化につきましては、広域化に先立ち、平成２７年度から、国保財政の基盤強化を図るため、毎年１，７００億円規模の財政支援の拡充が実施されたところでございます。これによりまして、議員ご指摘のように、被保険者一人当たり５，０００円程度の財政改善効果が見込まれているということで国から示されてございます。

また、一方で、法定外繰入を行っている保険者においては、法定外繰入の解消に寄与するものと示されております。本市におきましては、これまで法定外繰入により保険料の抑制を行ってまいりましたが、財政支援の拡充を活用いたしまして、法定外繰入の解消を図りながら財政の健全化を進めてまいるところでございます。

続きまして、質問番号の４の（２）のイ、介護報酬の総合自由化による新サービスの導入についてのご質問でございますが、平成２８年１月末現在、要支援者の認定者数は１，１３８人となりまして、多くの要支援者の方が重篤な状態にならないためにも、要支援者への介護予防サービスの提供は重要であると考えております。現在、要支援者の方が利用されておられるサービスが途切れることがないように、サービス体系の構築を図っております。国が示すサービス案においては、ボランティアによるサービス提供も視野に入れながらということで情報発信を行っておりますが、相当量のサービスを確保するには、事業者の協力をいただかなければ、継続して多くの使用者にサービスを提供していくことは難しいと考えております。担当といたしましては、平成２９年度より新たなサービスが順調に提供できるよう、介護事業者の代表の方とも報酬を含めたサービス体系の話し合いを行い、どのような報酬体系であればご協力いただけるかなど協議を重ねながらサービス体系の構築を進めているところでございます。

続きまして、質問番号４の（２）のウ、障害者の入院食事療養費についてお答え申し上げます。

国においては、入院と通院の食事代の公平性の観点から、平成６年から食材料費を、平成２８年４月からは調理コストを患者負担とする見直しを実施いたしております。

次に、障害のある方の入院時食事療養費の助成制度は、市の単独扶助の制度でございます。入院時の食事代の自己負担を全額助成するという制度でございます。入所施設や在宅生活をされておられる同程度の障害のある方は食事代を自己負担されていることとの公平性を考慮し、非課税世帯のみを対象とするよう制度変更を行ったところでございます。また、改正時期を医療証変更時期である本年１１月からとするなど、福祉的配慮も行っているところでございます。

ご質問の対象者の割合でございますが、入院する方の時期や期間は年度を追うごとにそれぞれ違いはございますが、平成２６年度では医療証の対象者の約２９％が非課税世帯であり、入院時食事療養費の助成額の約４０％が非課税世帯でございました。金額といたしましては約２２０万円でございます。

続きまして、質問番号４の（２）のエ、生活保護の実施体制につきましてお答え申し上げます。

住宅扶助基準につきましては昨年７月から改定され、本市におきましては半分程度の生活保護の世帯の方々が見直しにより影

響を受けております。今後につきましては、経過措置の適用期間中に、ケースワーカーが家庭訪問等を通じて被保護世帯の状況をきめ細かく把握し、通学・通勤・通院などに支障を来すおそれのある場合や、高齢者、身体障害者等で自立を阻害するおそれのある場合など、個別の事情による配慮措置の適用を検討し、従前の生活に支障を来さないよう丁寧な支援を続けてまいります。

お尋ねの生活保護の実施体制でございますが、現在、スーパーバイザーを２名、その下にケースワーカーを１０名、自立支援相談員を４名配属いたしております。専門職の配置状況につきましては、社会福祉士が３名、現在取得中の者が１名、精神保健福祉士が２名、介護支援専門員が２名、臨床心理士が１名、社会保険労務士が１名でございます。生活保護は対人援助が業務の中心となりますので、職員の人材育成につきましては、福祉現場の業務に携わる職員として、相手の立場に立って親身な対応ができるよう、日々の業務の中で課題や問題点などＯＪＴを積極的に実施することにより、資質と専門性の向上に努めている状況でございます。また、人事異動に際しましても、職員の性格等も考慮した中で、適材な人員配置に努めておるところでございます。

○南野直司議長　次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長　それでは、質問番号５の（１）のア、正雀保育所についてのご質問にお答えいたします。

先月１２日に社会福祉法人桃林会から正雀保育所運営事業者辞退届が提出されたことにつきましては、これまでさまざま準備を進めてまいりました教育委員会といたしましても、大変残念であり、遺憾であると捉えております。民営化によって建替えを図り、定員増を図っていくという、その方針自体は変わるものではございませんが、まず、現在、利用者、子どもと保護者の不安を取り除き、保育への期待感、今後迫ってくる民営化への期待感を抱いていただけるよう取り組んでまいる所存でございます。そのためには、保護者の声、思いを積極的に吸い上げていくことは大変重要であると考えております。

また、つなぎの期間というお問いがございましたが、この最長１年間が、つなぎの期間ではなく、子どもの成長にとって重要な最長１年の期間であり、保育所がその使命を十分果たせるよう、教育委員会としても支援してまいりたいと考えておるところでございます。現在、最長１年間の継続しての公立での運営に当たりまして、保育士の確保に努めておるところでございます。保育士不足の折、大変困難な状況ではございますが、先ほど申し上げた不安感を抱くことがないように努力してまいりたいと考えております。

新事業者の決定についてでございますが、先だっての追加議案の提案説明の際の質疑でもお答えいたしましたが、募集要項にございます次点繰り上げを軸に、現在、選定委員会を開催し、選定の話し合いを進めておるところでございます。不安を解消するためにも、引き継ぎ期間を十分に確保する、そういうことも私どもの目指しておることでございます。

なお、建替えのスケジュールにつきまして、以前ご説明申し上げている内容が変更されたということは現在ございません。ただ、この４月から民営化によって事業者が運営するということになっておりましたから、さまざまな、例えば大阪府との協議で

あったり、庁内での関係部局との調整というものも必要な状況はございます。今後、その調整について進めてまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、質問番号５の（３）のア、イ、市独自での教員任用による少人数学級についてのご質問にお答えいたします。

これまで、市独自での教員任用によって３５人学級を先行的に実施している府内の市の状況を調査してまいりました。現在、数市で実施されておりますが、市の規模や状況により、その効果には違いが見られるところでございます。もちろん一定の効果を上げている市もございますが、本市と規模の近い同様の市では、必要な教員数は確保できず、確保できても欠員が生じ、その補充ができない等の実態があると伺っておるところでございます。

また、もし本市で実施する場合には、任期つき採用であるかどうかにかかわらず、本市単独で教員採用選考等を行うこととなります。その際、本市の若干名の教職員人事事務担当者では対応し切れない状況も生じてまいります。よって、総合的に考えますと、現時点では実施は困難であると考えております。本市独自での教員任用によって３５人学級を実施するためには、府内での講師不足の状況が解消されること、事務局内の教職員人事担当を増員すること、また、予算を確保すること等が必要になると考えております。今後、課題対応を目的とした本市非常勤職員等の配置見直しも併せて検討し、本市独自での３５人学級の実現についての研究をさらに続けてまいりたいと存じます。

次に、質問番号５の（４）栄養教諭の配置についてのご質問にお答えいたします。

現在、小学校には栄養職員も含め５名、中学校には２名の栄養教諭または栄養職員が配置されております。学校教育法には、栄養教諭は児童・生徒の栄養の指導及び管理をつかさどると明記されております。現在、給食等を通して、児童・生徒が発達段階に応じて食に対してみずから進んで学ぶ姿勢、食育の推進などに取り組んでおるところでございます。

現在、大阪府の都市教育長協議会を通して、国や府に全ての給食実施校への栄養教諭配置を要望しておるところでございますが、安全な給食の実施、また食育の推進のために、栄養教諭の配置は必要なことと考えております。

以上でございます。

○南野直司議長　教育総務部長。

○山本教育総務部長　質問番号５の（１）のイ、学童保育の民間委託についてのご質問にお答えをいたします。

まず、保護者会との懇談等々についてでございますが、担当のほうといたしまして、摂津市学童保育連絡協議会及びホーム父母会等々と定例の場においてお話をさせていただいております。現時点では、ロードマップの考え方についてご説明をしているという段階でございます。保護者の皆様からは、やはり質の担保をいかにしていくんだというお話が出ておるということでございます。

次に、議員のほうからもご質問がありました質の担保、また、保育時間の延長等々、障害児の方の受け入れ等々でございますけども、同様に、我々が今検討いたしておりますのが、先ほど教育長のほうからもご答弁申しましたように、第５次行革における民間委託の推進におきましては、経費面、サービス面ともに効果的ということをまずうたっておるところでございます。

その中で、質の担保といいますとサービス面になろうかと思います。現時点での現学童保育が実施していることは、最低限、民間さんであってもやっていただくということを基本に今検討しているということでございます。それと併せて、質の担保といいますと、先般、条例も設置いたしました摂津市放課後児童等健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、ここにる運営に当たっての基準が書かれております。このことも一つ質の担保になろうかと考えております。また、府内八つの市において、既に民間で実施しておられる市がございます。そのあたりも先進都市を調査しながら、議員がご心配いただいております偽装請負等々にならないという手法を今鋭意研究しているところでございます。

続きまして、質問番号５の（２）子育てへの経済的支援の強化についてのご質問にお答えいたします。

まず、ひとり親家庭の入院時食事療養費の件でございます。

見直しに当たっての基本的な考え方は、先ほど保健福祉部長のほうからご説明があったとおりでございます。私のほうからは、この見直しに対しての影響というところでご答弁させていただきます。

非課税世帯とするという考え方を条例提案の際にもご説明させていただきました。今現在、ひとり親家庭の所得の状況を当方で把握している状況におきますと、約５６％の方が制度内に残るということで、非課税世帯でない方は約４４％に当たるという状況でございます。影響額で申しますと、２４年度、２５年度、２６年度の決算額を平均いたしますと約２０万４，０００円、その４４％ということで、約９万円の財源効果になるという状況でございます。

続きまして、就学援助の入学前給付の考え方でございますけども、以前は５月中旬から受付を行い、課税決定がされる６月以降に事務を進め、７月以降に決定を打っていたという状況でございます。現在は入学式直後から受付をさせていただいております。確定申告の控えであったり源泉徴収票をもとに４月中に認定作業を行って、可能なものについては５月に決定をしているということでございます。現在、この日程が精いっぱいであると考えております。

続きまして、同じく就学援助のクラブ活動費の考え方でございますけども、議員もご存じのように、平成２４年でしたか、所得の見直しを行い、項目を増やしたところでございます。それは、やはり所得の見直しを行うことで、より必要な方へということでの財源を移行したということがございます。今、ご質問のありましたクラブ活動費等々への拡大については、やはり財源確保が課題になってくるかと思っております。そのあたりを実施するのであれば、今以上の行政改革が必要になってこようかと考えております。

それと、子どもの貧困の実態調査、大阪市さんが６万人に対して調査をされると。私も新聞報道等々で認識をいたしております。ただ、この６万人が、大阪市が貧困と位置付けされた方を抽出して調査をされるのか、どのような形で６万人を抽出されたのか、まだ我々もわかっていないような状況でございます。ただ、大阪府におかれまして府内調査をするという情報もございますので、その辺のデータを頂戴しながら、我々としても子どもの貧困対策について注視をしていこうと考えております。

また、民族学校の考え方でございますけども、学校教育法第１条でしたでしょう

か、学校という種類がございます。民族学校におきましては、各種学校という位置付けでございますので、市としては単独扶助費になるということで、単独扶助費の見直しに該当しているというところでございます。

最後になりますが、質問番号５の（４）学校給食について、栄養教諭の配置については、先ほど次世代育成部長のほうからご答弁をさせていただいたとおりでございます。我々といたしましても、学校教育課と協議をしながら大阪府等々へ要望をしてまいりたいと考えております。

また、就学援助についての考え方でございますが、過去からのご答弁の繰り返しになりますが、現時点では検討していないという状況でございます。

以上でございます。

○南野直司議長　増永議員。

○増永和起議員　それでは、３回目の質問をさせていただきます。時間がありませんので、１点要望、３点の質問といたします。

まず要望ですが、今回、正雀保育所の民営化で受け入れを辞退した社会福祉法人桃林会の問題です。

桃林会は、摂津市の子どもや高齢者施策におけるさまざまな役割を担っています。今回の問題の経過、原因、社会福祉法人としてのあり方や今後の運営など、桃林会任せにせず、市としてもしっかりと調査をし、指導が必要なことは指導し、それらの説明を市民にしっかりとすべきです。早急な対応を要望しておきます。

質問の１点目、介護保険の新総合事業についてです。

２０１５年第３回定例会で、私の一般質問に対して、新しいサービス事業への市の考え方として、既存のサービス相当分は専門介護事業者に、簡易なサービスはＮＰＯやシルバー人材センターなどの事業所に、身近な高齢者が集えるサロンなどはボランティアや自治会、老人クラブなどにと答弁されていました。今回緩和したサービスも介護事業者に担わせ、その分の報酬は引き下げると方針を変えたのでしょうか。変えられたのなら、理由も併せてご答弁ください。

同じく、そのときのご答弁で、要支援認定者へのサービスは利用者の希望に合わせた選択ができるように進めたいともおっしゃっています。現行どおりのサービスを希望する要支援者には全員現行どおりのサービスを提供することに間違いないのかもご答弁ください。

２点目は、障害者の入院時食事療養費についてです。

障害が重いほど負担が増える応益負担を根幹に据えた障害者自立支援法は憲法違反だと全国で訴訟が起こされ、原告の勝利的和解の上に、２０１０年、国との間で基本合意が結ばれました。合意の中に、自立支援医療の利用者負担の問題とともに、収入認定は、配偶者を含む家族の収入を除外し、障害者本人だけにすることが挙げられています。国はこの基本合意をしっかり守ろうとしていませんが、合意は国が司法の場で約束した重い意味があるものです。今回、摂津市は、家族に課税者がいると入院時食事療養費の補助を廃止するとしています。これは基本合意の考え方に反するものです。障害のある方々は、入院治療が頻繁に、また長期に必要な方もおられます。食事療養費の負担は命にかかわる問題となります。たとえ国が守らなくても摂津市は守る、この姿勢が必要ではないでしょうか。金額も３００万円に満たないというわずか

な額です。

３点目のひとり親家庭の入院時食事療養費も同様です。削減額は今９万円ほどだとおっしゃられました。これを削ってどれだけの行革効果があるというのですか。子ども１人の母子世帯の場合、給料収入２０５万円だと課税世帯になります。月額、手取りで１５万円ほどです。こういう家庭で１０日も入院すると、食事療養費が１万円を超えてくる。大変なことだと思いませんか。ひとり親家庭医療費助成制度には、そもそも所得制限が設けられています。さらに制限を厳しくすべきではありません。

摂津市の単独扶助費は摂津市の良心だと考えます。第５次行革の名のもとに、わずかな金額でこの良心を投げ捨てていいのですか。非課税世帯を残したからいいというものではありません。市長が弱者の視点を大切にとおっしゃるなら、事業を継続すべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

何もかも全てを乗せろと言っているわけではありません。もちろん、行政の中で無駄なものは削り、見直す、こういうことは必要です。しかし、削るものはほかにあるのではないでしょうか。この弱者のための施策は継続すべきだと思います。

２点目、３点目は市長にご答弁願いたいです。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○南野直司議長　答弁を求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　それでは、私のほうから、質問番号４の（２）のイにつきましてのご質問にご答弁申し上げます。

介護保険の新総合事業につきまして、前回の答弁と食い違いがあるというご指摘でございます。今回のご答弁につきましては、緩和した要件の導入はするべきではないというご質問でしたので、私のほうのご答弁としましては、相当量のサービスを確保するためには、事業者に協力をいただいて提供したいというご答弁をさしあげております。その内容につきましては、以前と同様、例えば、現在「つどい場」とかの事業をしておりますけれども、そういった事業は例えばボランティアの方にやっていただくとか、ＮＰＯ法人の活用をさせていただきますとか、それは、そのことも含めまして介護の事業者の方と私は答弁したつもりでございますので、介護をあくまでも全体の中で担っていただける方にしていただくという意味でございます。

もう１点、現在の要介護認定の要支援を受けておられる方等、新たなチェックシートの話ではないかと思うんですけれども、これも以前にご答弁申し上げましたように、チェックシート等、簡易な形で今すぐ事業を受けたいという方には、今、新たに導入されるこの総合支援事業を適用させていただき、これまでどおり事業者によるサービスが必要な方については、認定を受けていただき、これまでの要支援の事業を受けていただくという形でございますので、これまでの答弁とは相違はございません。よろしくお願いいたします。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　増永議員の３回目の質問の２点についてお答えいたします。障害者の入院時食事療養費、ひとり親家庭入院時食事療養費についてのご質問だと思います。

冒頭にも申し上げましたけれども、持続可能な行政運営といいますか、福祉の構築、これも大切なテーマでございます。時代がどんどん変わっていく、新しいことに

対応していかざるを得ない、一方にこういった課題がございます。そこで、その原資を生み出すのには、新しいサービスを選択して、それで適切なカットと言ったらいけませんけれども、その資源はそこへ投入するという一つの理念があるのが第５次行政改革の取り組みです。当初、このひとり親家庭、お年寄り等々、入院費の云々にありましたけれども、私は、せめて非課税世帯は残すべきであるということで、全部がなくなるのではなく、非課税世帯、税金を納められていないところは残すべきであるということで残したというところにやっぱり目を向けていただきたいと。

９万円やからとか、いや、何十万円だと、額が多い少ないの話じゃないんです。理念はそういうことなので、このぐらいやったらせんでもええやないか、こんなんやったらやったらええやないかということではございませんので、持続可能な福祉の構築、行政を持続するために、時代に応じた新しいサービス、これにどんどんどんどん目を向けていかなくてはならない。額の大小を言われますと、なるほど、わずか９万円を何で削るねんと言われてしまえば、それだけを捉えられますと、それはほかにもあると思いますけれども、理念は理念として、そして、全部をばっさりと切ったんじゃなくて、何とかして残せるものは残そうという思いがここにはあることはご理解をいただきたい。今いろいろご指摘なさったこと、考え方については、今後、頭の中にしっかり入れてまいりたいと思います。

以上です。

○南野直司議長　増永議員の質問が終わりました。

次に、上村議員。（拍手）

（上村高義議員　登壇）

○上村高義議員　それでは、市民ネットワーク会派を代表いたしまして代表質問を行います。

私で今回の議会最後の代表質問になりました。今までの質問の中でも重複するところがありますけども、そのことも勘案しながら質問させていただきたいと思います。

本年度は市制施行５０周年の節目であります。５０年前、施行当初は、高度経済成長の真っただ中にあると同時に、人口増加も進んでおり、まさに、日々の生活は厳しいけれども、これからの経済発展に伴い生活も大いに豊かになると希望に満ちあふれた時代であったように思われます。しかし、５０年たった現在、生活の豊かさはそれなりに享受はできているものの、人口ビジョンに示すように、人口減少時代に突入し、先行きに大きな不安を抱いております。特に６５歳以上の高齢者が増える中で、生産年齢世代の減少、特に危惧されているのは、団塊ジュニアと呼ばれる世代の次の団塊ジュニアの時代、この世代の人口増加がないということが危惧されており、国を挙げての少子化対策に取り組んでいるところであります。

摂津市においても、人口ビジョンを策定し、摂津市独自のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、取り組もうとしているところであります。我々市民ネットワーク会派は、まさに老齢・高齢世代の実態を認識し、最重要課題として取り組んでいるところであります。長年、摂津市に住み、摂津市の歴史を見てきております諸先輩の必死な取り組みに感謝するとともに、次の世代へと引き継いでいかなければなりません。少子・高齢化社会の中、とりわけ少子社会はあらゆる分野に影響を及ぼしてまいります。扶助費の増大、労働力の問題、そ

して地域社会の崩壊等々危惧されております。そういったことを十分意識しながら質問をさせていただきます。

まず１点目、市民が元気に活動するまちづくりについてであります。

１の（１）情報発信力の強化についてお尋ねいたします。

現在の摂津市の情報発信力につきましては、摂津市の取り組み状況がタイムリーに新聞等々に報道されており、迅速な対応がされていると評価しておりますが、市民活動のさまざまな特徴ある取り組み状況がつぶさに発信されているかというと、そういう発信力が弱いように感じております。そこで、市長は市内のさまざまな活動にほとんど参加されております。市長の情報発信力についての見解をお聞かせください。

次に、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについてであります。

２の（１）吹田操車場跡地開発に伴う保育行政のあり方について。

吹田操車場跡地開発の中で、千里丘新町に８２４戸のマンション建設が予定されておりますが、当然、乳幼児世帯も入居されると思いますが、本地区での保育行政の考え方について、市長の答弁を求めます。また、保育行政を預かる教育委員会として、待機児童が増加傾向にある中での保育行政のニーズを勘案して、この地区での保育行政のあり方についての教育長の答弁をお願いいたします。

次に、２の（２）防災マップの取り組みについて。

洪水ハザードマップが作成され、実際の災害発生を想定した対応策を織り込んだのが防災マップと認識しております。洪水ハザードマップに浸水地域が示されたとき、鳥飼地区はほとんどの地域が床上浸水してしまう状況が示されております。大雨が降るたびに浸水の不安にさいなまれているのが現状であります。防災マップに対する期待は大きいものがあります。現状、モデル自治会を中心に取り組んでおられますが、その取り組み状況と今後の他の自治会への展開についてお答え願います。

３、みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについてであります。

３の（１）摂津市環境の保全及び創造に関する条例改正の方向性についてですが、本件につきましては、昨年の代表質問でも私はこれを行っていますし、また、一昨日の三好議員の代表質問の中でも触れられており、条例改正の内容については理解しましたので、私はＪＲ東海の新幹線鳥飼井戸掘削問題についてお尋ねします。

これは、訴訟中にもかかわらず、井戸を掘削し、試験揚水を行うなど、なりふり構わず井戸水活用計画を続行するＪＲ東海の行動に、多くの市民が憤りや地盤沈下の再発に不安を感じております。本件については、議会としても臨時議会を開催し、全員賛成をもって提訴を可決したものであり、摂津のまちづくりにおいて重要な案件であります。私も、裁判の開始以来、公開の口頭弁論には欠かさず傍聴に行っておりますし、当然、当事者となる地元自治会の代表の方々も欠かさず傍聴に行っております。

森山市長も、鳥飼で生まれ育ち、人一倍の愛着があるものと思われます。４月５日に予定されている第５回弁論準備を含め、９回の弁論が行われ、結審も近いと思われますが、一市民として、また、原告者の立場でもある摂津市長として最後まで戦い抜く覚悟はあるのか、改めてその決意も含めお聞かせをいただきたいと思います。

３の（２）公園のあり方について。

千里丘に防災機能を備えた明和池公園がこの４月に供用されますが、摂津市の公園全体を見渡したとき、防災機能を備えた公園が千里丘地区のみでいいのか、疑問があり、質問させていただいております。そこで、摂津市全体の防災機能を備えた公園のあり方についてのお考えと今後の方向性についてお聞かせください。

４、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて。

４の（１）公共施設敷地内全面禁煙についてお尋ねいたします。

今年から北大阪健康医療都市が動き出し、それに伴い健康づくり推進条例の策定も進められております。また、摂津市保健福祉総合ビジョンも策定中であり、２８年度から摂津市の新たな健康づくりがスタートしようとしております。また、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックに向け、禁煙化の動きがさらに加速されていくものと予想されております。そのような中で、摂津市も、他市に先駆け、公共施設敷地内も含めた全面禁煙に取り組むべきと思いますが、見解をお聞かせください。

４の（２）高齢者見守りについてであります。

昨年の代表質問で、ひとり暮らしの高齢者見守りについて質問し、きめ細やかなフェイス・トゥ・フェイスの対応をしていただくよう要望してまいりましたが、昨今のテレビニュース等々で、ひとり暮らしではない高齢世帯の問題がクローズアップされてきております。そのような中で、今回、７５歳以上の高齢世帯の見守りを開始するとのことでありますが、その経緯について説明をお願いします。

４の（３）（仮称）健康づくり推進条例について。

新たに（仮称）健康づくり推進条例を制定しようとしている経緯について説明をお願いします。

摂津市は昭和６０年に健康都市宣言を行っておりますが、過去の質問においても、私は健康づくりについてこだわって質問してきております。過去、摂津市は、健康せっつ２１を策定し、大阪府下でも他市に先駆け健康づくりに取り組んできております。その中で、健康体操やウオーキングコースの開設、健康器具の設置など、市民の協力を得ながら精力的に取り組んできております。なぜここに来てこの条例を制定するに至ったのかの経緯、意義、どのようなことを織り込もうとしているのかについてお聞かせください。

５、誰もが学び、成長できるまちづくりについてであります。

５の（１）就学前教育実践の手引き活用実態についてお尋ねします。

就学前教育につきましても何度か質問させていただいておりますが、就学前教育のありようによっては、学力はもとより、その人の人格形成にも大きく影響されるものと認識しております。教育委員会においても、その重要性を認識され、ゼロ歳から１５歳までの一貫した支援をするための機構改革を行い、取り組んできております。そこで、ゼロ歳から小学１年生を対象とした就学前教育実践の手引きの活用実態について、まずはお聞かせください。

５の（２）運動会組み体操の禁止についてお尋ねします。

運動会での組み体操で、ピラミッドなどが崩れ、児童が骨折するなどの負傷する事例が報告され、国会でも、組み体操に対する安全指針をつくるべく、超党派の議員連盟もでき、子どもの安全対応に国を挙げて

取り組もうとしております。組み体操を行うことでの充実感、達成感があるとの評価がある一方、負傷するリスクもあるわけで、私は子どもの安全を守ることが第一であると思いますが、摂津市の組み体操への取り組み状況と組み体操を禁止することへの考え方をお聞かせください。

次に、６、活力ある産業のまちづくりについて。

６の（１）空家・空き店舗についてお尋ねします。

まず、空家問題でありますが、私も市民から空家に関する相談をよく受けます。危ないとか、物騒であるとか、また、市に相談してもなかなか進まず、市政への不信感が募っております。全国的にも空家問題がクローズアップされてきております。空家に関する特別措置法も制定されてきておりますが、摂津市の空家の現状と取り組みについてお聞かせください。

また、空き店舗についても全国的に増加傾向にあるということで、各市さまざまな対応がとられておりますが、摂津市においてはどのような取り組みをされているのか、お聞かせください。

次に、７、計画を実現する行政経営について。

７の（１）公共施設等総合管理計画についてお尋ねします。

今年は市制施行５０周年の節目でもあり、と同時に、次の５０年に向けての飛躍の年でもあります。市の公共施設も、市の発展とともに、市民の暮らしの中に生き、重要な役割を果たしてきた施設でありますが、人口増時代に建てられた施設が老朽化してきており、更新の時期が迫ってきております。また、一方、人口減少時代に突入し、公共施設のあり方も大きく見直しを迫られてきている状況ではないでしょうか。今回の公共施設等総合管理計画策定について大いに期待するものであります。そこで、策定するに当たっての考え、取り組み方についてお聞かせください。

以上で１回目を終わります。

○南野直司議長　答弁を求めます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　市民ネットワークを代表しての上村議員の質問にお答えをいたします。

最初に、活躍する市民の情報発信についてのお問いでございますけれども、さまざまな行事で多くの市民の皆さんや市民グループの方々が活躍する姿に日々接してまいりました。また、本市で学ぶ人や働く人も含めて、それぞれの方が日ごろから努力されていることに深く感じ入り、一層の活躍を願って応援をしておるところでありますが、市民の皆さんの活躍ぶり、これは行政のある意味では鏡でもございます。これが市の魅力でもございます。したがって、市民に市への愛着を深めてもらうことはもとより、多くの人に本市を知って、訪れ、住んでもらうためにも、活躍する市民の情報発信は重要な役割を担うものと認識をいたしております。

吹田操車場跡地開発に伴う保育行政のあり方についてでありますが、本市におきましては、現在策定中の摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、基本目標の一つに「子育て・教育への願いをかなえるまちせっつ」を掲げ、まち全体で子育て世代が希望する子育て・教育環境づくりを推進し、定住したいと思えるまちの実現を目指しております。千里丘新町における保育施策につきましても、教育・保育環境や子育て支援施策の充実に努め、子どもたちが地域の中で健やかに成長でき、保護者が安

心して子育てができる魅力あるまちづくりを進めてまいります。

次に、防災マップ作成の取り組みについてでありますが、地域防災マップの作成は、地域ごとに住民主導による避難体制の構築を目指し、安威川以北と以南、香和と鳥飼中自治会をモデルとして取り組んでいます。ワークショップは各３回を開催しましたが、第１回では、緊急避難場所の選定や地域の危険箇所の抽出などを行い、緊急避難場所の確保についても、自治会がみずから交渉を行っていただき、多くの緊急避難場所の確保ができました。また、第２回では、地域の災害時要援護者の把握、支援者の募集についても検討いただき、名簿作成を進めていただきました。第３回では、地域マップの内容を検討し、現在、リーフレットを作成しているところであります。平成２８年度においても、単独自治会ではなく、隣接する２から３の自治会を１地区にまとめ、合計２地区での実施を行い、各自治会へも情報を発信してまいりたいと思います。

今年は５０周年でございます。何度も言っておりますけれども、今日があるのはすべからく先人のおかげでございます。ＪＲ東海との訴訟にかかわる私の意気込みについてでありますが、この時あたかも５０周年の年、先人がいろいろご苦労されて、当時の国鉄当局との協定を結ばれた経緯がございます。そういう意味でも、先人の汗といいますか、ご苦労、これが無になってはいけません。そういうことで、この井戸については何としても阻止しなくてはならない、そんな思いでございます。

平成２６年の１１月１４日に提訴して以来、９回の弁論が行われることになりますが、その間には、ＪＲ東海は井戸水の活用計画を勝手に進めております。ＪＲ東海のこのような行為は、不誠実かつ利己的であると考えております。近い将来、裁判で何らかの判断が示されるとは思いますが、市民の安全・安心を守るため、勝訴に向けて全力で、何が何でもという思いでオール摂津で取り組んでいきたいと思います。

公園のあり方についてのご質問にお答えをいたします。

公園は、子どもたちや高齢者の方々が快適で楽しく過ごしていただく空間として日常的にご利用いただいております。また、一方では、地震や災害時における市民の一時避難場所としての機能も併せ持っており、健康づくり、スポーツ、レクリエーションの活動の場だけではなく、地域防災の観点においても重要な施設であると考えております。防災機能を備えた公園は、市民が安心して暮らせるまちづくりにおいて大きな役割を発揮するものと考えております。このような防災機能の付加につきましては、今後、都市公園のリニューアルを検討します折に、地元自治会等にもご意見をいただきながら、地域の防災機能の向上が図られますよう、併せて検討してまいりたいと考えております。

公共施設敷地内全面禁煙についてのご質問でございますけれども、市内の公共施設では、幼稚園、小中学校、保育所においては敷地内全面禁煙を実施し、その他の公共施設は施設内禁煙・分煙を実施しております。他の自治体では、近隣の茨木市や高槻市では敷地内分煙、敷地内禁煙を実施している大阪府においても庁舎周辺の府有地に喫煙スペースを設置されたと聞いております。

本市におきましても、北大阪健康医療都市が動き出し、健康の推進という観点か

ら、禁煙という大きな流れは十分理解しておりますが、市庁舎につきましては、来庁される市民の中に喫煙される方もおられます。一定の配慮は必要であると考えております。今後、市民の方々への影響や他の自治体等の分煙状況を検証し、また、健康促進担当も含めて庁内で議論を深めていきたいと思います。

高齢者の全戸訪問に至った経緯についての質問でございますが、本市では４人に１人が高齢者となり、高齢者施策は市の重要な取り組みであります。高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターが増え続ける相談に対処しており、直接あるいは間接的に相談を行う高齢者については支援につながっております。一方で、ひとり暮らしの未登録者や、自治会や老人クラブ等にかかわりを持たず、周囲の方々の目が届きにくい高齢者もおられます。こうしたことから、今後の見守りを適切に行うには、多様化している高齢者の現状把握と支援制度等の周知が必要であると考え、全戸訪問を実施することといたしました。

続いて、健康づくり推進条例についてのお問いでありますが、今年は摂津市が誕生して５０年という節目の年です。また、摂津市が昭和６０年に健康都市宣言を行ってから３０年が経過した年でもあります。本市が健康都市宣言を行ったころは、高齢化率は６％弱でしたが、平成２６年には約２４％になり、実に約４倍に増加をいたしました。宣言を行ったときも今も、健康の大切さはいささかも変わることはありませんが、極端な高齢化が進展する中で、要介護、認知症などの健康問題が大きくクローズアップされています。個人の生活の質の向上という観点からも、健康でい続けることの重要性が改めて問われていると考えております。健康都市宣言でうたった理念をいま一度市民の皆様と共有し、市民の健康づくりへの意識をさらに高めていく必要があると考えます。

また、今春まちびらきを迎える千里丘新町をはじめとする北大阪健康医療都市では、国立循環器病研究センターを核とした健康・医療のまちづくりが進んでおります。この全国的に注目を集めるプロジェクトを契機に、市民みんなで健康になる健康づくり活動が活発になり、地域全体が元気になることを目指してまいりたいと考えています。このため、まちぐるみで生活習慣病の予防と健康づくりを推進するための行政や市民等の役割を明らかにするとともに、路上喫煙禁止区域の設定をはじめとする健康づくりの推進について基本的な事項を定めた（仮称）健康づくり推進条例を府内で初めて制定したいと考えております。特に、路上喫煙防止については、既に府内でも条例で規定している市町はありますが、それは全て環境部局におけるものであり、健康づくりの観点から健康部局が所管する条例を制定するのは初めてのことです。健都の地元として健康づくり推進に向けた市政を内外にアピールするためには、条例化は意義のあることだと考えております。今後、有識者の意見を聞いた上で案を練り上げ、議会のご審議をいただき、何とか成案にしてまいりたいと考えております。本市では、この条例制定をステップに、全ての市民が健康で活力ある地域社会の実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

空家の現状についてのご質問ですが、所有者の転出や、死亡後に相続人が居住しないことなどにより、全国的に空家が増え続けております。平成２５年度住宅・土地統

計調査によりますと、本市の住宅総数は約４万２，０００戸で、空家率は１３．８％でございました。空家のうち、管理上問題のあるものとして、これまでに本市に８１件の苦情等が寄せられ、適正な管理の依頼を行うことなどによって建替えや売却が行われ、現在までに２５件が解決に至っております。しかしながら、残り５６件につきましては、依然、所有者不明や相続上の問題により未解決となっております。行政といたしましては、個人の財産に直接介入することについては難しいものと考えておりますが、安全で快適に暮らせるまちづくりに向け、引き続き空家対策に取り組んでまいります。

空き店舗の有効活用についてもご質問をいただきましたが、かつて、商店街や地域の商店は市民の台所としてにぎわい、コミュニティの場となっておりましたが、大型店やチェーン店の進出、通信販売やネット販売等により消費行動が多様化、また、後継者不足等によって、本市におきましても廃業や店舗移転に伴う空き店舗が多く発生しております。昨今、人間関係が希薄になってきていると言われますが、コミュニティの再生、そしてまちの活性化には、商店街や地域の商業店舗のにぎわいが必要不可欠であります。今、全国においても商店街等の活性化に向けた取り組みが進められておりますが、本市におきましても、大小さまざまに存在する空き店舗を地域資源と捉え、その有効活用について研究をしてまいりたいと思います。

最後に、公共施設等総合管理計画についてのお問いでございますが、全国の自治体と同様に、本市においても今後の公共施設やインフラの更新については大きな課題であります。策定します総合管理計画では、今後の更新費用をいかに軽減・平準化するか、基本的な方針を示すものであり、公共施設の維持管理や修繕においても、事後保全から予防保全へ考えを展開し、各施設管理者の技術習得に向けた仕組みも検討してまいりたいと思います。既に計画策定に向けた庁内検討委員会を設置しております。早期の計画策定に向けた取り組みを行ってまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○南野直司議長　教育長。

（箸尾谷教育長　登壇）

○箸尾谷教育長　教育委員会所管分についてのご質問にお答えいたします。

まず、吹田操車場跡地開発に伴う保育行政のあり方についてでございます。

千里丘新町のマンション開発計画では、平成３０年３月から平成３１年８月までの間に順次入居が始まり、計８２４戸の計画になると聞いております。当該地域におきまして、南千里丘地域の保育所入所率と同様のニーズがあると想定した場合、既存保育施設の定員増や分園、小規模保育事業所の開設に加え、民間保育園の誘致等により受け入れ体制を整備する必要があると考えられますことから、今後、関係部局と対応策を検討してまいります。

次に、就学前教育実践の手引きの活用実態についてのご質問でございます。

就学前教育実践の手引きには、ゼロ歳から小学校１年生までの各時期の目指す子どもの姿や、具体的な保育・教育内容を記載しているほか、就学前教育から小学校教育への接続期の取り組み、家庭や地域とのかかわりについて留意すべき事項や取り組み事例などを盛り込んでおります。各保育所、幼稚園においては、本手引きを生かして、保育士、幼稚園教諭が、年齢ごとの発

達過程に応じて、つながる力、豊かな心、健やかな体、学ぶ力の四つの力が育めるよう取り組んでいるところでございます。

また、教育委員会としましては、本手引きのより効果的な活用を図るため、市内公私立保育所、幼稚園、さらには小学校に勤務する職員を対象に、全体研修会や情報交換会、担当年齢別グループワークなどを開催しております。今後も、コンパクトな市である強みを生かし、公私立の区別なく関係機関が連携し、小学校生活へのスムーズな接続も含めた就学前教育の充実に取り組んでまいります。

運動会での組み体操の禁止についてのご質問にお答えいたします。

運動会や体育大会で行われる組み体操のピラミッドやタワーにおける事故の危険性については以前より指摘されているところでございます。そのような中、昨年秋、八尾市の中学校で１０段ピラミッドが崩れ、６人の生徒が負傷した様子の動画が投稿され、大きな議論のきっかけとなりました。

本市の状況につきましては、現在、中学校では組み体操に取り組んでいる学校はございません。一方、小学校では、高学年において、６年生を中心に全校で取り組まれているところでございます。

千葉県流山市では、平成２８年度より公立小中学校での組み体操の禁止を、また、大阪市では、同年度より市立学校においてピラミッドとタワーを禁止することを決定したとの報道がございました。ピラミッドやタワーの大型化が進むことは、より大きな達成感を求めてのことであろうと考えますが、高さや負荷の大きさによって明らかな危険を伴うことは避けなければならないと考えております。

教育委員会としては、現在、校長会等を通じて、リスクの軽減のため、児童・生徒の実態に応じて高さや負荷の大きさを考えるよう指示するとともに、本市教育研究会でも、小学校における組み体操の指導について協議を行っているところでございます。スポーツの持つ楽しさや運動会などの行事で得られる充実感を安全に配慮した中で児童・生徒が味わえるように、文部科学省が今年度中に示す予定の事故防止に向けた指針も参考にして、今後の対応策を検討してまいります。

以上でございます。

○南野直司議長　暫時休憩します。

（午後３時　　休憩）

（午後３時３０分　再開）

○南野直司議長　再開します。

上村議員。

○上村高義議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

まず一つ目、情報発信力の件についてでありますけども、先ほど市長から情報発信の事業については市長の見解をいただきました。

今、アメリカでは大統領の予備選挙が行われ、連日テレビ等で報道されております。まさに情報戦略の戦いということになっております。また、先日、大阪マラソンがありましたけども、メーカーがスポンサーをする大きな意義が二つあって、一つは当然会社の広告、それよりも重きを置いているのは従業員へのメッセージだと伺っております。これをスポンサーすることによって、従業員のモチベーション、愛社意識の醸成に大いに効果があったと言われております。まさに情報を発信するということは、摂津市以外の人に摂津を知ってもらうことと、摂津市民に郷土愛を育むことにつ

ながると思います。摂津市の認知度を高め、市民が市への愛着を深めるためにも、市内外で活躍する市民や市民グループを発掘して、積極的に戦略的に発信していく必要があるのではないかと考えますが、具体策も含め、再度見解をお聞かせください。

それと、２番目、吹操跡地の保育行政のあり方についてでございます。

平成３０年から３１年にかけて入居が始まるということであります。この新たなまちができることによって、新たな必要な公共サービスも求められてきます。一昨日の質問の中でも南摂津駅周辺の交番設置の要望がありましたが、まちができ上がってからの設置は非常に困難なものがありますし、私も阪急摂津市駅周辺の郵便ポスト設置の要望の質問をこの場で行っております。いまだに設置に至っておりません。新しいまちづくりの基本設計の段階から必要不可欠な公共サービス施設を織り込むことが肝心ではないかと思います。その中でも、子育て支援サービスの保育施設はなくてはならないものと考えておりますが、教育委員会サイドでは、必要であることは先ほど言っておりました。今後、関係部局と検討していくということであります。この決定権は市長部局と思いますけども、ここで副市長のほうから見解を伺いたいと思います。

次に、防災マップの取り組みについてであります。

現在の取り組み状況については理解できました。近々防災マップが完成するとのことでございますが、私は、防災マップ作成後の支援についてが大事だということでお尋ねいたします。当然、マップをつくるのが目的ではなく、マップを使った訓練を繰り返し行い、災害発生時に速やかな避難ができるというのが防災マップの目的ではないかと思われますが、今後、市としてどのようにかかわっていくのか、お答えください。

次に、３の（１）摂津市環境の保全及び創造に関する条例の件で、ＪＲ東海の新幹線井戸掘削問題についての市長の見解を伺いました。この件は、先ほども申し上げましたように、議会において全員賛成をもって提訴すべきと可決したものであります。摂津市の最高の決議機関であります議会で全議員の賛成で可決したということは、申すまでもなく、地域住民だけでなく、摂津市全市民の総意であります。このことを念頭に最後まで戦い抜きますよう、強く要請しておきます。

次に、公園のあり方についてであります。

なぜこの質問をさせていただくかといいますと、防災公園をつくることは市民の安心・安全を図る上で大事なことであり、異論はありませんが、どうも場当たり的という印象を受けております。摂津市全市民の安全を考えておられるのか、いささかの疑問があり、質問させていただいております。防災マップ作成とも関係するのですが、摂津市全体の公園の目的・機能を分類し、防災機能をも織り込んだ公園ビジョンを作成すべきだと思っております。今回、この質問はこの程度にしておきますけども、今後もこの件につきましては引き続き質問していきたいと考えておりますので、ぜひ検討していただきますよう要望しておきます。

次に、公共施設敷地内全面禁煙についてであります。

今後、他市の分煙状況を検証し、庁内で議論していくとのことでありましたが、世

界的な流れから見ると全面禁煙が求められてきております。２０２０年東京オリンピック・パラリンピックにおいては、世界中に日本の文化レベルを発信する機会でもあり、国会でもその取り組みが議論されているところであります。

摂津市においても、健都にちなみ、保健福祉総合ビジョンを策定中でもあり、（仮称）健康づくり推進条例も制定していくとのことであります。一昨日、保健福祉総合ビジョンの重点プロジェクトとして「ＫＥＮＴ」を掲げ、Ｔはたばこ対策であると説明がありました。我が会派では、「ＫＥＮＴ」のＫは公共施設、Ｅはエリア、Ｎはノー・スモーキング、たばこ対策、いわゆる公共施設エリア内ノー・スモーキングがたばこ対策であると解釈しておりますし、このような動きがある中で、徹底した禁煙対策、公共施設敷地内禁煙に取り組むべきであると考えます。現状、摂津市が取り組んでいる庁舎内分煙についても多くの問題を抱えており、さらなる分煙の強化をお願いしますとともに、敷地内全面禁煙についても実施の方向での検討をぜひお願いします。また、この問題については、我が会派として、今後、議会の中で引き続き問うていきたいと考えております。

次に、高齢者見守りについてであります。

先ほど、７５歳以上の高齢者の世帯を見守るということであります。ここで、もっと具体的に、全戸訪問の実施方法、あるいはスケジュールについて再度お聞かせをいただきたいと思います。

次に、４の（３）健康づくり推進条例についてであります。

先ほど、条例を制定するに至った経緯、意義ということについてはお聞かせいただきました。吹田操車場跡地の北大阪健康医療都市建設を契機に、健康・医療の取り組みを全国区に発信すべく、大阪府内で初の条例であるということでありました。私も、議員活動の中で健康づくりについては特に注力して取り組んできた一人として大いに賛同するものであります。ここで、いつごろこの条例を上程するのか、そのスケジュールについて答弁をお願いします。

次に、５の（１）就学前教育実践の手引き活用実態についてでございます。

就学前教育実践の手引きの活用については理解いたしました。とりわけ、先ほどの答弁で、公私立の区別なくというところが本来の趣旨であり、今後も摂津市独自の強みを生かして取り組んでいただきたい。これは要望としておきます。

今年の市政方針のキーワードの一つが「子ども・子育て支援」でありますが、私は、その中でも子育てする母親への支援が大事であると認識しております。経済支援だけでなく、心の支援が子育ての充実につながっていくと思われます。核家族化が進む中で、子育て鬱が増加傾向にあるとのテレビ報道がありました。子どもが夜泣きをしたりだだをこねる、そこで私の子育てが悪いんだと責任を全部背負い込んで鬱になっていくということがテレビで紹介されていました。そうじゃないんだと。赤ちゃんというのは泣くのが仕事というか、１歳ぐらいまでは夜泣きするのが普通です。だだをこねるのも普通です。そのことをわかった中で子育てしていくということが大事であると。そのためには、そういった情報を共有する、子育て親が集まり情報交換することが大事ですと述べられておりました。摂津市の子育て支援の中での乳幼児を持つ母親への支援の考え方、また、つどいの広

場の取り組み方と周知法についてお聞かせください。

次に、５の（２）運動会の組み体操の禁止について。

文部科学省の指針をもっての判断をしていくというご答弁でありました。現在、教育委員会でリスク軽減の協議を行っているとのことでありましたが、しかし、学校現場において、組み体操がリスクを伴う、危険であるという認識の甘さを示す対応があったと伺っております。もっともっと学校現場で、子どもを預かる者として、この組み体操が危険であるということを認識しながら管理・マネジメントするということが重要でございます。今後協議していくということでございますけども、学校の先生の隅々まで危険だということがちゃんと周知できるように意識づけをしっかりやっていただきたい、そういうことをぜひお願いして要望としておきます。

次に、空家・空き店舗についてでございます。

空家対策についてでございますけれども、これは、この議会の場でも何人かの議員が質問しております。当然、摂津市としても重要課題として取り組んでいるものということで今回質問させていただいたんですけれども、実に残念なことに、そんなに取り組みが重要視されていなくて、この答弁もやっと返ってきた状況であります。先ほど答弁があったように、摂津市の空家は５，８００、１３．８％ありますと。その後、解決したのも、８１件中２５件が解決しましたというんですけども、それから先が全然進んでおりません。そういった意味で非常に残念であります。今、担当部署も決まっておりませんし、当然、苦情の受付窓口は生活環境部の自治振興課で受けるんですけども、そこから先が庁内でなかなか進んでおりません。ここに課題と今後ということで去年の１２月２日に取りまとめはしとるんですけども、そこから先は全然進んでおりません。だから、みんなが逃げております。そういうことでは摂津市の空家対策は進まない。

きょうの産経新聞にたまたまこの記事が出ていました。「空家を公営住宅化」、これは私の考えと全く同じだなということで、時を得たようにけさの新聞に載っていたんですけども、これは空家を子育てや高齢世帯向けに活用していくということで、国土交通省が今調査に入ったということであります。まさに空いている家を使っていきたいということであります。

あと、空き店舗についても、きのう、アトリウム南摂津のところで防火フェアがありました。民の施設を公として使いました。空き店舗もこういった形でぜひ使っていただきたいと思っています。

次に、公共施設についてですけども、これについては今後取り組んでいくということでございましたけれども、大いに期待しておりますので、ぜひ実現の方向でやっていただきたいと思っています。

以上で２回目を終わります。

○南野直司議長　答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長　質問番号１の（１）にお答えいたします。

摂津市の認知度を高め、市民が市への愛着を深めるためにも、市内外で活躍する市民や市民グループを発掘して積極的に情報発信していく必要があるのではないかとのお問いでございます。

市の主な情報発信手段は、広報紙、ホームページ、報道でございますが、中でも市

民に身近で親しみがあるのは広報紙であると考えております。平成２７年４月に広報課を新設して以来、広報紙の編集においては、市民や市民グループの取材を意識して行い、紙面への掲載を増やして好評を得てきております。さらに、平成２８年９月からリニューアルする広報紙では、ページ数を増やし、市民の皆さんの活躍や日ごろの活動などをお伝えする記事を増やすとともに、写真を多用して生き生きとした様子をお届けしたいと考えております。今後も、日々の情報の収集・蓄積に努め、報道等へも生かしていくことで、本市で活躍する市民や市民グループの情報発信を積極的に行ってまいりたいと考えております。

○南野直司議長　総務部長。

○杉本総務部長　質問番号２の（２）防災マップ作成後の支援についてお答えをいたします。

今年度、防災マップをつくっていただいたというか、取り組んでいただいた両自治会については、特に会員の方々については、水害に対する知識であったりハザードマップ、また避難情報の種類等々、理解を深めていただくよい機会になったものと考えております。鬼怒川で発生したような水害がこの地区で発生したことを想像し、避難場所、避難経路など地域の地図を描くことで、今までの備えや訓練等にも工夫が可能となったのではないかと考えております。鳥飼中自治会では緊急避難場所のお願いをされておりましたけども、このときに事業者に対し、同時に今後の避難訓練の申し入れもされておりました。また、要援護者や支援者の名簿も今後の訓練等にも生かされるものと聞いております。

本市としましては、地域マップづくりは、議員ご指摘のとおり、地域にとってのスタートであると考えておりますし、地域の皆さんが一生懸命つくっていただいたということ、その意義を十分理解して意識した上で、マップの利用についても支援とか訓練に生かしていきたいと考えております。

○南野直司議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　質問番号４の（２）高齢者の見守りにつきまして、全戸訪問の実施方法及びスケジュールについてのご質問にお答え申し上げます。

高齢者の全戸訪問は、ライフサポーターを５名配置とし、訪問エリアは、効率の観点と今後の地域包括ケアシステム構築の観点から中学校区を基本に配置いたします。対象者は要介護認定率が高くなる７５歳以上とし、対象者数を約８，５００人と見込み、ライフサポーター一人当たり１，７００人を担当いたします。また、訪問間隔は、ライフサポーターが高齢者のそれぞれの事情に応じて判断をいたします。基準といたしましては、ひとり暮らしや事情が見受けられる方などは二、三か月に一度などと考えており、介護保険サービス利用者などは、日々の事業者による見守りが行われていることから、初回の情報把握を基本と考えております。また、訪問時に相談などがあった場合には、速やかに相談内容に応じた窓口につなげ、早期の解決に努めてまいります。

全戸訪問のスケジュールにつきましては、訪問する要員２名の追加雇用、地区割り、７５歳以上の高齢者のデータ取得の仕組みの構築、訪問記録を保存するシステムの構築、システムの操作研修など時間を要するため、本格稼働につきましては１０月を目指して進めてまいります。なお、ひとり暮らしの登録者につきましては、引き続

き見守りを行ってまいります。

以上です。

○南野直司議長　保健福祉部理事。

○島田保健福祉部理事　それでは、質問番号４の（３）（仮称）健康づくり推進条例について、今後のスケジュールに関するご質問にお答えをいたします。

先ほど、市長答弁にもございましたとおり、条例案につきましては、市の健康施策の調査・審議を行う健康づくり推進協議会のご意見を聞いた上で取りまとめてまいりたいと考えております。

また、路上喫煙の関係で申し上げますと、生活環境部におきまして、摂津市環境の保全及び創造に関する条例の改正について、環境美化の観点から内容を検討されておられますので、庁内におけるこれらの施策の整合性にも留意しつつ議論を進めてまいらねばならないと考えております。

これらを踏まえまして、健康づくり推進条例のほうには来年度早々には諮問をしてまいりたいと考えておりますが、その議論の推移を見た上で、今後、条例案のほうを上程してまいりたいと考えております。早ければ本年第２回目の定例会での上程を目指して作業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○南野直司議長　教育総務部長。

○山本教育総務部長　質問番号５の（１）つどいの広場を活用した産後鬱の予防についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問にありましたように、近年、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家族や地域の中で子育ての知恵や経験を共有・伝承することが困難な状態になっている状況でございます。子育てに当たって、孤立化いたしまして負担感が大きくなっている親御さんがいるということも認識をいたしているところでございます。

本市では、子育て中の親子が気軽に集い交流できる場所といたしまして、つどいの広場等を市内９か所で実施いたしております。親子での交流による孤独感の解消、打ち解けた雰囲気の中での保育士等への心配事相談等により、子育ての不安や悩みを一人で抱え込むことのないように努めているところでございます。そのことが産後鬱の予防について有効になるということも考えております。悩みをお持ちの方が９か所のどこに行かれても同等の対応ができるよう、我々としては思いをしっかり受けとめられるよう、相談対応の方法については、市内資源の情報なども含めて、年４回、担当者会議で共有化を図っているところでございます。

また、周知方法といたしましては、ホームページや広報などを活用し、また、子育てガイド・情報誌などにもつどいの広場等の記載をいたしております。また、庁内保健福祉部の協力を得まして、月齢４か月までの方に保健師や助産師が訪問をしておられるこんにちは赤ちゃん訪問の際にパンフレットを配布させていただいている、その事業内容の紹介を行っていただいているという状況でございます。今後とも、つどいの広場が、産後鬱予防を含め、子育て支援としての機能を果たせるように努めるとともに、関係機関と連携し、さまざまな機会を捉えて周知を図ってまいります。

○南野直司議長　副市長。

○小野副市長　千里丘新町地区の開発に伴いまして、その保育園整備・誘致の考え方でありますけども、現時点では確たる答弁は困難でございます。ただ、今後の民間保育

園の誘致と今後の保育需要のめどにつきまして若干申し上げたいと思います。

先ほど、議員からもございましたように、また、教育長からも答弁がありましたように、平成３０年の３月から３１年の８月の間に順次入居が始まると、その戸数が８２４戸ということでございました。この８２４戸というのは第７街区の開発戸数でございます。そのほかに第８街区、５，０００平米がございますので、これも含めますと、この第８街区、５，０００平米が大体最大で１５０と見ますと、約９７０戸に上ると見てもいいのではないかと思います。ただ、その中で、担当部からも聞いておるんですけど、デベロッパーからの具体の保育園整備の計画は今のところ聞いておりません。協議にも入っておりません。今後、協議があるものとは考えます。この辺が一体どうなるのかということに注目いたしております。

それで、阪急摂津市駅前の南千里丘開発は１，０５０であったと思っております。このときの三井の認可外保育所が３０人定員で動いたということが一つございます。それで、南千里丘地区での結果として１，０５０戸で、約２０％の保育需要がございました。２００人ちょっとあったと思います。そうしますと、千里丘新町９７０戸でこれを当てはめますと、２０％なら約１９０人は出てくるであろうと、南千里丘と匹敵するぐらいの人数になるであろうと思います。

それで、南千里丘開発もそうでございましたけども、少子化の進行の中で、市の魅力を高めていく、そして人口減少を食いとめるということであるならば、デベロッパーの保育園整備計画を見る必要はありますが、保育需要に応じた施策の展開というのは市として当然考えるべきであると思っております。その必要面積は１，５００平米程度ということで市教委から聞いておりますので、おおむね１，５００をめどに考えなきゃならないと思います。

それで、市としては、今後、市教委とも協議の上で、民間保育園の誘致・整備に向けた具体の検討を進めてまいります。誘致場所につきましては、保育園という利便性の観点から、当然ながら、千里丘新町並びにその周辺地域というのが当然でありますので、基本的には市が保有している土地を基本にしながら、民間保育所の誘致・整備に向けて一定の結論を、後手後手にならないようにということでございましたので、私もそう思います。できるだけ早くということで一定まとめまして、今後、議会の意見も十分伺いながら具体の検討を進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長　上村議員。

○上村高義議員　時間もありませんので、３回目ということで、要望になると思いますけども、７番目の公共施設等総合管理計画を策定するということでございます。この総合管理という意味合いが非常に大きいんですけども、私は、先ほど言いましたように、全て市がつくるんじゃなくて、やっぱり民間の設備も利用しながら公共性を持たすということが必要ではないかと思っております。たまたま、このけさの新聞に「空家を公営住宅化」ということでありました。空き店舗も公共化、公共利用ということもできてくるわけですから、南摂津のアトリウムの２階に空き店舗があります。こういったことも公共利用を当然考えていくべきだと思っていますし、先ほど質問しておりますように、公園のあり方ももっともっと大きな目で見ると、防災公園が、千里

丘だけでなく、やっぱり摂津市全体を見渡した中で公共施設というのを考えていくことと、あと、今、保育の話がありましたけど、保育行政につきましても、やっぱり全て摂津市が建てて運営するということじゃなくて、民間も利用した運営の仕方をぜひやっていただきたいと思っております。人口ビジョンで示されておるように、これから人口減少していきます。そういったことも見据えながら、今ある公共施設というものを統廃合しながら、今後、新たな観点でつくっていくということが求められてくるのではないかと思っておりますので、ぜひこのこともしっかり頭に入れながら、この総合管理計画というものをつくっていただきたい。大いに期待していますので、このことについては今後の議会でまた取り上げていきたいと思っております。そういうことを申し上げまして私の質問を終わります。

以上です。

○南野直司議長　上村議員の質問が終わりました。

以上で代表質問を終わります。

本日の日程は終了しました。

お諮りします。

３月８日から３月２８日まで休会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

（午後３時５９分　散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　南　野　直　司

摂津市議会議員　　中　川　嘉　彦

摂津市議会議員　　福　住　礼　子

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

平成２８年３月２９日

（第４日）

平成２８年第１回摂津市議会定例会継続会会議録

平成２８年　３月２９日（火曜日）
午前　９時５９分　開　議
摂　津　市　議　会　議　場

１　出席議員　（２１名）

１番	上村高義	２番	木村勝彦
３番	森西　正	４番	中川嘉彦
５番	福住礼子	６番	藤浦雅彦
７番	村上英明	８番	三好義治
９番	東　久美子	１０番	渡辺慎吾
１１番	大澤千恵子	１２番	増永和起
１３番	弘　豊	１４番	山崎雅数
１５番	水谷　毅	１６番	南野直司
１７番	嶋野浩一朗	１８番	市来賢太郎
１９番	野原　修	２０番	安藤　薫
２１番	野口　博		

１　欠席議員　（０名）

１　地方自治法第１２１条による出席者

市長	森山一正	教育長	箸尾谷知也
市長公室長	乾　富治	総務部長	杉本正彦
生活環境部長	登阪　弘	生活環境部理事	北野人士
保健福祉部長	堤　守	保健福祉部理事	島田　治
都市整備部長	吉田和生	土木下水道部長	山口　繁
教育委員会教育総務部長	山本和憲	教育委員会次世代育成部長	前馬晋策
教育委員会生涯学習部長	宮部善隆	監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長	井口久和
水道部長	渡辺勝彦	消防長	樋上繁昭

１　出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局次長	橋本英樹

1 議　事　日　程

1,			一般質問 中川　嘉彦　議員 森西　正　議員 渡辺　慎吾　議員
2,	議　案	第　１号	平成２８年度摂津市一般会計予算
	議　案	第　２号	平成２８年度摂津市水道事業会計予算
	議　案	第　３号	平成２８年度摂津市国民健康保険特別会計予算
	議　案	第　４号	平成２８年度摂津市財産区財産特別会計予算
	議　案	第　５号	平成２８年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
	議　案	第　６号	平成２８年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
	議　案	第　７号	平成２８年度摂津市介護保険特別会計予算
	議　案	第　８号	平成２８年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
	議　案	第　９号	平成２７年度摂津市一般会計補正予算（第４号）
	議　案	第１０号	平成２７年度摂津市水道事業会計補正予算（第２号）
	議　案	第１１号	平成２７年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
	議　案	第１２号	平成２７年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
	議　案	第１３号	平成２７年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第４号）
	議　案	第１４号	平成２７年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
	議　案	第１９号	指定管理者指定の件（摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書センター）
	議　案	第２０号	摂津市行政不服審査会条例制定の件
	議　案	第２１号	摂津市職員の退職管理に関する条例制定の件
	議　案	第２２号	摂津市立別府コミュニティセンター条例制定の件
	議　案	第２３号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
	議　案	第２４号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第２５号	摂津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第２６号	摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第２７号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第２８号	特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第２９号	一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第３０号	摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第３１号	摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第３２号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第３３号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第３４号	摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第３５号	摂津市民図書館条例及び摂津市立鳥飼図書センター条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案	第３６号	摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

	議	案第	３７号	摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び摂津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案第	３８号	摂津市敬老金条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案第	３９号	摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案第	４０号	摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案第	４１号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案第	４２号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案第	４３号	摂津市企業立地等促進条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案第	４４号	摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案第	４５号	摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案第	４６号	摂津市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案第	４７号	摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
3,				議案第２８号特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例撤回の件
4,				議案第３８号摂津市敬老金条例の一部を改正する条例撤回の件
5,	議	案第	１号	平成２８年度摂津市一般会計予算
	議	案第	２号	平成２８年度摂津市水道事業会計予算
	議	案第	３号	平成２８年度摂津市国民健康保険特別会計予算
	議	案第	４号	平成２８年度摂津市財産区財産特別会計予算
	議	案第	５号	平成２８年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
	議	案第	６号	平成２８年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
	議	案第	１０号	平成２７年度摂津市水道事業会計補正予算（第２号）
	議	案第	１１号	平成２７年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
	議	案第	１２号	平成２７年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
	議	案第	１３号	平成２７年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第４号）
	議	案第	１４号	平成２７年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
	議	案第	２０号	摂津市行政不服審査会条例制定の件
	議	案第	２１号	摂津市職員の退職管理に関する条例制定の件
	議	案第	２２号	摂津市立別府コミュニティセンター条例制定の件
	議	案第	２３号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
	議	案第	２４号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案第	２５号	摂津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案第	２６号	摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
	議	案第	２７号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案第	３０号	摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案第	３１号	摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案第	３２号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

	議	案 第	３５号	摂津市民図書館条例及び摂津市立鳥飼図書センター条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	３６号	摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	３９号	摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	４０号	摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	４１号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	４２号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	４３号	摂津市企業立地等促進条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	４４号	摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	４６号	摂津市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	４７号	摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	７号	平成２８年度摂津市介護保険特別会計予算
	議	案 第	８号	平成２８年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
	議	案 第	１９号	指定管理者指定の件（摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書センター）
	議	案 第	３３号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	３４号	摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	３７号	摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び摂津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	４５号	摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	９号	平成２７年度摂津市一般会計補正予算（第４号）
	議	案 第	２９号	一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
6,	議	案 第	４８号	摂津市情報公開条例及び摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
7,	議会議案 第		１号	摂津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件
8,	議会議案 第		２号	摂津市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
9,	議会議案 第		３号	軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書の件
	議会議案 第		４号	児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書の件
	議会議案 第		５号	地方公会計の整備促進に係る意見書の件
	議会議案 第		６号	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書の件
10,				常任委員会の所管事項に関する事務調査の件

---

１ 本日の会議に付した事件

日程１から日程１０まで

（午前９時５９分　開議）

○南野直司議長　ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、藤浦議員及び村上議員を指名します。

日程１、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

中川議員。

（中川嘉彦議員　登壇）

○中川嘉彦議員　おはようございます。

それでは、市役所窓口業務について質問させていただきます。三つに分けて質問させていただきます。

まず一つ目、休日開庁についてですが、３月は転出・転入の集中する時期であります。今月に入って、市民課などでは、転出・転入の手続きのためなのか、来庁者がいつもより多くなったと感じております。数年前から、本市でも３月に限って休日に開庁し、市民課での窓口業務を受け付けております。その取り組み、また、過去の利用状況についてお教え願います。

次に、二つ目、外国人の転出・転入などの諸手続きについてですが、本市は大阪府下でも有数の産業都市です。労働市場もグローバル化が進み、外国籍の労働者や研修生が本市に転入することも多いのだと思います。そこで、外国人の居住、また、転入・転出する際の現状をお教え願います。また、外国語ができる職員など、外国人の転入・転出手続きを受け付ける体制をどのように整えているのでしょうか。外国人の方々の諸手続き全般についてお教え願います。

最後に、三つ目、マイナンバーカードについてですが、マイナンバーカードは、我が国の行政サービスの根幹をなす重要な制度です。今後、各行政サービスを受けるためには、申請窓口で１２桁の個人番号の提示が必要不可欠になると聞いております。そこで、窓口対応と切っても切れないマイナンバーカードについて、現在の申請状況、交付状況など、現状をお教え願います。

以上で１回目の質問を終わります。

○南野直司議長　答弁を求めます。生活環境部長。

（登阪生活環境部長　登壇）

○登阪生活環境部長　休日開庁の実施状況についてのご質問にお答えいたします。

休日開庁につきましては、市民課におきまして、毎年、引越し等の多いこの時期に、臨時的に日曜日に開庁して窓口業務を行っているところでございます。今年度におきましても、今月の１３日と２７日の日曜日に休日開庁を実施いたしました。２日間で証明書の交付が６４件、転出入などの住民異動届が１６件、戸籍届が２件、印鑑登録が１３件、パスポートの交付が６件、マイナンバーカードの交付が３５７件など、合計４８３件の取り扱いがございました。証明書等の交付等につきましては、過去２年間の実績と比べますと若干件数が減っております。

次に、外国人に対する窓口対応についてでございます。

本市では、２月末日現在、１，１５０人の外国人の方が住民基本台帳に記録されております。国籍別で申しますと、韓国、中国、ベトナム、フィリピン、朝鮮が上位５か国で、合計３６か国の方が居住されております。

外国人の方の転出入等の手続きでございますが、窓口に来られる際は、日本語を話せる方が同行されるケースがほとんどでございますので、特に混乱することなく手続

きを済ませているというのが現状でございます。しかしながら、まれに同行者がおられない場合もございます。その際には、届出書の記入項目の英語訳及び英語による届出書の記入例を窓口に備えつけてありますので、それらを見ながら記入していただくようにしております。また、市民課には英語で対応できる職員もおりますし、その職員が不在の場合であっても、他課に英語を話せる職員がおりますので、それらの職員に協力をお願いし、窓口対応に当たっております。

続きまして、マイナンバーカードの申請状況及び交付状況についてでございます。

マイナンバーカードの申請につきましては、順次、地方公共団体情報システム機構、略称Ｊ－ＬＩＳのほうで受付を行っているところでございます。Ｊ－ＬＩＳによりますと、２月末日時点における摂津市民の申請件数は５，８８３件となっております。

次に、マイナンバーカードの交付状況でございますが、本市におきましては、１月下旬からカードの交付を開始しておりまして、昨日までにおいて２，５４２人の市民の皆様にカードを交付しております。

○南野直司議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　それでは、ここから一問一答方式でやらせていただきます。

まず、休日開庁についてですが、今の答弁で、しっかりとした休日のニーズがあると私は捉えているんですけれども、先ほど４８３件という数字が出ましたけれども、それが多いのか少ないのか、どのように認識されているのか、お教えいただきたいと思います。

○南野直司議長　生活環境部長。

○登阪生活環境部長　休日開庁の取り扱い件数についてでございますが、今月から実施しておりますマイナンバーカードの休日の受け取りにつきましては、平日の倍以上の来庁者がございましたことから、市民のニーズが高いものと考えております。しかしながら、転出入などの住民異動届や各種証明書の交付等につきましては、平日の実績と比較しましてもかなり下回る状況でございますので、一定のニーズはあるものの、件数としては思ったほどの利用がない状況でございます。

○南野直司議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　続いて、転入に伴い、子ども・学校関係課、福祉関係課、国保などの手続きを要する方も多いと思われます。近隣の事例ですが、高槻市は、市民課以外に、障がい福祉課、医療給付課、国民健康保険課、介護保険課、税制課、子ども育成課、保育幼稚園事業課、学務課の部署が休日対応されています。次に、茨木市は、日曜日に八つの課が、また、土曜日は、３月２８日から４月８日まで、この八つの課が午後７時まで延長して対応しているそうです。どこの各サービスセンターや支所も同様です。市民課の休日開庁に合わせて、ほかの部署も窓口をあけて利便性の向上を図るべきだと思いますが、このあたりの市全体としてのお考えをお教え願います。

○南野直司議長　市長公室長。

○乾市長公室長　休日開庁につきましてのご質問にお答えいたします。

今年度も実施いたしました市民課における年度末の休日開庁につきましては、仕事の都合で急に転勤が決まった方や、平日に来庁できない方などに対しまして、利便性の向上につながっているものと認識しております。また、転出入に伴う手続きにつきましては、市民課だけではなくさまざまな

部署にもまたがっている場合がございます。それらの関係部署も休日開庁することでサービスの向上にもつながると考えられます。

しかしながら、転出入に伴う関係部署を全て休日開庁することにつきましては、職員体制や庁舎の警備体制など検討を要する課題も多く、また、それらに伴う経費も必要になってまいります。実施の是非につきましては、それらの課題や経費、近隣市の状況などを総合的に勘案する必要があると考えているところでございます。

○南野直司議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　今の話の中で経費や警備体制ということがありましたが、私は、これは市民が享受する最低限のサービスだと考えます。必要なことだと私は考えます。本市は、大阪都市部の衛星都市であり、比較的若い世代の転出・転入の多い自治体です。転入に伴い、家族に小さな子どもさんがいれば、児童手当や乳幼児医療の手続きは必ず必要ですし、小中学校への転入手続きもあるでしょう。特に、共稼ぎ夫婦にとって、市役所での手続きのために仕事を休むということはなかなか大変なことだと思います。転入・転出は３月の中旬から下旬にかけてが非常に多いので、せめて３月に市民課が休日開庁する日だけでも、ぜひともほかの部署も窓口対応を受け付けてもらえれば、大いに市民サービスは向上します。他市にできて摂津市にできないことはありません。今後、市民課以外の窓口部署でも休日開庁を始めてもらえるよう要望させていただきます。

次に、外国語での窓口対応全般についてですが、英語を話せる職員が市民課にはいるとのことですが、外国の方々は市民課以外に行かれる課もあると思いますが、その場合、どのように対応しているのでしょうか。市民課以外の窓口部署について、英語での対応体制についてお教え願います。

○南野直司議長　市長公室長。

○乾市長公室長　市民課以外の窓口部署におきまして、英語での対応体制は整備できているかとのお問いでございますが、転入された外国人の世帯構成にもよりますが、市民課での手続きの後に、各種手当の申請などのために、各担当部署での諸手続きを要する場合が確かにございます。この際、英語での接遇となるケースもございますが、全ての窓口部署に英語が堪能な職員を配置できているわけではございません。このような場合には、庁内で組織を超えて連携し、英会話のできる職員に通訳を依頼して、各種手続きが円滑に進むように努めているところでございます。

○南野直司議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　続いて、市民課では、英語以外での手続き対応についてはどのような体制なのでしょうか。お教え願います。

○南野直司議長　生活環境部長。

○登阪生活環境部長　英語以外の外国人への窓口対応についてでございますが、窓口におきましては、英語圏以外の外国人の方、例えばアジアの国々の方などでも、大抵は英語であれば通じることができます。このため、今のところ英語以外の言語が必要となった場面はございませんが、今後はそのような場面が出てくるかもしれません。その際には、総務省が開設しております外国人住民に係る住民基本台帳制度に関する電話相談窓口がございます。そちらにおきまして、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語の通訳業務が実施されておりますので、そちらを利用しながら円滑に手続きを進めてまいりたいと考えており

ます。

○南野直司議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　今の答弁の中で、外国人の言語対応として、総務省の電話相談窓口を併用するとのことですが、私は、本当にこの電話サービスでいいのでしょうかと提案をしたいと思います。外国の方は、手や体を使い、ジェスチャーなどで表現する場合もあります。もし私が外国に行って同じ状況なら、目の前の人に対応してほしいと思います。グローバル化が加速する中、この電話サービスの認識をお教えいただきたいと思います。

○南野直司議長　生活環境部長。

○登阪生活環境部長　先ほども申し上げましたとおり、市民課窓口におきまして、これまで英語以外の言語が必要になった場面はございません。したがいまして、先ほど申し上げましたように、総務省が開設しております電話相談窓口を利用したことはございませんが、この電話相談窓口につきましては、住民基本台帳制度の知識を有するスタッフが英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語で対応いたしますので、転出入等の手続きを行う外国人に対しましてサービスの向上が図られるものと考えております。

　また、議員ご指摘の対面でのサービスについては、今後の検討課題と考えております。

○南野直司議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　全ての外国人の方々に母国語で対応することは難しいかもしれません。しかし、最低限、国連言語、国際機関の公用語、英語、フランス語、ロシア語、中国語、スペイン語、アラビア語は対応準備してもいいのではと考えます。また、摂津市の場合、先ほど上位５か国を答弁いただきましたが、この５か国の母国語もフェイス・トゥ・フェイスで対応できればと思います。大事なのは受け入れ側の気持ち、姿勢です。人を受け入れるおもてなし、気配りが大事なのではないでしょうか。届出書の記入例、ひな形も種類を増やしてもいいと思います。今まで英語以外のケースがないとのことなので、わかりにくいかもしれませんが、今後も外国人の方々にも不都合なく、等しく、優しく、スムーズにいくような対応をしていただくことを要望させていただきます。

　次に、マイナンバーカードについてですが、マイナンバーカードは短期間で相当多くの枚数を交付しなければなりません。担当する市民課の皆さんは、相当なご苦労があると思います。また、決してミスの許されない事務であり、プレッシャーも大きいのではと思います。報道によれば、誤って同一番号を重複し割り振られるミスが発生したりし、そのような結果、大阪市で申請者の３％、横須賀市では希望者全員に行くのは４年後と言われております。マイナンバーカードの交付に関して、本市はスムーズに取り組めているのでしょうか。問題点や課題などがあればお教え願います。

○南野直司議長　生活環境部長。

○登阪生活環境部長　マイナンバーカードの交付におけるトラブル等についてでございます。報道でもございましたように、これまでに、Ｊ－ＬＩＳのカード管理システムが不安定な状態となり、全国の市町村におきまして、マイナンバーカードの交付業務が一時的に処理できなくなるという事象が複数回発生しております。トラブルと言えますのは、この全国的なシステム障害ぐらいでございまして、それ以外の本市における交付業務におきましては、今のところ特

に問題もなく円滑に実施できているものと考えております。

○南野直司議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　今後、行革でサービスセンターの廃止が議論されていくと思います。コンビニでの交付の普及も窓口業務に大きな影響があると思います。私が言いたいのは、ご高齢の方々の目線で、気持ちで、もっと言えば弱者の視点でしっかりと考えていただきたいだけです。コストや経済効率が優先し、取り残され、ご不自由がないよう要望させていただきます。

最後に、市の業務は、多種多様、本当にいろんな仕事があります。その中でも、窓口職員の接遇態度が市役所のイメージを決定づけると言っても過言ではないと思います。同じ市民対応をするにしても、笑顔で明るく接遇しただけで摂津市の好感度は間違いなくアップします。それだけ窓口は大切なんです。特に本市のような小さな自治体では、顔の見える行政が大きな魅力につながるはずです。市民が市役所に来庁した際、対応した職員がどんな接遇であったか、そして市民はどのように感じたか、この一つ一つの積み重ねが本市の評判につながり、最終的には市民満足度へと結びつくと私は思っています。少しの笑顔、少しの親切、少しの気遣い、これらにはコストはかかりません。職員の心がけ次第です。このように私は窓口での接遇を非常に大切なものだと考えていますが、市長はどのように窓口での接遇をお考えでしょうか。市長は、常々「やる気」・「元気」・「本気」、そして「勇気」と言われます。すごい言葉です。これから総合体育館など財政負担が大きい案件を審議しようとしています。そんな中で、この休日開庁は、多少の職員の人件費とやる気があれば実現できるんです。市長が決断されればすぐにできるんです。窓口は市の顔です。それを踏まえて、市長の窓口業務に対しての見解をお教え願います。

以上で終わります。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　中川議員の質問にお答えをいたします。

休日の窓口業務と、それから接遇の大切さについてのお問いだと思いますけれども、ご指摘のとおりでございます。２１世紀のキーワードの一つに国際化というのがございます。そういう意味で、先ほども市長公室長のほうからも答弁がありましたけれども、全ての国に対応、これは到底無理なことでございますが、ある程度の主要国等々については考えるべきではないかとのご指摘もございますが、こういうちいちゃな自治体でございますから、全部対応できるとまでは申しませんけれども、いろんな課題、経費等々を総合的に判断して、今後の検討の課題にしていきたいと思います。

それから、今、ちょうど転勤の時期でございます。摂津のまちに初めて来られる人がたくさんおられると思います。まず、摂津市に来られて、住民票の届けをされる、いろんな手続きをされる、そのときの一番最初のきっかけは窓口だと思います。窓口での印象は全てと言ってもいいと思います。

実は、二、三日前ですけれども、ある官庁のトップの方が摂津市に赴任してこられることになりました。あるときにお会いしたときに、開口一番、こんなことをおっしゃいました。「摂津市の窓口対応ってすばらしいですね」と一言。私はまだ何も言っていない、こんにちはと言った瞬間に言われた言葉がそれでございます。「本当に丁

寧で気持ちがよかったです」とおっしゃっていただいて、「いや、まだまだ行き届きませんけれども、これからもしっかりと対応していきたいと思います」と言ったんですけれども、私は、まさに、別に示し合わせたわけでもなしにその方がそう言っていただいたということは、ああ、よかったなと。これがもしも逆の態度であったならば、非常に印象が悪かったと思います。そんなことで、別に役所だけではない、全ての会社でもそうですけれども、やっぱり窓口での対応、これは本当に大切な第一歩になると思います。

そんなことで、これまでも職員研修等々で、窓口対応等々、それをしっかりするには豊富な知識もしっかり持たないかん、挨拶はもちろんしっかりせないかん、そんな研修も繰り返しておりますけれども、さらに徹底するように取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

○南野直司議長　中川議員の質問が終わりました。

次に、森西議員。

（森西正議員　登壇）

○森西正議員　おはようございます。

それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、新在家鳥飼上線についてですけれども、本年度、新在家１丁目１番地先から新在家１丁目２３番地先までの区間、車道が拡幅され、歩道が整備されました。安全に通行できるようになり、多くの市民も喜んでいると思います。それでは、新在家１丁目２５番地先から大阪中央環状線までの未整備区間の整備について、どのように考えているのか、お聞きをしたいと思います。

続きまして、家庭教育としつけについてですけれども、先日、小学校高学年の授業参観をさせていただきました。家庭科の授業で、児童が自分たちで調理したものを食べているとき、箸を正しく持てない児童があまりにも多くいました。しつけとも言うべき基本的生活技能が身についていないように感じますが、現状と課題についてどのように思っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

続きまして、空家対策についてですけれども、以前から、相続放棄をした不動産、空家について質問をさせていただいておりますけれども、前回、市長は、空家対策については、窓口は自治振興課、そしてオール摂津で取り組んでいくという答弁をされましたけれども、その以後、庁内執行体制の取り組みについてはどのようになったのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○南野直司議長　答弁を求めます。都市整備部長。

（吉田都市整備部長　登壇）

○吉田都市整備部長　質問番号１番、市道新在家鳥飼上線についての未整備区間の整備のご質問にお答えを申し上げます。

鳥飼土地区画整理事業区域と大阪中央環状線を結ぶ未整備区間につきましては、車両の通行が多く、地元より歩行者や自転車の安全対策について多くの要望をいただいてきているところでございます。これまでに、新幹線側の側溝にふたをかけ、少しでも車道幅を確保するとともに、歩行者や自転車の安全確保を図るために、平成８年度より水路の上部を利用した歩行者空間の整備を行ってまいりました。本年度は、水路がなく歩行者空間を整備することができなかった約１５０メートルの区間につきまし

て道路整備を行い、連続した歩行者空間の確保を行ったところでございます。

今回の整備によりまして、歩行者や自転車の安全対策は一定確保できたものと考えております。残りの未整備区間の整備につきましては、新たな用地買収が必要となり、また、現在歩行者空間として利用いたしております水路につきましてもつけかえが必要となりますことから、引き続き整備を進めていくことは現時点では非常に困難であると考えております。

次に、質問番号３番、空家対策についてのご質問にお答えを申し上げます。

空家の中でも、特に建物の倒壊の危険性や衛生上、または治安上の面からも問題があるものにつきましては、周辺住民の皆様方から苦情が寄せられておりますが、所有者の特定が難しく、または、既に所有者が死亡され、相続でもめているケースなど、その責任の所在が明確でなく、早期の解決が難しい現状であることについては認識いたしております。ただ、こうした多岐にわたる問題につきまして、多くの部署や関係機関にまたがるケースも多く、全庁的に取り組まなければならない課題とも認識いたしております。

今後、組織的に的確に対応するための体制といたしまして、現行の開発審査会を準用した形の、仮称ではありますが、空家等対策庁内調整会議を平成２８年度から新たに設置するものとし、平成２６年１１月公布、そして昨年５月に全面施行されました空家等対策特別措置法に関する法的な枠組みや、他市の状況、さらに専門家の支援などについて、今後２か年程度かけまして調査・研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○南野直司議長　次世代育成部長。

（前馬次世代育成部長　登壇）

○前馬次世代育成部長　質問番号２番、小学校高学年児童の箸の持ち方などの基本的生活技能習得の現状と課題についてのご質問にお答えいたします。

現在の社会において、子どもだけに限らず、成人においても、箸が正しく持てず、上手に使えない実態があるという指摘がよくなされているところでございます。箸を正しく持てるようになるためにはさまざまな段階を経る必要がございます。しかし、食生活の変化の中で、十分な経験をしておらず、正しい持ち方が習得できない場合もございます。同様に、生活様式の変化の中で、鉛筆の持ち方や雑巾の絞り方、ほうきの使い方、椅子の座り方などにおいても、適切にできない状況が本市の小中学生にも見られることがございます。現在、小学校の低学年や公・私立の幼稚園、保育所でも正しい箸の持ち方などの指導を行っておりますが、指導にも限界がございます。家庭と連携した取り組みの必要性を強く感じているところでございます。

以上でございます。

○南野直司議長　森西議員。

○森西正議員　それでは、２回目以降は一問一答方式でよろしくお願いしたいと思います。

新在家鳥飼上線についてですけれども、今年度に整備した区間の西行き車線を通行していくと、幅員が減少し、正面にガードレールがあらわれます。そのガードレールに突っ込むおそれがあると思いますけれども、既設の区間との車道幅員変化箇所の安全対策についてどのように考えているのか、お聞きをしたいと思います。

○南野直司議長　都市整備部長。

○吉田都市整備部長　新在家鳥飼上線の今回の整備区間と未整備区間であります既存の区間との車道幅員の変化の箇所について、その安全対策についてのご質問にお答えを申し上げます。

整備を行う前の既存の新在家鳥飼上線の車道幅といたしまして、幅員は約５．５メートルでありましたが、今回の整備後につきましては車道幅が７メートルとなり、約１．５メートルの車道幅の差が生じたというのが現状でございます。その結果、整備区間と未整備区間の差に対しての安全対策のご質問でございますけれども、安全対策につきましては、現在、摂津警察とも協議を行い、先に幅員減少という路面標示を行うとともに、反射材を施したガードレールを設置し、車両への注意喚起を現在図っている状況でございます。

以上です。

○南野直司議長　森西議員。

○森西正議員　なかなか未整備区間の拡幅もしんどいということで、その整備区間と既設区間の車道幅員変化の箇所については、大きな事故が発生しないように、事前に十分な対応をとっていただきますように、これは要望とさせていただきます。

未整備区間においては、大型車と大型車が対向する場合に、対向できずに渋滞を巻き起こすことが多々あります。大型規制がかかっておらずに、大型車が通行してもよい道路でありますから、そして、これは摂津市の都市計画道路でありますから、早急な整備を要求、要望したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、家庭教育としつけについてですけれども、「小学校の低学年や公・私立の幼稚園、保育所でも、正しい箸の持ち方など指導を行っています」という答弁でありますけれども、小学校の給食や保育所、幼稚園でも、フォークやスプーンの使用が中心で、箸の使い方の指導が不十分に感じますけれども、どのような実態になっているのか、お聞きをしたいと思います。

○南野直司議長　次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長　保育所や幼稚園での箸の使い方の指導の実態についてのご質問にお答えいたします。

公立・私立を問わず、多くの保育所におきまして、３歳児から箸の持ち方などの指導を現在行っておるところでございます。また、幼稚園におきましても、年少児から箸を持参させている園もあり、使い方についての指導を行っております。しかし、指導の時間、あるいは機会をしっかり確保できるのは学期に１回程度であり、各園が保護者への啓発などを行い、家庭での指導や習慣づけをお願いしている場合もございます。そのような実態でございます。

○南野直司議長　森西議員。

○森西正議員　箸の持ち方を例にしていますけれども、しつけとも言うべき基本的生活技能は、学校で教えることではなくて、本来は家庭で身につけさせることが保護者の責務だと思っております。さらに、小学生になってからだと基本的生活技能を直すことが困難なことも出てくるのではないかと思います。また、学校でしつけを身につけさせることに時間を費やしていますと、教科書が前に進まずに学力に影響が出てくるのは当然であると思います。就学前教育の段階で家庭教育としつけを教育委員会として徹底する必要があると思いますけれども、教育委員会の考えをお聞きしたいと思います。

○南野直司議長　次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長　教育委員会の就学前

教育への働きかけについてのご質問にお答えいたします。

現在の社会におきましては、家庭でのふれあいの場が少なくなったとよく言われております。自然に子どもたちが身につけたように見えるものでも、実は家庭で教えられたり、見て聞いて覚えたりしたものがたくさんあるのではないかと考えております。平成２４年に作成いたしました就学前教育実践の手引きにおきましては、子どもたちに育みたい力の最も重要なものとして「つながる力」を取り上げております。この「つながる力」でございますが、子どもと子ども、子どもと大人がつながり、その中で子どもたちが必要な力を身につけていく、そのような状況を総称しまして「つながる力」と申しておりますが、具体的な例といたしまして、経験したことをまたきちんと子どもたちが振り返りながら必要な力を身につけていく、そのようなことが学びの姿として手引きのほうにも掲げられております。振り返る場としての家庭、これは重要であると思いますし、教育委員会といたしましては、さまざまなつながりの中で、就学前の段階で子どもたちに経験を通して必要な力を育むとともに、保護者に対しての啓発も義務教育以上に丁寧に何度も行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○南野直司議長　森西議員。

○森西正議員　議会でも、多くの議員が、学力向上、体力向上について質問をされておりますけれども、私は、就学前の教育の取り組みができない限り、この学力や体力の向上は難しいと考えております。摂津市の教育の課題解決のためには就学前教育の充実が求められると思いますけれども、就学前教育の充実について、この点、教育長の考えをお聞きしたいと思います。

○南野直司議長　教育長。

○箸尾谷教育長　就学前教育と申しますのは、義務教育のみならず、やはり子どもたちの発達段階に応じて、必要な経験や教育を通して生きる力の基礎を育むものであると考えております。今、部長のほうからもありましたけど、子どもたちの現状を見ますと、お箸や鉛筆の持ち方に課題があったり、起床、朝食、夕食、就寝を規則正しくとるといった基本的な生活習慣、こういったものがきちんと身についていない子どもが増えてきていると思っております。これらの習慣というのは一朝一夕に身につくものではなくて、大人がそのときそのとき粘り強く指導する必要があると思っております。

議員もおっしゃっていただきましたが、本来、こういう基本的な生活習慣、基本的な生活技能というのはご家庭でつけていただくものと考えておりますけれども、今ご指摘ありましたように、今の子どもたちの現状を見ますと、やはり保育所や幼稚園における取り組みも必要であると考えます。今後とも、保護者の啓発による家庭との連携強化でありますとか、あるいは、今も紹介させていただきました就学前教育実践の手引きを活用した義務教育との連携強化を図りながら、就学前教育の充実を図ってまいりたいと考えます。

○南野直司議長　森西議員。

○森西正議員　今、教育長から答弁ありましたけれども、現実として、家庭での教育、しつけができていない家庭が多くあるわけでありますから、その部分に手を入れていかなければならないと思います。教育委員会が一人ひとり保護者に家庭教育の指導を

していくことは困難であります。それならば、保育所や幼稚園の保護者は、保育所や幼稚園等の保育士、先生との接点が多いわけでありますから、その接点を活用していくべきだと思います。教育委員会の就学前教育の考えを、保育所や幼稚園を通じて家庭でのしつけを保護者に徹底していただく、できていない保護者に対しては、保育所や幼稚園から、保育士、先生から指導していただく、そういうシステムをやっぱりつくっていかなければならないのかとは思いますので、教育委員会がリーダーシップを持って、保護者や保育所、幼稚園に強い意志で就学前教育に取り組んでいただくということで、そうでないと摂津市の教育はよくならないと思いますので、これは要望とさせていただきたいと思います。

続いて、空家対策についてですけれども、以前の答弁より、連棟長屋の一部が空家になった場合、空家対策特別措置法では空家ではないという定義でありますけれども、それでは、その定義の中でどのような対応をしていくのか、お聞きをしたいと思います。

○南野直司議長　都市整備部長。

○吉田都市整備部長　ご質問の空家対策の件の、持ち合いの棟続きの長屋住宅の一部が空家になった場合の対応についてのご質問にお答えを申し上げます。

空家対策特別措置法における空家の定義でございますけども、長屋などの集合住宅は、１棟のうち一部の住宅が使用されている場合、法の対象にはなり得ず、現在のところ、法的な対応は非常に難しいと考えております。ただ、今後は、庁内調整会議の中でしっかり現実の問題を見据えて議論を行い、何が課題なのか、行政としてできること、できないことが何なのか、情報の共有を図りながら調査・研究してまいりたいと考えております。また、今回の特措法はこのような現実の問題解決にはなり得ないことから、今後、国や府に対しまして働きかけを行ってまいりたいとも考えております。

以上です。

○南野直司議長　森西議員。

○森西正議員　空家対策特別措置法によっても解決困難な問題がある中で、市として今後どのような姿勢で取り組みを進めていくのか、これは市長のほうに答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　森西議員の質問にお答えをいたします。

前回の質問でも同じ質問をいただきましたけれども、摂津市に今、俗に言う空き室、これは５，８００戸ほどあるそうです。そんなにあるんかなと思うんですけど、マンションとか、いろんなそういう空き室を含めてのことだからで、ほとんど空き室ではないか、空家とは特定されないものが多いのではないかと。それにいたしましても、ご指摘の空家というのがどんどん、どんどん増えていることは事実でございます。その中で、安全面、環境面等々で苦情をいただいているのは、たしか五十数件あったと思います。市のほうで対応いたしまして、住所を特定し、何らかの解決につながったのが、そのうちの約半分、２５件か６件だと思います。その後は、住所が特定できないとか、財産放棄されてしまっているとか、なかなか解決につながっていないという現状がございます。この傾向はこれからどんどん増えてまいります。

前回質問いただいたときから数か月にな

りますかね。今、都市整備部長から申しましたけれども、この問題はオール摂津で取り組まないと解決につながらない、そういうことで、その後、空家等対策庁内調整会議、これを組織したところでございます。これは全庁的な組織になります。今のところは仮称でございますので、正式にスタートしますと、また議員の皆さんにもご相談することになろうかと思います。

先日、テレビで、空家対策特別措置法が適用されて行政代執行したという大きな報道があったと思いますが、恐らくこれは本当に頂点の頂点の頂点の頂点の一つだと思います。この問題は取り組めば取り組むほど非常に難しく複雑な問題が絡んでおりまして、国といいますか、国の役人は、現実はほとんどわかってないのではないかとも思っています。そんなことで、そうかといってほったらかしにできませんので、今度、この調整会議をつくりますので、さっきも答弁しましたけれども、我々の自治体で何ができて何ができないのか、まずこれをしっかりと把握して、できるだけ要望に応えていきたいと思います。

以上です。

○南野直司議長　森西議員。

○森西正議員　転出、死亡などで住民票が消除された方の証明は、住民基本台帳法によって除かれた日から５年間となっています。本市は、データとして数年は廃棄していないということでありますけれども、データが膨大になるため、古いものから廃棄は行っているということであります。例えば、空家の所有者や相続人を確定しようとしたら、戸籍から権利者の確定を図らなければなりません。もし住民票が廃棄をされていれば、戸籍の確定や追跡を図ることができなくなります。だから早急に対策をとらなければならないという助言を何年も前からさせてもらっていまして、ようやく動き出したばかりでありますけれども、空家として法律の対象にならない連棟長屋など、壁や屋根が崩れてきても、崩れた壁や屋根を勝手に応急措置することもできません。勝手に措置をして、後で権利者が出てきて訴えられる可能性もあるからであります。壁を切り離そうとしても、同意判をとりに行く人もわからずに、自分の家でありながら切り離したりさわることもできない、そういうことも発生してくると思います。地域で対応としても、個人情報があって、市は情報を提供することはできないと言います。それは当然だと思いますけれども、市内の連棟長屋の多くは、昭和４０年代から５０年代初めに建築された建物が多くあり、既に４０年から５０年たっています。連棟長屋にお住まいの方は７０代や８０代のご高齢の方も多く、早急に対応していかないと、市長の答弁がありましたけれども、今以上に大きな問題になるのは明らかであります。法律で不十分であるならば、対応できる市としての条例も何らか考えて検討すべきだと思います。これは本当に大きな問題でありますから、オール摂津で何とか解決できるように検討していただきますように要望して質問を終わりたいと思います。

○南野直司議長　森西議員の質問が終わりました。

次に、渡辺議員。

（渡辺慎吾議員　登壇）

○渡辺慎吾議員　議長のお許しを得て、ちょっと順位を変えて、一番最初に住民監査請求のあり方について、２番目に人間基礎教育としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○南野直司議長　許可します。
○渡辺慎吾議員　それでは、質問したいと思います。

まず初めに、住民監査請求のあり方についてであります。

昨年、私は、一市民から、ある事柄において、監査請求の仕方はどのようになされているのか教えてほしいと依頼を受けましたので、監査委員事務局に問い合わせました。担当者が資料を持ってこられましたが、その後、納得がいかない私は、さらに詳しい他市の事例を調べてほしいと要望いたしました。しかし、１か月が過ぎても報告がないので、連絡をしましたところ、そこまでする必要はないとの返答でした。では、なぜ依頼した時点でそう伝えてくれなかったのかと尋ねたところ、局長の返答は、裁判所は訴えを起こそうとしている原告に懇切丁寧に訴え方を教えたりはしないということでした。そして、その後、局長は、私を飛び越して、監査請求の要望をしていたその市民に直接電話をして連絡をとられたのであります。局長が裁判所の事例を挙げられるのであれば、訴えを起こそうとしている人間に裁判所は直接連絡をとっていいのかと私は言わせていただきました。

監査委員事務局は、請求が上がってきたときに機関が稼働し、粛々と公正に公平に対応すべきであるのに、ある意味、直接市民に連絡をとるということは監査請求の妨害行為に当たるのではないかと思います。その一連の行為に対して納得がいかないので、市の審査機関、分限懲戒審査委員会に局長をかけるべきであると市長公室長に働きかけて、人事課長を含め動いてもらいましたが、局長当人はかけられる必要はないと主張し、その働きかけに応じようとしなかったのでありますが、潔白を主張されるなら、なぜ分限懲戒審査委員会に出頭し、堂々と持論を述べ、潔白を証明されないのか、お尋ねしたいと思います。

１回目。
○南野直司議長　渡辺議員、１回目の人間基礎教育についての質問をしていただかないと。
○渡辺慎吾議員　それはええと言うたやん。
○南野直司議長　順番を変えるのは許可しました。ただ、質問を提示していただいていますので、１回目の質問として人間基礎教育について質問を。
○渡辺慎吾議員　それでは、人間基礎教育について質問したいと思います。

市長、あなたが提唱されている人間基礎教育の表現の仕方には非常に無理があると思います。私は以前から主張しておりましたが、「徹底を！」という表現を市民にすることに関しては非常に違和感を抱いております。

そして、ルールを守れる人づくり。ルールを守ることは、国民として、市民として、そして社会人として当たり前であり、見方によっては、摂津市民はルールを守れない人が多いのかと思われます。行政は、教育委員会以外、人を教育する機関ではないのに、人づくりとはまことに僭越なことであります。

また、そういう意味で、五つの心を育てるという表現も、一体誰を対象に言っているのか違和感を抱きます。その五つの心に徹底という言葉を当てはめると、思いやりの徹底、奉仕の徹底、感謝の徹底、あいさつの徹底、節約の徹底、このように内心に関して行政が市民に徹底させようとすることは、憲法が保障する基本的人権の尊重を無視する憲法違反ではないかと思います。

表現の仕方を変更され、「ともに育てていきましょう」という表現に置きかえるべきと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

それから、市長は、随所で人間基礎教育は市民に浸透していると言われておりますが、その根拠を教えていただきたいと思います。

以上で１回目を終わります。

○南野直司議長　答弁を求めます。監査委員事務局長。

（井口監査委員事務局長　登壇）

○井口監査委員事務局長　初めに、住民監査請求に関しますご質問にお答えをいたします。

議員がご紹介されました市民の方は、住民監査請求の仕方がよくわからないから教えてもらいたいとのことでございましたので、法定の要件など、手続きに必要な事務の詳細につきまして連絡したものでございます。住民監査請求を思いとどまっていただこうという趣旨で連絡したものでは決してございません。

また、裁判所の例え発言につきましては、監査事務局の立場上、お手伝いできる事柄とできない事柄につきましてご理解いただきたく引用したものでございます。

次に、分限懲戒審査委員会に働きかけなかったことについてのご質問でございますが、代表監査委員は、監査委員事務局職員の行為が職員分限懲戒審査委員会に委ねるべき事案かどうかを任命権者としてしんしゃくされ、委員合議の結果、分限懲戒審査委員会の開催を要請されなかったと伺っております。

以上でございます。

○南野直司議長　市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　渡辺議員の質問にお答えをいたします。

人間基礎教育の表現の仕方、それから、憲法違反ではないかというご指摘でございますが、以前から「人間基礎教育の徹底」という言葉についていろいろとご指摘をいただいておるところでございますけれども、私は何遍もお答えをいたしておりますけれども、「人間基礎教育の徹底を！」、これは市民の皆さんにそのことを呼びかけているわけでございまして、内心の自由を侵害しているとは全く思っていません。

ご指摘のように、道徳教育というのがあります。これは、学校で、教育基本法の中に定められておる道徳教育、これに基づいて教育がされております。敗戦後、すぐに教育基本法というのができて、それで、その中に道徳という項目も設けられております。ただ、昭和３３年までは、私案ということで、法的な根拠といいますか、位置付けが曖昧であったとお聞きしております。で、３３年に初めて国の告示で法的に位置付けられた、これが教育基本法における道徳という項目でございますが、ただ、３３年から道徳というのが法的に位置付けられたにしては、やっぱりその後、社会が、高度経済成長の中で、心の教育はどこへ行ったんやという声がどんどん、どんどん湧いてきたことは議員もご承知だと思います。

そこで、平成１０年に、（「そんな質問ここでしてへん」と渡辺慎吾議員呼ぶ）いやいや、これをお話しせんとわからんのですけど、平成１０年に、これではだめだということで、道徳の時間というのを週に１回持ちなさいということになったと思います。で、また、より以前よりも道徳についての教育の充実がなされましたけれども、この道徳の時間も、何でもいいということ

で、別に道徳という定義じゃなくて、その時間帯にいろんな教育がなされたということであります。

そんなことで、平成２０年にまた改訂されました。平成２０年には道徳教育推進教師というのが置かれて、そして、さらに徹底をせよということになりました。ただ、その間、私はちょうど平成１６年に市長に就任いたしましたけれども、いじめ、虐待、不登校等々、いろんな社会問題が日本国中蔓延したと思います。そこで、ただお金と予算を組んで施設をつくるだけではいかんと、心の教育をしっかりせないかんのではないですかということで人間基礎教育というのを提唱いたしました。五つの心について、ただ道徳教育だけに委ねるのではなく、市民全体でこの問題意識を共有しようやないかと、そういう呼びかけをしたのがこの「徹底を！」ということでございまして、決してご指摘の無理やり押しつけてやらそう、これは押しつけても形にはならないと思いますので、時間がかかるけれども、粘り強くみんなでこの問題に取り組もうやないかという気持ちをあらわしておりますので、何度も言いますけれども、その点はご理解をいただきたいと思います。

以上です。（「まだ続くはずや、答弁。答弁漏れ。あなたが言ったように、浸透しとるという部分」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○南野直司議長　渡辺議員、議事進行でしてください。

○森山市長　どうもすいません。浸透しておるかということでございますが、取り組みまして１１年目になりますかね。これも何度も言っておりますけれども、今少し述べましたけれども、戦後の７０年間、どちらかといえば、物、お金といいますか、経済成長、敗戦後の復興に（「そんなこと聞いとるん違う言うとんねん」と渡辺慎吾議員呼ぶ）続いてきましたので、やっぱり一方で責務とか、そういうことについて置いてきぼりになっていたのではないかということで取り組んでいます。この７０年間のハンディといいますか、それを取り戻すにはかなりの時間がかかります。きょう言うて、あしたすぐこういうものになること自体もおかしいんですけれども、１１年ぐらいですけれども、私は、関係者の皆さんにも、その後どうですかという話も聞くこともあります。例えば学校では、数値目標ではあらわれないけれども、以前よりも校長先生はじめ先生方もよく校門のところへ立って子どもたちとの挨拶をするとか会話する、そんなことも増えたし、以前よりも挨拶が非常に明るく活発になってきたという話も聞きます。また、例えば、給食の残ったもの、ごみとかを分けるんですかね。そういうときの言われなくても分別ということにも心がけるようになった。そんな話等々、いろいろと改善されていると私は受け取っております。まだまだ足りない点がたくさんありますけれども、一つ一つ前に進んでいくものと思っております。

以上でございます。

○南野直司議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　そしたら、住民監査請求のことですけど、私が介在して、私を通して市民が言うてきて、そこへ監査委員事務局が来て、私を通して物事を進めていっているのに、そのときに何で直接その市民に連絡したのかということを言いたいんですよ。私という議員という立場を頼って私に来られたわけです。それやのに直接そういうことをされ、その後、監査を続けられるということやったら別ですけど、監査をやめられるということだったんです。ほんな

ら、そういうふうに考えてしまうじゃないですか。あなたはそういうことはしていないと言うたけど、何でまず私にそういう状況ですという説明をしなかったのかということ。

それと、今言ったように、１か月もそのことをほったらかしにして、私が問いかけたときに初めてそういう対応をするという、あなたの局長としてのそういう態度に対しては、非常に私は憤慨を感じるわけです。物事の順序というのは当然あるわけであって、それを逸脱して局長自身の考え方でやるということに関して、あなたの職務、公務員としての立場としての行為を非常に逸脱した行為と思うわけです。

そこで、私は、分限懲戒審査委員会にかけて、そういう形にしたほうがいいんじゃないかということで、市長公室長にそういう働きかけをした。ほんなら、市長公室長は、それはそういう形でかけるべきだと言われました。そして、任命権者は代表監査ですから、代表監査にそういう形で問い合わせたところ、代表監査はその必要はないとされた。でも、監査というお立場を考えますと、公明正大に率先してそういうことに対してはやっぱし取り組むべきだと思う。そこで白か黒かはっきりしたらそれでいいわけじゃないですか。正しいんやったら、その場でそういう形の結論が出るわけですから。例えば教育委員会でも、いろんな問題があったときには、まず教育長の判断で分限懲戒審査委員会にかけられましたよね。当然、今の社会の流れとしたら、そういう流れであるのに、代表監査はどういうおつもりで審査に対して対応されなかったのか、代表監査にお聞きしたいと思います。

○南野直司議長　その前に局長に問われている分はよろしいですか。代表監査だけでよろしいですか。

○渡辺慎吾議員　はい。

○南野直司議長　そしたら、代表監査委員。

○奥村代表監査委員　今回のご質問の件につきまして、渡辺議員と２度にわたって話し合いを持っております。１回目は昨年の１１月１７日で、このときは、懲戒処分に当たらず、処分する必要はないとお答えいたしました。また、２回目は今年の１月２０日であり、このとき、私どもから分限懲戒審査委員会の開催依頼をすることはしない、もし所管部局の市長公室が開催すると言うのであれば何も否定するものではない、こういう旨を伝えたところでございます。

今回、一般質問で、その対応について同様のご質問でございます。答弁させていただきます。

監査委員事務局の機構、事務分掌その他内部事務に関しての規程として、摂津市監査委員事務局規程がございます。この規程第８条で、職員の任免、給与、旅費、勤務時間、分限、懲戒、服務その他身分取扱いに関しましては、市長の事務部局の例によると規定されております。渡辺議員の主張されておられますのは、職員の懲戒処分についてであり、これに関しての関係法規には、地方公務員法、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、摂津市職員分限懲戒審査委員会規則がございます。

まず、上位法優先の原則により条例より優先されます地方公務員法ですが、第２９条において懲戒の規定がございます。これによりますと、当該団体の規則または当該団体の機関の定める規程に違反した場合、次に、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、また、全体の奉仕者たるにふ

さわしくない非行のあった場合、これらに該当する場合には、戒告、減給、停職又は免職の懲戒処分をすることができると規定されております。

次に、この地方公務員法に基づき、職員の懲戒の手続及び効果については条例で定めなければならないとされており、この規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例が制定されております。この条例第２条では、任命権者は、地方公務員法に基づく懲戒処分をしようとする場合においては、関係者その他適当と認める者の意見をきく等、公正を期さなければならないと規定されております。つまり、懲戒処分の軽重は別として、懲戒権を与えられている任命権者が懲戒処分に当たるかどうか適切に判断すべきものであります。この場合、懲戒処分は職員の個々の義務違反に基づいて行われるものであり、この義務違反の事実は処分の対象として具体的に特定されていなければなりません。

次に、任命権者が、義務違反の事実があり、懲戒処分が妥当と判断しても、職員の身分取り扱いは常に公平でなければならず、その処分が恣意的にならないよう、任命権者の裁量権に委ねるのではなく、処分が苛酷であるか、他の処分との均衡が図られているかどうか、公正を期すため、摂津市職員分限懲戒審査委員会規則が定められております。このことにより、同一地方公共団体内における処分の適正と均衡が図られ、公平性が確保されていると言えます。

以上申しましたように、職員によって不利益な処分である懲戒処分は、法律及びこれに基づく条例で定める場合以外は認められておりません。これに反して懲戒処分が不当に行われた場合には、不利益処分に関する不服申立てを行う権利が認められ、さらに、違法なこれらの処分について、行政事件訴訟法に基づいて出訴することができるとされております。

このようなことから、懲戒処分に当たる義務違反の事実がないことから、懲戒処分には当たらず、よって職員分限懲戒審査委員会の開催も必要なしと判断したものであります。

総合行政委員会は、監査委員事務局のみならず、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会の４行政委員会の事務局を兼ねております。昨年は二つの選挙がありました。選挙事務は、早くから職員総出で準備を積み重ねており、膨大な選挙業務を遅滞なく進めるとともに、その業務の間隙を縫って、監査業務、固定資産評価審査、公平委員会審査業務等を円滑に進めてまいりました。我田引水ではありますが、業務遂行に当たっては、それぞれ職員が真剣に誠実に与えられた職務を滞りなく推進してくれました。今年も確実に二つの選挙もあり、多忙をきわめることとなりますが、職員が頑張ってくれるものと信頼しております。しかし、それはそれとして、万が一にも職員に懲戒処分に該当する非違行為が発生すれば、情に流されず、職員に道義的責任を問い、懲戒処分すべく、職員分限懲戒審査委員会の開催依頼を行い、非違の責任を追及することは言うまでもございません。

最後に、今回、このように一般質問に対しまして議長からの要請もあり出席させていただきましたが、政策にくみしない市行政から独立した機関の行政委員の出席が望ましいのか、疑念の残るところでございます。監査委員のみならず、長以外の執行機関の委員会は、それぞれ独自の執行権限を持ち、その担任する事務の管理及び執行に

当たっては、全てみずからの意思決定に基づいて行うべきであり、常に独立的、客観的な立場で公平・不偏の態度を保持する、より高い独立性を持って職務に当たらなければなりません。このようなことから、このように議会本会議や委員会で質問を受けることが重なってまいりますと、それぞれ行政委員及び行政委員会の自主性や独立性が揺らぎかねないことを危惧するところでございます。過去にこのような例があったかどうかわかりませんが、本日の私の出席が前例となり、他の行政委員の皆様にご迷惑が及ばないことを願っております。

以上です。

○南野直司議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　さすが元総務部長、とうとうといろんなルールを私にご教示いただきましてありがとうございます。

法律とかいう問題じゃなくて、今、行政に対して非常に市民の目が厳しいわけであって、何か問題があったときには、やっぱりそういう分限懲戒審査委員会なり、そういうところでしっかりと、問題がなかったら、それはそれでいいんじゃないですか。そういう形でやるという方向性が今、世の中にできつつあるし、庁内でも、先ほど教育委員会の例を出させていただきましたけど、そういう方向。そして、私は、市長公室長と話したときに、分限懲戒審査委員会をやっぱりやるべきやというお言葉をいただいたわけであって、そういうことを踏まえて私はこういう質問をさせていただいています。

だから、監査という立場であったら、ちょっとでもそういう疑義が生じたときには、法律以前の話です。当然、法律には従っていかなあかんのはわかっていますけど、そういう形で公にきちっと身の潔白をする立場に率先していくことが監査の姿勢だと私は思いますし、市民からしたら、例えば、よくオンブズマンなんかが監査請求を出されていますけど、当然、健全な市というのは、そういう市民からのオンブズマンの監査請求で、それに対して公正に粛々と対応されておると聞いております。そういうことから考えますと、当然、今回の件も、市長公室のほうはやっぱり審査委員会を開こうという姿勢でおったわけですから、それに対しては応じるべきであったと思います。この件に関しては、これはとうとうと議論するより、まず市長公室長と市長の考え方をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○南野直司議長　市長公室長。

○乾市長公室長　この件につきまして、先ほども代表監査のほうからもご説明ございましたとおり、まず、懲戒処分等を行う場合は、地方公務員法の第２９条、そこの規定がまず適用されて、それに従って、本市のほうでは職員の懲戒の手続及び効果に関する条例を設けております。さらに、その懲戒処分を審査するに当たって、本市では、一般職の職員の分限懲戒処分の公正を期するために、規則で摂津市分限懲戒審査委員会を設置しております。メンバーは、副市長、総務部長、市長公室長、教育総務部長の４人となっております。

先ほどから、私が分限懲戒審査委員会に諮るべきやと言うたということでおっしゃっていただいていますけども、確かに私も申しましたが、私は副市長のほうの指示でそう申し上げているわけでございまして、今回のケースにつきましては、副市長の指示があって、監査委員事務局からの依頼はなかったものの、分限懲戒審査委員会の事務局であります人事課において、その経過

や事実内容の事情聴取を行っており、ある程度の状況は把握しております。これは議員もご承知だと思います。監査委員事務局という機関、そして組織の職員ということを考えますと、市民並びに議会議員に対する丁寧な説明等々、事務のあり方のところで誤解や臆測を生むことのないようにすべきであると認識しておりまして、分限懲戒審査委員会の意見を聞かれてはどうかということで既に助言もさせていただいているところでございます。ですから、透明性を高めるとか公正さを客観的に担保するために、そういった意味からも分限懲戒審査委員会にかけられてはどうかということで助言させていただいたところでございます。

○南野直司議長　続けて、市長。

○森山市長　監査委員の判断についてのご質問だと思いますけれども、この問題につきましては、過日、渡辺議員のほうから申し入れを受けました。そのとき、行政委員会の権限事項でありますので、そのことについて代表監査に伝えました。行政委員会の権限事項でありますから、その後のいきさつといいますか、当事者間のやりとりについて、私のほうでは言及はできませんけれども、さっき代表監査のほうからの報告を聞いておりましたけれども、代表監査におかれては、行政委員会の規程に基いて対応したという説明を受けました。そのとおりされたものだと私は理解をいたしております。

以上でございます。

○南野直司議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　副市長の指示を受けたということは、副市長は分限懲戒審査委員会の委員長ですよね。きょうは副市長はお見えになっていないということなんですけど、そういう形で一応指示されたわけですよね。だから、先ほど、そういう当たらないという形やけど、委員長たる副市長がそういう形で動かれたということをしっかりと認識していただきたい。これは、やっぱりそういう形で、監査という立場であられることですから、物事をしっかりと公正・公平にやって、その中で判断するという一つの世の中の流れというのがありますし、庁内もそういう形で認識しとるということで副市長からもお聞きしておりますから、それと、教育委員会も、権限は教育長にあるわけですけど、率先してそういう形でみずからしっかりと審査委員会に委ねたということですから、ほんなら、今後こういう問題が起きたときにどのような対応をされるのか、市長にお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　このような問題といいますと、監査委員事務局での出来事のことになるんでしょうかね。今ご答弁いたしましたように、各行政委員会、これはそれぞれ権限事項がございますので、その委員会の規程に従って責任を持って判断をしていただくということで我々は理解をいたしております。ただ、今ご指摘の内容になりますと、こういうことが起こったらという非常に漠然としたお問いでございますけれども、規程に従って対応に取り組まれたものと思いますけれども、さらにその質問者の理解を得るためにと申しますか、そういった委員会の意見を聞くのも一つの方法であるのではないかとも思います。

以上です。

○南野直司議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　時間があれですので次の質問に行きたいと思いますけど、ただ、今言うたように、これから世の中の流れはそう

いうことですし、副市長はそういう認識でおられて、やっぱりきっちりと、まず法律以前、公正な目で、そういう立場の方々というのは当然市民から信頼されなあかんわけですから、そういうことで白黒はっきりするという姿勢が必要ではないか、そのことは副市長も十分理解しているということをいただきましたので、このぐらいでこの質問は終わりたいと思います。

次に、人間基礎教育ですけども、とうとうとあなたはそういうご答弁をなされましたけど、あなたの言う表現やったら、「徹底」という言葉を使わなくても、「ともに人間基礎教育の実現に向けて頑張りましょう」とか、「ともに考えましょう」とか、そういう表現のほうがあなたが言う答弁からしたらふさわしいと私は思うんですよ。だから、国語の問題になりますけど、「徹底」というスローガンで感嘆符まで打つというのは、これはどこかの独裁国家やったらあり得ることですけど、この民主主義国家においては、例えば、何遍も言いました、ちっこい組織の中だったらそういう形で、それも企業とかそういう組織の中やったらあれですけど、納税者に対して行政が言う表現の仕方じゃないということを私は言っているわけですよ。

過去においても、私はあなたの秘書をやっていました。あなたは非常に世間からはすごく高い評価をされていますよ。でも、私は、あなたの秘書をしとるとき、あなたのことを一番よく知っているんですよ。根本から言いましたら、はっきり言うて、私はあなたがこういう人間基礎教育などということを言うこと自体が片腹痛いんですよ。でも、行政のトップとしてこういうことを実現したいんやったら、私もできていない、そやから市民の皆さんと一緒に考えましょうという姿勢やったらまだ許せますよ。私は、一市民として、「徹底」という言葉であんなスローガンをかけられたら非常に不愉快なんですよ。それは、あなたに私がこういうことを言うことに関して、あのすばらしい市長に何ちゅうことを言うねんと言う人はおりますよ。しかし、あんた、あなたのことをそこまで知ってんかと。前も質問させていただきましたけど、私はあなたと一緒に右翼活動をやってましたわ。右翼とかかわったときに暴力団関係者もぎょうさんおりましたやん。あなたは私の名義で暴力団関係者に金貸したりしてましたやんか。そんなことを皆知らんから、ええ人や、ええ人やと言うんですよ。私がみんな暴露しましょうか。

何をもって浸透しとると言うんですか。多くの市民はそんなこと知りませんよ。もう一遍ご答弁をお願いします。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　渡辺議員の人間基礎教育についての再度の質問にお答えをいたします。

前回も同じような質問をいただいたと思いますけれども、「徹底を！」ということで理解できないという話だと思いますけれども、この前にもお話ししたと思います。総合計画のときにもお話ししたと思いますけれども、この人間基礎教育につきましては、摂津市は今、１０年で総合計画を定めて、まちづくりの指針にいたしております。そのときにも議会の皆さんにお話を申し上げ、ご議論をいただきました。オール摂津といいますか、市民公募の皆さん、そして職員総がかりで、今までにない形で総合計画づくりに取り組んでもらったと思いますが、その中で、基本構想の中で人間基礎教育を提唱し、そして、もう一つは協働、この二つが基本構想になったと思いま

す。そして、基本計画の中で職員に対する人間基礎教育の徹底をし、その形を全市民に理解していただこうというご議論をいただいたと思います。そういう意味で、そのときにもこの人間基礎教育について、いろいろと議論、ご協議をいただきました。ということで、「人間基礎教育を徹底せよ」とか「しなさい」ということで明記をしているのではなくて、「人間基礎教育の徹底！」と感嘆符を打ち、皆さんに呼びかけているわけでありますから、ある意味ではお願いをするということで、（「ほんなら、お願いに変えたらええやないか」と渡辺慎吾議員呼ぶ）それは、この前もお話ししましたけれども、次の第５次総合計画を定めるときに、やっぱりこの議論をご指摘いただいているわけでありますから、これはまた議会でいろいろと議論していただき、表現をやっぱり変えていくのであれば変える、そういうことにはなろうかと思いますが、この総合計画の期間中、その表現について変えることはありません。

それから、いろいろ私の過去のことについてご指摘をいただきました。私は、前も言いましたけれども、大学時代は応援団、社会に出てからも、議員をやっている最中でも民族運動をやっておりました。いろんな人との出会い、ふれあい、経験をいたしました。やっぱりいろんな経験を積み重ねて、そして、その経験から気づいたこと、それをしっかりとまた今日に生かして、そして未来につないでいく、そういうことに今一生懸命取り組んでおるわけでありまして、そのことがやっぱり社会のルールを守れる人づくりということについても言及したことにつながったのではないかと私は思っております。

以上でございます。

○南野直司議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　あなたは言うとることと表現の仕方が全く違うと何遍言うたらわかるのかと思うんですよ。あなたがともにそういう形でやりましょうと問いかけたいんやったら、そういう表現の仕方をしたらいいじゃないですか。「徹底」というのは、あれは命令口調ですよ。言うとることと表現が全然違うんですよ。こんなところで国語の授業をしとるみたいなもんでね。

そして、あなたは、過去にいろいろあった、それを未来につなげようと言うけど、そういう形やったら、ともに頑張りましょうという気持ちでおるんでしょう。ほんで、私とここで議論を何遍もやっているじゃないですか。そやから、今、第４次総計の中間になっとるから見直しということを言うてるじゃないですか。だから私は言ってるんじゃないですか。何でこの時点でそれができないんですか。誰が考えても、あなたの答弁の意向から考えたら、「徹底」という言葉はふさわしくないでしょう。ルールを守れる人づくりって、あんた、ルールを守っているんですか。前も言うたように、自分の孫を越境入学させたり、そんなことをしとって何がルールを守れる人づくりですか。節約せえ言うて、あんたの個人的なことになりますけど、ジャガーに乗って何十万円もする靴履いて何が節約ですか。個人的なことになりますけど、公の立場の人間やったらそういうことでもしっかりと受けとめなあかんわけでしょう。言うとることとすることが全く違うから、私はこういう形で質問しとるんでしょう。そして、見直しの時期やということを言うとるから、こういうふうに私は質問しているんでしょう。それを、あなたの答弁では、「徹底」を撤回せん、見直さへんというこ

とが全く私には理解できないんです。どうなんですか、あなた。そういう形で表現の仕方を変えるべきでしょう。議論、議論って、今、議論のときじゃないですか。特別委員会をつくったわけでしょう。そこでちょうど中間時点やから見直そうという委員会をつくったんでしょう、できたんでしょう。そこで議論しているわけじゃないですか。１０年先にそういうことを考えたらええとあなたは言うけど、今がその時期じゃないですか。再度ご答弁いただきたいです。

○南野直司議長　市長、ちょっと待ってもらえますか。

渡辺議員、人間基礎教育に対する思いはすごくわかります。代表質問でも、また総務常任委員会でもおっしゃられています。僕は議長として、もうこれ以上、市長の新たな答弁は出ないと思うんですよ。（「今、答弁しようとしたじゃないですか」と渡辺慎吾議員呼ぶ）出ないと思うんです。私自身がそう思いますので、ここで休憩させていただいていいですか。（「はい、結構です」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

暫時休憩します。

（午前１１時３２分　休憩）

（午後　０時５９分　再開）

○南野直司議長　再開します。

答弁を求めます。市長。

○森山市長　渡辺議員の再度の質問にお答えをいたします。

「人間基礎教育の徹底を！」についての表現の仕方についてでございますけれども、何度も申し上げておりますように、第４次の総合計画の基本構想にのっとり、市民の皆さんに呼びかけたものでございまして、決して上からの目線とか、そして無理強いする、そんなつもりは全くございません。しかし、何度もご指摘をいただいております。次なる構想の見直し時には、また議会の皆さんにいろいろご議論いただき、表現の仕方等々を考えていけばと思っております。

以上でございます。

○南野直司議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　変えるおつもりはないということで、市長のそのご覚悟は、それはそれで私は市長の気持ちとしてはそういうことやと思いますけど、私は決してこの表現はふさわしくないと思い続けます。この議論はこの辺にしときますけど、ただ、根本的に言いましたら、私はあなたのことを秘書をやっとる時代から十分わかっています。だから、あなたは過去は過去として、一つ一つの未来に対してのと言うてはりますけど、私はあなたの秘書をやっとるときにいろんな傷ついたこともたくさんあるんですよ。私はあなたの指示に従ってやってきたこともたくさんあるわけであって、そのことが自分のトラウマになって、今でもこびりついてあるんですよ。統一教会との関係とか、職員にいろんな名簿とか書類を盗ませてきて、今はもう公開条例があるからあれですけど、あなたはいっぱいいろんなことを手段としてやってきたわけですよ。そういうことを一番よく知っている人間の私がこういうことを言うんですよ。だから、あなたに人間基礎教育なんか言われる筋合いはないんですよ。ましてや徹底やと言われる筋合いはないんですよ。そういう気持ちで私は質問させていただきましたので、議長、これぐらいで質問を終わりたいと思います。

以上です。

○南野直司議長　以上で渡辺議員の質問が終

わりました。

以上で一般質問が終わりました。

日程２、議案第１号など４３件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

（三好義治総務常任委員長　登壇）

○三好義治総務常任委員長　ただいまから総務常任委員会の審査報告を行います。

３月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、平成２８年度摂津市一般会計予算所管分、議案第４号、平成２８年度摂津市財産区財産特別会計予算、議案第９号、平成２７年度摂津市一般会計補正予算（第４号）所管分、議案第２０号、摂津市行政不服審査会条例制定の件、議案第２１号、摂津市職員の退職管理に関する条例制定の件、議案第２３号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件、議案第２５号、摂津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件、議案第２６号、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、議案第２８号、特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第２９号、一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分、議案第３０号、摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第３１号、摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第３２号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正する条例制定の件、議案第３３号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件、議案第４４号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第４７号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件、以上１６件について、３月１０日、３月１５日及び２２日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第１号所管分及び議案第３３号については委員長裁決をもって可決すべきもの、議案第２８号については本会議での議案の撤回承認を前提に審査未了、議案第２９号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○南野直司議長　建設常任委員長。

（野原修建設常任委員長　登壇）

○野原修建設常任委員長　ただいまから建設常任委員会の審査報告を行います。

３月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、平成２８年度摂津市一般会計予算所管分、議案第２号、平成２８年度摂津市水道事業会計予算、議案第５号、平成２８年度摂津市公共下水道事業特別会計予算、議案第９号、平成２７年度摂津市一般会計補正予算（第４号）所管分、議案第１０号、平成２７年度摂津市水道事業会計補正予算（第２号）、議案第１２号、平成２７年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）及び議案第２９号、一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分、以上７件について、３月９日及び３月１１日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第１号所管分については賛成多数、その他の案件につきましては全員

賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○南野直司議長　文教常任委員長。

（安藤薫文教常任委員長　登壇）

○安藤薫文教常任委員長　ただいまから文教常任委員会の審査報告を行います。

３月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、平成２８年度摂津市一般会計予算所管分、議案第９号、平成２７年度摂津市一般会計補正予算（第４号）所管分、議案第１９号、指定管理者指定の件（摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書センター）、議案第２４号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分、議案第２７号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第３４号、摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定の件、議案第３５号、摂津市民図書館条例及び摂津市立鳥飼図書センター条例の一部を改正する条例制定の件、議案第３６号、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、議案第３７号、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び摂津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分、議案第４５号、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第４６号、摂津市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件、以上１１件について、３月１０日及び３月１５日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○南野直司議長　民生常任委員長。

（上村高義民生常任委員長　登壇）

○上村高義民生常任委員長　ただいまから民生常任委員会の審査報告を行います。

３月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、平成２８年度摂津市一般会計予算所管分、議案第３号、平成２８年度摂津市国民健康保険特別会計予算、議案第６号、平成２８年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算、議案第７号、平成２８年度摂津市介護保険特別会計予算、議案第８号、平成２８年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算、議案第９号、平成２７年度摂津市一般会計補正予算（第４号）所管分、議案第１１号、平成２７年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、議案第１３号、平成２７年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第４号）、議案第１４号、平成２７年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、議案第２２号、摂津市立別府コミュニティセンター条例制定の件、議案第３７号、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び摂津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分、議案第３８号、摂津市敬老金条例の一部を改正する条例制定の件、議案第３９号、摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件、議案第４０号、摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件、議案第４１号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件、議案第４２号、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第４３号、摂津市企業立地等促進条例の一部を改正する条例制定の件所管分、以上１７件について、３月９日、

３月１１日及び３月２２日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第１号所管分、議案第７号、議案第８号及び議案第３７号所管分については賛成多数をもって可決すべきもの、議案第３８号については本会議での議案の撤回承認を前提に審査未了、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○南野直司議長　議会運営委員長。

（藤浦雅彦議会運営委員長　登壇）

○藤浦雅彦議会運営委員長　ただいまから議会運営委員会の審査報告を行います。

３月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、平成２８年度摂津市一般会計予算所管分及び議案第９号、平成２７年度摂津市一般会計補正予算（第４号）所管分、以上２件について、３月２５日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○南野直司議長　駅前等再開発特別委員長。

（木村勝彦駅前等再開発特別委員長　登壇）

○木村勝彦駅前等再開発特別委員長　ただいまから駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

３月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、平成２８年度摂津市一般会計予算所管分、議案第９号、平成２７年度摂津市一般会計補正予算（第４号）所管分、議案第２４号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分及び議案第４３号、摂津市企業立地等促進条例の一部を改正する条例制定の件所管分、以上４件について、３月１６日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第１号所管分については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○南野直司議長　委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程３、議案第２８号撤回の件を議題とします。

撤回理由の説明を求めます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　ただいま議題になりました議案第２８号、特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その撤回の理由をご説明申し上げます。

議案第２８号につきましては、人事院勧告に基づきまして、一般職の職員の勤勉手当の月数を増やすことに伴い、特別職、議員各位の期末手当の月数を増やすものですが、先の本会議代表質問及び総務常任委員会におけるご質問、ご指摘等を踏まえ、改めて本市の置かれている行財政の現状等を勘案した結果、今回の提案は適当でないと判断し、撤回するものでございます。

今後とも全庁一丸となって市政の推進に努めてまいる所存でございますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

また、今回の議案の撤回という決断に至りましたことにつきましては、既に市議会におかれまして、本会議、さらに総務常任委員会での審議と真摯なご議論をいただいた後であり、議員各位並びに市民の皆さんに対しましてご迷惑をおかけしましたことにおわびを申し上げます。

以上、議案の撤回とその理由の説明とさせていただきます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○南野直司議長　説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第２８号撤回の件を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○南野直司議長　起立者全員です。

よって、本件は承認されました。

日程４、議案第３８号撤回の件を議題とします。

撤回理由の説明を求めます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　ただいま議題になりました議案第３８号、摂津市敬老金条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その撤回の理由をご説明申し上げます。

議案第３８号につきましては、敬老金条例の目的である長寿の祝福と高齢者福祉の増進の観点から、支給対象年齢と支給額を見直し、その財源をもって、この先の２０２５年問題への備えとして高齢者の見守りの強化を図ることとしておりましたが、民生常任委員会でのご意見等を踏まえまして、敬老事業をはじめとする市単独扶助費の見直しにつきまして、その進め方、課題整理の必要性を強く感じ、熟慮の結果、再度、支給対象年齢等、見直しの内容について検討させていただきたく、撤回するものでございます。

また、先の議案第２８号と同様、議案の撤回という決断に至りましたことにつきましては、既に市議会におかれまして、本会議、さらに民生常任委員会での審議と真摯なご議論をいただいた後であり、議員各位並びに市民の皆さんに対しましてご迷惑をおかけしましたことにおわびを申し上げます。

以上、議案の撤回とその理由の説明とさせていただきます。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○南野直司議長　説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第３８号撤回の件を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○南野直司議長　起立者全員です。

よって、本件は承認されました。

日程５、議案第１号など４１件を議題とします。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。

山崎議員。

（山崎雅数議員　登壇）

○山崎雅数議員　日本共産党議員団を代表いたしまして、議案第１号、議案第７号、議案第８号、議案第１９号、議案第３３号、議案第３４号、議案第３７号及び議案第４５号に対して一括して反対討論、議案第２９号に対して賛成討論を行います。

安倍総理は、消費税増税の影響について、景気回復は予想以上に長引いていると認め、来年４月に予定している消費税１０％への引き上げについて、先送り、延期の検討に入ったと朝日新聞は報じました。改めて、この３年余りのアベノミクスの破綻が明白になってきています。トリクルダ

ウン政策の破綻、消費税大増税路線の破綻、異次元の金融緩和政策の破綻という中で、打つ手なしのどん詰まりに来ているのでしょうか。

その中で、途方もなく貧富の格差が拡大しています。世界有数の経済誌、フォーブス誌が集計をした日本の富裕層リストによれば、富裕層の上位４０人の資産総額は、２０１２年７．２兆円だったのが、２０１５年には１５兆９，０００億円へと２．２倍になり、途方もない格差社会をつくっています。今や日本は世界有数の貧困大国になっています。

平和安全保障関連法が本日施行となります。この問題に関連して、２月１９日、５野党による安保法制の廃止と集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回など４項目の確認のもと、７月の参議院選挙に向けて、今、九つの１人区で統一の予定候補が決定したとのことです。これから、安保法制の発動を許さず廃止に追い込んでいくのか、立憲主義を取り戻すのか、大きく問われていくことになるでしょう。憲法を守り、人間を尊重する平和都市宣言を行っている本市として、また、憲法第９９条、公務員の憲法擁護義務との関係でも、何ができるのか、きちんと整理してかかわることが重要ではないでしょうか。

こうした暮らしの問題でも、平和の問題でも、今、地方自治体としての姿勢が問われています。

まず、自治体としての基本姿勢について、３点申し上げます。

一つは、今こそ市民の暮らしを守るために財政を活用し、第５次行革は根本的に見直しをすべきだという点です。

この間、大阪府下でも有数の財政力を市民の暮らしに生かすことを求めてきました。しかし、２年前に策定した第５次行革に基づき、今回、市の単独事業にまで切り込もうとしています。子どもの医療費助成制度に続き、ひとり親家庭、障害者の入院時の食事代の廃止・削減などです。一方、敬老祝金削減の取り下げをはじめ、住宅改造助成金など、廃止・縮小計画を一旦凍結する項目も出てきています。単独扶助費の各項目は、それぞれ市民の暮らしを支えてきたものです。本市の財政状況については、委員会でも再度強調しましたが、この１２年間で市債は３８．５％、３６２億円減らしました。基金、市の貯金は２．１５倍になっています。こうした財政状況の中で、ささやかな市民の暮らしを守ってきた制度を削減することに道理があるのでしょうか。抜本的な見直しを求めます。

二つ目に、集会所を含め、公共施設総合管理計画についてです。市民参加でどう進めるかという点です。

長野県飯田市の取り組みを紹介します。８２５の公共施設について、築後６０年更新としての今後４０年間の更新費用を算定するなど、公共施設に対する基本的な政策方向を提示し、その上で、市民参加による地域別検討会議において、市民が主体的に利用用途を検討する、市民みずからが各地域の将来を考えて決定していく方法を進めています。本市も、これらを参考に、市民参加を徹底して進めるよう求めます。

三つ目に、本市の将来に向けての問題です。

今回、摂津版地方戦略、人口ビジョンの策定、現総合計画の中間見直しなどの作業が行われ、改めて本市の将来に向けての問いかけがなされていると思います。この間の市民意識調査では、「将来どんなまちになってほしいか」の設問に対し、第１位

が、高齢者や障害者の方々が安心して生活できるまち、第２位が、市内、市外、どこに行くにも便利なまち、第３位が、子どもの心と身体がバランスよく育っていくまち、第４位が、公害のない住環境の整ったまち、第５位が、河川など自然や緑の多い美しいまちという順番になっています。この結果は前回も同じです。現総合計画の最終年度、２０２０年度の人口予測を８万人から８万７，３８１人に、２０６０年を７万２，０００人にそれぞれ修正、見直しをされました。これを目標にさまざまな取り組みが行われていくだろうと思いますが、常に市民の幸福度を引き上げるという視点を持って推進されることを求めます。

次に、安心・安全のまちづくりについて、３点述べます。

遅れております建築物の耐震化に加えて、特定空家の対策などを建築課が中心となって庁内連携を担っていくということになります。取り組みを一層強化し、前向きな結果をつくるよう要望いたします。

２点目は、災害対策です。

豪雨災害等の対応として、全庁的な連携で行うと言われていますが、かなめとなる水防対策を担う部署が機構改革でばらばらになってしまうという点で、不安は拭えません。この間の連続する職員削減、現業不補充の流れの中で、しっかりとした業務の引き継ぎや技術の継承がなされていないのではないか、削減続きの中でマンパワー不足を感じざるを得ません。職員体制の強化と育成を求めます。

また、旧三宅・味舌小学校跡地の活用については、地域コミュニティの拠点として、また、災害時の避難所としてもなくてはならない場所だという立場に立つべきです。この間、マスコミでも、釜石市との連携の様子を含め、本市の災害防災対策が大きく取り上げられています。市民の皆さんと真摯に向かい合い、災害対策としても結論を導いていくことが大事ではないでしょうか。

３点目は、公共交通の整備です。

市内循環バスや公共施設巡回バスの事業では、高齢者による需要の高まりや、これまでの運行ルート改善などの取り組みによって利用者は増えてきていますが、一方で、今年度の取り組みは拡充と言えるものではありません。吹田市では、新年度から高齢者タクシー料金助成クーポン券の事業を行われるようです。周辺他市の取り組みなども参考にしつつ、交通格差の解消を求めます。

次に、暮らしと営業を守るまちづくりについて、５点述べます。

一つは、中小企業支援策です。

中小企業、小規模事業所にとって、景気は全く回復していません。今回、融資制度が拡充されたことは高く評価するところです。企業立地等促進事業が継続されるに当たっては、今まで大企業が主だった支援先を中小企業にもしっかり振り向けること、促進条例に組み込んだ責務の内容を明らかにし、奨励金を活用する企業には、市内下請中小企業への発注増加や、市内での正規雇用創出に貢献を求めることが必要です。仕事おこしの直接的な支援として、住宅店舗リフォーム助成制度の創設を求めます。

二つ目は、国民健康保険です。

国民健康保険料の料率を据え置いたことについては評価をしますが、都道府県化を目指して累積赤字解消や法定外繰り入れの削減に走るのではなく、高過ぎる国民健康保険料引き下げの努力をすべきです。国は、都道府県化になっても、保険料の決定

は市町村が行うとしていますが、大阪府は、都道府県化を機に統一保険料を押しつけようとしています。今年度、８回のワーキングを終えました。本日の調整会議で方向性を決定するということです。累積赤字は持ち込めないとし、市町村が保険料軽減のために努力をしている一般会計からの法定外繰り入れも赤字扱いでだめだとする大阪府の統一保険料では、現在より大幅な値上げとなることは容易に予想されることであり、特に北摂地域がその影響を大きく受けると言われています。摂津市では、国民健康保険料の軽減や一部負担金免除など、よい制度を持ち、市民に寄り添った対応をされています。大阪府は、保険料の軽減制度や一部負担金免除の制度なども統一化を計画しています。保険料は大幅値上げ、軽減制度も使えない都道府県化に緊急の反対運動も起きています。摂津市としても、都道府県化ありきではなく、大阪府に反対の声を上げることを強く求めます。

三つ目に、介護保険についてです。

要支援のサービス改悪が行われようとしています。要支援の方々は新総合事業に移行しても全て現行どおりのサービスが使えるようにすべきであり、介護事業所潰しにつながる報酬削減はやめるべきです。摂津市が行っているナイトケア、ショートステイの補助も引き続き行うよう求めます。

四つ目は、生活保護についてです。

保護費の連続削減、住宅扶助費の引き下げで、保護世帯から悲鳴が上がっています。国に保護費をもとに戻すよう要望するとともに、受給者一人ひとりに寄り添った対応を求めます。そのためにも、ケースワーカーを増員し、専門性の向上に努力をすべきです。

五つ目に、ごみ収集処理の問題です。

広域化を目指し、分別の方法も変えようとされていますが、今まで市民との協働の上に行ってきたものを大切にすべきです。また、循環型社会、生産企業の責任を問う視点も必要です。ごみの収集処理は、市民生活に直結し、技術の継承を必要とする仕事です。災害時の対応も含め、民間委託を見直し、職員の増加、新規採用を強く求めます。

次に、子育て、教育についてです。

初めに、保育について２点意見を述べます。

一つは、「保育園落ちた日本死ね！！！」という匿名ブログを機に、改めて大きな社会問題になっている保育所の待機児童問題です。

摂津市でも、この４月、年度当初の待機児童が三十数人に上るとのことです。摂津市の計画では、公立保育所の民営化方針のもと、４月から市立正雀保育所を民営化し、来年度には園舎の建て替え、定員増を図るというものでした。しかし、受け入れ保育事業者の突然の辞退によって、最長１年間、公立運営が延長されることになりました。しかも、この事業者が今年予定していた定員２０名のせっつ遊育園の分園計画も中止となるとのことです。昨年は、市内の事業所内保育所が、市の認可後１年もたたず閉鎖をしました。

摂津市の子育て支援と待機児童解消に民間社会福祉法人が果たしてきた役割は大きなものがあります。同時に、公立保育所の存在、役割、保育に対する市としての責任の重要性を再認識しなければならないと思います。今後、保育需要の増大、保育の規制緩和による民間保育事業者の新規参入が予測されますが、公的責任で保育の質と量を支えることを強く求めます。

正雀保育所については、子どもや保護者の不安や負担の軽減、当事者の声を反映した措置を求めるものですが、今後の公立保育所の民営化方針については、今回の事態を再検証し、見直しを図るべきです。

二つ目に、保育士配置の基準緩和についてです。

議案第４５号は、保育士確保が難しい地域で、朝夕の子どもが少数である時間帯、保育士配置の基準を緩和して無資格者の配置を容認するというものです。保育士不足は深刻な問題ですが、それを口実に、子どもの安全、保育の質を低下させかねない基準緩和は間違いです。先般、国会に野党５党で保育士報酬の引き上げ法案を提出しましたが、保育士不足は、保育士の待遇改善を図るなど、抜本的対策が必要です。緊急対策とはいえ、保育士配置基準をなし崩し的に低下させかねない条例改正には賛成できません。

次に、教育環境の整備などについて、２点述べます。

一つは、教職員の増員で少人数学級の拡大、真の学力向上を図る環境をつくることです。

小６、中３を対象にした国の全国学力・学習状況調査、小２から小６を対象にした市の学力定着度テスト、そして、内申点に反映される中１から中３対象の大阪府のチャレンジテストを実施しています。結果公表で他市との比較がされることもあり、順位アップが目的化し、テスト対策に重点が置かれるようになっているのではないでしょうか。タブレットパソコンなどＩＣＴ教育機器の整備やプリントの丸つけ係、学習サポーターなどの非常勤の人員配置もされていますが、慢性的な講師不足、教職員の超多忙化から目をそらさず、日常的、継続的に子どもたちと向き合える正規教職員の増員、少人数学級の拡大こそ抜本的な解決策です。

二つ目は、学校給食です。

食育を担う栄養職員の配置は、小学校１０校で４人、中学校５校で２人と不十分です。栄養教員の増員と小学校の民間委託校への配置を求めます。また、昨年スタートしたものの、低調な中学校給食についての改善に消極的な姿勢は問題です。食育、子どもの貧困対策など、さまざまな切り口を議論され、積極的に取り組むことを強く求めます。

次に、生涯学習について、３点です。

市民図書館、鳥飼図書センターの指定管理者として、株式会社図書館流通センターを引き続き指定することについてです。

初めて民間会社を指定管理者にしてから５年、開館時間の延長などサービス向上が図られてきましたが、公立図書館としての役割と責任を果たすため、直営で運営すべきです。

コミュニティセンター建設に伴い廃止される別府公民館について述べます。

公民館的機能は残すとしながら、その根拠となる法律や条例から外されてしまいます。市全体の公民館を中心とした社会教育のあり方、公民館機能や役割維持の保障、利用者、地域の声の反映など、不透明な点が残ります。

２０２０年の東京オリンピック開催に合わせて建設を目指す総合体育館基本構想・基本計画策定については、スポーツ関係者、地域住民はもちろん、屋外体育施設の代替策、広く市民がスポーツに親しめる施策展開などを見据えた丁寧で開かれた検討を求めておきます。

続いて、条例について述べます。

議案第３３号、市税条例の改正についてです。

今回の市税改正は、消費税増税と一体で、自動車取得税を引き下げ、消費税の１０％への増税と同時に、今後全廃する流れのもとで行われます。一方、軽自動車税は、グリーン化特例等の廃止で、庶民の足である軽自動車、バイクが増税となります。たばこ税についても三級品の値上げとなります。庶民増税と言わざるを得ず、反対をするものです。

同時に、市税の申請による猶予が認められます。重い税負担で滞納が増える中、納税者の負担軽減を目的として、納税猶予の制度改正です。今までの猶予制度の改善とともに、事業継続や生活維持の困難を要件とする換価の猶予に新たに申請制度が創設されます。今まで職権でしか認められなかったこの制度に申請権が認められたことは大きな前進です。日本共産党は、これまでも、差し押さえ禁止財産は預金口座に入っても差し押さえしないこと、分割納付中の差し押さえはしないこと、滞納金額の２年完納の強要をやめ、差し押さえは極力行わないこと等、市民に寄り添った対応を要望してきました。今後は、制度改正の趣旨を踏まえ、今まで以上に納税者の負担軽減に努力し、市民に寄り添った徴収業務を行うことを求めます。

最後に、議案第２９号についてです。

今回、２年間にわたる人事院勧告に基づいて、組合との協議の上、一般職員の人件費について、引き下げと引き上げの両面での提案です。これまで、我が党は、公務員の給与等について、労働基本権制約の代償措置として、報酬などの水準を民間企業従業員の水準と均衡を図ることを基本に勧告が行われていることから、組合との協議を前提として賛同してきました。この間の国の官民格差解消政策については、結果として、どんどん公務員も民間従業員も収入が激減しています。負のスパイラルの中で国民の暮らしも経済も大きく落ち込んでいます。本市の働く人の年平均所得金額は、この１６年間で７４万円減少しています。本市の職員では、この１０年間、平均で年収１３７万円減少しています。こういった事態を直視し、少なくとも人事院勧告については保障すべきだということを申し上げておきます。

以上、討論といたします。

○南野直司議長　次に、水谷議員。

（水谷毅議員　登壇）

○水谷毅議員　それでは、公明党議員団を代表いたしまして、市長が提案されました議案第１号から議案第８号について、賛成の立場から一括して討論をさせていただきます。

私たち公明党議員団は、昨年１０月１４日に２８年度の予算要望書を森山市長に提出させていただき、予算編成に臨んでまいりました。

森山市長は、市政運営の基本方針の中で、平成２８年度は市制施行５０周年を迎える節目の年であり、３期目４年間の基本理念である「つながり・絆」を軸に、安全・安心、健康、子どもに重点を置き、次なる５０年へのスタートを切っていくことになります。将来を見据え、子の世代、孫の世代にも摂津を誇りに感じてもらえるよう、未来へと続くまちづくりに全身全霊で取り組む、また、今後の夢づくりとして、安威川以南での総合体育館の整備に向け、基本構想及び基本計画を策定していくと提言されています。

市税収入は、千里丘新町及びダイキンの

テクノロジーイノベーションセンターの建設に伴う固定資産税の増加と景気回復に伴う法人市民税の増加を見込み、１７２億９，０００万円と、やや強気の見積もりとなっていますが、最近の景気は不安定な面もあり、今後の動向を注視していく必要があるとの判断です。普通地方交付税は計上せず、今年７月の判断では計上の可能性を残しています。歳入見込みにつきましては、今後も乖離を最小限にとどめるための情報収集と先見性を持った判断をお願いいたします。

市債残高は、一般会計ベースで平成２８年度末２２２億円程度となる見込みで、ピーク時の半分となる予定ですが、今後も、基金をできるだけ温存する中でも、さらに市債残高が減少するように対応をお願いいたします。

主要基金残高は、合計で約１３６億９，０００万円となっています。平成２８年度当初予算で２９億１，０００万円を取り崩し、平成２８年度末で約１０７億８，０００万円となる見込みであり、今後も同様に取り崩しが続くと仮定すると、平成３２年度には予算が組めなくなってしまいます。基金のあるうちに、第５次行革をはじめ、今やるべきことにしっかり取り組み、経費の節減に取り組んでいかなくてはなりません。私たち公明党議員団も、生活者の立場に立って、さらなる市民サービスの向上と持続可能な摂津市政を推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、長期的には、人口ビジョンにおいて、２０６０年の人口７万２，０００人を目指して、まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートし、魅力あふれるまち摂津を目指していく、その元年が平成２８年度となります。私たち公明党議員団も、長期的展望に立ち、本市の課題に真正面から立ち向かってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

個々の政策・施策について申し上げます。

まずは、安全・安心の施策について申し上げます。

昨年の寝屋川市で中学生が殺害された事件を受け、私どもは、子どもたちを犯罪から守るため、抑止力となる防犯カメラ増設の緊急要望書を提出させていただきましたが、防犯カメラを本年３０台、明年３０台設置で、安全・安心が向上することになりましたことについては高く評価をいたしたいと思います。

また、消防出張所、交番に合計９台のＡＥＤを新設され、夜間休日２４時間使用可能となることに対して高く評価をいたします。

そして、平成２９年度よりスタートする住宅・建築物耐震改修促進計画の次期計画を策定し、地震に強いまち摂津を目指され、また、本年度も、昭和５６年以前に建築された民間木造建築物の住宅耐震診断、耐震改修のための設計費用、改修費用、建物除去費用の一部を助成されますが、地震災害対策として極めて重要な取り組みとして高く評価するとともに、耐震化が大きく進むよう知恵を絞っていただくようお願いし、要望といたします。

次に、健康の施策について申し上げます。

平成２７年度に、国循との連携のもとに、摂津市保健福祉総合ビジョン２０１６を策定されました。これは、将来的にさまざまな福祉の計画を統合する保健福祉の総合計画を策定する、その第一歩として策定されたもので、テーマは、一つ、まちぐる

みで生活習慣病予防と健康づくりを推進し、市民の健康寿命延伸を目指す、二つ目に、あらゆる立場の市民を地域で支え合うシステムを構築し、暮らしの中で安心を確保するとの内容です。本市の平成２５年度推計による平均寿命と健康寿命の差は、男性で１．８１年、女性で３．６４年で、平均寿命が延びてきているのに付随して差が広がってきています。平成３０年度に向けての目標は、平均寿命の延び分を上回る健康寿命の延びを目指します。そのために、まちごと元気！推進プランを展開され、重点プロジェクトの取り組みが始まります。一つ、知って得する健康情報で、「市民丸ごと『健康マイスター』化計画」、二つ、「みんなで歩いて、月まで行こう！せっつムーンウォークプロジェクト」、三つ、食を中心とした取り組みで、「めざせ健幸！ライフスタイル“ＣＨＡＮＧＥ”キャンペーン」、四つ、「生活習慣病の予防につながるたばこ対策推進プロジェクト」の四つの重点プロジェクトの実施で健康寿命を延伸する取り組みを大変高く評価いたします。

また、早ければ今年度６月に（仮称）健康づくり推進条例を策定し、路上喫煙禁止区域を設定する予定ですが、ＪＲ千里丘周辺や阪急摂津市駅、阪急正雀駅周辺、公共施設の敷地全般、子どもたちの多く集まる公園やちびっこ広場も禁煙区域に加えていただきますようお願いし、要望といたします。

また、データヘルス計画に基づき、モデル地域を指定しての糖尿病及び予備群対象に改善指導の実施や、対象者を抽出して糖尿病性腎症の被保険者と家族に保健指導及び栄養指導を実施されることについて高く評価をいたします。

健康づくりは、まさに摂津の魅力を発信できる事業だと思います。世界一健康寿命の長いまち摂津の構築を目指して取り組んでいただきますようお願いし、要望といたします。

次に、子どもの施策について申し上げます。

子ども医療費助成通院部分を中学３年生まで４月より引き上げ、所得制限も撤廃されることを高く評価いたします。

また、昨年１２月の条例改正により、一旦廃止された入院時食事療養費助成は、今回、多くの会派の議員提案で、助成対象を非課税世帯とする改正案を上程しているところです。また、吹田徳洲会病院で行う病児・病後児保育の利用料金を補助されますが、安威川以北においてニーズの高い事業が前進したことについて評価をいたします。

待機児童の解消につきましては、本年４月１日より千里丘東３丁目に定員１２名の民間保育園がオープンし、さらに緩和をされていますが、それでも４月時点での待機児童数は３５名程度となっております。年度途中であっても、待機児童ゼロを目指した取り組みをお願いし、要望といたします。

また、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業の利用者負担金算定において、非婚母子家庭のみなし寡婦控除の適用を実施されますが、以前から私どもが提案してきたことであり、高く評価をいたします。

続いて、昨今の児童虐待の増加に対して、望まれない妊娠や特定妊婦の対応について、妊娠期から子育て期まで切れ目のない対応を行う子育て世代包括支援センターの設置を、厚生労働省は平成３２年度まで

に全国展開を目指しています。本市におきましても早期に設置できますようお願いし、要望といたします。

次に、災害に強いまちづくりの施策について申し上げます。

小中学校用の防災教育充実に向け、防災カリキュラム作成の取り組みと、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織による防災マップ作成への支援がともに２年目となります。また、洪水に強いまちづくりを目指し、鳥飼八町・東別府地域に雨水幹線を整備されます。これらのことについて高く評価をいたしたいと思います。

自主防災会のさらなる強化のためには、防災リーダーを養成することが必要であり、避難所の運営マニュアルを自主防災会とともに作成することや、女性の役割の強化など、課題がたくさんあります。ハード・ソフト両面から災害に強いまち摂津を目指して、今後も取り組んでいただけるよう要望します。

次に、福祉の施策について申し上げます。

ライフサポーターを新たに２名増員し、５名体制で７５歳以上の高齢者の全戸訪問などを実施し、ひとり暮らし高齢者見守りを充実されますことを高く評価いたします。また、いきいき体操会の体操普及活動の支援や「つどい場」を開催されることを高く評価いたします。特に、いきいき体操会の皆さんには、健康づくりグループの立ち上げと、みんなで体操三部作の浸透に大変に貢献してこられました。これからの活躍に大きく期待をいたします。

次に、まちづくりについての施策について申し上げます。

長年取り組んでこられた吹田操車場跡地のまちづくり、いわゆる健都は、あす３０日にまちびらきを迎え、これからは区画内のまちづくりへと移ってまいります。これまでの取り組みについては大変高く評価をいたします。

しかし、あの周辺の住民は、長年にわたって工事に対するストレスを受けてまいりました。特に千里丘７丁目の住宅には、クリーンセンターと下水処理場の解体工事が２年以上にわたって実施され、その間、毎日家屋が振動で揺れ、残念なことに、体調を崩して転出された方もおられます。現在、吹田市、摂津市それぞれの工事を予定している業者を一堂に会して工事車両計画を作成中だそうですが、近隣住民の立場を最大限に配慮する計画の策定・実行をお願いし、要望とします。

阪急京都線連続立体交差事業が平成２８年度に都市計画決定、翌２９年度に国の事業認可を目指し推進されることを評価いたします。

また、千里丘西地区再開発に向け、準備組合が主体となり、街区整備計画案の策定を支援されます。まさに最終段階と聞いておりますが、摂津に残された最後の夢の実現を願っており、最後まで可能性にかけて対応をお願いいたします。

また、境川用地（千里丘東４丁目）を利用した自転車歩行者専用道路の整備工事を実施されます。こうした取り組みを高く評価いたします。

次に、教育に関する施策について申し上げます。

教育施設は、平成２７年度で耐震化率１００％を達成されましたことを高く評価いたします。今後は、各小学校の設備改修、トイレブースに洋式トイレの設置等に取り組むことや、昨年度からの繰越分、三宅柳田小学校多目的ホールの天井落下防止対策

工事を実施されます。そして、更新後、据え置いてきた全小学校のパソコン教室のパソコンを、１校当たり４５台のタブレット型への更新や、さらに、中学校の全教室に壁かけプロジェクターが設置されます。こうした取り組みを評価いたします。

また、学校図書館の標準冊数の達成を目指し、蔵書数拡充３年計画の２年目となります。

続いて、就学前や低学年から防災意識を身につけるための教材を購入されました。

安全対策については、第三中学校の中学生対象に、スタントマンによる自転車交通安全教室が開催されます。

また、味生・鳥飼東公民館で、市民図書館の図書の受け渡し、返却を４月より開始されます。市民図書館をはじめとしたビブリオバトルの実施など、これらの取り組みについて評価をいたします。

次に、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計につきましては、計画的な運用で、国民健康保険の基礎賦課限度額の引き上げ以外は値上げなしとの運営とされることを評価いたします。これからも、先見性を持って、よく見通した運営をお願いし、賛成理由といたします。

最後に、森山市長におかれましては、平成２８年度が森山市政１２年目となり、この間、難問の山積する市政の運営と改革に市長として全力で取り組んでこられました。そして、本年１１月に、摂津市市制施行５０周年式典が挙行されますが、ぜひとも森山市長のもとで実施され、これからもさらに夢のあるまちづくりを目指し、住んでよかったと誇りを持てる、魅力ある摂津の構築にご尽力いただきますようお願い申し上げ、公明党議員団を代表しての賛成討論を終わります。

○南野直司議長　次に、渡辺議員。

（渡辺慎吾議員　登壇）

○渡辺慎吾議員　それでは、おおさか維新の会を代表いたしまして、議案第２９号に対して反対討論をいたします。

１年前は、アベノミクスにより景気は上向き状況にあると言われておりましたが、現在、世界的テロをはじめ、局地紛争やさまざまな状況から世界経済は低迷しているとされ、特に中国の経済状況の悪化が懸念される中、アベノミクスにも陰りが見えてきていると言われております。昨今では、電気メーカーの業績不振が続いており、大阪の代表企業のシャープは、その経営権を台湾企業に委ねようとしております。シャープの従業員をはじめ、関連企業は、解雇、リストラの危機に戦々恐々の状況にあります。景気の先行きが見えない中で、民間企業で働く労働者は、絶えず憂いを持ちながらの生活を送っております。

市長は、２８年度の基本方針の中で、経常収支比率が９９．７％と、財政の硬直化は極めて深刻な状況であると言われました。そのような市財政であるにもかかわらず、職員給与値上げを断行すると言われ、そして、その言いわけに地域手当の低さや人事院勧告を挙げておられるが、言っていることとやっていることの乖離が大きく、まさにこのような状況の中においては人事院勧告に従う義務はなく、市民感情を無視したこのような条例にはおおさか維新の会は断固反対いたします。

これにて反対討論を終わります。

○南野直司議長　次に、嶋野議員。

（嶋野浩一朗議員　登壇）

○嶋野浩一朗議員　自民党・市民の会を代表いたしまして、議案第１号から議案第１４

号まで、議案第１９号から議案第２７号まで、議案第２９号から議案第３７号まで及び議案第３９号から議案第４７号について、総括的に賛成の立場から討論を行います。

１１月に市制施行５０周年を迎える、この大きな節目となる平成２８年度を、森山市長は次なる５０年に向けた飛躍の年と位置付けられ、子の世代、孫の世代にも摂津を誇りに感じてもらえるよう、未来へと続くまちづくりに全身全霊で取り組まれようとする強い覚悟を示されました。昭和４１年の市制施行以来、順調に発展を遂げることができたのは、先人の熱い郷土愛であることは申し上げるまでもございません。今を生きる私たちは、その熱い思いをしっかりとかみしめ、さらに後人へと引き継いでいく、そのために、市長が掲げられる人間基礎教育の五つの心に基づいた取り組みが市域全体に広がることを大いに期待するものであります。

さて、平成２８年度一般会計当初予算を見てまいりますと、市税収入で前年度より３億３，５２０万円多い１７２億９，５２０万円となっております。これは千里丘新町の開発などによる固定資産税の増加と景気回復による法人市民税の増収を見込んだものでありますが、２８年度におきましても、必要な事業費を市税等の経常的な収入で賄うことができず、市債の発行及び基金の取り崩しで補っている状況であります。特に、基金の取り崩し額は２９億９２６万円と過去最大規模になっております。確かに、２７年度末では、主要３基金の残高見込みがおよそ１３７億円と、こちらも過去最大規模となっておりますが、その中身を見てまいりますと、今まで行ってきた行革の効果だけでなく、たばこ税の増収や市有地の売却等による影響が大きいと言わざるを得ません。主要３基金は、中長期的に安定した財政運営を行うための重要な財源であり、このような視点に立ちますと、財源確保に向けての取り組みはより一層重要になるものと思われます。慎重になるべきところは慎重に、併せて、将来に向けて投資すべきところはしっかりと投資をしていただき、持続可能な行財政運営を行っていただくよう強く要望いたします。

それでは、主要事業について申し上げます。

市民が活躍するまちづくりの推進については、市民活動支援事業として、市民団体や事業所等が自主的に行う事業の中で、５０周年記念事業の趣旨に賛同していただけるものについて補助金を交付していただきますが、これを契機に、みんなが協働するまちづくりがさらに推進されることを期待いたします。また、リニューアル後の市民文化ホールで行われる予定の市制施行５０周年記念式典が盛大に開催されることを祈念するものであります。

別府コミュニティセンターの設置は、これまで、ワークショップなどを通じて、地域の方の声を反映しながら進めてこられました。スケジュールが当初の予定とは違ったものとなっておりますが、この施設に多くの方が集われ、ご利用されることを期待しております。併せて、今後のさらなる高齢化を見据え、市内の公共施設の機能や配置について検討していただくことをお願いいたします。

次に、都市基盤の整備については、本市の長年の課題である千里丘西地区のまちづくりについて、事業推進に向け、地権者の合意形成について、準備組合として積極的に取り組まれておりますが、本市としても

引き続き準備組合への一層の支援をお願いいたします。

阪急京都線連続立体交差事業につきましては、平成２９年度での事業採択を見据え、平成２８年度での都市計画決定に向けた手続きが行われます。この事業もまた本市の長年の課題であり、千里丘三島線をはじめとした市内の主要道路の交通渋滞解消という問題や、周辺のまちづくりに大きくかかわってくるものであり、ここまでのご努力に敬意をあらわすものでございます。今後も事業の完成に向けてご努力していただき、一日でも早い完成を期待するものであります。

吹田操車場跡地のまちづくりにつきましては、区画整理後の周辺整備が実施されます。本地域に誕生する健都イノベーションパークは、最先端の健康・医療関連機関が集積する本市の新しい顔であり、この取り組みは、本市のブランドイメージを向上させるとともに、市民の健康増進にも大きな効果が期待されるものであり、２８年度におきましては企業誘致等に着実に取り組んでいただくことを期待いたします。

水道事業におきましては、太中浄水場の電気計装設備の更新や、鳥飼送水所４号配水池の耐震工事、基幹管路の更新が行われます。上質な水道水を将来にわたって安定的に供給することは行政にとって極めて大きな責務であり、引き続き、施設並びに管路の更新、耐震化にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

公共下水道事業については、本年度は平成２９年度からの企業会計化を見据えた取り組みが行われます。また、機構改革に伴い、上下水道部が設置されます。それぞれで蓄積してこられたノウハウを一元化していただき、長期的な展望に立った事業運営を期待いたします。

また、橋梁の耐震化や長寿命化への取り組みや、道路の維持補修に対して、例年より多くの予算措置がなされております。今後の計画的な維持補修を要望いたします。

次に、安心・安全における取り組みでは、震災対策推進事業が２７年度に実施されております。２８年度は、有識者を交えた委員会において、本市の特性を十分に踏まえた具体的な計画が示されることを期待しております。

また、千里丘新町地区における明和池公園の供用開始や、味舌ポンプ場、鳥飼八町ポンプ場の設備の更新、地域防災力の向上を図るための自主防災組織による防災マップ作成への支援、小中学校における防災教育の充実に向けたカリキュラムの作成等、防災対策に鋭意取り組んでいただくことを評価するものであります。

防犯対策として、通学路を含む市内の主要箇所に防犯カメラを３０台増設していただくこと、また、夜間の犯罪防止のためにＬＥＤ防犯灯を３７台設置していただくことを評価するものであります。

消防救急救助体制の充実については、４月から吹田市との消防指令センターの共同運用が開始されます。これにより、特殊災害への対応が強化され、また、救急救助についても、情報が一元化することにより、時間の短縮等が期待されるものであります。また、西日本で初となる取り組みといたしまして、摂津警察署の協力のもとに、市内の交番にＡＥＤが配備されることとなりました。救命率の向上が期待される取り組みであり、評価するものであります。

次に、環境施策については、ごみ焼却炉の更新問題につきまして、茨木市とのごみ処理広域化に向けての検討を進めていただ

いておりますが、将来に禍根を残すことがないよう、引き続き主体性を持って協議を進めていただくことを要望いたします。

ＪＲ東海に対する環境保全協定の遵守と井戸の掘削中止を求める裁判につきましては、今後も、市民の安心・安全のため、引き続き強い意志で臨んでいただくことを強く要望いたします。

次に、福祉施策についてでありますが、高齢化と核家族化がさらに進む状況にあって、地域での支え合いがますます重要になっております。ひとり暮らし高齢者安全対策事業として、ライフサポーターが２名増員され、７５歳以上の市民全員を訪問し、状況調査を行われることは、社会状況からいたしましても的を射た取り組みであり、大いに評価いたします。併せて、多世代での近居・同居への支援につきましても、引き続きご検討いただきますよう要望をいたします。

障害者施策といたしましては、本年４月より障害者差別解消法が施行されます。これに合わせて要領がまとめられ、また、相談体制が整えられることを評価いたします。

続きまして、子育て支援については、子育て世代が安心して出産・育児を行うことができる環境を整えるため、通院に係る助成対象者を中学３年生にまで拡大し、所得制限を撤廃されたことを評価いたします。その一方で、この施策により、それぞれの家庭において、子どもの様子を敏感に察知する力が今後どのように変化していくのかという観点からも検証を行っていただくことを要望いたします。

生活困窮者の自立支援につきましては、府内の市町村との連携によって就労準備支援事業を行っていただくこと、生活困窮家庭の中学生に対して学習支援を行うための支援員を配置していただくことを評価いたします。

健康における施策といたしましては、府内初となる（仮称）健康づくり推進条例が制定され、シンポジウムの開催や糖尿病性腎症の重症化を予防する取り組みなどが実施されますが、国循の移転、それに伴う医療クラスターの整備を踏まえて、しっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

続いて、教育施策におきましては、未就学児について、幼保小の連携をより深めることで、子どもたちがスムーズに義務教育課程に入ることができる、そのようなさらなる取り組みを期待するものであります。

また、教育環境の整備として、小学校のコンピューター室のパソコンをタブレット型へと更新し、中学校普通教室において壁かけプロジェクターを設置し、児童・生徒の興味、関心、意欲を高める授業の実施に向け進めておられることを評価いたします。

今後も、確かな学力、豊かな心、健康な体の三つと併せて、高い目標、向上心を持った子どもたちを育んでいただくことを大いに期待しております。

続いて、スポーツ・文化振興につきましては、総合体育館の整備に向け、基本構想並びに基本計画が策定されることを評価いたします。この施設は、防災という観点からも大変大きな効果が期待されるものであり、立地場所や規模、機能等について鋭意ご検討いただき、まさしく夢づくりにふさわしい、誰からも親しまれ利用される施設となることを期待いたします。

また、市史編さん事業においては、本市の古代から近現代をつづった「（仮称）わ

かりやすい摂津市の歴史」が刊行されます。先人の思いを引き継ぐことができる市史の編さんとなることを期待いたします。

産業振興については、中小企業事業資金融資制度において融資限度額の引き上げや融資利率の引き下げが実施されること、商業振興施策として、市内協力店舗での商品購入や飲食時にもらえるスクラッチカードを発行する（仮称）エンジョイ摂津・セッピィスクラッチ事業の実施を評価いたします。

続いて、行政経営について、人事管理事業として、阪急電車の中づり広告を用いて職員採用試験についてＰＲするという新たな試みが実施されます。優秀な人材が本市の職員としてその能力を発揮していただくことは、市民福祉の向上という観点からも必要不可欠であります。今般、特別職の給与、報酬の改正の実施が見送られる一方で、一般職の給与の改正案が上程されました。これは人事院勧告に基づくものであり、本市の地域手当が６％と近隣の自治体と比較しても低いこと、行革の一環として職員定数の削減を行ってきたことを考慮いたしますと、的を射た改正であると考えます。今現在、本市の職員として市民福祉の向上のために働いていただいている職員が適正に評価をされ、さらに高いモチベーションを持っていただくとともに、優秀な人材が本市の職員として働くことを目指してもらえる、そのような行政経営に大いに期待するものであります。

以上、主要な施策等について述べさせていただきました。

結びに、本市を取り巻く環境は決して易しいものではありません。今こそ確かな経験に基づいた勇気ある決断、行動が求められております。森山市長のモットーは「やる気」・「元気」・「本気」であります。「やる気」・「元気」・「本気」で、１０年先、２０年先、そして５０年先へとつながる礎が今まさに築かれることを期待いたしまして賛成の討論とさせていただきます。

○南野直司議長　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　以上で討論を終わります。

議案第１号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○南野直司議長　起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議案第２号、議案第３号、議案第４号、議案第５号、議案第６号、議案第１０号、議案第１１号、議案第１２号、議案第１３号、議案第１４号、議案第２０号、議案第２１号、議案第２２号、議案第２３号、議案第２４号、議案第２５号、議案第２６号、議案第２７号、議案第３０号、議案第３１号、議案第３２号、議案第３５号、議案第３６号、議案第３９号、議案第４０号、議案第４１号、議案第４２号、議案第４３号、議案第４４号、議案第４６号及び議案第４７号を一括採決します。

本３１件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、本３１件は可決されました。

議案第７号、議案第８号、議案第１９号、議案第３３号、議案第３４号、議案第３７号及び議案第４５号を一括採決します。

本７件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○南野直司議長　起立者多数です。

よって、本７件は可決されました。

議案第９号を採決します。

本件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、本件は可決されました。

議案第２９号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○南野直司議長　起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

日程６、議案第４８号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（杉本総務部長　登壇）

○杉本総務部長　議案第４８号、摂津市情報公開条例及び摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容の説明を申し上げます。

議案参考資料（議案第４８号）の１ページからの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

本件は、全部改正された行政不服審査法が平成２６年６月１３日に公布され、行政庁の処分に対する不服申立ての制度が、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡充の観点から見直されたことに伴い、これらの不服申立ての制度改正の内容を踏まえ、摂津市情報公開条例に基づく情報公開請求及び摂津市個人情報保護条例に基づく個人情報開示請求に係る決定に対する不服申立ての規定その他所要の整備を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明申し上げます。

まず、摂津市情報公開条例におきましては、第１７条を審理員による審理手続に関する規定を適用除外とする規定に改めております。

次に、第１７条の２といたしまして、第１７条の審理員による審理手続に関する規定を適用除外とする規定を受けまして、行政不服審査法の引用部分を削り、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改めております。

また、同条第２項において、行政不服審査法の規定による弁明書の写しの添付を義務づけることとしています。

次に、第１８条としまして、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、参加人の定義を行政不服審査法の規定を引用することとしております。

次に、第１９条としまして、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改めております。

次に、第２０条としまして、第１７条を改正しましたことから条ずれを整理し、第１７条第１項を第１７条の２第１項とし、「不服申立て」を「審査請求」に改めております。

次に、第２１条から第２３条までは、「不服申立人」を「審査請求人」に改めております。

次に、第２４条としまして、提出資料の写しの送付等については、第１項で、審査会は、本条例の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写しを提出した審査請求人、審査請求に参加した利害関係人及び諮問をした実施機関以外の審査請求人等に原則送付することとしています。

また、第２項において、審査請求人等は、審査会に対し、提出された意見書又は

資料の閲覧又は写しの交付を原則求めることができるとしています。

そして、第３項では、第１項の送付、第２項の閲覧又は交付するときは、意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならないとしております。

次に、第２６条としまして、「不服申立人」を「審査請求人」に改めております。

続きまして、摂津市個人情報保護条例におきましては、第３０条を審理員による審理手続に関する規定を適用除外とする規定に改めております。

次に、第３０条の２第１項としまして、第３０条の審理員による審理手続に関する規定を適用除外とする規定を受けまして、行政不服審査法の引用部分を削り、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改めております。

また、同条第２号から第４号までの諮問の必要のないときの規定を、審査請求の全部を認容し、請求に係る保有個人情報の全部を開示、訂正、または利用停止にするときと改めております。

次に、第３１条としまして、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、参加人の定義を行政不服審査法の規定を引用することとしております。

次に、第３２条としまして、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改めております。

次に、第３３条としまして、第３０条を改正しましたことから条ずれを整理し、第３０条第１項を第３０条の２第１項とし、「不服申立て」を「審査請求」に改めております。

次に、第３４条から第３６条までは、「不服申立人」を「審査請求人」に改めております。

次に、第３７条としまして、提出資料の写しの送付等について、第１項では、審査会は、本条例の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写しを提出した審査請求人、審査請求に参加した利害関係人及び諮問をした実施機関以外の審査請求人等に原則送付することとしています。

また、第２項において、審査請求人等は、審査会に対し、提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を原則求めることができるとしています。

そして、第３項では、第１項の送付、第２項の閲覧、交付をするときは、意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならないとしております。

次に、第３９条としまして、「不服申立人」を「審査請求人」に改めております。

なお、摂津市情報公開条例及び摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例は、いずれも平成２８年４月１日から施行するものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

○南野直司議長　説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　討論なしと認め、討論を終

わります。

議案第４８号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○南野直司議長　起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程７、議会議案第１号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村上議員。

（村上英明議員　登壇）

○村上英明議員　ただいま上程されました議会議案第１号、摂津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

まず、改正に当たっての趣旨を申し上げます。

子ども医療費助成制度につきましては、本年４月から、所得制限を設けず、１５歳を過ぎた次の３月３１日、いわゆる中学校卒業年次まで拡大し、入院時食事療養費の助成を全廃する内容の理事者提案による条例改正を平成２７年第４回定例会におきまして可決されたところでございます。

このたびの平成２８年第１回定例会におきまして、ひとり親家庭医療費及び障害者医療費助成制度の入院時食事療養費の助成対象者を、経済的に困窮している者で規則に定める者、いわゆる非課税世帯に限定し、助成制度を存続するという内容の理事者提案を受けたことから、子ども医療費助成制度も同様の内容の助成を行うべきであるという考えのもとにご提案するものでございます。

次に、条文に沿ってご説明を申し上げます。

第４条第１項の改正は、先に述べましたひとり親家庭医療費及び障害者医療費助成制度と同様、入院時食事療養費助成対象者を規則に委任し、規則において非課税世帯に属する方を対象と規定するものでございます。

なお、附則といたしまして、第１項では、この条例は平成２８年４月１日から施行するものでございます。

また、第２項では、施行日前に行われた療養に係る医療費につきましては、改正前の条例を適用するという経過措置を設けております。

以上で議会議案第１号の説明とさせていただきます。

○南野直司議長　議会議案第１号に対して、安藤議員ほか４名から修正案が提出されています。

この際、発議者の説明を求めます。安藤議員。

（安藤薫議員　登壇）

○安藤薫議員　それでは、議会議案第１号、摂津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する修正案につきまして、提案者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

子ども医療費助成制度は、この４月から所得制限なしで対象年齢を中学校卒業まで拡大され、多くの市民が喜んでいます。しかし、同時に、入院時の食事療養費助成が廃止されたことには大きな不安も広がっています。

ただいま提案された議会議案第１号は、廃止予定の子ども医療費助成制度の入院時食事療養費の助成を経済的に困窮している者で規則に定める者に支給しようという改正案でありますが、従来どおり、所得制限を設けずに、中学校卒業までの全ての子どもに助成を実施するために、所要の修正案

を提出するものです。

入院時の食事は治療に欠かせないもので、一旦廃止した食事療養費の助成をもとに戻すというこの改正案は大変意義のあるものだと考えています。その上で、入院時食事療養費助成でも、医療費助成と同じように、従来どおり所得制限なしで実施すべきだと考えます。そうすれば、全ての子どもの入院時の窓口の支払いは一部自己負担金の１，０００円で済みます。しかし、入院時食事療養費助成に所得制限を設けた場合、対象から外れれば、１食３６０円、１日１，０８０円、入院日数分の食事代負担が一部自己負担金に加えて生じることになります。また、助成対象者であっても、一旦食事代を窓口で支払い、後日、領収書を添付して還付申請をしていただく手続きが必要となります。市の事務手続きも煩雑になることが予測されます。所得制限を仮に住民税非課税世帯に設定すると、約８割の世帯はこの対象から漏れてしまいます。

入院時食事療養費の助成を所得制限なしで復活するための費用は、昨年までの実績から約四百数十万円が見込まれますが、子育て支援の充実は、摂津市のこれからのまちづくり、将来設計にとって重要であること、近隣市の多くが現行制度を継続していること、この間の財政状況や事務手続き上の問題などを勘案し、所得制限なしで入院時食事療養費助成を復活させるべきです。

条文の修正点につきましては、お手元に配付しております修正案のとおりです。

以上、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○南野直司議長　説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第１号を採決します。

まず、本件に対する修正案について採決をします。

修正案の採決をいたします。本修正案について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○南野直司議長　起立者少数です。

よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決をします。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○南野直司議長　起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程８、議会議案第２号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。藤浦議員。

（藤浦雅彦議員　登壇）

○藤浦雅彦議員　ただいま上程となりました議会議案第２号、摂津市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

本件は、市の機構改革に伴い、建設常任委員会の所管では上下水道部及び建設部が新設されること、また、民生常任委員会の

所管では市民生活部及び環境部が新設されることに伴い、改正するものであります。

内容といたしましては、第２条第２項第２号では「都市整備部、土木下水道部及び水道部」を「建設部及び上下水道部」に、同条同項第４号では「生活環境部」を「市民生活部、環境部」に、それぞれ条文の文言を改めるものです。

附則として、本条例は平成２８年４月１日から施行することを規定しております。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○南野直司議長　説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第２号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○南野直司議長　起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程９、議会議案第３号など４件を議題とします。

お諮りします。

本４件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本４件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。

山崎議員。

（山崎雅数議員　登壇）

○山崎雅数議員　日本共産党議員団を代表して、議会議案第３号、軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書案について、反対討論を行います。

この意見書案は、来年、消費税が１０％に引き上げられる際に、複数税率を導入し、事業者へその対応の支援を求めるものですが、この時期、消費税の増税そのものが日本の経済を潰す、中小企業の息の根をとめるかもしれない最悪の事態を招きかねないと言わざるを得ません。収入のほとんどが消費に回る庶民から見れば、高額所得者との負担率の差、これも歴然であり、消費税は低所得者に厳しい不公平な税制です。

アベノミクスも功を奏さず、経済は相変わらず厳しい状態です。政府は、世界経済について有識者と意見交換をする国際金融経済分析会合をみずから開きました。講師のノーベル経済学賞受賞者のアメリカコロンビア大学のジョセフ・スティグリッツ教

授から、消費税は総需要を増加させるものではないので、２０１７年４月の引き上げを延期すべきだと言われました。首相の消費増税判断にも影響するのではないかと多くのマスコミが報じました。

一方、今回の複数税率の導入は、品目を分けることになる。さらに品目を分けて、消費税の増税への布石だとも言われております。

中小業者には、複数税率の導入の対応もインボイス制度の導入も大変な負担です。改めて消費税増税の中止を求めて反対討論といたします。

○南野直司議長　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　以上で討論を終わります。

議会議案第３号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○南野直司議長　起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議会議案第４号、議会議案第５号及び議会議案第６号を一括採決します。

本３件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、本３件は可決されました。

日程１０、常任委員会の所管事項に関する事務調査の件を議題とします。

本件については、各委員長から常任委員会の所管事項に関する事務調査表のとおり、平成２９年３月３１日まで閉会中も調査したいとの申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで平成２８年第１回摂津市議会定例会を閉会します。

（午後２時４４分　閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　南　野　直　司

摂津市議会議員　　藤　浦　雅　彦

摂津市議会議員　　村　上　英　明

☆　　添　　付　　資　　料

平成２８年第１回定例会審議日程

月　日	曜	会　議　名	内　　容	開 議 時 刻
2 ／ 22	月	本会議（第１日）	平成２８年度市政運営の基本方針 提案理由説明・即決	10:00
			（議会議案届出締切　17:15）	
23	火			
24	水			
25	木		（代表質問届出締切　12:00）	
26	金			
27	㊏			
28	㊐			
29	月			
3 ／ 1	火			
2	水			
3	木			
4	金	本会議（第２日）	質疑・委員会付託・代表質問	10:00
5	㊏			
6	㊐			
7	月	本会議（第３日）	代表質問	10:00
8	火			
9	水		建設常任委員会（第一委員会室）	10:00
			民生常任委員会（301会議室）	10:00
10	木		総務常任委員会（301会議室）	10:00
			文教常任委員会（第二委員会室）	10:00
11	金		建設常任委員会　２日目（第一委員会室）	10:00
			民生常任委員会　２日目（第二委員会室）	10:00
12	㊏			
13	㊐			
14	月			
15	火		総務常任委員会　２日目（301会議室）	10:00
			文教常任委員会　２日目（第二委員会室）	10:00
16	水		駅前等再開発特別委員会（第二委員会室）	10:00
17	木			
18	金		（一般質問届出締切　12:00）	
19	㊏			
20	㊐			
21	㊊			
22	火		民生常任委員会　３日目（第二委員会室）	10:00
			総務常任委員会　３日目（第二委員会室）	13:00
23	水			
24	木			
25	金		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
26	㊏			
27	㊐			
28	月			
29	火	本会議（第４日）	一般質問・委員長報告・議会議案	10:00
			議会運営委員会（第一委員会室）	本会議終了後

議　　案　　付　　託　　表

平成２８年第１回定例会

〈総務常任委員会〉

議案 第	1 号	平成２８年度摂津市一般会計予算所管分
議案 第	4 号	平成２８年度摂津市財産区財産特別会計予算
議案 第	9 号	平成２７年度摂津市一般会計補正予算（第４号）所管分
議案 第	20 号	摂津市行政不服審査会条例制定の件
議案 第	21 号	摂津市職員の退職管理に関する条例制定の件
議案 第	23 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
議案 第	25 号	摂津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第	26 号	摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
議案 第	28 号	特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第	29 号	一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分（第３条（摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）以外に関する部分）
議案 第	30 号	摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第	31 号	摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第	32 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第	33 号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第	44 号	摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第	47 号	摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

〈建設常任委員会〉

議案 第	1 号	平成２８年度摂津市一般会計予算所管分
議案 第	2 号	平成２８年度摂津市水道事業会計予算
議案 第	5 号	平成２８年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
議案 第	9 号	平成２７年度摂津市一般会計補正予算（第４号）所管分
議案 第	10 号	平成２７年度摂津市水道事業会計補正予算（第２号）
議案 第	12 号	平成２７年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
議案 第	29 号	一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分（第３条（摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）に関する部分）

〈文教常任委員会〉

議案 第	1 号	平成２８年度摂津市一般会計予算所管分
議案 第	9 号	平成２７年度摂津市一般会計補正予算（第４号）所管分
議案 第	19 号	指定管理者指定の件（摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書センター）
議案 第	24 号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分（別表第１項及び附則中（摂津市総合体育館建設基本構想・基本計画審議会）に関する部分）
議案 第	27 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第	34 号	摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第	35 号	摂津市民図書館条例及び摂津市立鳥飼図書センター条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第	36 号	摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第	37 号	摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び摂津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分（第１条（摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正）に関する部分）
議案 第	45 号	摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第	46 号	摂津市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件

〈民生常任委員会〉

議案 第	1 号	平成２８年度摂津市一般会計予算所管分
議案 第	3 号	平成２８年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議案 第	6 号	平成２８年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
議案 第	7 号	平成２８年度摂津市介護保険特別会計予算
議案 第	8 号	平成２８年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
議案 第	9 号	平成２７年度摂津市一般会計補正予算（第４号）所管分
議案 第	11 号	平成２７年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
議案 第	13 号	平成２７年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第４号）
議案 第	14 号	平成２７年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
議案 第	22 号	摂津市立別府コミュニティセンター条例制定の件
議案 第	37 号	摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び摂津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分（第２条（摂津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）に関する部分）
議案 第	38 号	摂津市敬老金条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第	39 号	摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第	40 号	摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第	41 号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第	42 号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第	43 号	摂津市企業立地等促進条例の一部を改正する条例制定の件所管分（第２条第３号イ（正雀下水処理場跡地まちづくり基本計画の対象となる地域）以外に関する部分）

〈議会運営委員会〉

議案 第	1 号	平成２８年度摂津市一般会計予算所管分
議案 第	9 号	平成２７年度摂津市一般会計補正予算（第４号）所管分

〈駅前等再開発特別委員会〉

議案 第	1 号	平成２８年度摂津市一般会計予算所管分
議案 第	9 号	平成２７年度摂津市一般会計補正予算（第４号）所管分
議案 第	24 号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分（別表第１項及び附則中（摂津市健都イノベーションパーク立地企業等選定委員会）に関する部分）
議案 第	43 号	摂津市企業立地等促進条例の一部を改正する条例制定の件所管分（第２条第３号イ（正雀下水処理場跡地まちづくり基本計画の対象となる地域）に関する部分）

平成２８年　第１回定例会　代表質問要旨

質問順位

１番　民主市民連合　三好義治議員
２番　おおさか維新の会　渡辺慎吾議員
３番　公明党　村上英明議員
４番　自民党・市民の会　市来賢太郎議員
５番　日本共産党　増永和起議員
６番　市民ネットワーク　上村高義議員

１番　三好義治議員

１　市民が元気に活動するまちづくりについて
（１）市制施行５０周年事業について
（２）協働のまちづくりについて
２　みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
（１）豪雨時の雨水排水対策と水辺環境整備について
（２）ＪＲ千里丘西地区再開発について
（３）水道ビジョンについて
（４）犯罪を発生させない環境の整備について
３　みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
（１）摂津市環境の保全及び創造に関する条例の改正について
（２）ごみの効率的で安定した収集・処理システムの構築について
（３）協働による河川管理の推進について
４　暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
（１）高齢者が地域で自立し生活できるまちについて
（２）安心して介護を受けながら生活できるまちについて
（３）保育サービスの充実について
５　誰もが学び、成長できるまちづくりについて
（１）子どもたちの生きる力を育むまちについて
（２）文化・スポーツを通じて市民が元気なまちについて
６　活力ある産業のまちづくりについて
（１）中小企業の事業支援施策について
（２）農業振興施策について
７　計画を実現する行政経営について
（１）公共施設等総合管理計画の策定について
（２）中長期的な財政基盤の確立と人材育成について

２番　渡辺慎吾議員

１　次なる５０年に向けた飛躍の年について

２　摂津市の誇りについて

３　財政の硬直化について

３番　村上英明議員

１　市民が元気に活動するまちづくりについて

（１）地域活動の核になる自治会の加入率アップについて

２　みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて

（１）洪水対策として安威川及び大正川のしゅんせつを大阪府に要請することについて

（２）ゲリラ豪雨に対する内水排水対策について

（３）自主防災組織による防災マップ作成の支援について

（４）通学路を含む市内主要箇所に防犯カメラを増設するなど、犯罪を未然に防止するまちづくりについて

（５）ＪＲ千里丘西地区の再開発に係る千里丘西地区市街地再開発準備組合の活動の支援について

（６）阪急京都線連続立体交差事業の都市計画決定に向けた関係機関との調整等について

（７）摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画を更新し、より効果的な耐震化促進策を検討することについて

３　みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて

（１）ごみ焼却炉の延命と茨木市との広域連携に向けた取り組みについて

４　暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて

（１）第３期摂津市男女共同参画計画の中間見直しについて

（２）ライフサポーターを増員し、府内初となる７５歳以上の市民全員を対象にした戸別訪問による生活状況の調査と見守りを実施することについて

（３）子ども医療費助成の対象を高校３年生まで拡充することについて

（４）保育所の待機児童解消と、民間医療機関で行う病児・病後児保育の利用料金の補助について

（５）摂津市保健福祉総合ビジョン２０１６について

（６）第３期摂津市地域福祉計画の策定について

５　誰もが学び、成長できるまちづくりについて

（１）教育現場におけるＩＣＴの活用について

６　活力ある産業のまちづくりについて

（１）企業立地等促進制度の対象要件を緩和し、中小企業の誘致促進、流出防止に努めることについて

（２）（仮称）エンジョイ摂津・セッピィスクラッチ事業を実施することについて

7　計画を実現する行政経営について

（１）予算編成にあたっての現状分析及び将来分析と財政方針、中期見通しについて

（２）公共施設等総合管理計画を策定し、市有財産の総合的かつ計画的な管理を推進することについて

（３）摂津市人口ビジョンと摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

（４）安威川以南での総合体育館の整備に向けた基本構想及び基本計画の策定について

４番　市来賢太郎議員

1　市民が元気に活動するまちづくりについて

（１）市制施行５０周年について

（２）地域活動支援について

（３）情報発信力の強化について

2　みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて

（１）防災・防犯について

（２）消防・救急救助体制の充実について

（３）都市基盤の整備について

3　みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて

（１）ごみ焼却に関わる課題・広域化について

4　暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて

（１）平和・人権に対する意識の醸成について

（２）市民の健康づくりについて

（３）安心して子育てができる環境づくりについて

（４）多世代同居・近居への支援について

5　誰もが学び、成長できるまちづくりについて

（１）生きる力について

（２）学習環境・学力向上について

6　活力ある産業のまちづくりについて

（１）中小企業に対する支援・商業の活性化について

7　計画を実現する行政経営について

（１）第５次行政改革について

8　人間基礎教育について

５番　増永和起議員

1　地方自治体の基本姿勢について

（１）アベノミクス３年のもとで、市民生活への影響の認識について

（２）本市の人口ビジョン・総合戦略に関わって、次なる５０年に向け、市民の幸福度をどう上げるかについて

（３）第５次行政改革実施計画と財政運営について

（４）憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言都市としての今日における姿勢について

２　市民主体のまちづくりについて
（１）市民活動支援と協働について
（２）校区ごとのまちづくり懇談会について
（３）男女共同参画について
３　安全・安心・快適を実感できるまちづくりについて
（１）災害・防災対策の現状と今後について
（２）環境を大切にするまちづくりについて
（３）生活道路の安全対策・公共交通の充実について
（４）ＪＲ千里丘西地区再開発と阪急京都線連続立体交差事業について
４　くらしと営業を守るまちづくりについて
（１）中小企業支援策について
ア、中小企業・小規模事業所の現状認識と中小企業・小規模企業振興条例の制定について
イ、下請け中小企業、労働者を守るための制度について
ウ、実効的な中小企業支援策について
（２）くらしを守る制度の充実について
ア、国民健康保険について
イ、介護保険における新しい介護予防・日常生活支援総合事業について
ウ、障害者施策について
エ、生活保護について
（３）地方税における納税猶予制度の見直しについて
５　子育て支援と教育の充実について
（１）子育て支援と教育における公的責任と民営化・民間委託について
ア、公立保育所の民営化について
イ、学童保育・校務員業務の民間委託について
（２）子育てへの経済的支援の強化について
（３）子どもと学校を支え、真の学力向上をはかる環境をつくることについて
ア、教職員等の人手不足と多忙化について
イ、市独自の少人数学級について
（４）学校給食について
（５）総合体育館建設構想と市のスポーツ行政について

６番　上村高義議員

１　市民が元気に活動するまちづくりについて
（１）情報発信力について
２　みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
（１）吹田操車場跡地開発に伴う保育行政のあり方について
（２）防災マップの取り組みについて

３　みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
（１）摂津市環境の保全及び創造に関する条例改正の方向性について
（２）公園のあり方について
４　暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
（１）公共施設敷地内全面禁煙について
（２）高齢者見守りについて
（３）（仮称）健康づくり推進条例について
５　誰もが学び、成長できるまちづくりについて
（１）就学前教育実践の手引き活用実態について
（２）運動会での組み体操の禁止について
６　活力ある産業のまちづくりについて
（１）空き家・空き店舗対策について
７　計画を実現する行政経営について
（１）公共施設等総合管理計画について

平成２８年　第１回定例会　一般質問要旨

質問順位

１番　中川嘉彦議員　　２番　森西正議員　　３番　渡辺慎吾議員

【注】質問は一問一答方式（１回目は一括質問一括答弁方式で２回目から一問一答方式）で行われます。

１番　中川嘉彦議員

１　市役所窓口業務について

２番　森西正議員

１　新在家鳥飼上線について
２　家庭教育としつけについて
３　空き家対策について

３番　渡辺慎吾議員

１　人間基礎教育について
２　住民監査請求のあり方について

常任委員会の所管事項に関する事務調査表

（平成２８年第１回定例会）

常任委員会名	調 査 事 件	調 査 期 限
総　務	１．行財政運営 ２．防災行政 ３．人権行政 ４．消防行政	平成２９年３月３１日まで
建　設	１．都市計画行政 ２．土木行政 ３．下水道行政 ４．水道行政	同　上
文　教	１．学校教育行政 ２．生涯学習行政 ３．児童福祉行政	同　上
民　生	１．老人福祉行政 ２．障害者福祉行政 ３．保健医療行政 ４．環境衛生行政 ５．商工行政 ６．農業行政 ７．文化スポーツ行政	同　上

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
議選　第 1 号	淀川右岸水防事務組合議会議員選挙の件	２月２２日	決定
報告　第 1 号	摂津市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例専決処分報告の件	２月２２日	承認
議案　第 1 号	平成２８年度摂津市一般会計予算	３月２９日	可決
議案　第 2 号	平成２８年度摂津市水道事業会計予算	３月２９日	可決
議案　第 3 号	平成２８年度摂津市国民健康保険特別会計予算	３月２９日	可決
議案　第 4 号	平成２８年度摂津市財産区財産特別会計予算	３月２９日	可決
議案　第 5 号	平成２８年度摂津市公共下水道事業特別会計予算	３月２９日	可決
議案　第 6 号	平成２８年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算	３月２９日	可決
議案　第 7 号	平成２８年度摂津市介護保険特別会計予算	３月２９日	可決
議案　第 8 号	平成２８年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算	３月２９日	可決
議案　第 9 号	平成２７年度摂津市一般会計補正予算（第４号）	３月２９日	可決
議案　第 10 号	平成２７年度摂津市水道事業会計補正予算（第２号）	３月２９日	可決
議案　第 11 号	平成２７年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	３月２９日	可決
議案　第 12 号	平成２７年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）	３月２９日	可決
議案　第 13 号	平成２７年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第４号）	３月２９日	可決
議案　第 14 号	平成２７年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	３月２９日	可決
議案　第 15 号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	２月２２日	同意
議案　第 16 号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	２月２２日	同意
議案　第 17 号	市道路線認定の件	２月２２日	可決
議案　第 18 号	市道路線廃止の件	２月２２日	可決
議案　第 19 号	指定管理者指定の件（摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書センター）	３月２９日	可決
議案　第 20 号	摂津市行政不服審査会条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 21 号	摂津市職員の退職管理に関する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 22 号	摂津市立別府コミュニティセンター条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 23 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 24 号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 25 号	摂津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 26 号	摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 27 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決

議案　第 29 号	一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正	３月２９日	可決
議案　第 30 号	摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 31 号	摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 32 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 33 号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 34 号	摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 35 号	摂津市民図書館条例及び摂津市立鳥飼図書センター条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 36 号	摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 37 号	摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び摂津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 39 号	摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 40 号	摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 41 号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 42 号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 43 号	摂津市企業立地等促進条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 44 号	摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 45 号	摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 46 号	摂津市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 47 号	摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 48 号	摂津市情報公開条例及び摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
	議案第２８号特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例撤回の件	３月２９日	承認
	議案第３８号摂津市敬老金条例の一部を改正する条例撤回の件	３月２９日	承認
議会議案 第 1 号	摂津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議会議案 第 2 号	摂津市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議会議案 第 3 号	軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書の件	３月２９日	可決
議会議案 第 4 号	児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書の件	３月２９日	可決
議会議案 第 5 号	地方公会計の整備促進に係る意見書の件	３月２９日	可決
議会議案 第 6 号	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書の件	３月２９日	可決
	常任委員会の所管事項に関する事務調査の件	３月２９日	閉会中の継続調査